琉球國碑文記

塚田清策著

序

どういうわけかその理由はよく知らないが、とにかく沖縄には碑が多い。戦争その他の事由ですでに消失したものもすくなくないと思うが、それでもいまなお各地に散在しているものだけでも、おびただしい数にのぼるようである。建碑の風習とそれを尊重する精神風土が背景になっているので、ほとんどすべての碑文は拓本に採集され、どこかに所蔵されているにちがいない。そこでこれらの拓本を丹念に集成すれば、沖縄の碑文の歴史の全貌を知ることができよう。

およそ碑は、個人の業績その他の出来事について、社会的の意義が大きく、特に記念に値するとの評価に基いて建立されるものと思われる。そこで碑文は、その社会の文化や歴史を研究するうえで、古文書と同じく有力な手掛りを与えるものということができよう。

沖縄の碑文の文体は、漢文のほか、平仮名まじりの文語体によるものがすくなくない。そして書道の立場からいうと、その書体や書風には特色があり、しかも書道の国と激賞したいほどまことにすぐれているといわれている。

本書の著者塚田清策助教授は、昭和三十七年文部省の派遣講師として沖縄に滞在中、琉球大学の近くにある平仮名まじりの碑文の書風に大いに心を打たれ、それ以来ひたむきに沖縄各地に散在する碑文を隈なく探訪し、拓本の蒐集、文献の渉猟につとめ、文字を通して沖縄文化史の研究に没頭してこられた。そしてその研究の成果をまとめて、昭和四十年には「沖縄文化の研究」、さらに四十三年には、「文字から見た沖縄文化の史的研究」を刊行された。いずれも、本書と同様に、文部省の刊行費助成によるもの

である。

沖縄には、碑文記について三種の異本が伝わっている。沖縄史研究の権威者東恩納寛惇氏秘蔵の二種と、伊波普猷氏秘蔵のものとがそれである。

ところで著者の見解によれば、これら三種の異本を詳細に比較検討すると、文字の書き方や分量にも相違があり、そこで定本碑文記の刊行を思い立たれたとのことである。

ともあれ、本書にはこれら三異本をそのまま収録したほか、碑文記にもれた碑文をも各地から蒐集して付加し、沖縄の碑文のほとんど全部を網羅している。そこで本書は、他に類例のない沖縄碑文の集大成ということができよう。

本書は、各種の碑文を体系的に配列し、比較研究の便益をはかることを主眼としているが、著者は研究者の手引きにするために、序文のほかに特に解説の章を添え、琉球碑文記の由来、建碑史概説、碑文記に見える漢字の異体、沖縄漢文の読み方などの節を設けて、長年にわたる研究による蘊蓄を傾けておられる。まことに懇切にして用意周到というべきである。

昭和四十五年三月

大浜信泉

序

序

今次の敗戦で沖縄の受けた精神的・物質的被害ははかり知れないものがある。その大きな不幸の中で、本土復帰の運動を通じて、本土の人々が沖縄を以前よりもよりよく理解するようになりつつあるのは、せめてもの幸である。実は、本土の人々が学問的研究を通じて琉球に寄せた関心と愛情の歴史は決して新しいことではなく、もちろん明治に遡る。とはいえ、戦前の琉球理解者は、少数の学問愛好者に限られており、その観点も民俗や言語に傾いていた。しかるに敗戦後は、沖縄の悲惨と不幸について、われわれ国民の一人一人が責任を感ぜざるを得なくなり、現実の諸問題の解決のために、かえって視野が著しく拡大してきた。この点だけを取りあげれば、喜ばしいことではある。琉球の人々が本土に対して無条件的関心を持っているのに、本土の人々がこの島々について無知冷淡であってはならぬからである。両者がさらに固く結ばれるには、相互の理解がいっそう深まらなければならない。

しかしながら、現今、沖縄問題が重大であればあるほど、われわれは、一見迂遠のように見えても、本土と琉球の、言語学的には完全に証明された同祖関係を、さらに他の種々の面から検討するための基礎的作業としての、琉球の文化と歴史に関する根本的研究を盛んにすることが望ましいと考える。もちろん、われわれ学問に携わる者は、沖縄の事態の如何にかかわらず、このような研究を推進するのだが、現在のような時点にあっても、われわれが自己の義務としてとりうる最善の道は、こういう純学術的仕事を振興することにあると信ずる。そして、この種の根本的研究は、沖縄の学者と本土の学者とのそれぞれ得意とする面に補い合うところが少なくないから、両者の緊密な提携によって始めて効果的に実現

できるのであり、そして、その実施が両者の友情を深めるという好もしい結果をもたらすのは幸なことである。

戦後の国の立ち直りとともに、琉球研究は、方法もいっそう厳密正確となり、仕事も断片的でなく網羅的となって、いよいよ本格的な根本的なものとなってきた。数年来、国立国語研究所の『沖縄語辞典』、仲原善忠・外間守善両氏の『おもろさうし』の『校本』と『総索引・辞典』、島袋盛敏・翁長俊郎両氏の『琉歌全集』等の大作が出版されて大きな礎石が次々と置かれたが、今回塚田清策氏の大著『琉球国碑文記』の研究の上梓によって、またまた学問的基礎固めが拡大した。わが琉球研究はいよいよ誇るべきものとなりつつある。

塚田さんは、私とは、竹田復先生を恩師として共通に戴く以外に関係はなかったが、一日突然陋屋を訪れられたとき、「定本」作成の仕事ももちろん非常に大切だが、その種の研究は常に進歩し得るものでいわば終着点がないから、「定本」と合わせて、根本資料を忠実に公刊することがきわめて望ましいとの私見を、忌憚なく述べたところ、何のこだわりもなく、その線に沿って努力してくださったのは、学界のためまことに感謝に堪えない。このような内容の本書の価値は、永久に失われることがないはずである。

聞けば、塚田さんは、書道の観点から琉球の碑文に興味を持ち、この方面の研究にはいられたという。これはわが琉球研究史において珍しいことであろう。とにかく、学問的研究では、違った観点の研究者がふえるのは、大いに歓迎すべきことだ。自序にも見えるように、塚田さんは、独自の研究分野で長年に亘り不屈の努力を続けてこられたのだが、この大著の出版に当たって、ご自身は、これが「碑文記研究の完成」を意味するのではなく、基礎作業ができたのに過ぎない、と述べておられる。これは謙虚に過ぎることばではあるが、また事実、この労作を土台とする研究が、塚田さんはじめ他の諸学者によってさらに進められるよう、大いに期待されるわけである。

究の完成」を意味するのではなく、基礎作業ができたのに過ぎない、と述べておられる。これは謙虚に過ぎることばではあるが、また事実、この労作を土台とする研究が、塚田さんはじめ他の諸学者によってさらに進められるよう、大いに期待されるわけである。

過日、短時間ではあったが、塚田夫人が夫君と一心同体となってこの研究に献身しておられるお姿を見て、まことに美しいことと、感銘を深くした。私は、お二方の長年の、物質的安楽を犠牲にしての、倦まざるご努力とご協力が、ついにここに立派に結実したことを、心よりお祝い申し上げるとともに、末長くますますご健勝ご多幸であられんことを、お祈りして已まぬ者である。

昭和四十五年二月十一日

服部四郎

推薦の辞

塚田清策氏が書道の講義のため、文部省より派遣されて、沖縄に渡ったのは昭和三十七年の夏であった。碑文に興味を惹かれて、本島の南部から中部・北部を跋渉し、宮古・八重山にも足をのばして、沖縄に残る古碑文に直接あたって渉猟をつくし、約百種の拓本をとって持ち帰った。

このうち仮名文碑には格別に興味をもち、本土との文化の関係を知る最も重要な鍵であると考えて、沖縄文化の研究に着手した。その作業を進めているあいだに、日本文化史の中の沖縄文化史に鋭敏な感覚で思いをはせつつあったのである。このため、翌々三十九年、再度渡島して有名な「田名文書」に接した。この文書は、首里王府（琉球王国）から田名家の祖先たちに授けられた辞令集で、嘉靖二年（一五二三）から道光三十年（一八五〇）に至る三百二十八年間における、三十二葉からなる仮名書きの文書で、仮名碑文と密接な関係のあるものである。

これはその時代によって、書体・文体・用語などに著しい変貌を示している。ことに嘉靖年間の辞令書はすぐれたもので、琉球の文化の流れを知る貴重な文献である。以上のものを資料として日本文化との関係を知るために研究したものが、同氏の著、「文字から見た沖縄文化の史的研究」である。そのとき、塚田氏は、また琉球大学付属図書館の伊波文庫で、はじめて、「碑文記」を見た。そして帰京後、東恩納寛惇氏によって、同氏秘蔵の碑文記の二種の異本をも入手することができた。

この三本を比較してみると、文字の書き方の相違、分量の相違、異体文字の書き方などの点において、相当異なることを発見し、またこの碑文記の中には、未だ収録されていない碑文も存在することがわか

った。ここに定本琉球国碑文記の必要性を痛感した。そこで伊波文庫の碑文記と、東恩納氏所蔵の二種の碑文記との三種の碑文記を比較検討して詳細に校訂し、同時に碑文記に洩れた碑文を各地より蒐集して、残りなく捜し求めて付加し、琉球に存する碑文をほとんど網羅し、定本琉球国碑文記を完成した。

元来碑文記は、弘治十四年（一五〇一）から同治五年（一八六六）に至る碑文・墓銘・殿堂・社寺の額字などを評定所または、系図座によって集録されたものである。

この定本琉球国碑文記は、塚田氏が多年心血を注いで研究を進め、琉球へも数回渡航して資料を蒐集し成されたもので、その苦心は並大抵ではなかった。

そのうえ、碑文の本文については、読みにくい漢文に対しては、すべて訓点を施して解読し、後人の研究に便宜を与えている。将来沖縄文化の真相を闡明するために、好個の資料として、本書が学界に貢献するところ大なるもののあることを期待し、塚田氏のたゆまざる努力に対し敬意を表したい。

昭和四十五年三月

比嘉春潮

自　序

私は、昭和三十七年に、文部省から沖縄現職教員夏期認定講習会の講師団の一員として派遣された。その折に沖縄に残存する碑文がどのような内容をもっているかを知りたいと思い、講習会とあわせて向井克胤先生の紹介状により、仲宗根政善先生を訪ねて、地理の説明を伺い、沖縄本島の北端から南端まで、約百二十キロにわたる地を歩きまわり、炎天や台風と闘い、東海岸から西海岸もあわせ約百基の碑を拓本にとった。また南部の激戦地を訪れたときは、同胞全滅の地に立ちつくして、いい知れぬ悲しみを味わった。砲弾と爆弾で、一本の樹も残さず赤はげとなった首里の丘陵には、平仮名の碑文があった。

この碑文は、漢字と平仮名の混淆体で、両者がよく調和し、肉太で筆勢があり、形もよく整っていて、実に謹厳な書きぶりで、日本本土ではとうてい見ることのできないりっぱなできばえに、しばし見とれた。このとき、この平仮名の研究こそ本土と沖縄との文化の関係を解明する鍵であるということを考えた。

ここに私は、沖縄文化研究の必要と使命を感じ、その研究に没頭し、さらに昭和三十九年再び沖縄に渡り、文化財保護委員長の宮里栄輝氏の斡旋により、田名家に伝わる重要文化財の辞令集三十二葉の複写を入手し、また琉球大学付属図書館、首里博物館その他沖縄の有力な方々のご援助ご指導により、意外に貴重な資料を多く得ることができた。

三十七年に持ち帰った拓本については、故東恩納寛惇先生のご指導を得、そのうえ先生ご秘蔵の「琉球国碑文記」の複写の便宜を与えていただき、かつ碑文記についてのご指導を得た。このとき、琉球碑文記は、琉球研究のかなめであり、そして琉球文化史の研究は、日本文化史の研究の一部をなすばかりでなく、日本の他の諸地方の文化史の研究からは、得られないもののあることを感得した。したがって、「碑文記」の研究は、日本文化史の研究にとって、重要な資料であると感じた。そこで手に入れた拓本と、碑文記とを資料として、沖縄研究を進めた、その成果を昭和四十年三月に文部省刊行助成金によって「沖縄文化の研究」として刊行した。

さらに、四十年、四十一年と渡航し、沖縄本島ばかりではなく、八重山、宮古島にも渡り、多くの資料を蒐集する幸運に恵まれた。しかし現存

の碑文の拓本は容易に集められたが、砲弾で破壊された碑の拓本蒐集にはすこぶる困難した。

以上の資料を基礎として、さらに研究を進め、沖縄における文字に現われた文化について検討を加えることとし、文字として表現された沖縄文化と、日本本土との文化関係をもあわせて研究を重ね、四十三年三月に、再び文部省の刊行助成金によって「文字から見た沖縄文化の史的研究」を刊行した。

今次の大戦は、沖縄の山野を焼土と化し、たいせつな古碑も砲弾で破壊されたが、このとき、碑文記の異本にも行方不明となったものがあるといわれて、私の心は痛んだ。戦後この地にかぶさったもろもろの困難は、想像もつかない速さで、その文化が変形してゆく姿を見、その残存する古碑を記録、保存しておかなければとの思いはますます深まった。

碑文記については、前述の東恩納寛惇先生秘蔵の碑文記には二種あり、琉球大学付属図書館内の、伊波文庫所蔵の碑文記と合わせて、三種が現存している。そこで、この三異本を複写によって手に入れ、比較検討をしてみると、文字の書き方の相違、分量の相違、異体文字の書き方などの点において、相当異なることを発見したので、「定本琉球国碑文記」の作成を計画した。

この三種の異本を比較検討し、詳細に校訂し、同時に碑文記に洩れた碑文も各地より蒐集して、残りなくさがし求めて付加し、琉球に存する碑文をほとんど網羅し、「定本琉球国碑文記」を完成した。碑文の漢文については訓点を施して解読し、ここに出版の運びとなった。

印刷については、三異本を一頁に三段組として進めるべく、服部四郎先生にご相談したところ、先生は、再びやり直しをすることのないよう種々の例をあげて、諄々と説明してくださったので、私は後の研究者のことを考えて、三異本をそのまま、そっくり作成することを思いたった。

そのうえこの三種の碑文記は、すでに虫が巣喰って、ぼろぼろになり、今後十年も経てば、恐らく使用困難になるだろうと思われたので、先に考えたように、三異本をなるべく原型に近い形に作ることにし、三異本を定本と比較検討しうるように別冊とし、原本と合わせて四冊一組にして出版することにした。

このことを文部省の関係官に相談したところ、膨大な出版費を要するとのことで、印刷の万全を期するために、四十四年夏、専門家の同道を願い、沖縄に渡って三異本を撮影した。

このようにして、「定本琉球国碑文記」が世に送られることになったが、これが、「碑文記研究」の完成を意味するものではなく、基礎作業が完成したということである。この定本を基として、沖縄文化を研究していく、踏み台になってくれれば幸である。本書によって、「碑文記」が、

このようにして、「定本琉球国碑文記」が世に送られることになったが、これが、「碑文記研究」の完成を意味するものではなく、基礎作業が完成したということである。この定本を基として、沖縄文化を研究していく、踏み台になってくれれば幸である。本書によって、「碑文記」が、沖縄の人々ばかりでなく、本土の人々にも利用されるようになり、沖縄と本土をより固く結びつける靱帯ともなれば幸甚である。私は琉球文化が多くの人々に親しみ深いものとなることを切に念願する。

最後に大浜信泉先生からは、常に励ましのお言葉をいただき、比嘉春潮先生からは、並々ならぬご指導を受けたことは感謝に堪えない。十年間常に温かいご援助を寄せられた、三輪知雄先生はじめ、仲宗根政善先生、また新城安善氏のご恩も忘れ難く、東恩納文庫内の具志堅以徳氏、嘉手納宗徳氏にも感謝申し上げる。

本書は、文部省科学研究費補助金を得て刊行したもので、当局並びにこの刊行をこころよく引き受けてくれた学術書出版会に対してここに謹んで謝意を表する。

家妻光子の長年の苦労に対しては、心から感謝する。

本書を謹んで東恩納寛惇、仲原善忠、伊波普猷三先生の霊前に捧げる。

昭和四十五年三月十五日

著者しるす

目次

序文……大浜信泉
序……服部四郎
推薦の辞……比嘉春潮
自序……塚田清策
図版
(一) 守礼門（旧）　(二) 歓会門
(三) 首里城正殿　(四) 玉陵
(五) 円覚寺山門　(六) 円覚寺
(七) 真玉橋　(八) 崇元寺橋
(九) 万歳嶺記　(十) 官松嶺記
(十一) 円覚禅寺記　(十二) たまおどんのひのもん
(十三) 国王頌徳碑（石門之東之碑文）　(十四) 真珠湊碑文
(十五) 王舅達魯加祢国柱大人寿蔵之銘　(十六) 崇元寺下馬碑（表）
(十七) 崇元寺下馬碑表（裏）　(十八) 琉球国新建儒学碑記
(十九) 三府竜脈碑記　(二十) 首里新建聖廟碑文

第一編　総説

第一章　琉球国碑文記の由来……一
　第一節　現存の琉球国碑文記……一
　第二節　琉球国碑文記の成立……一

第三節　琉球国碑文記の異本……五
第二章　琉球建碑史概説……七
第一節　伝説時代……七
第二節　日本本土との交通時代……七
第三節　日本文化移入時代（舜天王統時代）　自　後鳥羽天皇　文治三年（一一八七）　至　亀山天皇　文応元年（一二六〇）……八
舜天・舜馬順煕王・義本、日本文化の移入
第四節　文化進展時代（英祖王統時代）　自　亀山天皇　文応元年（一二六〇）　至　後村上天皇　正平五年（一三五〇）……一四
英祖王・大成・英慈・玉城・西威、文化の進展
第五節　中国文化流入時代（察度王統時代）　自　後村上天皇　正平五年（一三五〇）　至　後小松天皇　応永十三年（一四〇六）……一六
察度・武寧、中国文化の流入
第六節　海外発展時代（尚思紹王統時代）　自　後小松天皇　応永十三年（一四〇六）　至　後土御門天皇　文明二年（一四七〇）……一八
尚思紹・尚巴志・尚忠・尚思達・尚金福・尚泰久・尚徳、海外発展、建碑
第七節　中央集権時代（尚円～尚永時代）　自　後土御門天皇　文明二年（一四七〇）　至　後陽成天皇　天正十七年（一五八九）……一九
尚円・尚宣威・尚真・尚清・尚元・尚永、王国の隆盛、建碑
第八節　国難時代（尚寧王時代）　自　後陽成天皇　天正十七年（一五八九）　至　後水尾天皇　天和七年（一六八一）……二三
尚寧、建碑
第九節　文芸興隆時代（尚豊～尚敬時代）　自　後水尾天皇　元和七年（一六二一）　至　桃園天皇　宝暦二年（一七五二）……二七
尚豊・尚賢・尚質・尚貞・尚益・尚敬、建碑
第一〇節　教育進展時代（尚穆～尚育時代）　自　桃園天皇　宝暦二年（一七五二）　至　明治天皇　明治元年（一八六八）……二九
尚穆・尚温・尚成・尚灝・尚育・尚泰、建碑
第一一節　王制廃止時代　自　明治天皇　明治元年（一八六八）　至　今上天皇　昭和二十年（一九四五）……三六
建碑
第二節　アメリカ施政時代（自　昭和二十年（一九四五）　至　昭和四十七年（一九七二）の予定）……四二
建碑
……四六

第一一節　王制廃止時代　自　明治天皇　明治元年（一八六八）
至　今上天皇　昭和二十年（一九四五）……四二
建碑
第一二節　アメリカ施政時代　自　今上天皇　昭和二十年（一九四五）
至　今上天皇　昭和四十七年（一九七二）の予定……四六
第三章　琉球藩時代の漢文の読み方について……五〇
第四章　琉球碑文記に見える漢字の異体……五三
凡　例……五六

第二編　琉球国碑文記の定本作成の研究

一　安国山樹華木之記（甲、題のみ）……（一四三七）　五九
二　鐘　銘……（一四五八）　六二
三　万歳嶺記（上ミヤキジナハノ碑文）（甲・乙）（一四九七）　六五
四　官松嶺記（下ミヤキジナハノ碑文）（甲・乙・伊
ハ後部四行）……（一四九七）　六七
五　円覚禅寺記（荒神堂之南之碑文）（甲・乙・伊）（一四九七）　六九
六　国王頌徳碑（荒神堂之北之碑文）（甲・乙・伊）（一四九八）　七一
七　円覚寺山門前之石橋欄干之銘（甲・乙・伊）（一四九八）　七四
八　サシカヘシ松尾ノ碑文（甲・乙・伊）……（一五〇一）　七五
九　円覚寺松尾之碑文（甲・乙）……（一五〇一）　七七
一〇　たまおどんのひのもん（甲・乙）……（一五〇一）　七八
一一　大道毛之碑文（甲）……（一五〇一）　八〇
一二　百浦添之欄干之銘（甲・乙・伊）……（一五〇九）　八一
一三　そのひやぶの御嶽の額（甲・乙・伊）……（一五一九）　八四
一四　国王頌徳碑（石門之東之碑文）（甲・乙・伊）（一五二三）　八六
一五　真珠湊碑文（石門の西のひのもん）（甲・乙・伊）
……（一五二三）　八八
一六　王舅達魯加祢国柱大人寿蔵之銘（識名沢岷王舅墓之銘）
（甲・乙・伊）……（一五二五）　九〇
一七　崇元寺之前東之碑（表文）（甲・乙・伊）…（一五二七）　九二
一八　崇元寺之前西之碑文（甲・乙・伊）……（一五二七）　九四
一九　タカラクチ一翁寧公墓之碑文（甲・乙・伊）…（一五三九）　九五
二〇　国王頌徳碑（かたのはなの碑）（甲・乙・伊）（一五四三）　九六
二一　添継御門之北之碑文（新築石墻記）（甲・乙・伊）
……（一五四六）　一〇〇
二二　添継御門の南のひのもん（新築石墻記）（甲・乙・伊）
……（一五四六）　一〇二
二三　やらさもりくすくの碑おもての文
（了攬注森城碑文）（甲・乙・伊）……（一五五四）　一〇五
二四　君誇之欄干之記（甲・乙・伊）……（一五六二）　一〇八

二五　毛氏墓碑……（一五七三）一一〇
二六　守礼門之額……（一五九九）一一二
二七　浦添城の前の碑おもての文（甲・乙・伊）……（一五九七）一一三
二八　広徳寺浦添の親方の塚碑……（一五九七）一一八
二九　極楽山之碑文（裏ようどれのひのもん）（甲・乙・伊）
……（一六三〇）一一九
三〇　本覚山碑文……（一六三四）一二三
三一　池城墓碑……（一六四〇）一二五
三二　安里橋之碑文（甲・乙・伊）……（一六七七）一二七
三三　金城橋碑文（甲・乙・伊）……（一六七七）一三〇
三四　首里魚池碑文（甲・乙・伊）……（一六七八）一三三
三五　今帰仁間切親泊村字津屋口原山野墓碑（甲）（一六七八）一三七
三六　壷川松尾碑文（甲）……（一六七九）一三九
三七　琉球国新建至聖廟記（甲・乙）……（一六八三）一四〇
三八　琉球国新建至聖廟記（甲・乙）……（一六八三）一四三
三九　板敷橋記（甲・乙・伊）……（一六八九）一四六
四〇　宇平橋碑文（甲・乙・伊）……（一六九〇）一四九
四一　勢理客橋碑（甲・乙・伊）……（一六九一）一五一
四二　重修臨海橋碑文（甲・乙・伊）……（一六九六）一五四
四三　重修石火矢橋碑文（甲・乙・伊）……（一六九七）一五七
四四　泊高橋碑文（甲・乙・伊）……（一七〇〇）一六〇
四五　つろさしの墓碑……（一七〇四）一六三
四六　ひやたき墓碑……（一七〇四）一六四
四七　重修真玉橋碑文（甲・乙・伊）……（一七〇八）一六五
四八　寄上森内金宮碑文（甲）……（一七〇八）一六八
四九　宮良間切古見村字三離碑（甲）……（一七一五）一七〇
五〇　宮良間切古見村字大板碑（甲）……（一七一五）一七二
五一　中山孔子廟碑記（琉球国新建至聖廟碑記）（甲・乙・伊）
……（一七一六）一七三
五二　比謝橋碑文（乙）……（一七一七）一七八
五三　濬江碑文（乙）……（一七一八）一八一
五四　瑞泉碑文（甲・乙）……（一七一九）一八五
五五　琉球新建儒学碑記（甲）……（一七一九）一八六
五六　森川碑（甲）……（一七二五）一八九
五七　修宮城橋碑記（甲・乙）……（一七二八）一九一
五八　琉球国創建天尊廟天妃宮竜王殿関帝祠総記（甲・乙）
……（一七二八）一九四
五九　重修庇謝橋碑記（甲・乙）……（一七三〇）一九六
六〇　報得橋記（甲・乙）……（一七三二）一九九
六一　先王旧宅碑記（甲・乙）……（一七三八）二〇二
六二　護佐丸墓碑（甲）……（一七四〇）二〇五
六三　重修勢理客橋碑記（甲・乙）……（一七四四）二〇七
六四　重修天女橋碑記（甲・乙）……（一七四四）二一〇
六五　新修美栄橋碑文記（甲・乙）……（一七四四）二一四
七四　大清琉球国夫子廟碑（甲・乙）……（一七五六）二四六
七五　修理三司官碑記（甲・乙）……

四二　重修眼病橋碑文（甲・乙・伊）……（一六九七）一五四
四三　重修石火矢橋碑文（甲・乙・伊）……（一六九七）一五七
四四　泊高橋碑文（甲・乙・伊）……（一七〇〇）一六〇
六一　先王旧宅碑記（甲・乙）……（一七三八）二〇二
六二　護佐丸墓碑（甲）……（一七四〇）二〇五
六三　重修勢理客橋碑記（甲・乙）……（一七四四）二〇七
六四　重修天女橋碑記（甲・乙）……（一七四四）二一〇
六五　新修美栄橋碑文記（甲・乙）……（一七四四）二一四
六六　改修牧港橋碑記（甲・乙）……（一七四四）二一六
六七　与座村引泉溉田碑記（甲・乙）……（一七四四）二一八
六八　改決羽地川碑記（甲・乙）……（一七四四）二二〇
六九　山北今帰仁城監守来歴碑記（甲）……（一七四九）二二二
七〇　三府竜脈碑記（甲・乙）……（一七五〇）二二六
七一　総官野国由来記……（一七五一）二三一
七二　琉球国新建姑米山天后宮碑記（甲・乙）…（一七五六）二三三
七三　天使送賜字蹟……二三六
（一）西殿額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二三六
（二）竜樋石額（甲・乙）……（一七五六）二三七
（三）円覚寺額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二三七
（四）天王寺額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二三九
（五）天界寺額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二三九
（六）崇元寺廟之額（甲・乙）……（一七五六）二四一
（七）崇元寺額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二四一
（八）護国寺額（甲・乙）……（一七五六）二四二
（九）臨海寺額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二四三
（十）安国寺額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二四四
（十一）慈眼院額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二四五
七四　大清琉球国夫子廟碑（甲・乙）……（一七五六）二四六
七五　啓聖王祠額（甲・乙）……（一七五六）二四八
七六　大清琉球国天后神廟碑（甲・乙）……（一七五六）二四九
七七　天后宮額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二五一
七八　姑米島天后宮額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二五二
七九　天使館額并掛床（甲・乙）……（一七五六）二五四
八〇　円覚寺掛床……（一七五六）二五七
八一　太平山の碑……（一七五六）二五八
八二　石田城碑文（甲・乙・伊）……（一七六二）二五九
八三　麻姓大城按司真武塚（甲）……（一七六三）二六〇
八四　豊見親火神碑文（甲）……（一七六七）二六一
八五　国学之額……（一七九八）二六五
八六　天使送賜字蹟……二六六
（一）竜樋之額（甲・乙・伊）……（一八〇〇）二六六
（二）守礼門之掛床（甲・乙・伊）……（一八〇〇）二六六
（三）崇元寺廟之額（甲・乙・伊）……（一八〇〇）二六七
（四）末吉社檀之額掛床（甲・乙・伊）……（一八〇〇）二六八
（五）関帝王之額并掛床（甲・乙・伊）……（一八〇〇）二六九
（六）天后宮之掛床（甲・乙・伊）……（一八〇〇）二六九
（七）天使館之額掛床並詩碑（甲・乙・伊）…（一八〇〇）二七〇
（八）東苑之額掛床（甲・乙・伊）……（一八〇〇）二七四

(九) 南苑額掛床（甲・乙・伊）……（一八〇〇）二七三
八七 琉球国新建国学碑文（甲・乙・伊）……（一八〇一）二七六
八八 宝樋（甲）……（一八〇七）二八二
八九 天使送賜之字蹟……二八六
(一) 竜樋之碑（甲・乙・伊）……（一八〇八）二八六
(二) 天后宮之額（甲・乙・伊）……（一八〇八）二八六
(三) 宗廟之額（甲・乙・伊）……（一八〇八）二八七
(四) 長風閣五君詠（甲・乙・伊）……（一八〇八）二八七
(五) 停雲楼五君詠（甲・乙・伊）……（一八〇八）二九〇
(六) 臨海寺之額（甲・乙・伊）……（一八〇八）二九二
九〇 落平樋碑記（甲）……（一八〇八）二九四
九一 重修金城橋碑文（甲・乙・伊）……（一八〇九）二九六
九二 当蔵村字阿丹弥川嶽碑文（甲）……（一八一四）二九九
九三 新造佐阿天橋碑文（甲・乙・伊）……（一八一〇）三〇二
九四 改造池城橋碑文（甲・乙・伊）……（一八一一）三〇四
九五 尚豊王御代の碑……（一八三〇）三〇六
九六 育徳泉の碑……（一八三一）三〇八
九七 首里新建聖廟碑文（甲・乙・伊）……（一八三七）三〇九
九八 天使送賜之字蹟……三一四
(一) 竜樋之碑（甲・乙・伊）……（一八三八）三一四
(二) 崇元寺廟之額并掛床（甲・乙・伊）……（一八三八）三一五
(三) 首里聖廟之額并掛床（甲・乙・伊）……（一八三八）三一六
(四) 国学之額并掛床（甲・乙・伊）……（一八三八）三一七
(五) 東苑之額掛床并詩（甲・乙・伊）……（一八三八）三一八
(六) 南苑之額掛床并詩碑（甲・乙・伊）……（一八三八）三二一
(七) 久米村聖廟之額並掛床（甲・乙）……（一八三八）三二五
(八) 明倫堂之額並掛床（甲・乙）……（一八三八）三二六
(九) 関帝王之額并掛床（甲・乙）……（一八三八）三二八
(十) 天后宮之額并掛床（甲・乙）……（一八三八）三二九
(十一) 竜王堂之額并掛床（甲・乙）……（一八三八）三三〇
(十二) 天使館之額并掛床（甲・乙）……（一八三八）三三〇
(十三) 護国寺之額并掛床（甲・乙）……（一八三八）三三三
(十四) 臨海寺之額并掛床（甲・乙）……（一八三八）三三三
九九 洪済寺碑（甲）……（一八三九）三三五
一〇〇 小禄之墓所碑文（甲）……（一八四六）三三六
一〇一 馬允中之碑……（一八四八）三三七
一〇二 仲之川（甲）……（一八六三）三三九
一〇三 楚辺湧田井碑（甲）……（一八六五）三四一
一〇四 海蔵院碑（甲）……（一八六五）三四五
一〇五 天使送賜之字蹟……三四六
(一) 竜碑之碑（甲・乙）……（一八六六）三四六
(二) 円覚寺掛床（甲・乙）……（一八六六）三四六
一〇八 与那国島祖納村字兼久碑（甲）……（一八八九）三六九
一〇九 台湾遭害者之墓……（一八九八）三七一
(三) 崇元寺廟之掛床并額（甲・乙）……（一八六六）三四七
(四) 首里聖廟之掛床（甲・乙）……（一八六六）三四七

(一) 竜樋之碑（甲・乙・伊）……（一八三八）三一四
(二) 崇元寺廟之額并掛床（甲・乙・伊）……（一八三八）三一五
(一) 竜碑之碑（甲・乙）……（一八六六）三四六
(二) 円覚寺掛床（甲・乙）……（一八六六）三四六
(三) 崇元寺廟之掛床并額（甲・乙）……（一八六六）三四七
(四) 首里聖廟之掛床（甲・乙）……（一八六六）三四七
(五) 国学之掛床（甲・乙）……（一八六六）三四八
(六) 明倫堂之掛床（甲・乙）……（一八六六）三四八
(七) 関帝王之掛床（甲・乙）……（一八六六）三四九
(八) 天后宮之掛床并額（甲・乙）……（一八六六）三五〇
(九) 竜王堂之掛床（甲・乙）……（一八六六）三五〇
(十) 天使館之額并掛床（甲・乙）……（一八六六）三五一
(十一) 護国寺之掛床（甲・乙）……（一八六六）三五三
(十二) 東苑之額（甲・乙）……（一八六六）三五三
(十三) 南苑之額并掛床詩文（甲・乙）……（一八六六）三五四
一〇六 蔡氏大宗墳碑（甲）……（年代不明）三六〇
一〇七 独逸皇帝感謝の碑（甲）……（一八七六）三六一
一〇八 与那国島祖納村字兼久碑（甲）……（一八八九）三六九
一〇九 台湾遭害者之墓……（一八九八）三七一
一一〇 歌人恩納奈辺記念碑……（一九一五）三七三
一一一 よしや歌碑……（一九一五）三七五
一一二 産業恩人記念碑……（一九一六）三七七
一一三 袋中上人行化碑……（一九二四）三八〇
一一四 医生教習所記念碑……（一九二八）三八二
一一五 産業界之恩人野国総管之墓……（一九四三）三八七
一一六 長延翁頌徳碑……（一九五一）三八九
一一七 ベッテルハイム博士居住之趾の碑……（一九五四）三九五
一一八 当山正堅先生頌徳碑……（一九五八）三九七
一一九 宮古人頭税撤廃之碑……（一九六四）四〇〇
索引……四〇三

別巻

一 琉球国碑文記別巻第一巻 東恩納本（甲）
二 琉球国碑文記別巻第二巻 東恩納本（乙）
三 琉球国碑文記別巻第三巻 伊波本

第一編　総　説

第一章　琉球国碑文記の由来

第一節　現存の琉球国碑文記

琉球国碑文記は元来沖縄県下の碑文・墓誌銘・殿堂社寺の額や掛床などの文字を収録したもので、現在三本の異本が存在する。この三本のうち二本は東恩納寬淳氏が所有したもので、二本いずれも「琉球国碑文記」と題している。他の一本は伊波普猷氏の所蔵したもので「琉球国中碑文記」と題し「中」の字が多く用いられている。現在東恩納本の二種は琉球中央図書館内の東恩納文庫に所蔵され、伊波本は琉球大学付属図書館伊波普猷文庫に所蔵されている。

この三本いずれも収録されている分量が異なり、東恩納本の一本が最も量が多く、他の東恩納本の一本はその約八割の分量であり、伊波本は東恩納本の最も量の多いものの約二分の一である（原本参照）。しからばこの「琉球国碑文記」はいかにして成立したものであるか。

第二節　琉球国碑文記の成立

「琉球国碑文記」は首里王府において編集されたものと思われるが、公の事業ではなかったと見えて、「中山世譜」（琉球の歴史書）などと異なり、序文もなく、また編集官の署名もなく、編集年月日の記入もない。ただ「混効験集」（一七一一成立）の坤の巻にその名が次のように見えている。

琉球国中碑文記石門の西のひもんきこゑ大君きみ〳〵の御せせるに云々

これによると、「琉球国碑文記」は琉球の文芸興隆時代の尚益王（一七一〇～一七一二）以前にはすでに成立していたものと見られる。尚益王の前代尚貞王（一六六九～一七〇九）は英明の君主で、弊政を革新し綱紀を振起したので、この時代には多くの国家的な事業が行なわれた。宇平橋・泊高橋・真玉橋をはじめ多くの橋が改修され、文化面として

は儒学を奨励し、元禄二年（一六八九）には系図座を設けて家譜を編せしめ、宝永三年（一七〇六）には修史事業を起こし「中山世譜」を編集せしめている。かかる文化的な事業の行なわれた際に、首里王府の評定所または系図座において編集されたものであろう。しかし公の事業ではなかったと見えて、「中山世譜」・「球陽」などとは異なり、序文もなく、また摂政三司官や編集官の署名もなく、さらにまた、編集された年月も記されていない。

東恩納本の量の多いほうの碑文記を詳細に見るとだいたい四回に収録されたことが註記してある。その区分は次のようである。

第一回　最初から八八頁まで。万歳嶺記（一四九七）から、重修真玉橋碑文（一七〇八）まで三十余碑。

第二回　八九頁から二二五頁まで。琉球国新建至聖廟記（一七一六）から改造池城橋碑文（一八二一）まで、二十余碑と額掛床多数を含む。

第三回　二二五頁から二七二頁まで。首里新建聖廟碑文（一八三七）から南苑之額并掛床詩文（一八六六）まで二碑のほかは全部、額掛床である。

第四回　二七三頁から三三二頁（最後）まで。蔡氏大宗墳碑（？）から独逸皇帝感謝碑（一八七六）まで二十余碑である。

以上が四回にわたって収録された碑の年代とその分量である。これを各回いかなる年代に編集されたものであるかについて、さらに調査を進めることとする。

第一回編集　第一回の編集は碑文記の出発であって重要な時代である。これは先述のように「混効験集」（一七一一成立）にすでにその名が見えているので、一七一一年以前であることは明らかである。第一回編集の最後の碑文である重修真玉橋碑文は一七〇八年の作であるから、これを年代的に見れば、第一回の編集は、重修真玉橋碑文の作られた一七〇八年から、混効験集成立の一七一一年に至る約四年間であることが察せられる、この時代は先にも述べたように、尚貞王の晩年から尚益王の初年に至る時代である。尚貞王は英明の君主で、国家的文化事業を興した君主であるから、おそらくは尚貞王の企画によるものと推察せられる。

第一回に編集された碑は合計三十余碑で、その碑名は次のようである。

万歳嶺記（上ミヤキジナハノ碑文）
官松嶺記（下ミヤキジナハノ碑文）
円覚禅寺記（荒神堂之南之碑文）
大琉球国王頌徳碑（荒神堂之北之碑文）
サシカヘシ松尾ノ碑文
円覚寺松尾之碑文
たまおとんのひのもん
百浦添之欄干之銘
そのひやぶの御嶽の額の字
石門之東之碑文
真珠湊碑文（石門の西のひのもん）
王舅達曽加禰国柱之人寿蔵之銘（識名沢岻王舅墓之銘）
崇元寺之前東之碑　表文
崇元寺之前西之碑文
タカラクチ一翁寧公墓之碑文
かたのはなの碑　おもての文

国王頌徳碑　裏文
系図御門之記之碑文
金城橋碑文
首里魚地碑文

内、重立相見得御見合可相成分致采択是又書図取仕立碑文茂書写可

以上が四回にわたって収録された碑の年代とその分量である。これを各回いかなる年代に編集されたものであるかについて、さらに調査を進めることとする。

国王頌徳碑　裏文　　金城橋碑文
添継御門之北之碑文（新築石墻記）　　首里魚池碑文
添継御門の南のひのもん（新石垣）　　板敷橋記
やらさもりくすくの碑（了瓊注森城碑文）　おもての文　　宇平橋碑文
君誇之欄干之記　　勢理客橋碑
浦添城の前の碑　おもての文　　重修臨海橋碑文
同　碑　裏　文　　重修石火矢橋碑文
浦添ようどれの碑おもての文（平村大平両橋之銘）　　泊高橋碑文
安里橋之碑文　　重修真玉橋碑文（一七〇八）

第二回編集　第二回編集の最後の碑は改造池城橋碑であって、それは一八二一年の作であるから、第二回の編集時期はその後である。第三回編集の最初の碑文である首里新建聖廟碑文は一八三七年であるから、第二回の編集は一八二一年から一八三七年に至る約二十七年の間において行なわれたことが知られる。この時代は教育進展時代の尚灝王（一八〇四～一八二七在位）の晩年から尚育王（一八二八～一八四七在位）の初年にわたる時期である。この期間において天保三年（一八三二）四月二十九日に、薩藩の記録奉行五代直左衛門の名を以て次のような令達があった。

琉球国中孔子廟冠船旅館其外諸所、唐人姓名に而相達候諸石碑皆共無残収調、原形通書図に取り碑文茂別段逐一相記、石碑図并碑文写共に書籍に取仕立差出候様、且又琉球人姓名に而相建候石碑之内、重立相見得御見合可相成分致采択是又書図取仕立碑文茂書写可差出云々

この令達によって首里王府においてさらに碑文の収録を開始したものであろう。第一回の編集から約二十年を経過しているのでその間に建てられた碑文がその際に収録されたのであろう。そして第一回編集の分と第二回編集の分とを合わせて薩摩藩に提出したものと考えられる。

第二回に編集されたものは次の碑文であって、その中には第一回の編集には見られない中国人の額や掛床が多く含まれている。

琉球国新建至聖廟記（孔子廟碑文）　　重修天女橋碑記
濬江碑文　　先王旧宅碑記
比謝橋碑文　　新修美栄橋碑文記
瑞泉碑文　　改修牧港橋碑記
琉球国新建儒学碑記　　与座村引泉溉田碑記
修宮城橋碑記　　改決羽地川碑記
重修庇謝橋碑記　　三府竜脈碑記　表文
琉球国創建天尊廟天妃宮竜王殿関帝祠総記　　琉球国新建姑米山天后宮碑記
報得橋記　　天使送賜字蹟
琉球国新建至聖廟記　　西殿額并掛床
琉球国新建至聖廟記　　竜樋石額
重修勢理客橋碑記　　円覚寺額并掛床
円覚寺梵鐘之碑文　　奥武山之前之碑文
たまおとんのひのもん　　タカラクチ一翁寧公墓之碑文
百浦添之欄干之銘　　かたのはなの碑　おもての文

天王寺額并掛床
天界寺額并掛床
崇元寺廟之額
崇元寺并掛床
護国寺額
臨海寺額并掛床
安国寺額并掛床
慈眼院額并掛床
大清琉球国夫子廟碑
啓聖王祠額
大清琉球国天后神廟碑
天后宮額并掛床
姑米島天后宮額并掛床
天使館額并掛床
石田城碑文
天使送賜字蹟
竜樋之額
守礼門之掛床
崇元寺廟之額
冊封正使趙文楷敬題
末吉社檀之額掛床
関帝王之額并掛床
天后宮之掛床
天使館之額掛床並詩碑
錦州李鼎元題
南苑額掛床
李鼎元題
琉球国新建国学碑文
天使送賜之字蹟
竜樋之碑
天后宮之額
宗廟之額
長風閣五君詠
臨海寺之額
福州斉鯤稿
重修金城橋碑文
新造佐阿天橋碑文
改造池城橋碑文（一八二一）

第三回編集　第三回編集の最後の収録は南苑之額并掛床詩文であって、これは一八六六年の作であるから、第三回の編集はその後であることは確実である。第四回編集の中には一八七六年建立の独逸皇帝碑が存するので、一八六六年から一八七六年に至る十年の間に編集されたものと考えられる。一八六八年は明治元年であって第二回編集の時期から約三十年を経過している。明治となって王政が廃止となって最後のくくりをなすために明治の初年に第三回の編集をしたものであろう。そしてその三十年間に建てられた碑はわずかに二碑のみで他は額掛床詩碑の類であることは注意すべき点である。

第三回に編集されたものは一八三七年の首里新建聖廟碑文を最初にして次のようである。

首里新建聖廟碑文（一八三七）
天使送賜之字蹟
竜樋之碑
崇元寺廟之額并掛床
首里聖廟之額并掛床
国学之額并掛床
東苑之額掛床並詩
南苑之額掛床并詩碑
久米村聖廟之額並掛床
明倫堂之額並掛床
関帝王之額并掛床
天后宮之額并掛床
竜王堂之額并掛床
天使館之額掛床並詩碑
円覚寺掛床
崇元寺廟之掛床并額
首里聖廟之掛床
国学之掛床
明倫堂之掛床
関帝王之掛床

第三回編集　第三回編集の最後の収録は南苑之額并掛床詩文であって、これは一八六六年の作であるから、第三回の編集はその後であ

天后宮之掛床并額　　護国寺之掛床
竜王堂之掛床　　東苑之額
天使館之額并掛床　　南苑之額并掛床詩文（一八六六）

第四回編集　第四回の編集はいずれの時代に行なわれたか判然としない。判然としている点は第四回収録の最後に一八八九年の与那国島祖納村字兼久碑が存するので、第四回編集の時期は一八八九年すなわち明治二十二年以後であるという点である。しかしその後何年に行なわれたかという点については何ら根拠になるものがない。したがってその時期が判然としない。おそらく明治二十年代に誰か個人が追記したものであろう。この第四回に収録された内容を見るに、年代の不明のものもあり、古いものとしては一五〇一年のものもあり、一六〇〇年代のものがあり、降って一七〇〇年代のものがあり、一八〇〇年代のものは八点にすぎない。これを総括してみると、第四回編集中には一五〇〇年以後各時代のものが存する点からみて、第四回の編集は前三回の編集にもれた碑文を収録することが主であって、補遺とみるべきものである。

第四回編集において収録されたものは次のようであるが、これには補遺であるから、特に年代を記入しておく。

蔡氏大宗墳碑（？）　　洪済寺碑（一八三九）
楚辺湧田井碑（一八六五）　　寄上森内金宮碑文（一七〇八）
海蔵院碑（一八六五）　　麻姓大城按司真武塚（一七六二）

関帝王之額并掛床　　明倫堂之掛床
天后宮之額并掛床　　関帝王之掛床

落平樋碑記（一八〇八）　　森川碑（一七二五）
小禄之墓所碑文（一八四六）　　護佐丸墓碑（一七四〇）
壷川松尾碑文（一七六九）　　山北今帰仁城監守来暦碑記（一七四九）
大道毛之碑文（一五〇一）　　今帰仁間切親泊村字津屋口原山野墓碑（一六七八）
豊見親火神碑文（一七六七）　　与那国島祖納村字兼久碑（一八八九）
当蔵村字阿丹禰川嶽碑文（一八一四）　　宮良間切古見村字三離碑（一七一五）
仲之川（一八六三）　　宮良間切古見村大板碑（一七一五）
園比屋武嶽石碑之額面（一五一九）　　独逸国皇帝陛下、太平山島立碑（一八七六）
安国山樹華木之記（一四二七）
宝樋（一八〇七）

第三節　琉球国碑文記の異本

先述のように「琉球国碑文記」には三種の異本があるが、その書体などから観察して、一の原本が首里王府に存し、それが書写の時と人とを異にして三種の異本が生じたものと思われる。その一は伊波本であり、他は東恩納本の二種である。東恩納本の中でその分量の多いものを「甲」とし、分量の少ない異本を「乙」と便宜上呼ぶこととする。以下その各異本について見ることとする。

一　伊波本琉球国中碑文記　これは紙質・書体などから見て三種のうち最も古い写本と推定される。この収録内容は三種の中最も少

なく、最初の二碑が欠け以下約四十碑が連続して収録され、第一回編集分に第二回編集と見なされる最初の琉球国新建至聖廟記の一篇が加えられている。この点から見て第一回編集は琉球国新建至聖廟記までを含んでいたものかも知れない。その後の収録を東恩納本甲乙と比較すると、伊本は碑文において約二十篇、額掛床において約十七点の収録が欠けて、そして石田城碑文に続いている。それ以下の第二回編集分を含み、さらに第三回編集分を碑文二篇・額掛床六点を収録して終りとなっている。その最後が道光戊戌十八年（一八三八）の南苑之額掛床并詩碑である。

一八三八年は尚育王の時代であって、この写本はこのころに書写せられたものであろう。しかし途中が多く欠けているのはいかなる意味があるか判然としない。果たして原本がそのように欠けていたものであろうか。伊波本は琉球大学付属図書館内の、伊波普猷文庫に現在所蔵されている。著者が昭和三十七年に琉球に文部省の派遣講師として出講した時に、付属図書館に依頼して伊波本を複製して手に入れた。

二　東恩納本甲　これは書体書風から見て伊波本の次に成立した写本と推定される。本書は三種の異本中で最も完備していて、四回の編集内容が全部含まれているものと考えられる。昭和三十七年著者が文部省派遣講師として琉球に渡ったころは、東恩納寛淳氏はなお東京に生存し、東恩納本二種を所蔵していた。著者は同氏の許可を得て、複写し手に入れた。その後東恩納本は甲乙ともに琉球政府に買い上げられて現在琉球の中央図書館内東恩納文庫に所蔵されている。

三　東恩納本乙　本書は書体書風から見て三異本のうち最も新しい写本と推定される。本書の内容は第三回編集まで収録されて第四回分は全部欠いている。終戦後東恩納本が琉球政府に買い上げられた後、アメリカのハワイ東西センターが、中央図書館から東恩納本乙を複写し、そのフィルムをハワイに持ち帰った。比嘉春潮氏がハワイ大学に招聘されたとき、坂巻駿三氏の斡旋により東西センターより二本のフィルムを受けてこれから複写し、比嘉氏がそれを所有している。著者は比嘉氏からフィルムを借り受け複写して手に入れた。

文部省派遣講師として琉球に渡ったころは、東恩納寛淳氏はなお東京に生存し、東恩納本二種を所蔵していた。著者は同氏の許可を得て、複写し手に入れた。その後東恩納本は甲乙ともに琉球政府に買い上げ

第二章　琉球建碑史概説

第一節　伝説時代

琉球諸島は地質構造や岩層の配列から見て、日本列島の延長と見られる点が多いと学者は称している。ただ緯度が低いところに位置しているので、第三紀石灰岩がよく発達し、さらに第四紀石灰石さえも島嶼をとりまいて発達する点が日本内地と異なる点である。その他の点に関しては、日本内地に見られる岩石のすべてが琉球列島に見られるという。

ここに琉球建碑史を説くに当たり、琉球の歴史の概略を述べつつ建碑の状況を説明し、合わせて日本本土との関係にもふれてゆくこととする。

沖縄の歴史の書として最も古いとされている「中山世鑑」（向象賢著慶長三年）につぎのような意味の国造りの伝説が記されている。

昔、天城（てんぐすく）にアマミキユという神がおられた。天帝がアマミキユを呼んで申すには、「この下に神の住むべき霊処がある。しかし未だ島になっていないのが残念である。その方降りて行き島を作れ」と命ぜられた。アマミキユは仰せを受けて降りて行ってみると、なるほど霊地ではあるが東海の波は西海にうち越し、西海の波は東海に打ち越して、まだ島になっていなかった。そこでアマミキユは天に上り、「土石草木などを下さらば島を作りましょう」と申し上げた。天帝はなるほどと思い、土石草木などを下さったので、アマミキユはこれを持ち降り、島造りをはじめた。まず第一に国頭（くにがみ）の辺土（へど）の安須森（あすもり）、つぎに、今帰仁（なきじん）のカナヒヤブ、つぎに、知念森（ちねんもり）、サイハ岳、ヤブサツの浦原、つぎに、玉城（たまぐすく）のアマツヅ、つぎに、久高（くだか）コバウ岳、つぎに首里森・真玉森、つぎに、島々の岳々森々をつくった。

この神話は多分に日本神話の影響によって作られたであろうと思われる点がある。まず天帝をおいて天神となし、アマミキユを地祇として、天神が天に住み、地祇のアマミキユは天神の命によって国土の建設をするというのであって、日本神話に似ている。この神話とは別の伝説もある。「球陽」なる沖縄において作られた書に次のような天地開闢の説がある。

天地の未だ分れざるの初、混混沌沌として、陰陽清濁の弁なし。既にして大極は両儀を生み、両儀四象を生む。四象変化して、庶類繁頴す、……

と見えている。これは中国の易の思想に基づく天地開闢説である。「球陽」なる書は、江戸時代中期延享二年（一七四五）の作であるから、琉球王が中国と交際を頻繁に行なっていたので、儒教の上から影響され

たものである。したがって前者の日本的伝説とはその趣旨を異にしている。

つぎに琉球で最も古い歌謡集である「おもろ双紙」には次のような意味の開闢説が挙げられている。

最初に日の神あり、闇を照せり。日の神俯して下界を眺めたまふに、たゞよへる国ありければアマミキヨ・シネリキヨの二柱の神に詔りしてこれを修理めしめたまふ。二柱の神、詔のまにまに降りて、数知れぬ島々をつくる。日の神待ち遠しかりて、その成るを告ぐるや、さらに詔りして、「そこには天の国の民の如きものを造る勿れ。然らば人類を造れ」と宣ひき。

この国造り神話は、日本の古事記の国造り神話と相類似し、日の神が天にいて、アマミキヨ・シネリキヨの二神が命を受けて島造りしたのは、伊邪那岐・伊邪那美の二神が天神の命によって国造りをした形式と合致する。これは「中山世鑑」の先の神話をさらに敷衍したものである。「天国の民の如きものを造る勿れ、然らば人類を作れ」、の項は日本神話とやや異なる。この「人類を作れ」という伝説については「中山世鑑」には次のように見えている。

それから数万年を経たが人も生ぜず、これでは神々の威光もあらわしようがないと、アマミキユは又天に昇り、人間の種を乞ふた。天帝が仰せらるるには、その方は知っているとおり天に神々は多いが、つかわすべき神はいない。といって捨ておけないからと、天帝の御子の男女をくだされた。二人の間には陰陽の和合はなかったが吹き通う風によって女神がはらみ、三人の男と二人の女を生んだ。長男は国王即ち天孫氏、次男は諸侯即ち按司の始、三男は百姓の始、長女は君君の始、二女は祝祝の始。

とある。この神話も日本神話に類似し、天帝の二子を地上に降すことなどは、天孫ニニギノ尊の降臨に彷彿たるものがある。このほかに「球陽」にもこれとやや異なった人類出現の神話があり、また袋中上人の著とされている「神道記」にも、「中山世鑑」の伝説と類似の神話がある。

以上はまったく神話伝説の時代であって、その時代の真相がいかにあったかを知ることは困難である。これらは単なる伝説にすぎず、なんらの裏付けをする資料はないので、あくまで伝説時代のものと認めざるを得ない。しかし後世琉球を支配する者は天孫氏の子孫であるとされている。

第二節　日本本土との交通時代

琉球諸島が日本列島の一部であるとする結論については先に述べたところであるが、その琉球諸島に住む琉球人とはいかなる民族であるか。鳥居龍蔵博士その他の学者の研究によれば、沖縄本島から奄美大島にかけてはアイヌが生存した形跡があるとしているが、琉球にその

帝が仰せらるるには、その方は知っているとおり天に神々は多いが、つかわすべき神はいない。といって捨ておけないからと、天帝

か。鳥居龍蔵博士その他の学者の研究によれば、沖縄本島から奄美大島にかけてはアイヌが生存した形跡があるとしているが、琉球にその

形跡があっても、現在の琉球人がアイヌ人であるとは考えられない。しかし琉球には相当古い年代から人類が生存した事実が今なお残されている。その一つは貝塚であるが、沖縄本島だけで百余の貝塚が存するといわれている。この沖縄の古代人の残した多くの貝塚の中の城岳（ぐすくだけ）の貝塚から、紀元前二百年ごろ中国で流通した明刀銭が発掘された。この明刀銭（長さ一三・五センチ）は大正十二年（一九二三）九月に発掘され、東大考古学研究室所蔵となっており、わが国出土の確実なる最初の明刀銭として考古学上貴重な資料である。これによって見ればそのころの沖縄人は直接か間接か、そのいずれであるかわからないが、なんらかの関係において中国すなわち漢民族との交渉のあったことが知られると同時に、また当時の沖縄人は貝塚を残すような原始文化の生活をしていたことがわかる。学者の説によればアマミキユは部族の名であって、九州南部にいた海部（あまべ）と称する部族で、五島七島の島々を経て奄美大島に達し、さらに南下して沖縄の島々に落ち着いたものと考えている。これらの島々の根幹をなす住民が九州南部と深い関係のあることは、地誌の上からも、また人種的・言語的に見ても、その類似する点によって疑のない所であって、この点についても古来多くの内外学者の唱えたところである。

今から約三百年前江戸の初期に当時の国主尚貞王の摂政であった羽地朝秀（向象賢）は延宝元年（一六七三）三月仕置書（令達及び意見を記し置きし書）に

此国人生初は日本より為レ渡儀疑無二御座一候。然れば末世の今に、天地山川五刑五倫鳥獣草木の名に至る迄皆通達せり。雖然言葉の余相違は遠国の上久敷融通為絶故也。

と記されており、五穀も人も同時に日本から渡ったものであるとも記してある。これによれば、琉球人の祖先はかつては日本本土から渡来したもので、琉球人自身が日本人と同種族であることを確信し、それは天地山川鳥獣草木などの有形的の名詞から、五倫関係の無形の名詞に至るまで、本土の語と通じている。しかし相違する点のあるのは、遠く海を隔てた島であるがために、久しく交通が杜絶したからであると見るのである。この説はきわめて妥当な説と思われる。これから約七十年後に日本本土において新井白石も南島誌を著わして、これとほぼ同様な説を挙げている。

さらに降って明治二十七年にチェンバレン氏は沖縄に遊び、種々の方面から琉球を研究し、翌年英国の地学雑誌に「琉球諸島及び其の住民」という論文を発表し、次のような意味のことを記している。

琉球人はその体質よく日本人に似て、モンゴリアンの型式を有せり。彼の祖先は共同の根元地に住したりしが、紀元前三世紀の頃大移動を企て対馬を経過して九州に上陸し、その大部隊は道を東北に取り、行く行く先住民族を征服して大和地方に定住するに至れり。その間に南方に彷彿しつつありし小部分のものは恐らくは或る大事件のために逃れて海に浮び、遂に琉球諸島に定住せしならん。是れ

地理上の位置においても伝説の類似に於ても、又言語の比較に於ても容易に立証し得らるゝなり。（古琉球）

この説が当時の学界に発表されて多くの影響を与えている。又チェンバレンは言語についても次のように述べている。

この二国語の文法を綿密に比較すると語詞論（アクシデンス）に於ても措辞論（シンタックス）に於ても根本的一致の存することがわかる。……若しこの両国語の祖語なるものがあったとしたら日本語はその祖語の或る部分を忠実に保存し、琉球語は其の祖語の他の部分を忠実に保存している。而かも近代の日本語が上世の日本語を代表するよりも、琉球語がそれを代表することが一入忠実である。それは動詞の語尾変化に於て著しく現われている。（古琉球）

この説は日本民族の移動と相まって言語の分化を指摘し、その相違の原因と祖語との関係を明らかにしている。また学習院大学の大野教授は「日本語の歴史」（昭和三十二年発行）の「日本語の黎明」なる論文において、日本語と琉球語との関係を次のように述べている。

日本語と琉球語とは、各々の話し手が自己の言葉で話したのでは会話ができないほど著しく相違している。しかしこの両言語は構造的に類似が著しく、基本的語彙が対応している。そして代名詞・数詞も全く対応し、文法的語彙も対応する。しかし日本語のe、oに対してi、uを示し動詞の活用が著しく相違するのは顕著な事実である。（日本語の歴史二八）

那覇・首里方言につきて動詞終止形、連体形は、連用形に「居り」wuy の変化が接続したものであること、また琉球のアクセントは日本語のアクセントと細かく対応することなどを含めて、服部四郎博士の厳密な証明による同系説が既にある。これによって琉球語は日本語と同形であること、チェンバレンの説が次第に確実にされ、かつてはこれを内地方言に対立させて琉球方言とした程である。ただ今日の課題は、何時頃琉球にこの言語が語られるようになったか、ということである。従来はこれが非常に日本語を伝えているのではないかと想像され、また期待もされたのであるが、今日では琉球語は、変化が甚だしく新しい姿しか伝っていないのではないかという見解も次第に行われているようである。（日本語の歴史二九）

以上の諸学者の研究は、あるいは言語学上より、あるいは文法上より、もしくは伝説風習等の上から論究しているが、その結論は軌を一にし、琉球人は日本民族と同一民族系に属するものであるとする結果となり、これに反対する意見はほとんどない。しかし現在の琉球人は日本人が経過したと同様に、諸種民族が移住帰化しているので、多く混血となっている。明の洪武年間には中国から閩人三十六姓が朝命によって帰化しており、その後も中国から帰化するもの、あるいは朝鮮人の帰化するものもあった。

中国において始めて「琉球」の語の見えるのは「隋書」である。

大業元年海師何蛮等言ふ、春秋毎に天清く風静なるとき東を望めば

して i、u を示し動詞の活用が著しく相違するのは顕著な事実である。（日本語の歴史二八）

依稀として煙霧の気あるに似たり。亦幾千里なるを知らずと。三年帝羽騎尉朱寛をして海に入り異俗を求訪せしむ。何蛮遂に倶に往くことを得、因て琉球に到る。言相通せず、一人を掠めて帰る。明年また寛をしてこれを慰撫せしむ。琉球従はず、其布甲を取て還る。時に倭国使来朝す。之を見て曰く此れ邪久国人の用ゆる所なり。（「隋書」原漢文）

中国と琉球との交渉は記録的に存するのはこれが最古である。もちろん民間においては彼我の交通がこの以前にもあったことであろうが、国家としての交渉はこれが最初である。このとき日本からの使者も隋に行き、琉球から持ち帰った布甲を見て「これは邪久国人の用ふる所のものである」、と述べている。推古天皇の御代西南諸島の掖久（屋久島）、多㯳（種子島）、奄美（奄美大島）、度感（徳之島）の人々は大和王朝にときどき入貢し、その記事は「日本書紀」に多く見えている。「日本書紀」推古天皇二十四年の条（巻二十二）に

三月掖玖人三口帰化、夏五月夜句人七口来之、秋七月亦掖玖人二十口来之、先後並三十人皆安二置於朴井一未レ及レ還、皆死焉。

この文によれば推古帝二十四年には、掖玖人三十人が帰化して本土において生を遂げたことが記されている。掖玖・多㯳は西南諸島の大島で最も本土に近い位置にあったので早くから知られ、この二島は西南諸島の総名として当時用いられたと史家は説く。この三十人の帰化人も掖玖島とは限らず西南諸島から帰化したものと見られる。これより先推古帝十五年に遣隋使がはじめて遣わされたが、隋では大業三年で、その年隋の朱寛が琉球に至り布甲を持ち還り、倭国の使が「此れ邪久国人の用ゆる所」と称したと先掲の「隋書」に見えている。「隋朝」に至ったわが国の使節が掖久人の布甲をすでに熟知していたとすれば、当時琉球と本土との交通のあったことは推知せられる。また三十人の帰化人が当時あったとすれば、当然その以前の交通も存したことが知られる。推古朝時代はすでに大陸に遣隋使を派遣したほどであるから、航海術は進歩していて、九州と西南諸島とは古くから交通していたものと考えられる。推古朝以後はその交通はますます盛んに行なわれ、「日本書紀」に記されたもののみでも次のように見えている。

舒明天皇の条、二年九月、是月田部連等至レ自二掖玖一。…三年春二月辛卯朔、庚子掖久人帰化。天武天皇の条、六年二月癸巳朔、是月饗二多禰島人等於二飛鳥寺西槻下一。八年十一月丁丑朔己亥、大乙下倭馬飼部造連為二大使一、小乙下上村主光欠為二小使一遣二多禰一。十年八月丁卯朔丙戌、遣二多禰島一使人等貢二多禰国図一、其国去レ京五千余里、居二筑紫南海中一、切レ髪草裳、粳稲常豊、一菹両収、土毛、支子、莞子及種々海物等多。

この文中には京を去ること五千余里とあり、髪を切って草を裳とすると見え、稲も二毛作とある点から考察して、これは沖縄諸島の状況を示せるものではないかとある史家は説いている。なお天武天皇の条につづいて、次のように見えている。

大業元年海師何蛮等言ふ、春秋毎に天清く風静なるとき東を望めば中国において始めて「琉球」の語の見えるのは「隋書」である。

九月丁酉朔庚戌、饗二多禰島人等一飛鳥寺西河辺一、奏二種種楽一。
十一年秋七月丙辰、多禰人、掖玖人、阿麻弥人、賜レ禄各有レ差。
また「続日本紀」の文武天皇の条（巻一）に
二年四月（庚寅朔）壬寅、遣二務広文忌寸博士等八人一于南島覓レ国。因給二戎器一。
三年秋七月（癸丑朔）辛未、多禰・夜久・菴美・度感等人、従二朝宰一而来、貢二方物一、授レ位賜レ物各有レ差。其度感通二中国一、於是始矣。
……八月（壬午朔）己丑、奉二于南島献物于伊勢大神宮及諸社一。……
……十一月（辛亥朔）甲寅、文忌寸博士、刑部真木等、自二南島一至。進レ位各有レ差。
なお同書文武天皇大宝二年の条に（巻二）
八月丙申、薩摩多褹隔レ化逆レ命、於レ是発レ兵征討、遂校レ戸置レ吏焉。
とあり、文武天皇慶雲四年の条（巻三）に
七月（丙申朔）辛丑、遣使二於大宰府一、授二南島人位一、賜レ物各有レ差。
とあり、元明天皇和銅七年の条（巻六）に
十二月（甲寅朔）戊午、初位下太朝臣、遠建治等率二南島奄美、信覚及球美等島人五十二人一、至レ自二南島一。
とある。このとき太朝臣、遠建治等に率いられて来朝した五十二人の南島人は、翌霊亀元年正月に至り、天皇太極殿に御して朝を受けられ、皇太子始めて礼服を加え朝を拝せられたとき、陸奥出羽の蝦夷とともにおのおの方物を貢し、蝦夷及び南島七十七人に位を授けられたという。この文の信覚は石垣であるとされている。「続日本紀」の元明天皇養老四年の条（巻八）に
十一月（己酉朔）丙辰、南島人二百三十二人、授レ位各有レ差、懐二遠人一也。
とあり、聖武天皇神亀四年の条（巻十）にも
十一月（戊戌朔）乙巳、南島人百卅二人来朝、叙レ位有レ差。
とある。南島は当時遣唐使の一航路に当たりしばしば漂泊することがあり、かつ九州南部隼人族が叛服常ならざりしため、この懐柔策として優遇したのであろう。
孝謙天皇天平勝宝五年遣唐使の船が帰国のとき、第一船から第三船みな阿児奈波（沖縄島）に漂着した。これが日本の史書において沖縄本島の名の現われた最初である。「第一船には藤原清河阿部仲麿がおり、十一月廿一日阿児奈波島に到り、十二月六日南風おこり、船石に着して動かず、後帆を挙げ奄美島を指して去る。遂に逆風となって安南に漂着し唐に帰る」と。「第二船には大伴古麿・鑑真和尚等がおり、十一月廿一日阿児奈波島に到り、十二月六日多福に向って発し七日益救島に到り、十八日に発し風雨大に起り、廿日薩南阿多郡秋妻屋浦に着し、廿六日鑑真は太宰府に入り、二月一日難波に到り四日奈良に到着した」という。「第三船には吉備真備・東大寺普照がおり、十一月二十日阿児奈波島に到り十二月七日益救島に着し、翌六年正月紀伊の牟漏崎に漂着した」という。

遣唐使の航路は一定

日本では「琉球」なる語の最初に出ているのは弘法大師の「性霊集」

南島人は、翌霊亀元年正月に至り、天皇太極殿に御して朝を受けられ、皇太子始めて礼服を加え朝を拝せられたとき、陸奥出羽の蝦夷とともにおのおの方物を貢し、蝦夷及び南島七十七人に位を授けられたという。「第三船には吉備真備・東大寺普照がおり、十一月二十日阿児奈波島に到り十二月七日益救島に着し、翌六年正月紀伊の牟漏崎に漂着した」という。

遣唐使の航路は一定していないが、時には西南諸島に寄港して行く場合もあって、この時代にはたびたび南西諸島のことが国史にも記録されていた。その後遣唐使の廃止によって南西諸島の航路も物産も忘れられ、また交通上の連絡も稀薄となり、統治においても閑却されたようである。

琉球人は大和地方と交通する以前から、より近い九州地方ことに薩摩大隅地方とは、いわゆる島伝い浦伝いに交通していたことはあり得ることである。薩摩隼人については「日本書紀」に「天武十年七月隼人上京、方物を貢す、大隅隼人と阿多隼人と朝廷にて相撲す。元明二年薩摩隼人百八十人入朝す」などの記事から見れば薩摩・大隅の隼人も辺境の民として扱われているから、薩摩と琉球との交通があったことなどは中央の記録には残るはずはないと思われる。記録にはなくてもこの両者の間には物々交易の交通が盛んに行なわれていたことは想像に難くない。大和地方まで行った琉球人が方物を朝廷に献じ、朝廷はこれを伊勢神宮や諸社に献じたということは交易の公式承認である。多禰が島の土産として「日本書紀」には先掲のように「支子（くちなし）・莞子（かま）」や種々の海産物を挙げている。琉球人はかかる海陸の産物を船に積み、九州から大和地方まで足を伸ばすようになったものである。かかる交通の間において、産物のあまり豊かでない琉球人は舟を各地に乗りまわして、甲地から乙地へ、丙地から丁地へと貨物を交易して、いわゆる仲介貿易を行なって生計を立てるようになったであろう。

日本では「琉球」なる語の最初に出ているのは弘法大師の「性霊集」である。延暦二三年（八〇四）五月藤原賀能は空海とともに唐国に使し、八月福州に至り、十二月長安に達す。その福州に在るや、賀能は空海をして代書せしめて書を観察使に贈った。その文中に

凱風朝扇、肝を耽羅（朝鮮済州島）の狼心に摧（くだ）き、胆を留求の虎性に失ふ。（原漢文）

とある。また「元亨釈書」の円珍（智證大師）伝に、

初め珍洋に泛ぶ、北風俄かに起り流求国に漂ふ。遥に見れば数十人戈矛を持ち浜抵に立つ。良暉悲泣して珍に謂ふて曰く、「我等はまさに流求の為に蹙する所となるべし、これを如何せん」と。蓋し流求は海島の人を唉（くら）ふ国也。（原漢文）

と見えている。しかし当時の琉球（留求・流求）なる語の意味は今日の琉球諸島のみをさすのではなく、その境域はさらに広汎で、台湾や呂宋にまで及んでいたことは史家の考証したとおりである。したがって虎性とか人を唉うというような説は現今の琉球諸島に住んでいた人をさすのでなく、台湾などの蕃人をさすものであるとされている。

以上の諸例が琉球と日本本土との交通状況であるが、その交通はかなり頻繁に行なわれたものと見え、文化的にも影響を及ぼし、記紀万葉の用語が、沖縄の最も古い歌謡である「おもろ」のなかに残っており、また日用語にも存し、国語学者の間に難解とされている語や語法も琉球語によって容易に解し得るという。また古社寺などの建築に

も、奈良時代の手法が断片的に残っていることも専門家の認めるところである。

この時代における沖縄を中心とする琉球は上古からの慣習上島内をいくつかの間切に区画して、諸侯のような按司と称するものが支配していた。しかし上代から十一世紀ごろまでの琉球の歴史はほとんど未開拓であって、明らかに内情を知ることが不可能の状態である。この時代の琉球史を研究することは今後の重要なる課題であるというべきである。

第三節　日本文化移入時代——舜天王統時代

自後鳥羽天皇文治三年（一一八七）
至亀山天皇文応元年（一二六〇）七三年間

舜天　天孫氏二十六代の世には、政すたれて王の権臣である利勇が政治をもっぱらにしついに君を弑して位を奪った。また諸按司の中にも叛くものが多く出た。時に才徳兼備の浦添按司の尊敦は二十二才であったが、義を唱え兵を興したところ、四方よりこれに応ずるものが多く、ついに義兵を率いて首里城を囲み、利勇にその罪を問う。利勇は怒って曰うには「先君徳無く、予天命を奉じ立って国君となる、汝孤窮の匹夫豈敢えて妄りに兵を動かすべけんや」と。尊敦大に怒って曰うには「汝は幼より国恩に沐す、義宜しく忠を致すべきに、豈天に逆ひて位を簒ふの理あらんや。吾今義を唱へ賊を誅し、以て天人の怨を報ずべし」と。直ちに軍兵を激励し、いっせいに城を攻めた。利勇は兵を督して拒ぎ戦い、矢石を雨のごとく下した。尊敦は勇を振い城門を破り、諸軍勢は内庭に侵入した。利勇は施す術なく、ついに妻子を殺し自刎して死んだ。国人は尊敦を推戴して国君とした。これを琉球建国舜天王とする。時に後鳥羽天皇文治三年（一一八七）である。ここに功を賞し、罪を罰し、民安く国豊かとなった。

初め天孫氏のとき首里に城都を定め、国殿を構え万民を統治し、爾来国君皆この城に拠ったが、当時は規模狭小で制度も整備されていなかった。舜天に至り善政を敷き、その規模を宏大にし壮観を呈したという。舜天はさらに支配権の拡張につとめ、特に首里・浦添を中心とする現在の中頭島尻地方にはよく政治が行なわれた。この地方は土地がよく開け、交通の便を図るために港湾を有し、海外交易の中心となり、文化が最も発達し、これが後に全島を統一し支配する中山国の中心となった。舜天は在位五十一年、四条天皇嘉禎三年（一二三七）七十二才にして世を去った。

舜馬順煕王　舜天薨じて世子の舜馬が位を継ぐ。舜馬は舜天王の第一子で文治元年（一一八五）に生まれ暦仁元年（一二三八）五十四才で位を継ぎ、在位十一年、特に記すべきこともなく、宝治二年六十四才で世を去る。

義本　舜馬が世を去り、世子義本が位を継いだ。義本は舜馬順煕王の第一子で建永元年に生まれ建長元年（一二四九）に四十四才で即位した。その翌年からしばしば**饑饉が起こり、疫病もたびたび流行し、人民の大半が失われたと伝えられている。義本は元来性格の弱い人であったらしく、なんらの対策もとり得なかったので、領内はよく治まら**安繹の「薩藩史談集」等の諸書に見えているが、これも両者の交通の盛んであったことを示すものであろう。したがってこの時代は多量に日本文化が移入されたことは事実である。この時代特に注目すべき

汝孤窮の匹夫豈敢えて妄りに兵を動かすべけんや」と。尊敦大に怒って曰うには「汝は幼より国恩に沐す、義宜しく忠を致すべきに、豈天に逆ひて位を簒ふの理あらんや。吾今義を唱へ賊を誅し、以て天人の

で世を去る。

義本　舜馬が世を去り、世子義本が位を継いだ。義本は舜馬順煕王の第一子で建永元年に生まれ建長元年（一二四九）に四十四才で即位した。その翌年からしばしば饑饉が起こり、疫病もたびたび流行し、人民の大半が失われたと伝えられている。義本は元来性格の弱い人であったらしく、なんらの対策もとり得なかったので、領内はよく治まらなかった。そこで義本は大いに驚き近臣を集めて曰うのには「これまでの王のときは国中が豊かに、民も安らかであったが、私が王となってからは徳が無いために、饑饉と流行病が二つもやってきた。これは天が私を棄てたのである。私は天子の位を有徳の人に譲って引退すべきであるから後任者を推挙せよ」と。群臣は皆恵祖世主（えそよのぬし）の子英祖を挙げた。義本は喜び召して国政を託した。そこで疫病もおさまり、農作もよくでき、英祖が政をとること七年で民心は落ちついてきた。すなわち「天が汝を祝福したのである、どうぞ王位を承けて民の父母となってくれ」と。英祖は固く辞したが、群臣もすすめるので王位に即いた。時に亀山天皇文応元年（一二六〇）義本五十四才。在位十一年、その後身を隠し、その終わる所を知らず、ここに舜天から義本に至る、凡（すべ）て三伝七十三年その王統は絶えた。

日本文化の移入　舜天王統時代七十三年間は鎌倉時代の前半期に相当する時代である。この時代は日本本土との交通が再開されて、頻繁なる交通となり、特に琉球から本土へ渡航するものが多くなり、また本土から琉球に渡航するものもあった。源為朝がのがれて沖縄に渡り、舜天王は為朝の子であるという伝説が「中山世鑑」をはじめとして袋中上人の「神道記」・「おもろ双紙」・新井白石の「南島志」・重野安繹の「薩藩史談集」等の諸書に見えているが、これも両者の交通の盛んであったことを示すものであろう。したがってこの時代は多量に日本文化が移入されたことは事実である。この時代特に注目すべきものとしては仮名文字の移入がある。それと同時に日本の文学特に和歌が仮名文字によって伝来した。おそらく琉球ではそれまで文字の使用はなく、仮名文字が始めて琉球人の接した文字であると考えられる。先述したように中国との関係は、隋の時代にあったが、征伐的のもので国家間の交際ではなかったのでその後はほとんど関係は絶えていたもののようである。しかし民間においては物々交易が行なわれ、漢字も琉球へなんらかの形で伝来していたことと思われる。漢字は学習が困難であるから適当な指導者がなければ直ちに日常生活に使用することは困難である。したがって琉球人は、この時代においては漢字を使用していなかったと思われる。その点仮名は音標文字であって画数が少ないので、学習が容易なため、これを用いたものと考えられる。この音標文字はかかる点から諸事を記録するにはきわめて便利であったに相違ない。この仮名文字の学習によって、さらに日本文化を多方面に移入したものである。そのなかには文学的なものばかりでなく、仏教的思想・儒教的学問などの思想的な学問も伝来したであろう。この時代の末期には鎌倉五山の僧と思われる禅鑑が沖縄へ渡っている。また「万葉集」を始めとして他の国文学書も多く伝来し、琉球の文学を起こす基となったと考えられる。ことに琉球文学の代表ともいうべき

「おもろ」のごときは「万葉集」に見える長歌形式を見て作られたものではないかと思われる。

この時代は文字の伝来・文字使用の始めと思われるので碑を建てるというような、文化的な事業はいまだ行なわれないはずである。したがってこの時代における碑文は存在しない。

第四節　文化進展時代——英祖王統時代

自亀山天皇文応元年（一二六〇）
至後村上天皇正平五年（一三五〇）九〇年間

舜天王の王統が七十三年にして絶え、その後を継いだのは恵祖世主の嫡子英祖である。

英祖王　英祖は先君義本と群臣との推挙によって摂政となり、七年間を勤め国内の饑饉を救い民を安定させて功績を立て、ついに義本から譲位されて王となった。この経路は堯が舜を採用して摂政となし、ついに位を譲った形式に等しく、琉球における禅譲の実施である。英祖はその母日輪の懐に入るを夢みて、寛喜元年（一二二九）に生まれ、時人以て天日の子と称した。文応元年（一二六〇）三十二才にして国主となり、その翌年堂々と領内を親しく巡り、按司たちに命じて農民に対し耕地の配分について、経界を正し、井地を均しくし、一定の制度を作らせ、農民の生産意欲を高く起こさせた。そのため生産は増加し、これに伴って貢租の増収となり、国内は豊かとなった。咸淳年間（一二六五～一二七四）に禅鑑という僧が那覇にきた。英祖はこの僧に帰依し、居城である浦添の西に精舎を創建してこれを極楽寺と称しておらしめた。これが仏寺建立の最初とされている。またこの極楽寺の近くに大きな石を建てて墓を造り、これを極楽山と称し、今日の浦添ようどれがこれである。王者が壮大な墓を造り、権威を誇示するのは東西いずれにも行なわれていることであるが、英祖もまたこれを行なったのである。

英祖の五年（一二六四）に久米・慶良間・伊平屋の諸島がはじめて入貢した。王が入貢の理由を問うたのに対して、「近頃吾が島は烈風猛雨の害もなく五穀が豊かに実るが、これは必ず王の善政が天に感ずるの故であろう。それで入貢した」と答えた。王は喜んで貢を受け、厚く賞して返した。その後も毎年入貢した。その翌年は奄美大島も入貢した。このころは日本本土および大島方面との盛んな交易があり、大島諸島としては同一民族の有力な交易相手であったわけであろう。これらの諸島の入貢後、泊村に公館（役所）を建てて官吏をおき、諸島のことを掌らしめた。これが後の泊御殿の基である。また公倉を泊御殿の北に建てて諸島からの貢物を収める所とした。

英祖王在位中の最大事件は元の入寇である。英祖三十二年（一二九一）元の世祖が副万戸楊祥らを遣わし六千の兵を率いて金符を給し、詔を以て降そうとした。楊祥らは海洋において一山の軍に会い戦って挫け、ついに首里に至らずして引き返した。元の世祖は一二九四年に死

対し耕地の配分について、経界を正し、井地を均しくし、一定の制度を作らせ、農民の生産意欲を高く起こさせた。そのため生産は増加し、これに伴って貢租の増収となり、国内は豊かとなった。咸淳年間（一

元の世祖が副万戸楊祥らを遣わし六千の兵を率いて金符を給し、詔を以て降そうとした。楊祥らは海洋において一山の軍に会い戦って挫け、ついに首里に至らずして引き返した。元の世祖は一二九四年に死

に、成宗が帝位につき翌々年に省都鎮撫の張浩らを遣し、琉球を攻めさせた。琉球民は深く王化に浴し愛国心強く、元兵の来寇を見て国力を合わせて戦って降らず、張浩施す術なく、わずかに百三十人を擒にして帰る。これは日本に対して元が二回入寇してともに失敗したのと同様である。元は元来大陸内の蒙古の出であるから陸戦には巧みであっても、海戦は経験少なく、まだ馴れず、そのため日本と琉球と合せて四回失敗したのであろう。英祖は在位四十年正安元年（一二九九）七十一歳を以て世を去る。

大成　大成は英祖の第二子として宝治元年（一二四七）に生まれ世子となる。正安二年（一三〇〇）五十四才で即位す。大成の人格は温厚で倹素、常に仁義を以て事を処理し、礼譲を以て物に接し、よって国治まり民衆も安泰であった。在位九年、延慶二年（一三〇九）六十二才で世を去る。

英慈　英慈は大成の第二子で、文永五年（一二六八）に生まれ、延慶二年（一三〇九）四十二才で即位し、治世一に旧章に遵い、深く意を国政にそそいだが、善き輔佐の臣なく、ために意のごとく治績は挙がらなかった。在位五年、正和二年四十六才で死去する。

玉城　玉城は英慈の第四子として永仁四年（一二九六）に生まれ、正和三年（一三一四）十九才で即位したが、酒色に耽り狩猟を好み、政務を怠り、朝覲の礼をも行なわなかったので、諸按司も首里に伺候せず、百姓も君を恨んで、国勢は衰えた。よって国内には叛乱が起こり、つ

いに南山と北山が独立して沖縄は三分されるに至った。大里按司は南山世主と称し、兼城・真壁・喜屋武・摩文仁・東風平・豊見城・具志頭・玉城・知念・佐敷・東大里などを従え、今帰仁按司は自ら北山王と称し、羽地・名護・国頭・金武・伊江・伊平屋を従えて玉城より去った。中山はただ那覇・泊・真和志・南風原・西原・浦添・北谷・中城・越来・読谷山・勝連・具志川のみを支配するようになり、以後三山は対立して攻争する形勢となった。よって攻争ははげしくなり、諸島も入貢せず、中山は衰微し、玉城は在位二十三年、延元元年（一三三六）四十一才で死去する。

西威　西威は玉城の第一子で嘉暦三年（一三二八）に生まれ、延元二年十才で即位、王母が権を専らにし、私情を以て政を乱し、賢者は引退し小人が争い進んだ。西威在位十三年正平四年（一三四九）に二十二才で世を去る。当時浦添按司察度が才徳すぐれ諸按司が皆服していた。そこで西威が死ぬと国人は世子を廃し、察度を奉じて王位に即けた。英祖王統は五代九十年にして終わる。

文化の進展　英祖の王統時代は、本土においては鎌倉後半期より吉野朝にかけての時代であって、先には元寇があり、後には南北二山の分立があり、沖縄はほとんど一世紀の間南海の孤島に立てこもり三山攻伐を事としていたが、その中において沖縄固有の文化が発展して見るべきものが多くある。琉球最古の文学である「おもろ」の歌謡・城塞建築法および武器のごときはこの間において発達したものであ

る。このようにある程度琉球独特の文化は発展したが、未だ文字を用いて碑を建設するというまでには行なわれていなかったらしい。

第五節　中国文化流入時代——察度王統時代

自後村上天皇正平五年（一三五〇）
至後小松天皇応永十三年（一四〇六）五六年間

察度　察度の父は浦添間切謝名村奥間大親であって、農を業とし純厚であったが、家貧しくして婚することができない。伝説によると、父は天女の水浴せるを家に入れて妻とし察度とその妹を生むという。察度は元亨元年（一三二一）に生まれ、国人の信頼を得て浦添按司となり、たまたま先王西威が死に世子五才、王母が政を乱したので国人は世子を廃し、正平五年（一三五〇）察度は推されて王位に即いた。

察度が位に即いて二十三年の文中元年（一三七二）に大陸明太祖が楊載を遣わして、詔を以て招諭した。察度はその詔を受けて弟泰期を中国に遣わした。これが琉球と中国とが公に国交を通じた始めである。太祖は察度王に大統暦および文綺紗羅を賜い、泰期に衣幣靴襪を賜い、その他の者にも賜うた。その後度々進貢し、文中三年・天授二年（一三七六）・天授三年・弘和二年（一三八二）の四回泰期等が進貢している。翌弘和三年には中山王のほかに南山王も師若などを遣し素を奉じて進貢した。当時三山は争っていたので明太祖は中使梁民を遣わし、三山の王に勅して、兵をやめ民を息めしめることを告げる。ここに三王命を奉じ、まだ進貢していなかった北山王も芝使を遣わし進貢した。これより三山の王はしばしば進貢しているが、中山が最も多い。元中九年には中山は従子、日孜毎・潤八馬・仁悦慈を遣わして明の国子監に入学せしめ留学生とした。これが琉球からの留学生の始めである。これ以来たびたび留学生を派遣している。南山王もまた三人の留学生を国子監に入学せしめた。さらに太祖は閩人三十六姓を賜い、中山はこれによって音楽礼法を制定し、俗土改変して文教同化の盛を致したので、太祖は中山を称して儀礼之邦と称したという。元中六年（一三八九）には朝鮮との通交を始め、元中九年には宮古・八重山の諸島が始めて中山に来貢した。察度王在位四十六年、応永二年（一三九五）七十五才を以て世を去る。

武寧　武寧は正平十一年（一三五六）に生まれ応永三年四十一才で即位したが、父察度の遺命にそむき酒色に耽り、善人を用いず、諫める者はこれを罰し、おもねる者はこれを喜び、先君の残した典礼を守らなかった。それで諸按司のそむく者も多く出てきた。応永三年（一三九六）には北山王珉も死し、その子挙安知が嗣ぎ、封を明朝に受けて進貢した。応永十年成祖即位して永楽と改元した。成祖は劉元を遣わして招諭したので、武寧は使を遣わし察度の訃を告げ方物を貢し、登極を賀した。永楽二年（一四〇四）正月成祖は行人時中を遣わし、中山に往きて祭り、武寧に詔して襲がしめた。同四月南山王の弟汪応祖もまた封を明朝に受け、冠服を請いて許さる。その後頻繁に三山から入貢し、南山においても留学生を送る。応永十年（一四〇三）那覇に天使館・親見世・御物城を建て、「歴代法案」第一巻が編集された。

武寧の荒淫度なく先君の典刑を破り、国人はこれを恐んだが、敢えて**ある。最初の留学生は二三名の少数にすぎなかったが、後には中山はかりでなく南山からも派遣された。留学生は中山から**
て、特に経学を学習して帰り、その学問を

じて進貢した。当時三山は争っていたので明太祖は中使梁民を遣わし、三山の王に勅して、兵をやめ民を息めしめることを告げる。ここ

南山においても留学生を送る。応永十年（一四〇三）那覇に天使館・親見世・御物城を建て、「歴代法案」第一巻が編集された。

武寧の荒淫度なく先君の典刑を破り、国人はこれを怨んだが、敢えていうものはなかった。当時佐敷按司の尚巴志が父についで按司となり、よく民を治め、功者を賞し、悪人を罰し威名が挙がり、遠近帰服した。この年巴志年三十四、義兵を起こして武寧の罪を責めた。武寧は驚き周章し、軍を催して防ぎ戦わんとしたが、部兵の応ずるものがなく、ついに城を出て降り罪に伏したが、その終わる所を知らないという。察度より武寧に至る二伝五十六年にしてこの王統は絶えた。

中国文化の流入　察度王の時代に始めて中国との正式の国交がはじまって、たびたび進貢が行なわれた。以後琉球の進貢はほとんど絶え間なく、あるいは一年二貢三貢の多きに及び、これを明においては制限したことさえある。この間における進貢はその貿易の利に重きを置き、経済上に一新紀元を画するとともに、文物制度の輸入がその文化史上に一大貢献をしたことは看過すべからざることである。国王は、文中二年に察度王の弟泰期を明国に遣わして表を奉じて臣と称し方物を貢してから、五百有余年の間、その王統継承ごとに、中国からは冊封使を遣わされ冊封を授けられ、冠服幣帛を賜わり、其正朔を奉じ、渡金銀印を給せられた。この冊封使の渡来によってまた中国の文化が輸入せられた。

つぎに留学生が最初に派遣されたのは先述のように察度王の時代で

て祭り、武寧に詔して襲がしめた。同四月南山王の弟汪応祖もまた封を明朝に受け、冠服を請いて許さる。その後頻繁に三山から入貢し、

ある。最初の留学生は二三名の少数にすぎなかったが、後には中山ばかりでなく南山からも派遣された。留学生は中国の国子監に入学して、特に経学を学習して帰り、その学問を琉球国内に広め、これによって儒教が輸入された。また察度王時代に明の太祖は交通上の便を与えるために閩人三十六姓を帰化せしめた。この明人は主として海上交通のことを司ったが、それ以外に中国の文化を輸入し移植する上に多くの貢献をしている。この閩人の子孫は多くの有名人を出しており、文化の発達に貢献している。なおこの時代は中国文化流入の初期時代であるから、建碑のような文化事業はまだ行なわれていなかったようである。

第六節　海外発展時代——尚思紹王統時代

自後小松天皇応永十三年（一四〇六）
至後土御門天皇文明二年（一四七〇）六四年間

尚思紹　鮫川大主の子で、佐敷按司となる。その子巴志の英明を認め按司を譲った。巴志はついに暴君武寧を滅したので、尚思紹は推されて中山の国主となった。巴志もまたよく父を輔け仁政を行なわし め国人は心服した。応永十四年（一四〇七）使を明に遣わし方物を貢し、別に使を出して武寧の訃を告げ、成祖は祭賻を賜い、思紹をして嗣を認めた。その後は毎年のように進貢し、また留学生も時に送っている。三山中、北山最も弱く入貢も稀で、永楽三年後は同十三年はじめて入

貢した。その後北山は中山の合わせるところとなり、中山はますます栄え国富み一年に二、三回貢し、明はその繁を厭うも斥けることはできなかった。当時中山は陸機が国相となり、礼楽文物をいよいよ盛んにした。この年将軍足利義持より中山王思紹に送った書簡があって、当時泉州の堺浦および摂津の兵庫浦において交通したことが知られる。同二十二年（一四一五）思紹もまた使を遣わして足利幕府に入貢した。また応永二十七年（一四二〇）には使臣をシャム・ハワイにも遣わしている。思紹は在位十六年応永二十八年世を去った。

尚巴志　巴志は思紹の嫡子として文中元年（一三七二）に生まれ、元中九年二十一才にして父思紹についで佐敷按司となり、つぎに中山王武寧を討ち、また北山王を伐ちて滅し、応永二十九年（一四二二）中山王となる。応永三十一年（一四二四）天妃宮を建てる。

応永三十二年に明の仁宗は中官柴山を遣わし、中山に至り、勅を以て世子巴志を封じて中山王を嗣がしめ、冠帯襲衣文綺等を賜うた。この年巴志、四回使を遣し方物を貢じ、襲封の恩を謝した。応永三十四年（一四二七）には安国山樹華木碑を建て、また竜潭池を掘り風致をよくした。翌年中山門を建て、明人の柴山が中山の額を献じた。当時南山王他魯毎（たるみ）は封を明朝から受けてから、驕奢日に加わり、宴遊に耽り、配下の忠諫をこばみ、政務を怠り、人民はこれを怨み、諸按司も朝しないものも出た。すると他魯毎は兵を発して罪を問うので、諸按司は多く中山王に投じた。他魯毎は怒って「賊奴が巴志と相謀って乱を唱う、悉く誅滅すべし」と述べ、兵を聚（あつ）め南山は騒動した。このことが中山に聞こえ、巴志は時至れりと、自ら四方の按司を率い南山に向かうと、国人は歓喜してこれを迎えた。他魯毎はますます怒り戦ったがたちまち敗れ、城に入らんとするも城門は閉され、進退きわまり、捕えられて殺された。ここに南山は四世百四年にして滅び、巴志によって三山統一の業が成った。これは永享元年（一四二九）のことである。

永享三年（一四三一）明の宣宗は内官柴山に命じて勅を持し中山に至り、王をして日本に人を遣して交通を求めしめた。明年日本の使者がきた。永享四年明朝より使を遣し、巴志を斥して文を足利義教に送り、義教は明国に使を遣し、同十一年に義教よりさらに巴志に返簡が送られた。永享十一年（正統四年）明は琉球館を福建に置き、琉球の朝貢は毎年二隻、毎船百人ないし百五十人と限定した。

巴志が王位に即いてから沖縄本島の統一が成り、教化を敷き、万民を統御し、中国の里程を改正し、以て広狭険易遠近を記し、創めて駅郵を建て令を伝え、国内大に治り、南方諸島との貿易も盛んとなる。巴志在位十八年、永享十二年四月六十九才にて世を去る。

尚忠　尚忠は巴志の第二子として元中八年（一三九一）に生まれ、はじめ今帰仁王子と称し、北山城の監守であったが、永享十二年（一四四〇）五十才で即位した。

嘉吉二年（一四四二）明に入貢し、巴志の訃を告げ、位を嗣ぐことを乞うた。英宗は兪忭・劉遜を正副使として、中山に至らしめ勅を以て

私的に琉球人がたくみな航海を利用して本土にまで交易に出かけたこと　金福は在位わずかに四年にして享徳二年（一四五三）四月、

ないものも出た。すると他魯毎は兵を発して罪を問うので、諸按司は多く中山王に投じた。他魯毎は怒って「賊奴が巴志と相謀って乱を唱

嘉吉二年（一四四二）明に入貢し、巴志の訃を告げ、位を嗣ぐことを乞うた。英宗は俞忭・劉遜を正副使として、中山に至らしめ勅を以て

これを許し、王および妃に皮弁冠服・金織襲之・幣帛等を賜うた。以後例により毎年二回以上の進貢をする。尚忠は在位五年、文安元年（一四四四）五十四才で世を去る。

尚思達　尚思達は尚忠の子として応永十五年（一四〇八）に生まれ、三十八才を以て即位した。文安四年（一四四七）明に入貢して、尚忠の訃を告げ襲爵を請うた。英宗は陳伝・万祥を遣し、尚忠を諭祭し、世子思達をして封を嗣がしめた。例によって皮弁冠服等を賜い、また民庶にも勅を以て喩した。その後は例によってたびたび進貢している。宝徳元年（一四四九）四十二才にて世を去る。在位五年。

尚金福　金福は巴志の第六子として応永五年（一三九八）に生まれ、思達死にて子なきを以て、王叔より入りて即位した。時に宝徳三年五十三才であった。

室町時代の文書「異称日本伝」によれば、宝徳三年には足利将軍義政に尚金福より方物を貢し、九月義政はその幣物を諸臣に頒与し、一千貫文を朝廷に献じたことが記されている。

宝徳三年七月八日琉球の事

将軍家譜慈照院義政公

宝徳三年七月琉球人来、九月琉球人所レ献之鳥目一千貫被レ進二之禁中一、先レ是琉球人数来二兵庫浦一交易。

また「康富記」にも、琉球船が兵庫津にきて、四五千貫文を当時の細川京兆に押領せられ、将軍義政に訴えた文が見える。このように当時私的に琉球人がたくみな航海を利用して本土にまで交易に出かけたことを知る。金福は在位わずかに四年にして享徳二年（一四五三）四月、五十六才を以て世を去った。

尚泰久　泰久は巴志の第七子として応永二十二年（一四一五）に生まれ、はじめ越来に封ぜられ、越来王子と称せられた。兄王金福の死によって国人に推されて即位した。時に四十才。これより先宝徳二年（一四五〇）に日本から僧芥隠（諱承琥）が渡来して布教につとめていた。泰久は輔臣に命じて新らたに三寺を建て広厳・普門・天竜と命名し、芥隠をして開山たらしめた。王はその教を受け優遇したので、国人も仏教を崇び僧を重んずるようになった。王は大いに喜びさらに地を卜して多くの寺院を建て、巨鐘をかけしめ、朝夕諸僧をして経を談じ法を説き以て昇平を祈らしめた。また王は末吉山熊野権現を建てしめ、また天界寺をも建てしめた。長禄二年（一四五八）には大世通宝を鋳造している。

泰久の時代において特筆すべきことは阿摩和利の勝連の内乱である。阿摩和利は勝連の按司で王の婿となり、才智余りあるも徳足らず、もとより君を弑して国を奪う野心を有していた。すでに中城按司護佐丸は彼の野心を察知し兵馬を整えていた。しかるに阿摩和利に讒訴せられ、王はこれを信じて阿摩和利をして護佐丸を伐たしめた。護佐丸は王の軍に抗するをいさぎよしとせず妻子とともに自刎して死んだ。その後まもなく阿摩和利いよいよ首里城を攻めんとした。王女の彼の

夫人はこれを知り王城に至りこれを告げた。阿摩和利はこれを追うて王城を囲んだが撃退され勝連に籠城した。王は大いに悔いたが及ばず、諸軍を合して勝連を攻めて滅す。泰久在位七年、寛正元年（一四六〇）六月、四十六才を以て世を去る。

尚徳　尚徳は泰久の第三子として嘉吉元年（一四四一）に生まれ、寛正二年二十一才にて即位した。寛正六年琉球暦をはじめて作った。尚徳時代の大事件は鬼界島征伐である。鬼界島は叛いて貢を納れず、連年兵を以て征するが功がないので、王は怒り、親しく自ら二千余兵を率いて五十余船を以て文正元年（一四六六）二月二十五日那覇港を発した。鬼界島では島民が港口に柵を建て塁を築き、矢石雨のごとく、進むことができない。しばらく日時を待ち謀略を以て上陸し火を放ち、降る者多く賊首を誅した。記念に安里八幡宮を創建し、航海中に得た朝鮮鐘を蔵しその構内に神徳寺を建てて、この巨鐘を掛けた。「中山世鑑」によれば、尚徳は君徳修らず、暴虐無道であったが、群臣は畏れていわず、四民は怨望していたという。在位九年、文明元年（一四六九）四月、二十九才を以て世を去る。尚思紹が王統を継いでから、尚徳の死に至るまで七伝六十四年にしてこの王統は亡ぶ。

海外発展　この時代の特筆すべきことは海外貿易の発展である。応永十一年（一四〇四）尚思紹の時シャム船は琉球に渡航しようとし、福州に漂着し、二十七年には使臣をシャムに遣して交通の礼を修めたことがある。また永享八年には尚巴志から使をハワイに遣し貿易を行なっている。また朝鮮に対しては応永十六年（一四〇九）に使を遣し、尚泰久は康正元年（一四五五）にその使臣として倭僧道安を遣して、書契を朝鮮の世祖に上り、花錫・蘇木（ともに南洋産）を献じ蔵経を得んことを請うている。その後朝鮮にはたびたび使を遣している。この時代は南方諸島に対してはシャムばかりではなく、ビルマ・ボルネオ・スマトラ・フィリッピンとも交通貿易が盛んで、那覇には諸国の船が来航して殷盛をきわめた。当代の末期には鬼界島も征伐し国威を輝し、応仁二年（一四六八）には朝鮮から大蔵経も輸入された。

建碑　この時代は建碑史においては特筆すべき時代である。琉球で最初に碑の建てられたのは、いずれの時代であるか判然としないが、今日残存する最古の碑文は、尚思紹（一四〇六～一四七〇）王統の尚巴志（一四二二～一四四〇）時代のものである。それは安国山樹華木記碑である。

安国山樹華木記碑　安国山樹華木記碑は応永三四年（一四二七）に園比屋武嶽に建てられ、琉球建碑の嚆矢とされている。この碑は従来磨滅している部分が多く読み得ないとされていたが、久場政用氏の巧みな採拓によって、ある程度読み得るようになった。碑文によれば、中国へ国相の懐機が使して、中国の礼楽・文物・名山・大山の盛栄なるさまを観覧し、帰りて、中国にならい安国山の遊息所を作り、さらに諸国から名木奇花を集めて、りっぱな公園を完成して、これを記念するためにこの碑が建てられたことがわかる。安国山は竜潭池の南縁にある丘阜で、その西辺は「そのひやぶ御嶽」である。この丘陵は元は老樹大木が密生していて「はんたん山」と相対し、幽邃境であったとの備となし、さらに泊村東南に国廟を建て廟側に崇元寺を建立し、その制家廟とは異なるものがある。尚円は在位七年にして文明八年（一

福州に漂着し、二十七年には使臣をシャムに遣して交通の礼を修めたことがある。また永享八年には尚巴志から使をハワイに遣し貿易を行

国から名木奇花を集めて、りっぱな公園を完成して、これを記念するためにこの碑が建てられたことがわかる。安国山は竜潭池の南縁にあ

る丘阜で、その西辺は「そのひやぶ御嶽」である。この丘陵は元は老樹大木が密生していて「はんたん山」と相対し、幽邃境であったとのことである。首里城の外苑の一部であって、四季の眺めよく士民遊覧の地であった。

第七節　中央集権時代——尚円～尚永時代

自後土御門天皇文明二年（一四七〇）
至後陽成天皇天正十七年（一五八九）一一九年間

中山王の尚徳は暴政を行なった後二十九才で世を去り、その世子は国人に弑せられ、群臣は尚円を挙げて王位に即かしめた。

尚円　尚円は伊平島の伊是名首見邑（いぜなしゅみ）の農民の子として、応永二十二年（一四一五）に生まれ、父を助けて農耕に従事し、二十才のとき父母を失った。二十七才妻弟を連れて首里に出で越来王子尚泰久に仕えた。泰久が王位に即くと、西原間切内間の地頭に任ぜられ、百姓の心服を得て評判になった。泰久が死に尚徳の世になり、尚徳の暴政に対して、尚円は民のためにたびたび諫めたが聴かれることがなかった。五十四才になった尚円は尚徳を見切り、自分の領地に帰った。引退した翌々年尚徳は突然世を去り、群臣は尚円の固辞するのを強いて王位に即かせた。時に文明二年（一四七〇）五十六才であった。

尚円は国王となるや、君子を進め小人を退け、風俗雍和し、百姓業を楽しみ、昇平の基を作る。尚円は輔臣に命じて天王寺を建てて家廟の備となし、さらに泊村東南に国廟を建て廟側に崇元寺を建立し、その制家廟とは異なるものがある。尚円は在位七年にして文明八年（一四七六）六十八才を以て世を去る。

尚宣威　尚宣威は尚円の弟で永享二年（一四三〇）に生まれ、十二才で兄に従って首里に至り、享徳二年（一四五三）二十四才で尚金福に仕え、さらに尚徳に仕え、越来間切を領し、文明八年尚円の死により、世子尚真幼きため、王統を継ぐ。時に文明九年である。神託によって在位六ケ月で越来に隠遁し、この年八月四十八才を以て死去した。

尚真　尚円の世子として寛正六年（一四六五）に生まれ、文明九年（一四七七）十三才で叔父尚宣威の後を嗣いで国王となる。尚真は資性英明にしてよく先王の志を継ぎ、百僚は職を分け、群臣に冠を授け、冠は黄赤を以て貴賤上下の分を定め、而して大小の儀礼を定めた。また始めて諸按司を首里に聚居せしめ、兵柄を解いてはるかにその地を領せしめることとした。これを称して尚真の中央集権という。また三府三十六島の経界を正し税を定め、貢を入れしめ、その他古来の殉死を禁ずるなど、治績が大いに明らかとなり、政刑はことごとく備わり、平和の理想を実現する楽土たらしめんとしたのである。

明応元年（一四九二）尚真王は輔臣に命じて円覚寺を建て、早く渡来した僧芥隠を開山住持とした。同五年には巨鐘を鋳て円覚寺に懸け、同七年には、長史梁能・通事陳義をして円覚寺山門の外に、石欄および石橋を督造せしめた。明応九年には八重山酋長堀川赤蜂（ばりかわあかばち）征伐を行なう

った。元亀元年（一五〇一）に尚真は玉陵を中山防内の地に築き先王尚円をここに移葬した。これが尚家歴代の墳墓であって、同二年はじめて一堂を建て方冊蔵経を蔵した。大永二年（一五二二）には国王頌徳碑が建てられた。

右のほか尚真王時代になされたことは、首里城正殿の石造欄干や石竜柱が建設せられ、城内には北殿が築造され、識名園やヒジ川橋が作られた。大永六年（一五二六）六十二才にて死去、在位五十年。

尚清　尚清は尚真の第五子として明応六年（一三九七）に生まれ、大永七年（一五二七）三十一才で即位した。天文元年（一五三二）「おもろ双紙」が編集され、同六年には奄美大島を征伐した。天文十三年には倭寇を防ぐために首里城に二重の城壁を作り、同二十年からはさらに那覇港口の屋良座森に堡塁を築き、海岸防備を厳にした。天文十六年には首里の真和志に大美殿を建て、その後伊江島に照大寺を建立し、やらさ森碑を建て、首里門（後の守礼門）を創建した。尚清は在位二十九年、弘治元年（一五五五）五十九才を以て世を去る。

尚元　尚元は尚清の第二子として享禄元年（一五二八）に生まれ、弘治二年二十九才にて即位、同年倭寇が海上琉球の境に至り、尚元兵を遣してことごとく破る。元亀三年（一五七二）四月四十五才にて世を去る。

尚永　尚永は尚元の第二子として永禄二年（一五五九）に生まれ、阿応理恵王子と称し、天正元年（一五七三）十五才で即位する。同年十二月王は島津義久に書を送り、天界寺住持南叔と、金大屋子を使として遣わした。尚永は在位十六年、天正十六年（一五八八）三十才を以て世を去る。

王国の隆盛　尚円王より尚永王に至る約百年間は琉球国の全盛時代で、中央集権の実が挙がり、前後その比を見ない。尚真王五十年間には多くの土木建築が行なわれ、八重山の赤蜂を平げ、倭寇を撃退し、さらに、中国との国交を深くし、南方ビルマ・スマトラ・ボルネオなどとの通商貿易が盛んに行なわれ、那覇港は東洋貿易の中心地として偉大な発展を促した。

建碑　尚真王時代は王城園池を壮麗にして都市を美化し、橋梁を築造し、道路を開いて交通の便を図り、中山王国の基礎が固まった。尚真王在位の間に、多くの碑が建てられているが、それはほとんど以上述べたような事業の記念碑であって、王の事蹟を頌えて後世に伝えるものである。特に「百浦添欄干之銘」は注意すべきもので、それには王の事蹟十一ケ条を挙げている。以下この時代に建てられた碑を時代順に説明しておく。

1　**万歳嶺記の碑**　万歳嶺記は首里の観音堂のあった背後の嶺にあって、一四九七年尚真王時代に建てられた。その嶺を万歳嶺と称し、嶺上には蒼翠たる老松が勁操を積んで黄鶴が呼びあい、神仙も遊ぶがごとき仙境であるとしている。この嶺よりの眺望はきわめてよく、北に当たっては朝の眺めがきわめてよく、繖嶂が烟霞の上に屹立し、西に当たっては落湖斜日が島嶼の間に眺められて、晩景がきわめてよいと記されている。

尚永　尚永は尚元の第二子として永禄二年（一五五九）に生まれ、阿応理恵王子と称し、天正元年（一五七三）十五才で即位する。同年十二

嶺上には蒼翠たる老松が勁操を秘んで黄鶴が呼びあい、神仙も遊ぶがごとき仙境であるとしている。この嶺よりの眺望はきわめてよく、北に当たっては朝の眺めがきわめてよく、巒嶂が烟霞の上に屹立し、西に当たっては落湖斜日が島嶼の間に眺められて、晩景がきわめてよいと記されている。

2　**官松嶺記の碑**　官松嶺は万歳嶺に続く丘であって、その上に官松嶺記の碑が建てられた。これは万歳嶺記の碑と同年で尚真王時代の建碑である。官松嶺も万歳嶺と同様に首里城外にあって官吏の散策するところであったろう。稚松を植えしめて松林を作り、松の堅い操を養う意を示したものであろう。

この二碑は同年（一四九七）に建てられた関係もあって相似た形の碑であって、二碑ともに碑名が上部に横に整った楷書で記されて、その上には雲型の模様が中心の円形を囲んでみごとに彫られており、また本文の周囲にも唐草式の連続模様が刻され、文字は遒麗暢達にして歴代金石中の冠冕である。

3　**円覚禅寺記之碑**（荒神堂之南之碑文）　この碑も前二碑と同年に建てられ、円覚禅寺が創建された時の記念碑である。円覚寺は尚真王の十六年に先王尚円の供養のために建てられたもので、首里城久慶門の北に三年間の歳月を要して完成した。円覚寺は琉球第一の巨刹であり、禅宗の沖縄の総本山となり、七堂伽藍備わり、その建物は中国風で丹雘を塗り、大門には二王尊像を配した名刹であった。明治八年国宝に指定されたが、太平洋戦争で全焼した。

4　**大琉球国王頌徳碑**（荒神堂之北之碑文）　前三碑の建てられた翌年に建てられた。尚真王の政治はそのよろしきを得、その恩沢士民に及び、ついに士民挙て碑を建て、その徳を頌するの挙に出たのである。碑文は長文であるがそれにもかかわらず対句を用いず、流麗なる行文をなし、尚真王の聖徳を遺憾なく発揮している。

5　**サシカヘシ松尾の碑**　円覚寺創立の四年目（一五〇一）に円覚寺維持のために寺側の空閑地に松を植え、永代修補の資財とすることにしたのを、後世に伝えるためにこの碑を建てた。この松樹を勝手に伐採利用する者は不孝の孫不忠の臣これより大なるものはないと記している。

6　**円覚寺松尾之碑**　この碑は前碑と同年（一五〇一）に前碑と同様な意を示すために建てられたもので、文章も割合に短文である。

7　**たまおどんのひのもん**　この碑も前二碑と同年に建てられた。たまおどんは王の陵であって、父尚円王の遺骨を見上森の墳塋より移葬するために尚真王によって創建されたものである。これから以後歴代の王はここに葬られるのが常であった。俗にたまおどんと称し、漢訳して玉陵とし、霊御殿の義である。この碑は珍しく平がなの文で記され、その内容は葬られた人の名が琉球語で記されている。これは日本本土にも見られないもので琉球最古の仮名碑文であるばかりでなく、おそらく日本本土においても存在しない最古の仮名の碑である。

8　**大道毛之碑**　この碑も前二松尾の碑に示された趣旨を、十年後にさらに民衆に徹底させるために建てたもののようである。ゆえに前二碑文と等しい文もある。

9　**百浦添之欄之銘**　「百浦添」とは古く「ももうらおそへ」と訓じ、首里王城正殿をさしたという。尚真王時代王城は整備されていたが欄干がなかったので、特に永正五年（一五〇八）これを作り、その記念に欄干の銘が刻された。碑の前文は欄干設置の趣旨とその経緯が記された。次には銘文があって、その後に尚真王の徳十一条を頌えた文がある。

10　**そのひやぶ御嶽の額**　そのひやぶの御嶽の額の「そのひやぶ」は漢字では「園比屋武」と書かれ、首里城正門外の路傍に副うて小丘をなしたところで、その背面は竜潭池に臨んでいる所であるという。そこに石造の唐門があって、その門の構造は端麗で他に比すべきものがなかったという。その門の門楣に次の語が刻してある。

首里の王おきやかもいかなしの御代にたて申候
正徳十四年己卯十一月二十八日

これは「そのひやぶ」御嶽の石門を作った年代を示したもので尚真王時代で、明暦の正徳十四年は日本の後柏原天皇永正十六年（一五一九）である。この文字も仮名まじりの文であって珍しい書体で書かれている。この石門は後世まで残り昭和八年に国宝に指定されたが現存しない。

11　**国王頌徳碑**（石門の東の碑）　前記の石門の東西に碑があって、西にあったものが真珠湊碑であり、東にあったものが国王頌徳碑である。この碑の最初にはかなまじりの和文があるが、これは建設年代を示し、後に漢文で記されている。この碑は尚真王が殉死を禁止した仁徳を頌するため一五二二年に建設されたものである。

12　**真珠湊碑**（石門の西の碑）　前記国王頌徳碑と同年（一五二二）に、真珠橋建設の際に建てられたものである。したがって真珠橋建設の縁由を記したものである。この碑はまた珍しく、全文が仮名で琉球語を以て流暢に書かれている。

13　**識名沢岻王舅墓之銘**（王舅達魯加禰国柱大人寿蔵之銘）　識名沢岻の徳をたたえてその墓に記したものがこの銘であって、墓誌銘に属し、建設は尚真王晩年（一五二五）である。この碑文によれば、彼は国王を輔佐し、万民を鎮撫し、至誠国のために尽し、さらに困難なる航海の辛苦を重ねて大明に使し、その使命を果たし、その功績によってこの勝地を賜わり、ここに永久の墓を作ったことが記されている。

14　**崇元寺前之東之碑**

15　**崇元寺前之西之碑**

この二碑は崇元寺下馬碑と称するもので、尚清王時代一五二七年第一に建てられた碑である。この碑は裏と表とに文があって、表には漢文で記し、裏には琉球語を仮名で記してある。いかなる官吏もここで下馬し、馬のまま崇元寺に入ってはならぬことを示す碑で、表裏同意であり、東西両碑全く同文である。

16　**タカラクチ一翁寧公之碑**　一翁寧公は一面政治家であり、一面は教育者として活動し、これを記したのがこの碑の文である。この碑は教え児六人と円覚寺住僧竜雲興によって天文四年（一五三九）に建てられたもので、この碑文は竜雲興の撰である。

は屋らさもりくすくの創建された翌年天文二十三年（一五五四）に建てられた。尚清王の晩年である。以上の七碑が尚清王時代に建てられた

西にあったものが真珠湊碑であり、東にあったものが国王頌徳碑である。この碑の最初にはかなまじりの和文があるが、これは建設年代を

16　**タカラクチ一翁寧公之碑**　一翁寧公は一面政治家であり、一面は教育者として活動し、これを記したのがこの碑の文である。この碑

は教え児六人と円覚寺住僧竜雲興によって天文四年（一五三九）に建てられたもので、この碑文は竜雲興の撰である。

17　**国王頌徳碑**（かたのはなの碑）　この碑は尚清王の徳をたたえて建てた碑であるが、特に多くの人々に知らせるために漢文と仮名文の両者を表裏に記している珍しい碑である。これは尚清王の即位（一五二七）の年から十数年後（一五四三）に建てられたものである。文の前半は尚清王の一般的徳を記し、後半は特に道路を改修する具体的状況を記している。

18　**添継御門之北之碑文**（新築石壇記）　この碑は尚清王が首里城を拡張し、さらに強国にした記念として天文十五年（一五四六）に建てた碑である。当時倭寇の勢が盛んとなり、日に日に危険を感じたので、首里城の改修を行なったのである。

19　**添継御門の南のひのもん**　この碑は添継門の開設の縁由について記したもので、前碑と同年に建てられた。添継門は首里城の外廓の第三門で継世門とも称した。この碑文はまた例によって仮名文字でほとんど記され非常な長文になっている。

20　**やらさもりくすくの碑**（子攬注森城碑）　やらさもりくすく（屋良座森城）は那覇港を守るために尚清王時代天文二十二年（一五五三）に作られた。当時倭寇が近辺を侵すために防備の目的を以て造られたものである。その由来を記したものが、やらさもりくすくの碑である。この碑も仮名の長文であって琉球の代表的な仮名碑文である。この碑は屋らさもりくすくの創建された翌年天文二十三年（一五五四）に建てられた。尚清王の晩年である。以上の七碑が尚清王時代に建てられたものである。

21　**君誇欄干之記**　尚元王が善政を敷き国富みて、首里城の正門奉神門の両翼に欄干を作った。そのことを記念するために記したのが君誇欄干の記である。この碑文は短いが全文がほとんど対句の漢文で構成されている珍しい文である。

第八節　国難時代——尚寧王時代

自後陽成天皇天正十七年（一五八九）
至後水尾天皇元和七年（一六二一）三二年間

尚永王には嗣子がなかったので浦添王子尚懿の長子尚寧を以て王統を紹いだ。尚寧の祖父は尚真王の長子尚維衡であり、父は尚維衡の嫡子浦添王子朝喬である。尚寧は天正十七年（一五八九）二十六才で王位に即いた。

尚寧　即位の翌年関白豊臣秀吉は尚寧に書を送り、「二三年内に吾当に明国を討つべし、王其れ兵を発して之に会せよ」と告げ、島津義久も尚寧に書を送って「秀吉は海内を平定したから速かに方物と楽工を献ぜよ」と通達した。天正十九年義久に書を送り「敝邑は困悴し方物を関白に貢する能わず」と告げ、義久は返書に関白の朝鮮征伐に出兵すべきことを告げ、もし従わざれば征伐することを書き添えてあっ

た。

文禄元年（一五九二）首里西州謝名一族が叛し征服したが、当時諸官中には不平の徒が多かった。同二年義久は王に書を送り、貢賦を廃し旧典を欠く罪を責めたので、王は三年に返書を送り「朝鮮の役には堪えざるを以て諒察を祈る」と告げて参加せず、義久は琉球征伐の許可を得、準備を整え同十四年遂に運天港に到着した。軍を分けて二となし、水陸並び進み、民家を焼き都門に入ってついに首里城を囲み、尚寧出て降り捕えられて九州に送られた。尚寧は島津家久に伴われて駿府に至り家康に会い、江戸に行き将軍秀忠に謁し、いずれも手厚い款待を受け、同十六年知行が授けられて那覇に帰着した。知行は減少し、奄美大島をはじめ、鬼界島・徳之島・沖永良部島・与論島は島津へ分割された。その上重い貢賦が課せられた。

尚寧が王統を紹いで十八年目の慶長十一年（一六〇六）に、始めて明からの冊封の礼が行なわれたが、このように遅れたのは前後にこの例がない。それは島津の侵入による事件のためである。慶長十七年（一六一二）明国に進貢したところ、明は琉球の敗残・財用の乏しきを知り、十年の後物力恢復をまって貢職することを許し、十年一貢が定例となった。尚寧在位三十二年、元和六年（一六二〇）五十七才を以て世を去る。

建碑　この時代は内憂外患の時代で国力振わず、したがって建碑の数もきわめて少なく、わずかに次の三碑にすぎない。

1　**浦添城の前の碑**　浦添城は伝説によれば舜天の居城であったといわれている。舜天は最初浦添の按司であって、その後英祖・察度・尚寧等の諸王が皆浦添按司であった。城は早く廃墟となったらしいが、慶長のころにはまだいく分か建物が存したという。二十四代の尚寧王は十九才で浦添知行となり、二十五才のとき王位についた。この関係から尚寧王はこの地の神社仏閣の参拝にきている。しかし道路がわるかったので、これを修理し、その記念にこの浦添城の前の碑が慶長二年（一五九七）に建てられた。碑文は仮名による琉球語の長文で、候文を交えており、裏には漢文で簡単に述べている。

2　**広徳寺碑**　広徳寺は円覚寺の東隣りにあって臨済宗である。天王寺の末寺でもと和氏浦添家の私寺である。この碑は尚永王の晩年慶長二年（一五九七）に建てられた。この碑は広徳志浦添親方の塚に建てられた石塔婆である。したがって短文である。

3　**浦添ようどれの碑**（極楽山之碑文）「ようどれ」は英祖および尚寧の墳墓とされている。英祖王のとき僧禅鑑が渡来し、始めて寺を浦添に建て極楽山と命じ、また墓を寺側に建てたと伝えられる。その塋域にようどれの碑がある。これは元和六年（一六二〇）八月に建てられたもので、尚寧王が荒廃していた英祖王の墓を修理するとともに、祖父・父君を移して葬ったことを記念するための碑である。表は仮名文、裏は漢文の要約である。

第九節　文芸興隆時代―尚豊～尚敬時代

自後水尾天皇元和七年（一六二一）

位を謝し方物を献した。薩藩に対する謝恩使はこれから始まる。島津久光はこの二使を伴い江戸に行き、登城して将軍に見え、幕府は米二

建碑　この時代は内憂外患の時代で国力振わず、したがって建碑の数もきわめて少なく、わずかに次の三碑にすぎない。

祖父・父君を移して葬ったことを記念するための碑である。表は仮名文、裏は漢文の要約である。

第九節　文芸興隆時代——尚豊～尚敬時代

自後水尾天皇元和七年（一六二一）
至桃園天皇宝暦二年（一七五二）一三一年間

尚寧王は嗣子なきため、尚元王の第三子尚久（大金武王子）の第四子尚豊が王位を嗣いだ。

尚豊　尚豊は元和七年（一五二一）三十二才で王統を紹ぎ、島津家久は尚豊に太刀一腰、馬代銀五十枚を贈って嗣位を賀した。

元和八年尚豊は家久に使を遣し、太刀一腰、馬代銀二百枚、青磁瓶一箇、唐盤十枚、蕉布五十端、焼酒五壷を献じ、嗣位を告げ報謝した。家久はこれに報謝して屏風・鞍鐙等数件を贈り、さらに正竜寺の僧を遣し銀三十枚を贈る。以後島津に対しては重い貢賦のほかに襲封その他琉球内の重要事項は一々報告した。元和九年に明に使を遣し、襲封を請い二年一貢が許された。寛永十年（一六三三）冊封使が至り、尚豊が正式に中山王に封ぜられた。尚豊の使者は本土に行き家久に会い、将軍家光に二条城で見え襲封を告げた。尚豊は在位二十年、寛永十七年（一六四〇）五十才で世を去る。

尚賢　尚賢は尚豊の第三子として寛永二年（一六二五）に生まれ、寛永十八年即位した。正保元年（一六四四）明に進貢し襲封を請うたが、明は翌々年清に亡され冊封を受けることができなかった。また同年使を遣し薩藩島津の儲君の誕生を賀し、方物を献し、別に使を出して嗣位を謝し方物を献した。薩藩に対する謝恩使はこれから始まる。島津久光はこの二使を伴い江戸に行き、登城して将軍に見え、幕府は米二千俵を賜い琉球に給し、さらに日光廟に参詣せしめた。尚賢は在位七年、二十三才にて世を去る。

尚質　尚質は尚豊の第四子として、寛永六年（一六二九）に生まれ、兄である先王尚賢嗣子なきために慶安元年（一六四八）二十才で王位を嗣いだ。翌年使を島津に遣し嗣位を謝し江戸に至り将軍に見え日光廟を拝すること前例のごとくであった。翌三年琉球史「中山世鑑」を著す。万治二年（一六五九）首里城火災にかかる。寛文元年慈恩寺橋を竜潭に架し、世持橋を構築する。寛文三年始めて清の冊封使来る。このころから守礼門に「守礼之邦」の額が常掲せらるることとなった。尚質在位二十一年、寛文八年四十才を以て世を去る。

尚貞　尚貞は尚質の長子として正保二年（一六四五）に生まれ、寛文九年（一六六九）二十五才で王統を嗣いだ。寛文十一年首里城を重修し全部の建物を瓦葺とした。天和三年（一六八三）清冊封使渡来し尚貞を中山王に封じた。尚貞は琉球王統中最も英明の君主で、弊政を革新し綱紀を振起し、その臣には賢臣を多く輩出した。寛文元年（一六六一）国中の橋梁を石橋に改修することが続いて行なわれ交通を便にした。尚貞王の時代に島堀橋・敷教橋・宇平橋・泊高橋・真玉橋等が石橋となった。同九年よりは田地の開墾を企てて産額を多くし、延宝三年（一六七五）には聖廟を久米に創建し、儒学を奨励した。元禄元年（一六

八八）には姓を臣士に賜い、翌年系図座を設けて家譜を編せしめ、宝永三年（一七〇六）には修史事業を起こし、「中山世譜」を編集せしめ、文化に資せること大であった。尚貞在位四十一年、宝永六年（一七〇九）六十五才を以て世を去る。

尚益　尚益は尚貞の嫡孫として延宝六年（一六七八）に生まれ、宝永七年（一七一〇）世子たりし父尚純が尚貞王に先だって死去せるため、三十三才にて王統を継ぐ。同年は大風があって樹木を抜き、禾稼を害し冬に至り饑饉のため餓死する者約二千人に及び、また王城に火災があり、よって島津吉貴は銀二百貫目を賜い災患を賑恤せしめた。尚益は謝恩使と将軍家宣の承統を賀する慶賀使を遣したので、将軍は琉球の饑饉火災にかかわらず来朝を嘉し、島津侯は材木一万九千五百本を贈る。尚益は在位わずか三年にして正徳二年（一七一二）三十五才にて世を去る。

尚敬　尚敬は尚益の第一子として元禄十三年（一七〇〇）に生まれ、正徳三年十四才にて王統を継ぐ。翌年将軍家継の承統を賀し、清廷に進貢し、同四年、清廷冊封使を遣す。尚敬は天資英邁、学を好み、未曽有の治績を挙げた。主として人材を登用し、綱紀を振粛し、農政・林務・土木・水利・教育・芸術の各方面において施設経営した。その具体的なものを挙げれば、久米村に明倫堂を建て、社寺奉行を設置し、中山世譜を改訂し、比謝橋・報徳橋を石橋となし、漏刻門に新に日時計を置いて併用し、「球陽」を編纂するなど枚挙にいとまないほどである。尚敬在位三十九年、宝暦元年（一七五一）五十二才を以て世を去る。

文化の隆盛　尚豊より尚敬に至る約百三十年間は文運の盛んな時代で、「おもろ双紙」が大増補せられ、各種の産業技芸が開発され、貨幣が鋳造され、久米村には孔子廟・明倫堂が建てられ、また多くの橋が石橋に改められ、六諭衍義がもたらされ、「混効験集」・「琉球由来記」・「球陽」・「遺老伝説」などが作られた。

建碑　この時代は文運の隆盛に伴って建碑が非常に多く、各時代中において最も多く、橋に関する碑がその半数近くを占めている。

1　**本覚山の碑**　この碑は尚豊の初年寛永元年（一六二四）に建てられ、仮名の候文の碑である。候文であるが、沖縄の方言をまじえた文である。

2　**安里橋之碑**　尚貞王時代には多くの橋が作られ、その碑が建てられているが、その最初の碑がこの碑である。安里橋は首里の西、那覇に通ずる大幹線道路に架せられた橋である。ゆえに常に国王が那覇に幸し、あるいは中国冊封使が来る際に通過する橋である。しかるに寛文十年（一六七〇）大洪水に敗壊したので仮橋を架しておいたが、延宝五年（一六七七）にまたもや氾濫してついに流失した。そこで本格的な橋が架設せられ、その記念にこの碑が建てられた。

3　**金城橋碑**　金城橋は首里台の南麓安里川に架せられ、この街道は首里より真和志識名に通ずる。ゆえにこの橋は島尻方面へ通ずる要路であるばかりでなく、この街道は南苑および神応寺への遊覧道路にもなっていたので重要であった。これも安里橋と同様寛文十年（一六七〇）久米村に孔子廟が建てられた。それから八年後に中国から冊封使がきて「琉球国新建至聖廟記」を二人で書いている。一文は冊封正使の正

中山世譜を改訂し、比謝橋・報徳橋を石橋となし、漏刻門に新に日時計を置いて併用し、「球陽」を編纂するなど枚挙にいとまないほどである。

3　**金城橋碑**　金城橋は首里台の南麓安里川に架せられ、この街道は首里より真和志識名に通ず。ゆえにこの橋は島尻方面へ通ずる要路であるばかりでなく、この街道は南苑および神応寺への遊覧道路にもなっていたので重要であった。これも安里橋と同様寛文十年（一六七〇）の大洪水によって破損した。しばらく補修していたが、延宝五年（一六七七）に本格的な石橋に作られた。そのときの状況を記したのが金城橋の碑である。

4　**首里魚池碑**　首里魚池は首里城の西南にあって、西南は崇嶽により、東北は街路に接し、魚族時に躍り、羽類時に舞い、仰いでは紫宸殿閣の高く聳えるを望み、輪奐の美を備えた勝地である。この池がいずれの世に作られたか明らかでないが、尚貞王時代に地垠が崩れ、雨時には泥水が池に流入するのでこれを浚濼した。その記念に首里魚池碑が建てられた。この碑文には尚貞王の政治がよく行なわれ、民は悦楽し、君民一体の状態が記されている。

5　**今帰仁間切親泊村字津屋口原山野墓碑**　この碑文は「琉球国碑文記」においても不詳の文字あることを前書してあって、文中二四字ほどが欠けている。この碑は要するに今帰仁按司宗真の墓が天正十九年（一五九一）に作られ、その後百余年を経て風雨のために敗壊したので、子孫がこれを修理したことが記され、延宝六年に建てられている。

6　**壺川松尾碑**　この壺川松尾碑は読谷山王子山英の子孫が墓を修理した記念に建てたもので、墓の修理は延宝五年（一六七七）に行なわれ、この碑はその翌々年延宝七年に建てられている。

7　**琉球国新建至聖廟記**　尚貞王時代延宝三年（一六七五）に始めて久米村に孔子廟が建てられた。それから八年後に中国から冊封使がきて「琉球国新建至聖廟記」を二人で書いている。一文は冊封正使の正一品翰林院検討纂修明史官汪楫の撰であり、他は副使の正一品林麟焻の撰である。以上の二記いずれも時を同じくし、清の康熙二十二年（一六八三）の作である。

8　**板敷橋記**　板敷橋は板敷川に架せられた橋である。この川は広さ二三丈深さ四五尺で、東北弁嶽から発し、西流して那覇で海にそそぐ。陰雨の際は泥水氾濫し、過ぎる者みな困却し、仮橋を架けて渡った。しかし洪水のたびごとに仮橋は破壊される。そこで勅命によって元禄二年（一六八九）みごとな石橋が完成した。これを記念したものが板敷橋の記である。

9　**宇平橋碑**　宇平橋は東風平・豊見城・南風原三村の境にあって、国場川の本流に架し、板敷橋とともに往還の衝に当たり、特に往時はこの付近水量が多かったという。この橋も石橋に改造されて、その記念碑が宇平橋碑である。

10　**勢理客橋碑**　勢理客橋は従来石橋であったが、年代の経過に伴いくずれて、延宝七年（一六七九）に聖旨によってりっぱな石橋が完成した。その後約十年元禄四年辛未の年（一六九一）洪水のために破壊されたが再び作られ、その際勢理客橋碑が建てられた。

11　**重修臨海橋碑**　臨海橋は臨海寺と仲三重城の間にあった橋で、俗に仲の橋と称していたという。元禄七年（一六九四）颶風が起こり巨

濤がさかまきそのために橋は大波に潰された。そこで国費によって元禄九年に作る。この橋は名の示すがように海に臨んでその入江に架けられたもので、川にかけられたものでない。したがって橋からの眺望はまことによかったという。

12　**重修石火矢橋碑**　石火矢橋は豊城の真玉橋より垣の花に至る途中にあって那覇港山手の間道にあたり、中国船滞泊中は薩摩の船の貨物はこの間道によったという。この橋も元禄七年（一六九四）に颶風とともに洪水によって破壊せられ改修された。この改修記念に建てられたのが重修石火矢橋碑である。

13　**泊高橋碑**　泊高橋は泊の安里川の下流川口に架せられ、その少し上流には安里橋があり、この二橋間に作られた邑落が泊である。泊高橋は元来木橋であったのを元禄十二年（一六九九）に改修して石橋とし、特に橋梁を高くして舟行に便にした。ゆえに高橋と称したという。この時に建てたのがこの碑である。

14　**重修真玉橋**　真玉橋は豊見城村の管内で国場川の川口に架せられた橋である。大永二年（一五二二）尚真王時代創設せられた橋である。その時に建てられたのが先述の「石門西のひもん」（真珠湊碑）である。それより百八十六年後の宝永五年（一七〇八）に石橋に改造し、その記念に重修真玉橋の碑が同年に建てられた。

15　**寄上森内金宮碑**　寄上森は久米唐栄の東の山林にあって、森は大きくはないがよく繁茂していたという。そこに弁財天が祀ってあって、その宮殿を内金宮と称する。その内金宮が宝永五年（一七〇八）に改修された記念に、この寄上森内金宮碑が建てられた。

以上は尚貞王時代四十年間の建碑であってその過半数は橋の改修記念碑である。

次代の尚益王時代は、在位わずかに三年であったため一基の建碑もない。

16　**宮良間切古見村字三離碑**　宮良は八重山群島の石垣島の東部角にあって、その付近を宮良川が海にそそいでいる。宮良の三離は農村であるが、耕地が川を隔てた先方にあるために常に川を渡らなければならなかった。満潮時は増水して渡ることができないために退潮を待つほかはなく不便であった。尚貞王時代元禄三年（一六九〇）に幾条かの木橋を架けてその難を救った。しかしその橋は狭く、老幼男女が荷物を負うて渡ることは不可能であった。そこで正徳五年（一七一五）に大橋を作り道路を改修した。この記念として建てたのがこの碑である。

17　**宮良間切古見村字大板碑**　八重山群島の石垣島の大板部落でも三離部落が架橋によって便益を得たので、それにならって同年に架橋したものである。この碑文の後半は前碑と全く同文である。

18　**中山孔子廟碑記**（琉球国新建至聖廟碑）　尚貞王時代延宝三年（一六七五）に始めて久米村に孔子廟を建ててから四十一年後の享保元年（一七一六）に琉球人による孔子廟碑文が書かれて建てられた。これより先天和三年（一六八三）に冊封使汪楫と副使の林麟焻の二使がそれぞれ琉球国新建至聖廟記（前記）を書いているので、これが孔子廟碑経済的関係もあり、国王の死などもあり、実現しなかった。尚益王を経て尚敬王時代享保三年（一七一八）に久米村に明倫堂が建てられた。

15　**寄上森内金宮碑**　寄上森は久米唐栄の東の山林にあって、森は大きくはないがよく繁茂していたという。そこに弁財天が祀ってあっ

（一六七五）に始めて久米村に孔子廟を建ててから四十一年後の享保元年（一七一六）に琉球人による孔子廟碑文が書かれて建てられた。これ

より先天和三年（一六八三）に冊封使汪楫と副使の林麟焻の二使がそれぞれ琉球国新建至聖廟記（前記）を書いているので、これが孔子廟碑を代表して、琉球人の碑文を書くのがおくれたものと考えられる。

19　**比謝橋碑**　北谷嘉手納から読谷山古堅に出る街道の比謝川に架けた橋が比謝橋である。古くより木橋であったが、享保二年（一七一七）に石橋に改修した記念に比謝橋碑が建てられた。

20　**濬江碑**　濬江とは泥で次第に埋まる川を浚滌する意味である。この碑は享保三年（一七一八）に那覇港に流れこむ諸川を浚った記念に建てられたものである。那覇港湾内には国場川・友寄川その他が流入し、両岸の山嶽は樹木が少なく耕地が山頂にまで及んでいるため、急雨の際は土砂が河川湾内に流れ込むものが多い。そこで享保二年には大工事が行なわれ、国場川・饒場川・久茂地川が浚渫された。

21　**瑞泉碑**　首里城の瑞泉門の下から甘泉が湧出する。これを瑞泉という。石竜の口より出て沖縄第一の清冽な水と称せられている。ゆえに冊封使の滞在中は毎早朝霊水を汲んで厳封し、天使館に運び使節の飲用に供する例となっていた。そこで、その左右に冊封使の題字の刻された碑がある。これを瑞泉碑という。この碑の題字は「中山第一」の四字で冊封副使の徐葆光の書であって、尚敬王の初年享保四年（一七一九）に建てられた。

22　**琉球新建儒学碑**　孔子廟は尚貞王時代（一六七五）に建てられたが、儒教を教授する学校は懸案のまま建てられずに経過した。それは経済的関係もあり、国王の死などもあり、実現しなかった。尚益王を経て尚敬王時代享保三年（一七一八）に久米村に明倫堂が建てられた。その翌年中国から冊封使がきて明倫堂を見て儒学碑の文を書いた。その撰者は瑞泉碑を書いた副使の徐葆光である。

23　**森川碑**　宜野湾間切の謝名村に林岳があって西森と名づけた。そこに清川があってそれを森川と称した。尚清王の子尚宗賢伊江王子朝美の母は宜野湾間切謝名村の野村掟の女で尚清王の夫人となった。それより尚宗賢の子孫は毎年五月に西森と森川の泉を奉拝したという。この森川碑は祖先伝来の奉拝の地として、子孫に伝える意を以てこの碑が建てられた。その建立年代は享保十年（一七二五）尚敬王の時代である。

24　**修宮城橋碑**　大里府の宮城の邑に宮城橋があって、一は木橋、一は石橋であったが、永年経過したために享保十三年（一七二八）尚敬王時代にこの二橋を廃して、新たに石橋を建設した。その記念碑が修宮城橋碑である。

25　**琉球国創建天尊廟天妃宮竜王殿関帝祠総記**　那覇の若狭町には天尊廟があって、沖縄では夙に民間信仰として天尊・天妃・竜王等が尊信せられてその廟が作られた。これらの縁起を享保十六年（一七三一）に書いたのが、この総記である。

26　**重修庇謝橋碑**　庇謝川は沖縄島の中部に存する琉球有数の大河である。ゆえに古来より橋を架して通行の便をはかった。享保元年

（一七一六）にはこれを改築して石橋とした。これは先の庇謝橋碑の項で述べておいた。そのときは石橋二座を改築したが、なおその北に二座の木橋があった。享保十四年（一七二九）は五穀豊作であったので橋の改築が行なわれ、その記念碑としてこの重修庇謝橋碑が建てられた。

27　**報得橋記**　報得橋は報得川に架せられている。報得川は東風平村世名城に発し、西に流れて糸満に至って海に入る。古来首里那覇に行く要路に当たっているために、木橋を架けてあったが、享保十七年（一七三二）に石橋に改築した。これを記したのが報得橋記である。

28　**先王旧宅碑**　碑名の先王は尚円王をさす。尚円はもと伊平屋島の人尚稷の子である。尚徳の後推されて王位に即く。尚円の先に住んだ旧宅を重修し、その記念碑がこれである。元文三年（一七三八）に建てられた。

29　**護佐丸墓碑**　護佐丸は先述したように勝連按司阿麻和利に譖せられて王の軍に攻められついに自刎して死んだ。そのとき護佐丸の幼児を乳母が抱いて城を脱し、島尻の国光の地頭国吉親雲上真元に身を寄せ、国吉は之を憐んで育てた。後護佐丸は忠臣であることがわかりその幼児は王によって取り立てられた。護佐丸の墓の碑は、その子孫が護佐丸死後二八二年後（一七四〇）に建てたものである。

30　**重修勢理客橋碑**　勢理客橋はすでに元禄四年（一六九一）に改築をしたのであるが、約五十年を経過し、寛保元年（一七四一）十二月雹雨大降し、洪水となり、勢理客橋を流壊した。そこで再びこれを改築することとなった、これを記したのが重修勢理客橋碑である。

31　**重修天女橋碑**　円覚寺の円鑑池に弁財天女堂を作りその橋に名づけて天女橋といった。その天女橋が年を経て将に傾崩せんとした。そこで国王の命によって改築されることとなり、これを記念してこの碑が建てられた。その後寛政十年（一七九八）に再建された。

32　**新修美栄橋碑**　美栄橋は久茂地町の東境、久茂地川に架けられた橋である。久茂地川の岸は堤となっていて三座の橋があって、美栄橋はその一座である。この久茂地川の堤は長虹隄と称し、尚金福王時代に築造せられ、その後数百年を経過し、水門も閉塞狭隘を感じ交通の不便なことはなはだしかった。そこで享保二十年（一七三五）、勅命によって改修工事が行なわれ、翌元文元年（一七三六）に落成した。この碑の建てられたのは竣工の年から八年後の延享元年（一七四四）である。

33　**改修牧湊橋碑**　牧湊橋は浦添と宜野湾との境、牧港川に架せられた橋で、昔は首里街道と上泊街道とがここにおいて交会して、国頭西宿に続いたという。従来木橋であったのが、破損が多くなり石橋となり、その記念にこの改修牧湊橋碑が立てられた。

34　**与座村引泉溉田碑**　山南地方の摩文仁・東風平・兼城の三郡には灌漑用の用水がなかったために、農民は大旱に際しては多大な困難をするばかりでなく、凶作を招いた。そのためこれが救済を国王において考えた結果、よい水源を見い出してこれを用水とする工事が行なわれた。この灌漑工事が記念されるために建てられたのが与座村引泉溉田碑である。この工事は享保十一年（一七二六）三月中旬に起工し、との間の一丘を劈開し、横断する運河を通じ両港を連絡し、北山の船舶を吸収せんとする説が出た。それに対して王宮においては宜しから

をしたのであるが、約五十年を経過し、寛保元年（一七四一）十二月雹雨大降し、洪水となり、勢理客橋を流壊した。そこで再びこれを改築をするばかりでなく、凶作を招いた。そのためこれが救済を国王において考えた結果、よい水源を見い出してこれを用水とする工事が行なわれた。この灌漑工事が記念されるために建てられたのが与座村引泉漑田碑である。この工事は享保十一年（一七二六）三月中旬に起工し、翌年十一月三日に始めて竣工し、二年に亘（なんな）んとする歳月を要した。そしてこの碑は竣工後十七年の延享元年（一七四四）に建てられた。

35 **改決羽地川碑**　北山地方には田地が多くあるが、羽地川という大川があるために、洪水の際にはその被害も大なるものがあった。そのため農民は洪水のたびごとに田地が荒されて非常な困難をしていた。そこで洪水工事の必要が認められ羽地川が改修された。この記念として改決羽地川碑が延享元年（一七四四）に建てられた。

36 **山北今帰仁監守来歴碑**　三山鼎立時代に北山王の居城として今帰仁城が存在した。尚巴志が北山を滅したとき、次子の尚忠をしてこれを鎮守せしめ、その後代々今帰仁王子の居城となり、尚真王時代諸按司を引き上げた際も、今帰仁のみは要害の旨を以てこれを除外し、第三子の昭威を置き、その子孫が代々ここにおり、その後尚質王時代（一六四八～一六六九）に始めて首里に引き上げしめた。この北山今帰仁城監守来歴碑はその碑名の示すように、代々の監守に関する事項を記し、昭威十世の孫、今帰仁王子朝忠が寛延二年（一七四九）に建てたものである。

37 **三府竜脈碑**　首里は古くより中山王の居城所在地として、琉球の政治の中心となってきたが、当時北部の名護が平坦であって、王城の適当な地であるから王城を移さんとし、あるいは屋部港と古我地港との間の一丘を劈開し、横断する運河を通じ両港を連絡し、北山の船舶を吸収せんとする説が出た。それに対して王宮においては宜しからずとして否定するために、この三府竜脈碑が寛延三年（一七五〇）に名護町の入口アナダ橋頭に建てられた。この碑は表には漢文で刻され、その裏には候文で表面の意味を刻してある。

38 **総管野国由来記**　尚寧王時代慶長十年（一六〇五）に、野国総管が明国より甘藷の栽培の法を学んで、その苗を初めて移入した。従来大暴風雨によって沖縄の五穀の害せられることが多く、そのため凶年となって食料の欠乏をきたすことが多かった。その後甘藷栽培が行なわれるに至って食料欠乏を救済することができて、野国総管は島民から蕃藷大主として仰がれ、その墓前においてはその祭祀さえ行なわれるに至った。そこでその子孫の比喜筑登之がその由来を記したのが、この総管野国由来記である。

以上尚敬王時代には二十二基の建碑があり、この時代もまた比謝橋・宮城橋をはじめとして、牧湊橋に至る全八橋の改修を行なって、その記念碑を建てていることに特質がある。二代前の尚貞王時代に八基の橋を改修した例がある。これは一面国王が民衆の生活に留意し、交通の便を図ったものであって、仁政の一の表現と見ることができる。その他与座村引泉・羽地川の改修もその一端である。

尚豊王から尚敬王に至る百三十年間の文芸興隆時代は尚貞王・尚敬王のような明君が出て各四十年間の長期間在位したために、仁政が行

なわれ文運の興隆した時代である。そのため建碑においても孔子至聖廟が三基、儒学碑が一基建てられて、儒教普及の基礎がおかれ、その他天尊廟・天妃宮・竜王殿・関帝祠などの建てられた碑が存して、文芸興隆の特色を示している。

第一〇節　教育進展時代——尚穆～尚育時代

自桃園天皇宝暦二年（一七五二）
至明治天皇明治元年（一八六八）一一六年間

尚穆　尚敬王は宝暦元年（一七五一）に世を去り、その第一子尚穆が即位した。尚穆は元文四年（一七三九）に生まれ十四才で王統を嗣いだ。宝暦四年清に進貢して冊封を請い、同六年冊封使が渡来し、同八年方物を貢し、留学生四人を入れて国子監に学ばしめた。明和八年（一七七一）八重山石垣島に大海嘯（つなみ）があって、惨死を遂げた者九千人（当時の八重山全島人口三万余人）に及ぶ。日本中国に使者を出すこと例のごとくである。尚穆王時代は極盛時代を降らんとする時代で、階級制度の発達とともに、文運の爛熟停滞をきたし、万事形式にとらわれ、前代のような潑剌たる活気がなかったが、宝暦七年には漢文の奨励があり、天明六年には褒賞条例および刑律書などの編纂があった。尚穆王在位四十三年、寛政六年（一七九四）五十五才を以て世を去る。

尚温　尚温は尚穆王の世子尚哲の第二子として天明四年（一七八四）に生まれ、父尚哲は天明八年（一七八八）に死去したので、寛政七年（一七九五）十二才にして父祖の後を嗣ぐ。享和二年（一八〇二）清国に方物を貢し、官生四人・副官生四人を国子監に入れて学ばしめた。尚温は天資英明で、覇気に富み、年少気鋭の君主であったから、当時の惰気満々たる宿弊を改革するに適し、専ら教育を奨励して、人材を登用し、階級制度の中毒を除去するにあるとし、自ら「海邦養秀」の額を書いて国学に掲げ、平民教育を標榜した。これより先寛政十年（一七九八）摂政三法司に喩して曰く、「国家の治は教化を先となし、立教の本は学校を重しとなす。今国学を建てて郷学を設け、以て教化を興し、人材を教育せんとす。卿等亟かにこれを図れ」と。地を王城の北に選び国学建設の工を起こし、享和元年（一八〇一）に完成、尚温王自ら親しく監視した。また学習中の役員・講解師および諸生に饗宴を賜い、以て学問を奨励した。さらに郷学を三平等および首里・那覇・泊の各邑に建てしめた。尚温王在位八年、享和二年（一八〇二）十九才なお春秋に富み有為の才を抱きつつ世を去ったので、国民哀惜しなかったものはなかったという。

尚成　尚成は尚温の長子として寛政十二年（一八〇〇）に生まれ、享和三年（一八〇三）四才にして王統を嗣ぎ、同年十二月死去した。

尚灝　尚灝は尚穆王の世子尚哲の第四子として天明七年（一七八七）に生まれ、具志頭王子と称し、文化元年（一八〇四）十八才で王統を嗣ぐ。それより二十三年後、文政十年（一八二七）に隠居を申請するために使を薩州に遣した。それは清国冊封使渡来後、不治の病に冒され国政を執ることができなかったので、世子尚育をしてこれに当たらせんとするものである。尚灝は在位二十四年、隠居後七年にして天保五年総横目奉行となした。

尚穆王時代から尚泰王に至る約百年の間は文化の爛熟期となり、種

尚温　尚温は尚穆王の世子尚哲の第二子として天明四年（一七八四）に生まれ、父尚哲は天明八年（一七八八）に死去したので、寛政七年（一七九五）。それより二十三年後、文政十年（一八二七）に隠居を申請するために使を薩州に遣した。それは清国冊封使渡来後、不治の病に冒され国政を執ることができなかったので、世子尚育をしてこれに当たらせんとするものである。尚灝は在位二十四年、隠居後七年にして天保五年（一八三四）四十八才にてにわかに逝く。

尚育　尚育は尚灝の長子として文化十年（一八一三）に生まれ、文政十一年（一八二八）に十六才で王統を継いだ。天保十一年（一八四〇）薩藩よりの要求もあって、清国への四年一貢を二年一貢の制に復することを陳情するために、王舅の向邦正と正議大夫鄭元偉を清廷に遣し、その許可を得た。尚育王は特に教育に意をそそぎ、首里・那覇・泊に村学校を建て、首里に孔子廟を建てて親しく釈奠を行ない、または先島に学校・会所を設けて、役人の養成に資するなど、教育の普及に努めた。この時代には外国人の来航するものが多く、弘化元年（一八四四）にはフランス艦・オランダ船が来航し、次いで英国の宣教師ベッテルハイムがきて波之上に住み、布教につとめるなどのことがあった。尚育王は在位二十年、弘化四年（一八四七）三十五才で世を去る。

尚泰　尚泰は尚育の第二子として天保十四年（一八四三）に生まれ、嘉永元年（一八四八）六才にて王統を嗣いだ。嘉永六年（一八五三）ペルリ来航して米琉条約が締結せられ、護国寺の鐘をペルリに贈る。安政六年（一八五九）尚泰王漸く十七才に達し、国事多端にしてかつ政争の私怨より牧志・恩河の事件起こり、疑獄などが発生したるゆえ、綱紀を振粛するため摂政大里王子を召して綱領を指示し、広く士庶へ令達せしめた。この年十二月国中に倹約令を敷き、伊江王子朝忠に命じて総横目奉行となした。

尚穆王時代から尚泰王に至る約百年の間は文化の爛熟期となり、種々なる方面にその衰頽の傾向が見えかかってきた。十七世紀以来、貢租上納の負担が以前にも増して、農民はこのために苦しみ、上納が納めきれなくなり、借米借銭をなし、その利子が積って身売りする者さえ出てきた。しかるに商工業はいよいよ発達し市場ではあらゆる雑貨・日用品や食料品が売買された。そしてそこで商売に従事するものはほとんど女に限られ、男は主として市場に出ないで地方に行商した。

建碑　尚穆王より尚泰王に至る六代百十六年の間に建てられた碑は全部で十九基となっている。この時代の碑は橋を改修した碑は少くなって、廟に関する碑が多くなっている。

1　**琉球国新建姑米島天后宮碑**　久米村には先述したように上下の天妃宮が存した。天妃は海路保護の女神として歴代の記録にもその徳が頌えられている。宝暦六年（一七五六）尚穆王のとき、天妃宮が社格を陞（のぼ）せて天后宮となり、新たに宮殿が新築された。これを記念するために琉球国新建姑米島天后宮碑が建てられた。

2　**大清琉球国夫子廟碑**　琉球においては延宝三年（一六七五）に久米村に孔子廟が建てられて、その碑が琉球国新建至聖廟碑として、天祐三年（一六八三）に冊封使の正副である汪楫と林麟焻とによって一碑ずつが書かれて碑となった。次いで享保元年（一七一六）に程順則によ

って琉球国新建至聖廟碑が書かれて建てられて、久米村の孔子廟についてこの三碑がある。享保三年（一七一八）には久米村に明倫堂が建てられた。その翌年に清国冊封副使である徐葆光によって琉球国新建儒学碑記が書かれて建てられた。それより三十七年後の宝暦六年（一七五六）に冊封正使全魁によって書かれたのがこの大清琉球国夫子廟碑である。この時はすでに孔子廟と並んで明倫堂が久米村に建てられていたときである。ゆえにこの碑文には夫子廟のことばかりでなく、明倫堂についても書き及んでいる。

3　**大清琉球国天后神廟碑**　応永三十一年（一四二四）尚巴志王の時代に帰化の閩人が久米村に天妃宮を建てたことは、前記の「琉球国創建天尊廟・天妃宮・竜王殿関帝祠総記」の項において述べたところである。宝暦六年（一七五六）尚穆王の時代に天妃宮が社格を陞せて天后宮となり、新たに宮殿が新築された。これを記念するために書かれたのがこの「大清琉球国天后神廟碑」である。この碑文はその際に中国から冊封正使としてきた長白全魁の作である。文中には多くの故事来歴を引いて、一般には使用しない多くの文字を駆使し、少しく難解の文である。

4　**石田城碑**　石田城は真和志間切の筆架山にあったらしいが、判然としない。したがってこの碑もいかなる機会に建てられたものであるかもわからない。この碑文には筆架山は形勝の地であることが述べられ、これを保存する方法が主として記されている。要するに碑文の趣旨は、筆架山を害することなく、永久に保護してくずれることのないようにすることであって、石田城についてはほとんどふれていない。この碑文は漢文とはいうものの、漢文の形体を用いていて、和漢混淆文の候文ともいうべきもので誰の作なるかも記されていない。ただその建設年代として「乾隆二十七年壬午正月十一日」とあるのみである。この年は宝暦十二年（一七六二）尚穆王の時代である。

5　**麻姓大城按司真武塚**　この碑は麻元楷が主となって、宝暦十三年（一七六三）に祖先の墓に建ててその由来を述べたものである。その祖先は南山府大城の主であったが、その子孫の普蔚は島添大里按司と雄を争って利を失ない自刎し、それを葬ったのがこの真武塚である。その孫普都は尚円・尚真二王に仕え、以後子孫の栄えたことが記されている。塚は次第に荒廃し修補を加えたのでその機会にこの碑を建てたものである。

6　**豊見親火神碑**（与那覇勢頭豊見親逗留旧跡）　察度王（一三五〇～一三六九）時代に、宮古島の仲宗根豊見親が中山に帰順し、三年間逗留した所として、その子孫が明和四年（一七六七）尚穆王時代にこの豊見親火神碑を建立した。明和年間に豊見親の子孫である頭目平良親雲上恵治が嫡子頭目平良親雲上に嘱して、その由来を碑に記し建てさせたものである。

7　**琉球国新建国学碑**　享保三年（一七一八）尚敬王時代に大夫程順則の奏請によって久米村に明倫堂が建てられて、琉球において始めて学校の教育が行なわれた。それから約八十年後徳川家斉将軍時代寛政十年（一七九八）尚温王によって国学が建てられた。国学建設のことは

9　**落平樋碑**　落平（おてんだ）奥武山の対南岸旧小禄村に二条の飛泉が懸崖から海中に落下している。永頂村民で、石を畳んで樋を

るかもわからない。この碑文には筆架山は形勝の地であることが述べられ、これを保存する方法が主として記されている。要するに碑文の学校の教育が行なわれた。それから約八十年後徳川家斉将軍時代寛政十年（一七九八）尚温王によって国学が建てられた。国学建設のことは明倫堂創建の際から計画されていたが、国家の財政意のごとくならず、国家多事多難、急にその計画を果たすことができず、旧官舎を借りて教育を施してきた。寛政十二年（一八〇〇）尚温王に対する冊封の例が行なわれた際、清の仁宗皇帝の御筆「海表恭藩」の四大字をもたらして、尚温王に贈ったのに対し、特に立学の思意が起こったと碑文に記されている。この国学の建てられた場所は首里城の北、竜潭池のほとりで、二月に起工し、約九ケ月を要して十月に完成している。特に時の国王尚温王は二十才に満たない年少の君主であったが、国学を建設し「海邦養秀」の雄健なる文字を書き、額として国学に掲げ建学の精神を示した。

8　**宝樋之碑**　宝樋は儀保町の西端桃原町と小流を隔て、相対する路傍の崖下にある。その東に儀保井がある。樋は文化四年（一八〇七）当蔵の住人宮城等二十四人の開修によるもので、万人重宝の故を以て宝樋と称し、その記念にこの碑が建設された。この宝樋完成の後は行路が変更されて道は近くなり、各家においても用い、世上の重宝となった。この碑の裏面には仮名交りの文があって、その後の宝樋改修の事が記されている。すなわち宝樋は大雨のために破壊せられ、天保十三年（一八四二）二月起工して七月完成した。裏面の文はこのときの碑文であって、後から前の碑の碑陰に記したものである。

7　**琉球国新建国学碑**　享保三年（一七一八）尚敬王時代に大夫程順則の奏請によって久米村に明倫堂が建てられて、琉球において始めて

9　**落平樋碑**　落平（おてんだ）奥武山の対南岸旧小禄村に二条の飛泉が懸崖から海中に落下している。水質甘美で、石を畳んで樋を作り、舟はその下に行き水を受け、那覇市民の大部分はこの水に頼っていた。落平は新旧二泉あって、旧泉は水勢衰え、新泉は文化四年（一八〇七）に泉崎の住人長廻筑登之等三十人の寄付によって開鑿され樋が作られたものである。その記念に建てられたのがこの落平樋碑である。

10　**重修金城橋碑**　金城橋は前記金城橋碑にも見えているように、延宝五年（一六七七）尚貞王九年に本格的な石橋に改造し、それから約百三十年を経て文化六年（一八〇九）尚灝王時代に再び改修し、このとき位置を少しく南に移し、岩角によって橋脚を固めることとした。この改修記念に建てたのが「重修金城橋碑」である。

11　**当蔵村字阿丹禰川嶽碑**　阿丹禰川嶽（安谷川の嶽）は当蔵にあって、一帯の鎮守である。文化九年に有志の勧進によって、大修理を加えてその趣旨を文に作りて碑に刻したのが当蔵村字阿丹禰川嶽碑である。この碑は文化十一年（一八一四）尚灝王時代の建立である。

12　**新造佐阿天橋碑**　佐阿天橋は普天間川に架せられている。普天間川は中城村杣山に発し、北谷・宜野湾の境界をなし、東より流れて海にそそぐ。流さ十二km、佐阿天橋はその川に在って国頭西宿の往還に当たり、文政三年（一八二〇）に架設せられた。これを記念して建てたのが新造佐阿天橋碑である。

13　**改造池城橋碑**　池城橋の所在が判明しないが、首里の大中に池城山と称する山があるので、おそらくはその付近であろう。その橋の改造記念にこの「改造池城橋碑」が建てられたことは事実である。沖縄には大河はなくほとんど小川であるから、石橋が可能であり、かつ永久に維持される点できわめて便利である。ゆえに近世になって石橋に改造されたもの、碑文に見えるもののみでも十余座に達している。池城橋は文政三年（一八二〇）尚灝王時代に起工し、翌年二月に竣工している。佐阿天橋の工事に続いて施工され、一年おくれて完成したものである。

以上「宝樋之碑」からこの「改造池城橋碑」に至る六碑が尚灝王時代の建設である。その大部分が用水の便を図る樋の建設と交通の便をはかる橋の改修であって、いずれも民政に対して行なった記念碑である。

14　**尚豊王御代碑**　第二十五代尚豊王の時代寛永十年（一六三三）に、時の紫金大夫蔡堅が尚豊王より墳一座と墳地とを賜った。その十六世の子孫に当たる蔡修が、その由来を永く伝えるために天保元年（一八三〇）尚育王時代に建てた碑が「尚豊王御代碑」である。尚豊王より賜った先祖の墳墓を文政十二年（一八二九）に大々的な修理を行なったので、その記念とするとともに、これを永久に保存し、その由来を子孫に知らしめるために建てたものである。この碑はその修理の翌年の天保元年（一八三〇）に建てたものである。

15　**蔡氏大宗墳碑**　蔡氏の大宗墳に関する碑が二基ある。一は前碑の「尚豊王御代碑」であり、他は「蔡氏大宗墳碑」である。前者は明らかに道光十年と記して建碑の年を明示してあるが、後者は建碑年代が記されていないので何年の建碑であるか判然としない。ただ文中に嘉慶五年と同八年の二回に墓地の付近に建物が建てられ、あるいは建てられる計画があって、墓地の風水を害することが記されている。この碑文は全く蔡氏の墳地の風水を害するものであるがゆえに、これを防ぐために書かれた文である。その点から見れば嘉慶八年すなわち享和三年（一八〇三）後間もないころに建てられたものと思われる。

16　**首里新建聖廟碑**　尚温王時代寛政十年（一七九八）首里城外に国学が建てられた際に、すでに聖廟の建築が計画の中に盛られていた。その後享和二年（一八〇二）尚温王七年に国学の南隣に孔子廟建設の議があったが、その翌年尚温王の薨去によって中止となった。それより後尚育王二年すなわち天保七年（一八三六）に再び孔子廟建設の議が起こり建設が決定し、天保八年（一八三七）に完成した。これが記念のために建てられたのが「首里新建聖廟碑」である。この孔子廟は孔子ばかりでなく顔回・曽参・子思・孟軻の四配を祀るのほか、さらにこの四氏の祖先の廟を国学の彝倫堂内に設けて啓聖祠とした。

17　**小禄墓所之碑**　小禄は元来小禄村と称せられたが、現在は那覇市に合併されてその一部となっている。小禄の一角には大規模な墓地がある。特に墓地は風水と深い関係があるので、その風水を害せぬことがたいせつである。しかるに時代の経過によって風水を無視したり、風水を害したりすることが現われてきた。そこで、この風水を害れる。この仲之川の改修もその一つである。この碑は、尚泰王時代の文久三年（一八六三）に建てられた。

を子孫に知らしめるために建てたものである。この碑はその修理の翌年の天保元年（一八三〇）に建てたものである。

市に合併されてその一部となっている。小禄の一角には大規模な墓地がある。特に墓地は風水と深い関係があるので、その風水を害せぬことがたいせつである。しかるに時代の経過によって風水を無視したり、風水を害したりすることが現われてきた。そこで、この風水を害することのないようにするために弘化三年（一八四六）にこの小禄墓所之碑が建てられた。

18 **馬允中之碑**　この碑も風水に関する碑である。この馬允中の墓は造営以来多年を経過したので、陰陽師唐栄中議大夫神山里之子親雲上蔡能述を招いて、風水の様体を見て風水を害する点を聞き、これを改めた。ここにそれを記念し、今後風水を害することのないようにするために碑文を書して碑として、嘉永元年（一八四八）にこの碑が建てられた。

以上尚育王二十年間には「尚豊王御代碑」より「馬允中之碑」に至る五碑が建設せられている。その全部が先人の墳墓に関するものであることはきわめて珍しいことである。就中「首里新建聖廟碑」は孔子の廟所として首里においてはじめて造られたもので最も重要である。その他のものは墳墓の風水に関するものである点より見て当時風水説が盛んであったことが知られる。

19 **仲之川碑**　仲之川の泉は飲用水として従来用いられていたが、その石垣や、地盤にゆるみが生じたので徹底的の修理を行なった。その記念に建てたのが仲之川碑である。沖縄の南部は山岳高からず丘陵性の高地で森林も繁茂せず、常に飲料水の乏しいためにこれを得るに困難していた。ゆえに以前にも用水樋の改修についての碑が多く見られる。この仲之川の改修もその一つである。この碑は、尚泰王時代の文久三年（一八六三）に建てられた。

20 **楚辺湧田井碑**　湧田井は那覇の壺屋町の路傍にあって清水の出る泉である。万延元年（一八六〇）に再び掘ったところ特に霊源に当たり、清水が滾々と湧出した。この湧田井の発掘改修は万延元年であるが、この碑の建てられたのは慶応元年（一八六五）であって五年後である。この碑文は純粋の和文で、その中には琉球の方言もなく、また漢文的の混入もなく、読みやすい文章であって全くの日本的である。

21 **海蔵院碑**　海蔵院は那覇の辻町にあった寺で、昔、日秀上人が阿弥陀如来を刻し、路傍に安置してあったのを、特に移して廟としたとされている。その際にこの海蔵院碑が建てられた。しかしこの碑はいずれの時代に建てられたか、碑文中にはその年代を明示してないので、確実な年代を知ることはできない。そこで碑文をよく見ると「三公の命を受け」とある。この三公というのは、王政時代の三法司をさすものと思われるので、少なくとも明治以前であることが知られるのである。

以上尚穆王時代から尚泰王時代に至る、教育進展時代の六代百十六年間に建てられた碑は、全部以上のように二十一基となる。この時代の建碑の特徴は、墳廟に関する碑の多いことである。それに次いで多いのは橋梁改修に関する碑と、用水碑の改修に関する碑である。この時代は、尚温王時代にはじめて国学が設けられ明倫堂とともに国家的

の教育が行なわれ、これによって次第に教育が普及し、尚灝王時代は文政七年（一八二四）に泉崎に村学校が建てられ、次いで尚育王時代には天保六年（一八三五）に首里・那覇・泊に村学校が建てられ、また降って弘化三年（一八四六）には先島に学校会所を設けて役人養成に当てるなど、教育の進展した時代である。この時代は外国人の渡来が多く、尚灝王時代文化十三年には英艦のアルセスト号・ライラ号が来航し、尚育王時代弘化元年（一八四四）にはフランスの軍艦が来航し、またオランダ船もきており、弘化三年（一八四六）にはイギリス船が来航して宣教師ベッテルハイムが波之上に住み布教に努め、尚泰王嘉永六年（一八五三）にはアメリカのペルリがきて通商条約を結ぶなどその主なる例である。かかる外国人の刺激もあって教育がいっそう進展したものとも考えられる。

第一一節　王制廃止時代

自明治天皇明治元年（一八六八）
至今上天皇昭和二十年（一九四五）

明治元年薩摩より明治天皇即位の伝聞があり、薩州に準じて罪人の減刑を行ない特赦の皇恩を普及せしめた。明治五年（一八七二）七月伊江王子朝直をして正使とし三十余名東京に遣し王政維新を賀し、日日盛饌を賜いかつ勝景を遊覧し天恩の優渥なるに感泣した。九月十四日三使官天皇・皇后両陛下に謁覲し、表文を奉り貢物を献じ、尚泰王を華族に列せられ一等官を以て扱われることが告げられ、藩主・同妃・使臣等に物品を下賜せられた。明治七年一月より琉球藩の事務を内務省において管理する旨達せられ、同年六月に内務大丞松田道之が首里城に至り藩内制度改革のことを宣言し、明治の年号を用い、清国との朝貢を絶ち、封王の制を受けざることなど数項を伝えた。琉球においてはこの宣言に反対する者多く、国際問題に移らんとする形勢があったので、日本政府は明治十二年一月松田道之をして最後の反省を促しめたが藩論は決せず、同年三月琉球藩を廃して沖縄県が置かれ尚泰には至急上京することが令達された。五月尚泰は上京し両陛下に拝謁し従三位に叙せられ麝香之間詰を命ぜられ、住居として宮内省別館が下賜され、後には侯爵を授けられ、内地の藩主より優遇された。尚泰は賜邸に晩年を送り従一位に到り明治三十四年五十九才にて世を去る。

これより先明治四年には琉球民が台湾の生蕃に殺害せられ、明治七年には台湾征伐が行なわれ、清国より抗議があり、この談判中に琉球人は日本の属民なりという清国側の承認を得た。明治十二年鍋島直彬が初代県令に任命せられ、教育の普及・革新的政治を行なった。明治十四年上杉茂憲（旧米沢藩主）が県令として赴任し産業の興隆に意を注ぎ、次に会計検査院長岩村通俊が兼任として県民愛撫に努め、以後頻繁に県令の交替が行なわれた。しかし廃藩置県後も琉球旧士族の間には意見が分かれて対立していた。新県政に順応する態勢をとる開化派と、清国に服属せんとする頑固党とがあって、頑固党には中国に専属を主張する黒党と、日清両属を望む白党との二派があったが、いずれも協力して中国側に琉球援助の嘆願を続けていた。時あたかも日清

は郡制の編成と区制の施行があり、翌三十年には間切島規程の発布があり、同四十年には島嶼町村制の発布があって町村令が設けられ、四

盛饌を賜いかつ勝景を遊覧し天恩の優渥なるに感泣した。九月十四日三使官天皇・皇后両陛下に謁覲し、表文を奉り貢物を献じ、尚泰王を

には意見が分かれて対立していた。新県政に順応する態勢をとる開化派と、清国に服属せんとする頑固党とがあって、頑固党には中国に専

属を主張する黒党と、日清両属を望む白党との二派があったが、いずれも協力して中国側に琉球援助の嘆願を続けていた。時あたかも日清戦争が勃発した。戦争中頑固党は清国の勝利を期待し、毎月二回大挙して社寺に清国勝利の祈願をささげた。日本軍の連戦連勝は開化党を喜ばせた。二十九年（一八九六）一月には中国に渡り、中国の要人や官衙を歴訪し琉球援助の嘆願運動を続けた琉球人が帰ってきた。これで清国には琉球救援の意図もなく、その力もないことが決定的にわかり、頑固党の夢は完全に破れ去り、県下の人心も初めて統一を見た感じであった。

日清戦争が終わって県内の人心も一応安定を見た明治二十九年（一八九六）宜野湾王子尚寅（二十九年男爵を授けらる）外七人の発起で、公同会という政治結社ができた。「本会は沖縄県人民の共同一致を図り、公利公益を振興する手段方法を研究する」という趣旨であって、その手段というのは尚家を世襲の沖縄県知事とする特別制度を布くにありとし、開化党の有力者に頑固党の人々も加わって、九人の代表が七万三千人の結束調印を得て明治三十年政府に請願することとなった。九人の代表は請願書を政府に提出して、各大臣に事情を説明して巡った。この運動に対して中央の各新聞は時代錯誤の復藩論であると笑い、県内においても有識者中には反対するものが多く、また在京の留学生の多数が賛同せず、県当局も弾圧の途に出た。

廃藩置県当時は主として旧慣行の諸制度を踏襲したが、二十九年に

は郡制の編成と区制の施行があり、翌三十年には間切島規程の発布があり、同四十年には島嶼町村制の発布があって町村令が設けられ、四十一年の施行があって、他の府県と同一の行政制度の下におかれるようになった。翌四十二年初めて県会議員の選挙が行なわれ、三十名の議員が選ばれた。県政施行があってから四年目の明治四十五年（一九一二）沖縄県に衆議院議員選挙法施行の件が公布され、沖縄県民がはじめて参政権を得、二人の議員が選出された。

大正九年（一九二〇）四月沖縄の府県制の特例が撤廃されて、従来の島嶼町村制も廃され、他府県同様の町村制が施行され、翌十年に那覇・首里両区に市制が施行された。かかる経過をたどって、府県制および町村制の特例が撤廃されて、琉球が制度上においても他の府県と同様になり、名実ともに日本の一県となるまでに半世紀余の歳月を要した。ここに沖縄は文化面においても経済面においても、まさに旧時代を脱却して、新時代に活動するまでになったことを示すと同時に、真の廃藩置県はこの時において行なわれたことを示すものである。昭和時代には首里城の重修・博物館の設立など文化活動も行なわれた。

建碑　この時代は王政が廃止せられたため、琉球国家としての建碑がなく、個人あるいは有志の建設するもので、その碑も個人関係のものが大部分である。

なお以下に述べる多くのものは、いわゆる碑文記、伊波本・東恩納本の編纂後に建てられたものであるが、琉球建碑史を研究する上の参

考として付記する。

1　**独逸皇帝感謝碑**　明治六年（一八七三）ドイツ帆船ロバートソン号はドイツ人八人、中国人二人合わせて十人の乗組員で、福州を発し航行中台風にあい、漂流中に七月宮古島宮国村字穴川の東沖約百メートルのところにある大干瀬と称する暗礁に擱坐した。在番所よりこれを発見し、救助作業を開始し巨濤と戦い徹宵救助に尽力し、ようやく乗組員八人を救助し、貨物の大部分を陸揚げした。それより在番所において三十四日間救護し、官船を給与して帰還させた。越えて明治九年（一八七六）三月二十日ドイツ国軍艦チクロブ号が渡来し、政府の許可を得、外務官吏立合の下に建碑され、救済の好意に謝意を表し、永久の記念とすることとなった。石碑は同軍艦の準備輸送してきたものである。この碑はドイツ皇帝が宮古島島民の仁厚なる誠意に感謝して皇帝の名において建てしめたものである。この碑は現在宮古島に存し、稀に見る欧文と漢文との二文によって記され珍しい碑であるばかりでなく、外国の皇帝が特に建てた碑であるという点において貴重な碑というべきである。しかもその碑文の内容には実に民族・国家を超越した崇高なる人類愛の道徳が盛られている。

2　**袋中上人行化碑**　袋中上人は慶長八年（一六〇三）沖縄に渡来し、三年間滞留し「神道記」を著わし、かつ仏教の要旨を抜萃し、和文に訳して、これを島民に教え日夜誦読せしめたりなどして多くの感化を与えた。その感化の影響によって袋中上人行化碑が建てられた。この碑には建碑の年代記入がないので、建碑の年月が不明であるが、文中に「東京」の語があるので明治になってからであることは明らかである。

3　**与那国島祖納字兼久碑**　与那国島は八重山群島の西表島の西方にある周囲約二十キロの小島であって、琉球列島中の最西端に位置し、最も台湾に近い島である。凶年になると食を求める所なく島民は餓死を免れない。島の南方に沃田があってその反別約二十五アール、第一の米の産地でここを田原と称し、そこを流れる川を田原川と称した。この田原川は海面より低いこと一メートル余、潮の干満によって川水は常に一進一退している。少しでも風潮があると水は満々と田圃に浸入し一面海のようになる。そのため収穫は減じ、時には七分あるいは五分となり、はなはだしいときはほとんど収穫を見ない。それば かりでなく人家に潮水がみなぎり、家畜をも死に至らしめ、蔬菜は枯死する。これを救済するために田原川の開鑿が計画され、それが完成し、その記念に建てられたのがこの碑である。

4　**台湾遭害者之墓の碑**　明治四年（一八七一）琉球民が台湾に漂着し、生蕃のために害を受けた者五十人に及び、その人々の墓が不便な若狭町上之毛にあったので、これを適当な所として護国寺へ移転した。この時建てられたのがこの碑である。この琉球民の台湾における遭難は、ついに台湾征伐となり、これが後日、日清両国間の国際問題にまで展開した重要な事件であった。

5　**歌人恩納奈辺記念碑**（歌碑）　歌人の恩納奈辺は琉歌の作者「よしや」より約百年後に出た琉歌の大家である。恩納なべは沖縄島中部で三指に加えられる名人で、次の琉歌が刻せられている。

恨む比謝橋や情ない人の

訳して、これを島民に教え日夜誦読せしめたりなどして多くの感化を与えた。その感化の影響によって袋中上人行化碑が建てられた。この遭難は、ついに台湾征伐となり、これが後日、日清両国間の国際問題にまで展開した重要な事件であった。

5　歌人恩納奈辺記念碑（歌碑）　歌人の恩納奈辺は琉歌の作者「よしや」より約百年後に出た琉歌の大家である。恩納なべは沖縄島中部西海岸の国頭郡恩納の農家に生まれ、尚敬王時代（一七一三～一七五一）の人といわれ、琉球における琉歌作家の第一人者と称せられている。この記念碑は恩納の北方で海に突き出た絶勝地である万座毛の松林中に建てられている。表面には碑名が大字で刻せられ、裏面になべ女の作った次の琉歌が刻せられている。

波のこゑも止まれ　風の声もとまれ
首里天が那志　美御き拝満

この歌の意は尚敬王の巡行を聞いて感謝の意を表わしたものである。大正四年の建碑であるが、琉球における少ない歌碑の中の一である。

6　山城正忠歌碑　この碑は波上神社の境内にあって、沖縄では珍しい歌碑である。山城正忠氏は医業を職としていたが、傍ら和歌をたしなみ、よく歌を作り、次の歌を碑に刻してある。

朱の瓦屋根の絲遊春の日に
ものみなよろしわか住める那覇

これは琉歌ではなく純粋の和歌である。建碑年代は刻してないが、大正初年の建碑とされている。琉球における純粋の和歌の碑はこれが最初のものと思われる。

7　よしや歌碑　この碑は比謝橋の近くにあって、遊女中島よしやの詠んだ琉歌が刻せられている。よしやは琉歌の作家として琉球の中で三指に加えられる名人で、次の琉歌が刻せられている。

恨む比謝橋や情ない人の
わ身渡さと思てかけおきやら

よしやは本名吉屋思鶴で姓はなく、吉屋は屋号であるらしい。慶安三年（一六五〇）に生まれ、遊女に売られ比謝橋を渡るときに詠んだもので、売られ行くわが身を悲しむ情があふれている哀歌である。下敷屋朝敏の著「苔の下」によると、よしやは寛文九年（一六六九）に十九歳で世を去ったことが見えている。この碑は何年に建てられたか碑文には明記されていないので不明である。字体などから推察して大正の初年ごろではないかと思われる。この碑によって比謝橋は歌の名所として名高くなった。

8　産業恩人記念碑　この碑は琉球の産業に大きな功績を残した野国総管・儀間真常・蔡温の三人に対する謝恩の碑である。したがって碑文はこの三人の事蹟を別々に記している。この碑も建碑年代が不明であるが、この碑文に用いてある「大正四年」の語から推察して大正四年以後であることは確実である。その後何年の建碑であるかは不明である。

9　白い煙と黒い煙の碑　稲垣国三郎の作である「白い煙と黒い煙」の一節を碑に刻したのがこの碑である。この文の製作年代は大正七年と明記されているが、この碑の建てられた年代は記入がないので判然としない。しかし大正七年後数年の間に建てられたものであろう。

10　**医生教習所記念碑**　明治十八年（一八八五）に沖縄県医学講習所が開設せられ、同年六月校舎を下天妃に移し、同二十二年には医生教習所と改称し、医師の養成機関として継続された。同三十四年には松下町に病院および教習所を新築し大いにその規模を拡張した。それより約十年後、明治四十五年、医術開業試験法が改正せられ、その結果この教習所は閉鎖されることとなった。創立より二十八年、卒業回数二十三回、在籍生徒数約五百名、開業免許状を受けたもの約二百名に昇り、琉球の医学衛生に尽力したこと多大なものがあった。しかるに教習所の廃止により後継者が絶え、卒業生中にも死亡する者も出て、さらに校舎の遺趾も草莽に埋没せんとする状態であったので、同志が相謀って建てた碑がこの医生教習所記念碑である。この碑は那覇の波の上神社の側に昭和三年（一九二八）に建てられた。

11　**産業界之恩人野国総管之碑**　野国総管の頌徳についてはすでに二回にわたって碑が建てられている。さらに大東亜戦争に際し、甘藷は食料としてはたまた工業原料としていっそう重要な地位を占めるに当たり、沖縄県産業組合連合会創立三十周年の記念事業として第三回目の頌徳碑が建設せられた。この碑の建設は昭和十八年（一九四三）大東亜戦争の最中である。

第一二節　アメリカ施政時代

自今上天皇昭和二十年

琉球は昭和二十年（一九四五）大東亜戦争の激戦地となり、ついにアメリカの占領するところとなり同年よりアメリカの施政下におかれた。大東亜戦争が終結するや直ちに沖縄諮詢委員会が設立せられ、沖縄民政府が創立、翌年知事に志喜屋孝信が任命せられた。同年東恩納と首里に博物館が創設され、新円の交換が行なわれた。さらにその翌年に沖縄中央図書館を設置し、翌年は六三三の学制が施行され、新円を廃止して米軍票B円を使用することに改められた。昭和二十五年（一九五〇）最高学府として六三三の上に琉球大学を開学し、ラジオ放送が開始され、琉米文化会館を設置し、沖縄教育長および同委員が任命され、また琉球上訴裁判所設置の特別布告が公布されるなど、教育・司法の面も着々と整備された。昭和二十七年に琉球政府が創立せられて、比嘉秀平が行政主席となり、大島群島は日本に復帰し、立法院議員が選挙せられた。昭和三十三年（一九五八）に軍票がドルに切り替えられ、民立法による教育四法が施行され、翌年はテレビ放送が開始された。

建碑　太平洋戦争において沖縄の地に犠牲となった英霊は本土出身六万五千、琉球人約十万四千、計十七万に達した。そこで終戦後は慰霊碑・慰霊塔の建設が盛んに行なわれた。琉球自体に関するものも多く建てられたが、その他に本土の各県においてその県の出身者の英

2　**健児の塔の歌碑**　昭和二十年三月下旬沖縄師範学校男子部では砲爆下に悲壮なる卒業式を行ない、男子学生は鉄血勤皇隊を編成し、

建碑　太平洋戦争において沖縄の地に犠牲となった英霊は本土出身六万五千、琉球人約十万四千、計十七万に達した。そこで終戦後は

慰霊碑・慰霊塔の建設が盛んに行なわれた。琉球自体に関するものも多く建てられたが、その他に本土の各県においてその県の出身者の英霊を慰むるための塔・碑が多く建てられ、沖縄南方の激戦地にはこれらのものが林立している。

1　**ひめゆりの塔の歌碑**　太平洋戦争において沖縄師範学校女子部および沖縄県立第一高等女学校の学生は看護教育を受け、二十年三月南風原陸軍病院に入隊し、負傷者の看護に当たり、軍の南部移動に伴い、患者とともに移動し、各科ごとに分かれて看護に当たった。六月十九日の攻撃によって女子学生の大部分は戦死した。両校の戦歿者は職員十三柱・学生百八十七柱の多きに達した。二十一年四月当時の真和志村長金城和信の発起により糸満町米須に建立されたのが「ひめゆりの塔」のはじめである。三十二年（一九五七）六月ひめゆり同窓会によって改修再建された。碑の表面に姫百合が配して刻されている。塔の傍には二基の歌碑が建てられている。一基には

いわまくらかたくもあらむやすらかに
　ねむれとぞいのるまなびのともは

と刻せられ、仲宗根政善氏作の歌であって、昭和二十一年に建てられた。他の一基には

姫遊利の以し婦みに布可宇ぬ加川けば
　多ひらき越こ飛能むを登め良の声す

と刻せられ井伊文子（尚王家出身）の作である。

2　**健児の塔の歌碑**　昭和二十年三月下旬沖縄師範学校男子部では砲爆下に悲壮なる卒業式を行ない、男子学生は鉄血勤皇隊を編成し、三二軍の各部隊に配属され、戦車の肉薄攻撃斬り込み、通信伝令勤務・弾薬糧抹運搬等の任務に挺身して悲壮なる戦死を遂げた。昭和二十一年（一九四六）に沖縄師範学校同窓会が糸満町麻文仁に沖縄師範学校健児之塔を建て、職員十八柱、生徒三百七柱を祀る。傍に哀悼の歌碑が二基ある。一基は淵上房太郎氏作の歌碑で昭和三十九年に建てられ、次の和歌が刻せられている。

ひとすちにくにまもらんとわかうとら
　いのちはてにきえりをたたさむ

他の一基は大石隆子氏の書による次の歌が刻されている。

茂りあう夏草かなし今にして
　君は静かにふかくねむれり

3　**今帰仁之城の歌碑**　この碑は北山の根拠地であった今帰仁城を詠じた歌を刻した碑で、今帰仁城趾に建てられている。

今帰仁の城しもな里の九年母志慶真乙樽がぬきやいはきやい

この碑はいずれの年代に建てられたものか判然としないが、太平洋戦争以後のものと思われる。これも一の琉歌であるが、その作者はわからない。

4　**長延翁頌徳碑**　長延翁は山陽姓で宮平長延と称し、八重山島の貧家に生まれ、首里に遊学十年苦学勉励し、その後官職につき黒島目

差・黒島首里大屋子等を経て享保十七年（一七三二）五十九才にて八重山最高行政官たる大浜頭に叙任せられ、林政学と治水土木法とを学び、帰郷して大々的に造林計画と治水の土木工事とを行なって島民の利益を増進した。長延の政治的声望に対して常に嫉視していた政敵が中傷してついに政治的致命傷を与え、無実の罪を以て投獄せられ、無罪釈放の通知以前に自決した。この偉業を頌えて山陽姓一門の者が昭和二十六年（一九五一）に碑を建てた。これが長延翁頌徳碑である。

5　**日秀上人説法石碑**　日秀上人は本土上野出身の僧で幼時より学を好み、賦性豪爽で大志があり、真言宗智積院の住僧であった。六十余州を巡り、三十歳前後に沖縄に遠航し、富蔵河千手院に住み、年々豊穣であった。そこで富蔵の民が「神人来り富蔵の水清し、神人遊び白砂米に化す」と謡ったという。後波の上護国寺に住み三年にして北山に帰ったという。昭和二十八年（一九五三）護国寺の再建に当り、この日秀上人説法石碑が建てられた。

6　**小桜之塔の碑**　太平洋戦争中に日本本土に疎開中に犠牲となった学童および婦女子一千四百名の霊を祀ったのが、この小桜之塔である。この塔は昭和二十九年（一九五四）沖縄の学童および愛知県小中学校生徒によって建設され、その後同三十三年（一九五八）小桜遺族会が霊石を迎えて改装した。弔歌として山崎敏夫作の歌碑がある。

いのちみじかく青汐に花とちりつゝ過ぎゆけり年はめぐれど帰りこぬおさなき顔の眼には見ゆ

9　**中城の歌碑**（思ゆらはの歌碑）　この歌碑の歌は中城に関したことを詠じたもので、その碑文は次のとおりである。

7　**ベッテルハイム博士居住之趾之碑**　江戸末期にベッテルハイムは英国海軍伝道会より派遣せられ、沖縄に八年間滞在した。その間、医学博士であり言語学者であった彼は、施療院を開いて人民を治療し、琉球語を以て説教を試み、聖書をも刊行した。戦後ベッテルハイムの居住した地に昭和二十九年（一九五四）記念碑が建てられた。

8　**当山正堅先生頌徳碑**　沖縄島の最北端は辺土岬と称して断岸絶壁がある。丘上の松林は辺土御嶽と云い、その西岸を茅打ち「バンダ」という。白茅を束ねて寮上より投げると、繽紛として鵞毛の如しという。陂側を伝って南に下るに一の岨道がある。これを「戻る道」という。この「戻る道」とは、昔は道のない断岸絶壁で、村人は岩のさけ目に打ち込んだ杭や木の根を頼りにして、往来して農耕に従事していたが、もし途中で人に出会うと、一人は戻って道をゆずらなくてはならぬので、その名が「戻る道」とつけられたという。このように通行困難のために肥沃の土地を持ちながら、土地の利用がよくできなかった宜名真住人の生活は、困窮をきわめ、年々不就学児童が増加して行く傾向となった。そこで大正元年（一九一二）十二月辺土小学校長として赴任してきた当山正堅が、その窮状を黙視できず、再三要路に訴えたが許されず、ついに自ら村民を激励し困難を克服して道路の改修を行ない翌年完成した。その遺蹟を残すために建てられたのがこの頌徳碑である。この碑は辺土宜名真区民一同と辺土上原土地改良組合とによって昭和三十三年（一九五八）八月茅打バンダの近くに建てられた。

税撤廃之碑」が建てられた。

12　**信濃の塔**　太平洋戦争によって沖縄において長野県出身者は九

いのちみじかく青汐に花とちりつゝ過ぎゆけり年はめぐれど帰りこぬおさなき顔の眼には見ゆ

碑である。この碑は辺土宜名真区民一同と辺土上原土地改良組合とによって昭和三十三年（一九五八）八月茅打バンダの近くに建てられた。

9　**中城の歌碑**（思ゆらはの歌碑）　この歌碑の歌は中城に関したことを詠じたもので、その碑文は次のとおりである。

思ゆらは、里前、島とまいて、いまうれ

島や中城、花の伊舎堂

この碑は昭和三十六年（一九六一）に建てられたことは明らかである。

10　**伊野波の歌碑**　この碑は昭和三十七年（一九六二）本部町字伊野波に建てられた。仲宗根泉月氏の筆になり、琉球政府文化財保護委員会の名を以て建てられたものである。その歌は「伊野波節」という琉歌の一種で、現在でもよく謡われているという。その歌詞は次のようなものである。

伊野波（ぬ）のいしくびれ衣（ん）ぞつれてのぼる

にやへも石くびれとさはあらな

11　**宮古人頭税撤廃之碑**　島津の侵入した慶長の役（一六〇九）から宮古・八重山の島民に課せられた人頭税はほとんど三百年にわたって課せられ、課税額の苛酷なことでは世界税制史上稀に見る酷悪非道な税であった。そのため島民はどん底生活になやみ、撤廃運動が起こり、西里蒲・平良真牛・城間盛安・中村十作の四人の運動によって、明治二十七年（一八九四）第六回帝国議会に請願書を提出し、ついに明治三十五年宮古・八重山の税制改革の立法を実現し、人頭税撤廃の大偉業が完成した。ただしこの人頭税は明治三十六年（一九〇三）まで継続した。昭和三十九年（一九六四）四人の偉功を顕彰するために「宮古人頭税撤廃之碑」が建てられた。

12　**信濃の塔**　太平洋戦争によって沖縄において長野県出身者は九百八十六柱が戦死した。その激戦地の摩文仁に信濃の塔が長野県の手によって昭和三十九年（一九六四）に建てられた。塔の表面には碑名が横に右から刻せられ、裏面には長文の慰霊文が記されている。その慰霊文によれば、単に沖縄において戦死したものばかりでなく、太平洋戦争において戦死した全部の英霊の慰霊碑である。

第三章　琉球藩時代の漢文の読み方について

沖縄では旧藩時代（明治十二＝一八七九まで）漢文に訓読と直読とが併存していた。

（イ）訓読とは漢文に訓点をつけて日本語法により日本語で訳読することで、現在わが国で普通に行なわれている読み方である。

（ロ）直読とは漢文に訓点をつけずに官話（中国の標準語＝北京語）で読み、中国人のような読み下しに読むことである。

これは沖縄民族が、日本民族の一支族として同一の日本語を話しながら、きわめて古い時代からアジア大陸の中国地域とも接触をし、七世紀のきわめて古い時代から僻陬の南西諸島に離れて定住し、しかも始めごろすでに隋国との接触をし、十三世紀以来は、独自に大国明国をはじめ、北は朝鮮から南は暹羅（タイ）、旧港（パレンバン）、瓜哇（ジャワ）、満剌加（マラッカ）、スマトラ、仏太泥（バタニ）、安南（ヴェトナム）、巡達（スンダ）などの諸国と盛んに交通した特殊の歴史を持っていた。そしてこれらの諸国との交通にはもっぱら直読漢文が活用されていたためである。

英祖王（一二六〇～一三〇八）の時、日本から禅鑑なる僧が渡ってきた。英祖は彼を迎えて居城浦添城の西に補陀落山極楽寺を建立してその開基とした。これが沖縄における仏寺の始まりといわれている（中山世譜）。禅鑑の渡来は単に仏教の伝来だけではなかった。英祖にとって禅鑑は仏教の師であると同時に、日本との交通交易並びにその往復文書作製随一の顧問でもあったはずだ。また同時に、英祖王およびその周囲の知識層にとっても、禅鑑は唯一の日本の学問＝仏学を含めて儒学・国文・和歌等の将来者・伝来者であったにちがいない。訓読漢文も禅鑑によって伝来したと推定することはすこしも無理ではないと考える。

明国の洪武五年（一三七二）漢人朱元璋（太祖）が蒙古族の「元」を亡して国号を「明」と改めた。太祖は、「瑠球」「流求」を琉球と改め行人楊載を遣わし「臣と称して入貢せよ」と中山王察度を招諭した。察度王（一三五〇～一三九五）は翌年、弟の泰期を遣わし、臣と称して表を奉り、方物（硫黄と馬）を貢した。これが沖縄の中国への進貢の始まりである。当時、沖縄島は中山・北山・南山の三小国であったが、南北二山も一三八三年には中国に進貢した。けれども、やがて二山は中山に併合され、ひとり中山国のみ爾来五百余年進貢をつづけて、明治七年（一八七四）に至った。この間の表文その他は最初のものを除けばすべて直読漢文であった。

中国への進貢が始まったころ、通事（通訳）として程復、葉希伊の二人が明国からきた。沖縄で塞官（地頭）となり、進貢往来の事務を司った。明の太祖はさらに察度王四十三年（一三九二）に閩人三十六姓

沖縄語（日本語）と中国語と語系が異なるためか、または学習法に欠陥があるためか、沖縄の直読漢文すなわち中国語は十七八世紀のこ

英祖は彼を迎えて居城浦添城の西に補陀落山極楽寺を建立してその開基とした。これが沖縄における仏寺の始まりといわれている（中山世

二人が明国からきた。沖縄で塞官（地頭）となり、進貢往来の事務を司った。明の太祖はさらに察度王四十三年（一三九二）に閩人三十六姓を賜い、沖縄に来住せしめた。彼らは、初めて音楽を節し、礼法を制し、蕃俗を改変して文教同風の盛を致すこととなったといわれる。（中山世譜）これら三十六姓は那覇の一郭に集居し、のち帰化して久米村人となった。この集落はもと唐営といい、また朱明府と称えたが、善字久米（琉音ちゅうみい）をあてて久米村と書き、琉音久米村と読むようになった。

閩人三十六姓来琉の年の察度王四十三年（一三九二）中山三人、南山三人の留学生が明の最高学府たる国子監に入学を許された。太祖は工部に詔して書房を監前に建ててこれを置き、衣食を給し、大いに優遇した。これが官生の始まりであった。これらの官生は王の近親子弟や按司（地頭）の子弟の中から選抜されたのであったが、その成績がよくなかったのであったろうか、それから約九十年後の尚真王五年（一四八一）に三十六姓の子孫である、久米村の子弟の中から詮衡して派遣することに改められた。

官制の制が表面的には琉球の文化の発展向上に資するにあるも、さしあたりの効果が進貢往来の事務を円滑に運用する者の養成にあったことはいうを要しないことである。表啓文の作成のために中国語に熟達することは、最も緊要なことであった。尚寧王十九年（一六〇七）に明の儒者毛撃台を特に久米村に招聘したのもそのためと考えられるが、

ばすべて直読漢文であった。

中国への進貢が始まったころ、通事（通訳）として程復、葉希伊の

沖縄語（日本語）と中国語と語系が異なるためか、または学習法に欠陥があるためか、沖縄の直読漢文すなわち中国語は十七八世紀のころ、まさに危機に瀕していたようである。そのため、二つのことが起こった。

（イ）康熙三十六年（尚貞二十九＝一六九七）十一月に紫金太夫蔡鐸（蔡温の父）の編集した「歴代寶案」の第一集四十九巻は、尚巴志（一四二三）から尚永（一五八二）に至る十一代一六〇年間の詔勅表奏咨符文を集めたもので、表奏咨文等のお手本として久米村人に提示したものと考えられる。

（ロ）当時の表奏咨文には、いかにも危なっかしいものもあったらしく、蔡温は、その「独物語」（一七四九）の中に「御当国は第一和文相学び御用事相達し候に付て永代和文の法式は相続き申すべく候。漢文の儀は唐通融までの用事にて前代より久米村へ其職業仰付けられ置き候へども、久米村も平時の用事は和文相用い候に付て漢文調のえ勝手の人数甚だ少く罷り居り尤も上夫に漢文相調のえ候方は弥よ以て出で兼ね候。然れども、平時進貢接貢などの御状は例年の勤に候故、旧案見合わせ作り調のえ相済むべく候へども、唐は大国にて其の仕合わせ次第如何様なる六ヵしき儀か出来致し候はん、其時の表奏咨文少しにても其文句宜しからざる儀これ有り候はば、大粧なる故障の儀に成り立ち、万々後悔仕り候とも其詮これ無き積りに候。右の計えを以て平時久米村文学随分入精させ候儀専一に存じ候。表奏咨文さえ上夫に相

調のえ置き候はば、縦令渡唐役々の方唐に於て諸事相勤め候内、宜しからざる儀仕出し候とも、其人までの罪科に候。若し表奏咨文の内宜しからざる儀これに有り候はば国土の御難題に相係り言語道断の仕合せ出来致し候。此儀は能々入念申さずば罷り成らざる積りに候。」とある。このように蔡温は気遣ったが、幸いに何事もなくすんだ。

最後に実例をあげると。

有レ朋自二遠方一来。不二亦楽一乎。

（訓読）　トモアリエンポーヨリキタルマタタノシカラズヤ

（同）　トゥムアリヰンポーユイチタルマタタヌシカラズィヤ

（合音訓読）

（直読）　ユーペンツーユーユァンファンライフーイーエゥヲー

（直読）

第四章　琉球碑文記に見える漢字の異体

正字	異体文字	正字	異体文字	正字	異体文字	正字	異体文字
事	支（甲・乙・伊）	冒	冐（乙）	喪	丧（甲・乙）	審	審（甲・乙・伊）
似	侶（伊）	凡	凢（甲・乙）	嘗	嘗（甲）	嵰	莪（伊）
俾	俾（乙）		凡（伊）		嘗（乙）	巖	巖（乙）
	俾（伊）	凶	凶（甲）	垂	垂（乙）	巒	峦（甲・乙・伊）
偏	偏（乙・伊）		凶（乙）		垂（甲）	州	刕（甲・乙）
備	備（乙）	刪	刪（甲）	墻	牆（甲）		刕（伊）
	脩（伊）	勞	劳		癵（乙）	廉	廉（甲）
儀	仪（伊）	勳	勛（甲・乙・伊）	壞	壊（乙）		廉（乙）
	仪（伊）	參	叅（甲・乙・伊）	夏	夏（伊）	彌	弭（甲）
優	倭（乙）	又	又（甲・乙）	奪	奪（伊）		弭（乙）
	優（伊）	兇	兇（甲）	寢	寢（甲）	彝	彝（甲・乙）

正字	異体文字	正字	異体文字	正字	異体文字	正字	異体文字	正字	異体文字
徴	徵(乙)	曹	曺(甲・乙・伊)			滄	濸(甲)	濸	濸(甲)
徳	悳(甲・乙)	晩	朡(乙)				歸(乙)		濸(乙)
忤	忤(甲・乙・伊)	朽	朽(甲・乙・伊)			烟	睹(甲・乙)	烟	炟(甲)
恆	恒(甲・乙)	榮	荣(伊)	殫	殫(甲)	爾	尒(乙)	尒	尒(乙)
恩	恩(甲)	樹	尌(甲・乙)		殫(乙)	環	瑔(乙)	瑔	瑔(乙)
恭	恭(甲・乙)	橘	橘(甲・乙)	法	法(乙)	疆	疆(甲)	疆	疆(乙)
慕	慕(甲・乙)	華	㚔(甲)	泥	泥				
慤	慤(乙)		弯(乙)	洞	洞(乙)	疊	疊(甲・乙・伊)	叠	叠(甲・乙・伊)
揭	揭(乙・伊)	橋	橋(乙)	涅	涅(乙)	瘡	瘡(甲)	瘡	瘡(甲)
敦	敥(甲・乙)	檎	擒(甲)	涵	涵(乙)			瘡	瘡(乙)
旅	旅(甲・乙)	此	此(伊)	渤	渤(甲・乙)	矧	矧(甲)	矧	矧(甲)
時	皆(甲・乙・伊)	歲	嵗(甲)	溯	溯(甲・乙)	第	第	第	第(乙)
映	暎(甲・乙)		嵗(乙)	濮	濮(甲)	翔	翔(甲・乙)	翔	翔(甲・乙)
暨	堅(甲)	歸	皺(甲・乙)		濮(乙)	艘	艘	艘	艘(甲)

正字	異体文字	正字	異体文字	正字	異体文字	正字	異体文字
薇	薇（乙）	離	双（伊）				
號	號（乙・伊）	靈	離（乙・伊）				
虫	虬（甲・乙・伊）	羣	霝（甲・乙）				
蟒	蟒（乙）	顚	羣（甲）				
輩	輩（甲・乙・伊）	鱷	顛（甲・乙）				
過	過（伊）	點	鱷（乙）				
遙	送（伊）	黼	點（乙）				
遞	遞（乙）		黼（甲）				
醢	醢（甲）		斀（乙）				
鐵	銕（甲・乙）						
濶	濶（乙）						
陸	陵（甲）						
陽	阳（伊）						
雙	雙（乙）						

凡例

一、琉球碑文記の異本は三本ある。伊波普猷氏が一本、東恩納寬淳氏が二本所有していた。伊波普猷氏の所蔵本を伊波本、東恩納寬淳氏の所蔵本を東恩納本と称しておく。東恩納本には二本があって、その一本は量が多く、他の一本は前者の約八割の量である。便宜上前者を甲とし後者を乙として扱う。（琉球国碑文記の由来参照）

一、略号として伊波本を「伊」、東恩納本甲を「甲」、東恩納本乙を「乙」とする。

一、底本には分量の最も多い東恩納本甲を採用し、これに東恩納本乙と、伊波本とを参照して校訂した。

一、定本中にはこの三種の碑文記に存在しない碑文も多く採用されている。それは碑文記に洩れたもの、碑文記編纂後に建てられたものであるが、集大成という意味も含めて採用した。

一、定本の碑文の配列は原則として編年体として年代順に配列した。したがって三碑文記の配列とはその順序を異にするものもある。

一、異本の三碑文記はいずれも写本のために、書き誤った文字も往々ある。その文字は文旨を勘案して適する文字に変更した。

一、碑文記の最初の部分に、題名が二種あるもの十一編がある。それは多く仮名碑文であって仮名の碑名と漢字の碑名とがある。かかる二種の碑名のものは漢字の碑名を主として用い、他の仮名の碑名は漢字の碑名の下にかっこに入れて記することとした。

一、碑文記中には文字が不明のために文字の記入のないところがある。また碑文記外の安国山樹花木碑にも読めない不明の文字がある。すべて不明の文字は□を以て示した。

一、碑文記中にはいかなる文字を誤記したのか、判断のつかぬ文字も少しはある。その文字も□を以て示した。

一、碑文記は刊本はなく全部写本であるために、書写体としての異体字が多く見られる。（第四章の漢字異体表参照）その異体字は現在使用の文字に改めた。

一、三碑文記参照の結果異同のあるものは、上欄にその状況を記することとした。

一、異同のある文字については、その本文の当該文字の傍に・を付して明らかにした。

一、異同のある文字は、文意を勘案して適当と思われるものを定本に採用した。

一、元来碑文記には句読点・返り点・送り仮名などは存在しないが、定本においては読みやすくするために、これらの訓点をすべて付す

ることとした。

一、額・掛床などは性質上碑文記に入れるべきものでないが、琉球国碑文記の三本にはこれらのものが掲載されているので、そのまま残すこととした。

一、額と掛床は同一箇所に記入され、両者を上下に記入し判然としないので、それを別行に書き改めた。

一、碑文の題名には便宜上番号数字を付したが、これは順序を示すのみで他の意味はない。

一、碑文の題名の下には存在する碑文記の名称と建碑年代を西暦で記入してその年代を明らかに示した。

一、原拓の存在する碑文はなるべく多く原拓の写真を掲げることにした。特に新しい碑文は参照するものがないからこの拓本は唯一の確実な資料である。ただし、印刷の都合上省いたものがある。

第二編　琉球國碑文記の定本作成の研究

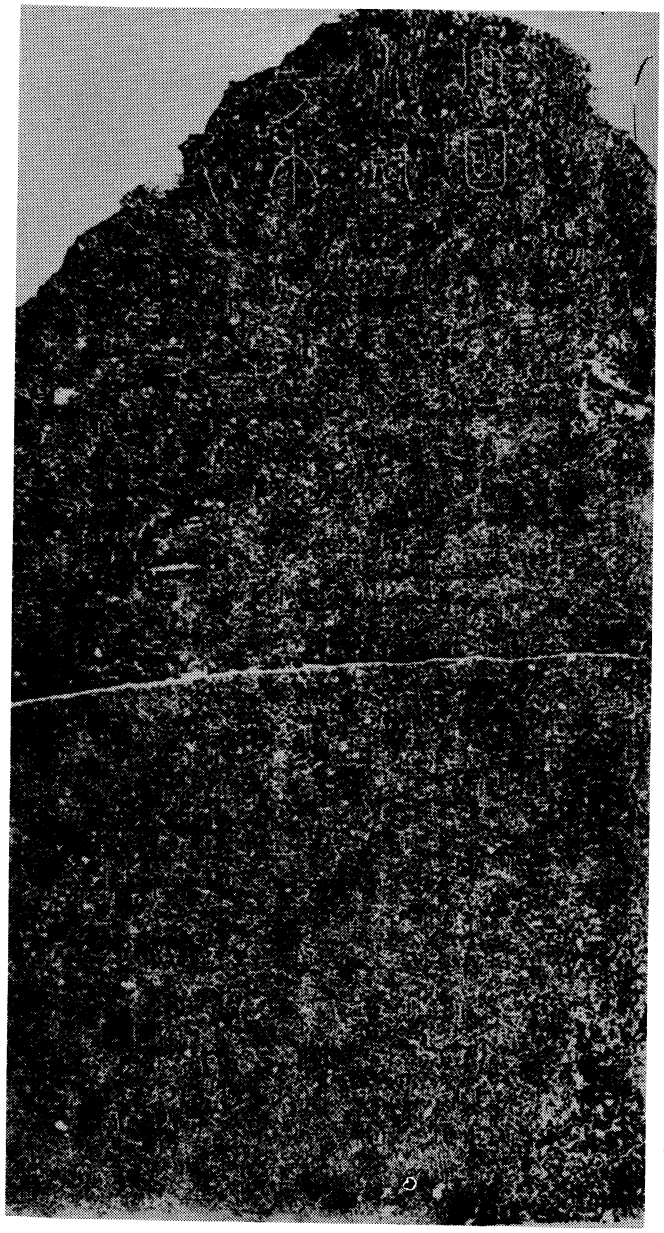
一　安國山樹華木之記（甲、題のみ）

琉球爲二國分三一、中山都其中焉。俗尚惇二重信義一。自レ漢唐一迨レ今
中國□□□□貢二方物一、□航海不レ絶。
大明皇帝、嘉二其忠勤一、
特賜二衣冠印章一、宴二賚使者一。□諸番、永樂丁酉、其國相懷機、奉二王命一、朝二于
天京一、觀二中國禮樂文物之盛一、覽二名山大川之莊一、便還。樂歲之豐、悦二民之和一、乃□王
城外、安國山增而高レ之、鑿二池于北一、築二臺樹于南一、以爲二政暇遊息之所一。山則植
以二松柏槭櫧□□花果藥木一、水卽被以二美□萋茨之屬一、猶以爲二未慊觀望一。於レ是□
求二諸國奇花芳卉嘉果名木益樹一、□□間、沃壤之培、膏雨之潤、積以二歲月一、欣然
而榮、欝然而茂。□綠綾漣紅紫、間錯、錦繡、張而駭レ目也。芳澤凝萃、香氣芳

馥、蘭藹飄而襲レ人也。□□禽鳴レ之□□□□□其羽□□□鳴□相奏而笙簧□也。群魚之遊泳□髻徼□□□掉尾□尺□而金□□也、其或□日□晴雨□午、清月露霽、日夕之光彩、徵霜淒絶、旦之寒□、四時南陽明晦□□□□同□□物之趣□、不レ可二得而窮一也。嘉賓勝集、國人是從。□臻□越□□□□宴酣□□□□□□□□□、各適二其適一、□語其衆胥民先志久□□、吾恭承二先世遺緒一、□相國□、夙夜□□□□有□□、無二德澤以及一レ民。是レ皆遭二遇太平之世一、上述二聖天子聲教之綸一、國君民治之寬、□□□□上下相安、□無レ事、而□種二蒔花果一。以二暇日一與二國之人士一□遊覽、宴集樂□茲者其文可□朗然而地銅日益以新。花木日益以茂。莊者有レ時而舞、老者有レ時而歌。往者過、則來者無レ窮、□爲二之紀一。則後之登臨覽レ物、以宴遊者、熟二知樹藝之始一於吾一也。余盍爲二吾來申□名士之文一、刻レ石□□□□□下夫□久下來、旨□物泊□峴城述二其事一、以請。余謂、中山國相、忠敬□以事レ上、惠二愛之一、以撫レ民。與二國人一同、有二其樂一、文能好二尚文雅一、不レ忘二其德一。國不朽以垂二來世一、不賢而能レ之乎。是可レ嘉也、乃爲レ之書。

宣德二年歲次丁未八月既望安陽澹菴倪寅記

旨□物泊□峴城述二其事一以請　余謂　中山國材　忠荷□以事レ一　惠二愛一ベ一　以撫レ
民。與二國人一同、有二其樂一、文能好二尚文雅一、不レ忘レ二
其德一。國不朽以垂二來世一、不賢而能レ之乎。是可レ嘉也、乃爲レ之書。
宣德二年歲次丁未八月既望安陽澹菴倪寅記



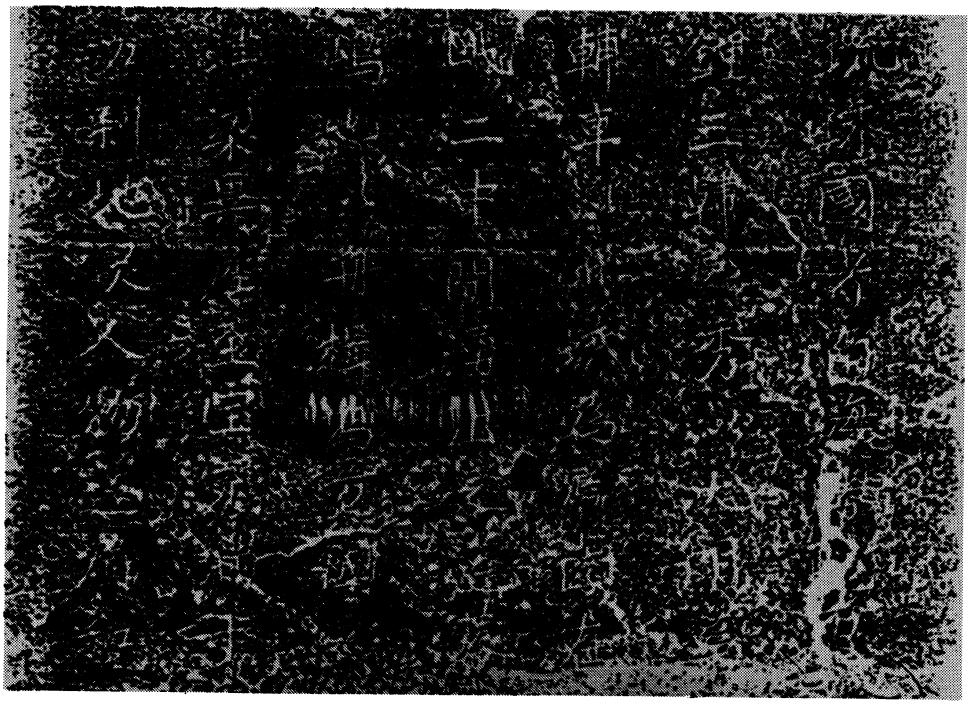
二　鐘銘（首里博物館所藏）

琉球國者、南海勝地、而鐘三韓之秀一、以二大明一爲二輔車一、以二日域一爲二脣齒一。在二此二中間一、湧出之蓬萊嶋也。以二舟楫一爲二萬國之津梁一、異產至寶、充二滿十方刹地一。人物遠扇二和夏仁風一。故吾
王大世主庚寅慶生泰、茲承二寶位於高天一、育二蒼生於厚地一、爲下興二隆三寶一報中酬四恩上、新鑄二巨鐘一、以就二本州中山國王殿前一、掛二着之一。定二憲章于三代之後一、戢二文武百王之前一。下濟二三界群生一、上祝二萬歲寶位一。辱命二相國住持溪隱安潛一作レ銘。銘曰、須彌南畔、世界洪宏、吾王出現、濟二苦衆生一。截レ流王象、吼レ月華鯨、泛二溢四海一、震二梵音處一。覺二長夜夢一、輸二感天誠一。堯風永扇、舜日益明。

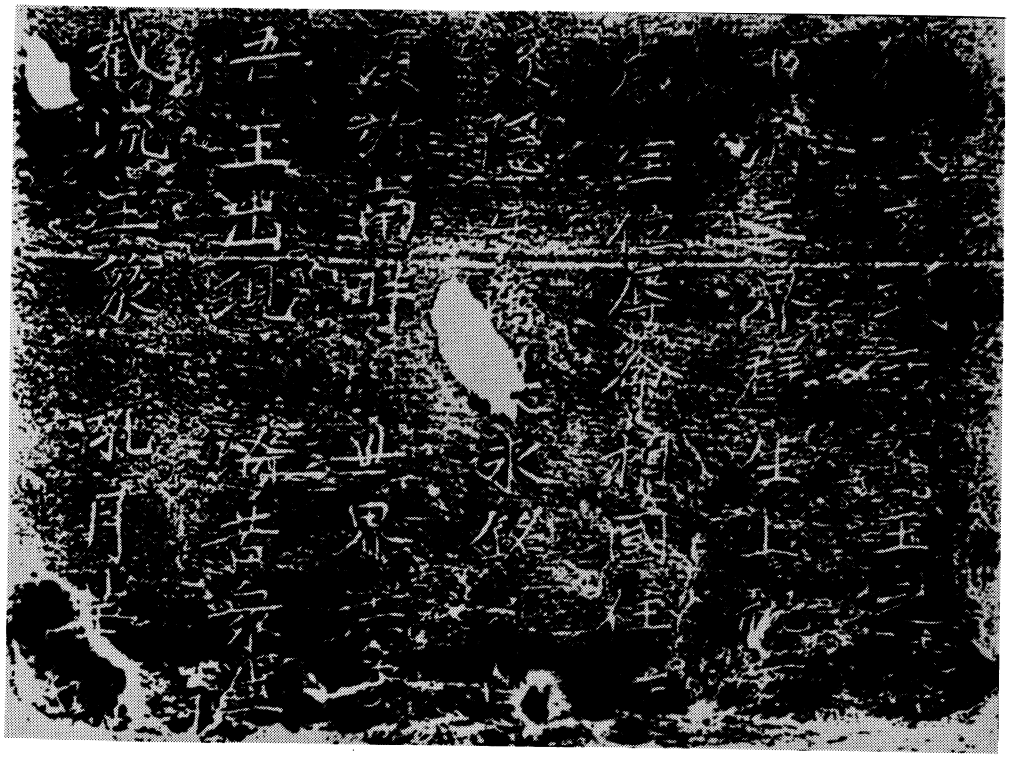
戊寅六月十九辛亥

大工　藤原國善

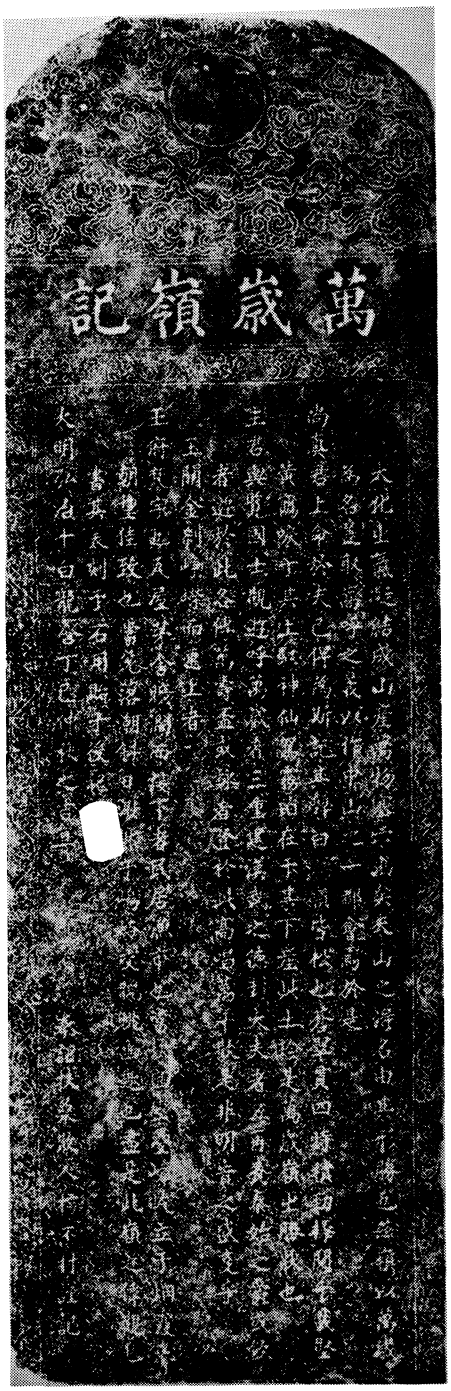
住相國溪隱叟誌レ之











大化之氣、凝結成レ山、產二萬物一、塞二六幽一矣。夫山之得レ名、由二其形勝一也。茲嶺以二萬歲一爲レ名。蓋取二嵩呼之義一、以作二中山一都會一焉。於レ是尙眞君上、命二於夫一、已俾レ爲二斯記一。其辭曰、嶺皆松也。蒼翠貫二四時一、積二勁操一閱二千載一堅。黃鶴唳二于其上一、馭二神仙一駕二霧珀一、在二于其下一產二此上珍一。是萬歲嶺之勝

「之」。甲、乙共ニ「屮」。
「屮」ハ「之」ノ篆書。
「嵩呼」。拓本「嵩呼」。甲「萬呼」。乙「嵩呼」。甲・乙誤リ。
「唳」。乙「唳」。甲「呼」。
「唳」ハ鳥ノ鳴ク意。コレヲ是ト認ム。
「之」。甲・乙共ニ「屮」。
「屮」ハ「之」ノ篆書。

三　萬歲嶺記（上ミヤキジナハノ碑文）（甲・乙）

狀也。

主君輿覽、國士觀遊、呼萬歲者三、重建漢武之德、封大夫者五、再賚奉始之爵、或飲者遊於此、各傳萬壽盃。或詠者登於此、高唱萬年、歡是非、明時之盛事乎。

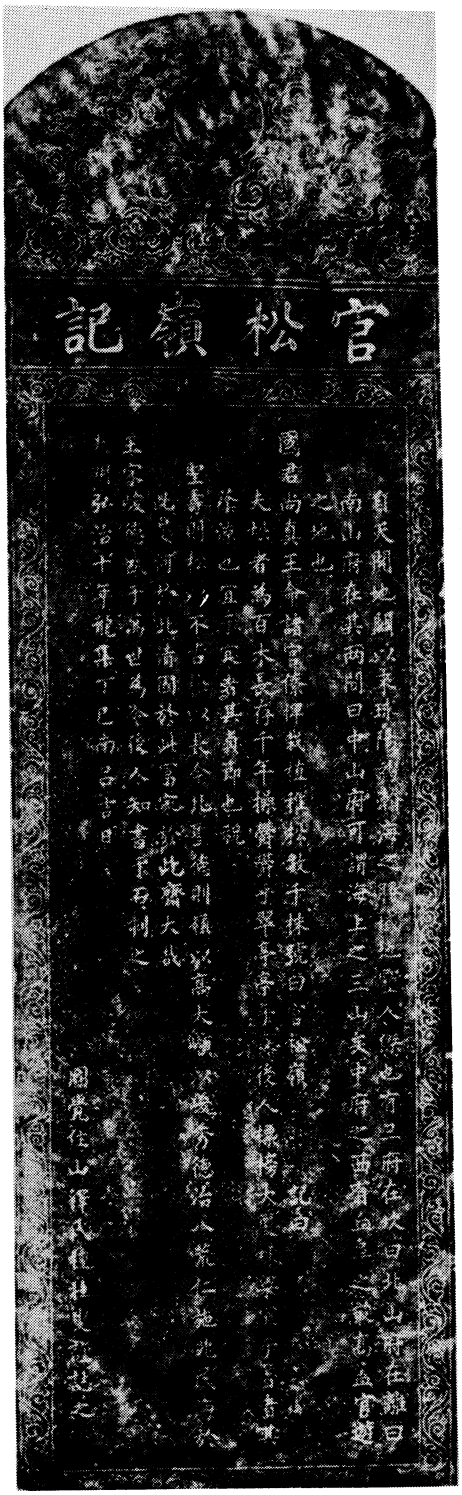
玉闕金刹、崢嶸而連上者、王府梵宇也。瓦屋茅舍、曠濶而接下者、民居漁市也。當坎回巒疊嶂、屹立于烟霞表、朝望佳致也。當兌落潮斜日、渺然于島嶼交、晩眺幽趣也。盡是此嶺之偉觀也。書其美刻于石、用貽于後祀。

大明弘治十白龍舍丁巳仲秋之吉旦

奉勅扶桑　散人樗不村謹記

「時」。「旨」ハ「時」ノ篆書。
「事」。「叀」ハ「事」ノ古体。
「于」。甲、「于」乙、「于」「于」ヲ是ト認ム。
「弘治十白」。乙「弘治十白」。甲「弘治十年白」。拓本「弘治十白」。「弘治十白」ガ可。

四　官松嶺記（下ミヤキジナハノ碑文）（甲・乙・「伊」ハ後部四行）　一四九七



自天開地闢以來、球陽爲瀚海之勝域、地靈人傑也。有三府、在坎曰北山府、在離曰南山府、在其兩間曰中山府、可謂海上之三山矣。中府之西、有丘阜之最高、蓋官遊之地也。

國君尚眞王、命諸官僚、俾裁植稚松數千株、號曰官松嶺。記曰、

夫松者爲百木長、存千年操。鬱々乎翠、亭々乎森。後人標榜、大厦棟梁。宜于

「中府之西」。乙「中府之西」。甲「中山府之西」。拓本「中府之西」。「中府之西」ガ可。

「最」。甲・乙共ニ「取」

「取」ハ最ノ略字。

暑:ニ一者、其蔭涼也。宜ニ于寒一ニ者、其貞節也。祝ニ

聖壽一ヲ、則チ松ハ以テ不レ古、カラ松ハ以テ長シ。今比スレバ二聖德一ニ、則チ嶺ハ以テ高大、嶺以テ峻秀ナリ。德治メニ八荒一ヲ、仁・施シ二兆民一ニ、海ハ於テレ此ニ晏ク、河ハ於テレ此ニ清ク、國ハ於テレ此ニ富ミ、家:ハ於テレ此ニととのフ。大ナル哉、

王家ノ峻德、盛ナリ二于萬・世一ニ。爲メニレ令メルニ二後人ラシテ知ラ一ヲ、書シテ二于石一ニ刻:スレ之ヲ。

大明弘治十年龍集丁巳南呂吉日

圓覺住山釈・氏種桂叟謹記之

「暑」　乙「暑」、甲「署」、「寒」ニ對スルガ故ニ「暑」ヲ妥當トス。最初ヨリ…「仁」マデ伊欠ク

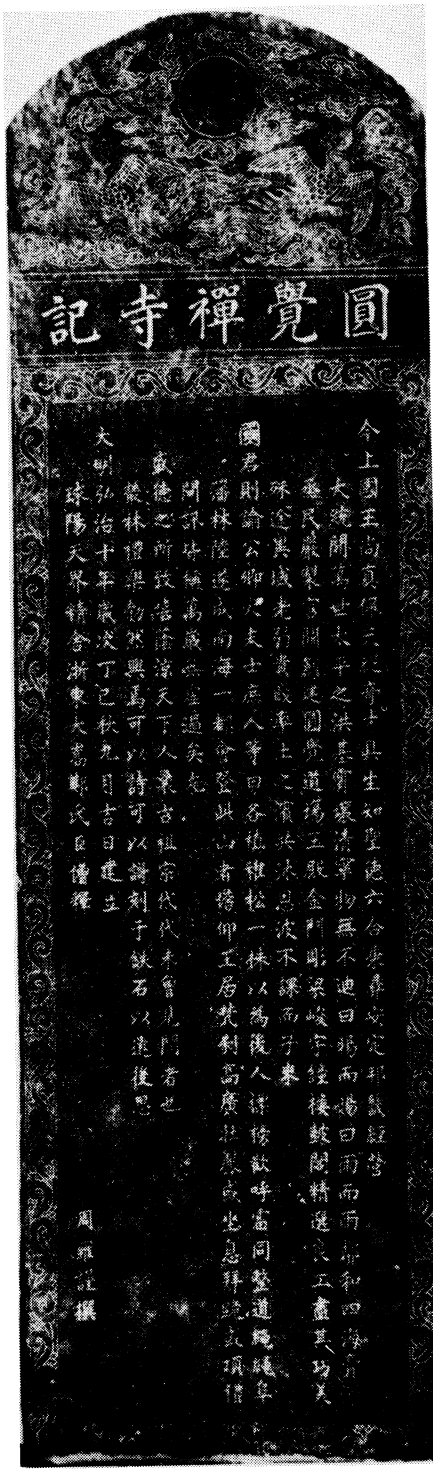
「家」乙・伊「家」甲「衆」　「衆」ハ家ノ誤リ。

「萬」　甲・乙共ニ「萬」伊「万」。「萬」ガヨロシカラン。

「刻」　乙・伊共ニ「刻」。甲、刊。「刻」ガヨロシカラン。

「釈」　甲「釈」乙・伊共ニ「釋」。「釈」ハ釋ノ略字。

五　圓覺禪寺記（荒神堂之南之碑文）（甲・乙・伊）



今上國王尚眞、佩二天縱ノ奇・才一、具二生知ノ聖德一。六合秉レ彝、安二定邦畿一、經二營大統一、開二萬世太平之洪基一。霄壤淸寧、物無レ不レ迪、曰レ暘而暘、曰レ雨而雨、鄰二和四海一、膏二沢烝民一。嚴二製宮闕一、創二建圓覺道場一。玉殿金門、彫梁峻宇、鐘樓鼓閣、精二選良工一、盡二其巧美一。殊途異域、老弱貴賤、率土之濱、共沐二恩波一。不レ課而子來。國君則諭二公卿大夫士庶人等一曰、各植二稚松一株一、以爲二後人標榜一。歡呼雷同、整レ道

「佩」。甲・乙共ニ「佩」伊「佩」。「佩」ハ誤リ。
「奇」。甲・乙共ニ「奇」。伊「奇」。「奇」ハ誤リ。
「具」。乙・伊共ニ「具」。甲「具」。「具」ハ誤リ。
「秉」。甲・伊共ニ「秉」。乙「秉」。「秉」ハ誤リ。
「營」。乙「營」。甲「営」。伊「営」。「営」ハ略字。「営」ハ誤リ。
「太」。乙・伊共ニ「太」。甲「大」。「大」ハ誤リ。
「暘」。甲「暘」。乙・伊共ニ「暘」。「暘」ハ誤リ。
「場」。乙「場」。甲「場」。伊「塲」。塲ハ場ノ俗字。「塲」・「塲」ハ誤リ。
「沐」。乙「沐」。甲「休」。伊「沐」。「休」・「沐」ハ誤リ。

繩々。阜藩林陸、遂成二南海一都會一。登二此山一者、瞻二仰王居梵刹一、高廣壯麗。或坐息拜跪、或頂禮問訊。皆稱二萬歳一無二虚過一矣。允二盛德之所一レ致、嘻蔭二涼天下人一。曩古祖宗代々未二曾見聞一者也。叢林禮樂、勃然興焉。可二以詩一可二以誥一。刻二于鐵石一、以遺二後思一。

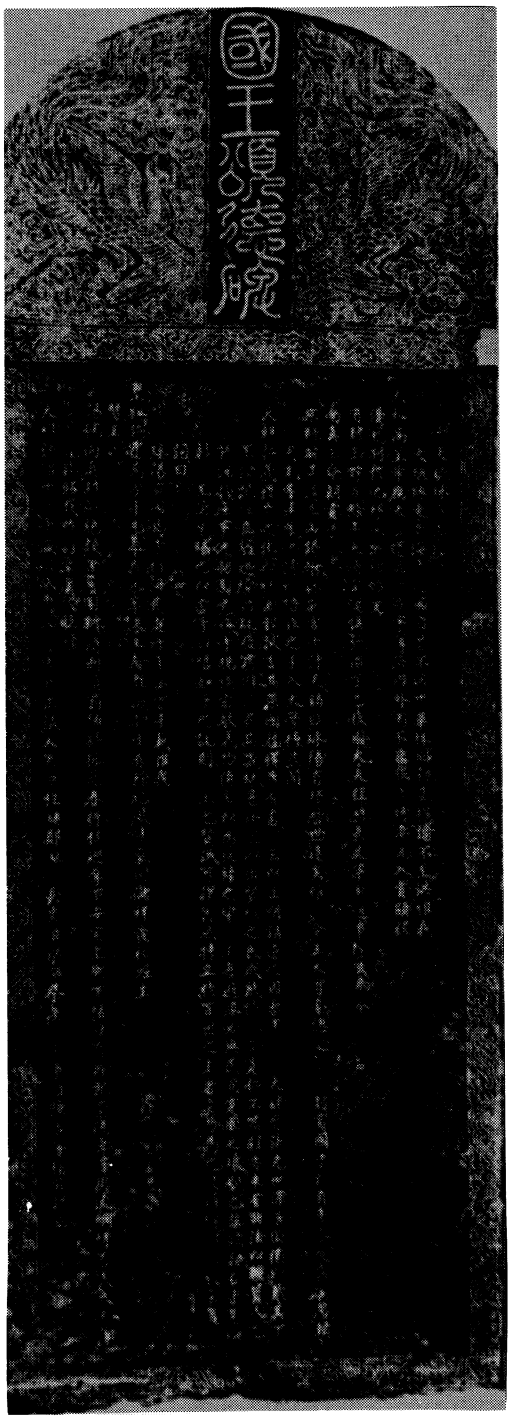
大明弘治十年歳次丁巳秋九月吉旦建立

球陽天界精舍浙東大嵩鄭氏臣僧釋　周雍謹撰

繩「々」。乙「々」。伊「〻」。
甲「之」。「之」ハ誤リ。
「王居梵刹」。甲・乙共ニ「王宮梵刹」。拓本「王居梵刹」。「王居梵刹」ガ可。
「訊」。甲・乙共ニ「訊」。伊「汛」。「汛」ハ誤リ。
「萬」。甲・乙「萬」。伊「万」。「萬」ガヨロシカラン。
代「々」。乙「々」。甲・伊共ニ「之」。「之」ハ誤リ。
「于」。乙・伊共ニ「于」。甲「干」。「干」ハ誤リ。

甲ノ上欄ニ圓覺禪寺記ト横書キアリ。

六　國王頌德碑（荒神堂之北之碑文）（甲・乙・伊）　一四九八



大琉球國王頌德碑

大琉球、東南海島之國（ニシテ）、自レ昔不レ通（ぜ）ニ中華（ノレルニ）一、國初嘗（テ）招諭（スルモ）不レ至（ラ）。洪（ニ）惟（フニ）我

「嘗」。乙・伊共ニ「嘗」。甲「常」。嘗ハ嘗ノ略・「常」ハ誤リ。

大祖高皇帝、應レ天啓レ運、混二一區宇一、薄二海內外一、罔レ不二臣服一。于レ時率先入貢、顯二被二優寵一、別二於他邦一。永樂初始、受二冊封一、王爵一、百餘年來、脩貢彌々愼。弘治丁巳秋、國大夫程璉、長史梁能、通事陳義、奉レ令、

尙眞王命朝二貢于京師一。竣レ事道二三山一謁。翰林庶吉士、許天錫曰、球陽有レ邦、歷世遠矣。惟今王大有二令德一、受二封當國一、于レ茲有レ年。蚤夜奮勵、思輯用先、嘗遵二舊典一、請以二陪臣之子一入二大學一得二益聞一。

天朝仁義禮樂之化一、以壯二國體一。誠言二其槩一、國尉擇レ舊。有レ書王以二正朔一請遵レ之。因參用大統曆法一、先世深居固衞、以式二其下一。王推レ誠任レ直躬巡二境內一、跋二履窮僻一、恒省二其歲賦一、遇二孤寒一輒出レ貲給レ之、民咸戴レ忭。王寬仁不レ嗜レ殺、亦未二嘗曲レ法以輕貸一レ人。尤能謹二於庶事一、佛剏二圓覺禪寺一、規模宏敞、儀物備至、以爲二祝禧之場一。王每遊豫必與レ民同、寔國之瓌觀也。茲欲レ勒レ石、于レ是以彰二

王德一。幸賜レ之以レ言。予曰、嘻如二子之說一、則王之賢、誠可レ謂下奮然特二立於百世之上一者上矣。乃爲二之頌辭一、俾三昭二示於來裔一。詞曰、球陽有レ國、嶼二于裨海一、弗レ庭二于華一。

「優」。甲「優」。乙「俔」。伊「優」。「俔」・「優」ハ共ニ誤リ。
「彌」。伊「彌」。甲「弭」。乙「弥」。「弭」ハ共ニ誤リ。
「翰」。乙・伊共ニ「翰」。甲「輸」。「輸」ハ誤リ。
「錫」。乙・伊共ニ「錫」。甲「錫」。「錫」ハ誤リ。
「勵」。乙「勵」。甲「励」。伊「厲」。「励」・「厲」ハ共ニ「勵」ニ通ズ。
「先」。甲・乙「先」。伊「光」。「光」ハ誤リ。
「誠」。甲・乙「誠」。伊「式」。「式」ハ誤リ。
「舊」。甲・伊共ニ「旧」。乙「舊」。「旧」ハ「舊」ノ略字。
「參」。甲・乙共ニ「叅」。伊「叅」ハ參ノ誤リ。
「式」。甲「式」。乙「貳」。伊「貳」。「貳」・「貳」ハ誤リ。
「忭」。伊「抃」。甲・乙共ニ「抃」。「抃」ハ誤リ。
「賜」。乙・伊共ニ「賜」。甲「賜」。「賜」ハ「賜」ノ誤リ。

王德一。幸賜レ之以レ言。予曰、嘻如二子之說一、則王之賢、誠可レ謂下奮然特二立於百世之上一
者上矣。乃爲二之頌辭一、俾三昭二示於來裔一。詞曰、球陽有レ國、嶌二于裨海一、弗レ庭二于華一。
奚啻千載。惟我
皇祖仁覆二萬方一、率先慕レ義、來享來王、聲教洊加。十有餘紀、風淸氣回、儲レ祥發レ
祉、崛二生
賢王一
錫二號尙眞一、離レ群絕レ類、舍レ舊圖レ新、簡レ刑愼レ罰、恤レ孤拯レ厄、春行秋巡、厚レ下安レ
宅、上熙下恬。廿有餘祀、崇レ德厚レ澤、川流嶋峙、有二美大夫一薄言孔昭。我作二詩
章一、庸代二歌謠一。

大明弘治十一年歲次戊午八月吉日

正議大夫臣程璉 鄭玖 長史臣梁能 蔡賓 通事臣陳義等稽首謹立

「賜」。乙・伊共二「賜」。甲「賜」。「賜」ハ「賜」ノ誤リ。
「陽」。甲「陽」。乙「陽」。伊「阳」。「陽」ハ誤リ。「阳」ハ陽ト同字。
「號」。甲「号」。乙「號」。伊「號」。「号」ハ「號」ノ俗字。「號」・「號」ハ「號」ノ略字。
「離」。甲「離」。乙・伊共二「離」。「離」ハ誤リ。「離」下「離」ハ同字。
「絕」。甲・乙共二「絕」。伊「絶」。「絶」ハ誤リ。
「拯」。乙「拯」。甲「拯」。伊「拯」。「拯」・「丞」ハ誤リ。
「春」。甲・伊共二「春」。乙「春」。「春」ハ誤リ。
「弘」。甲・乙共二「弘」。伊「弓」。「弓」ハ誤リ。

七　圓覺寺山門前之石橋欄干之銘（甲・乙・伊）

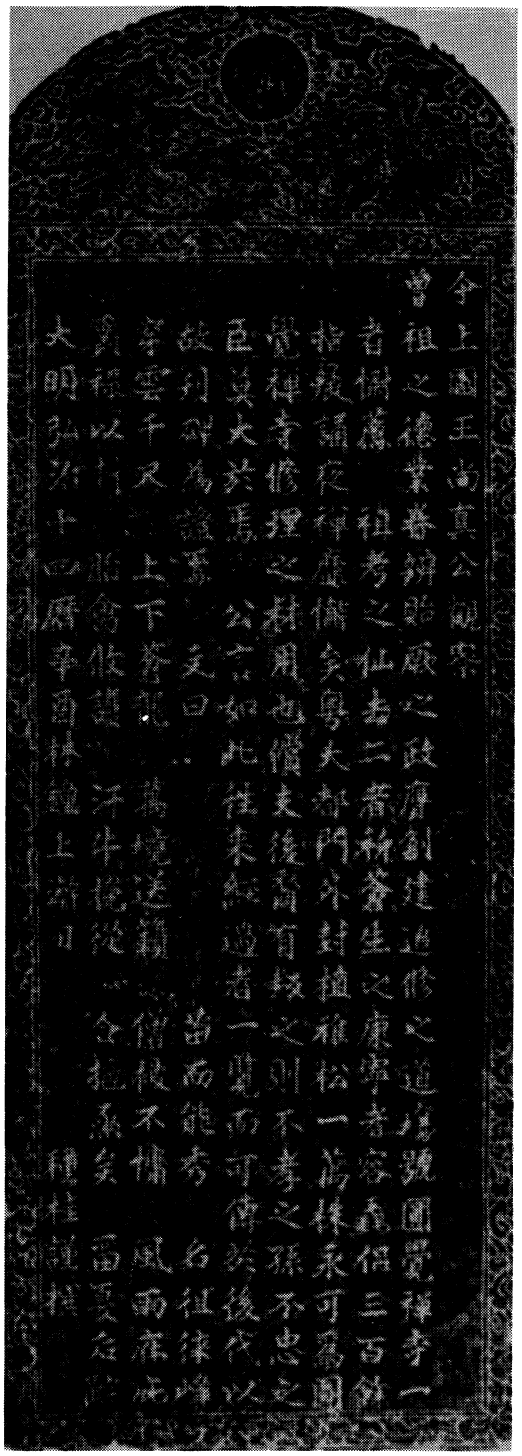
一四九八

大明弘治戊午歲春正月吉日建立　長史梁能
通事陳義　督造

八　サシカヘシ松尾ノ碑文（甲・乙・伊）

一五〇一

八　サシカヘシ松尾ノ碑文（甲・乙・伊）



今上國王尚眞公、觀察
曾祖之德業、眷辨貽厥之政膺、創建追修之道場、號圓覺禪寺。一者憩薦　祖考之仙去、二者祈蒼生之康寧者。容毳侶三百餘指、晨誦夜禪靡懈矣。粤大都門外、封植稚松一萬株、永可爲圓覺禪寺修理之材用也。儻夫後裔有叛之、則不孝之

「儻」。甲・乙・伊「償」。償ハ儻ノ誤リ。

孫、不忠之臣、莫レ大ニ於レ焉。一公言如レ此。往來經過者、一覽而可レ傳ニ於後代一。以レ故刊レ碑爲レ證焉。文曰、

苗而能秀。名ニ徂徠峰一。穿レ雲千尺。上下蒼龍。萬境送レ籟。僧被不レ慵。風雨庥庇。爵祿以封。胎禽攸レ護。汗牛挽從。合抱烝矣。晉夏后踪。

大明弘治十四曆辛酉林鐘上澣日　　種桂謹撰

「證焉」。甲「證爲」。乙「證焉」。拓本「證焉」。「證焉」ガ可。

九　圓覺寺松尾之碑文（甲・乙）

今上國王尚眞君、承二天生一知レ施レ物、睿想不レ捨二累世之善根一、創二建圓覺精舍一、庀レ工而殫二誠於營造一也。像設二殊麗一、金碧交映、泊二乎神助一也。可レ謂二佛心天子一矣。臣僧種桂

國命不レ可レ逭、持二鈯斧一佳二茲山一、靡二曰而弗一レ賀二太平一。爰去レ寺一牛鳴レ之外、受二公言一。卜レ地栽二培松苗一千株一、永可レ爲二圓覺禪寺修理之材用一也。門葉緇素、一幹一枝、不レ可二私用一。矧爲二徒弟一者哉。以レ故刻二貞石一、遺二後昆一焉。

種・桂謹製

大明弘治十四辛酉林鐘上澣日

「殫」甲「殫」。乙「殫」。伊「殫」。「殫」・「殫」ノ誤リ。
「營」甲・乙共ニ「営」。伊「菅」。「菅」ハ「営」ノ誤リ、「営」ハ「營」ノ略字。
「泊」甲「泊」。乙「洎」。「洎」ハ「泊」ノ誤リ。
「矧」乙・伊共ニ「矧」。甲「矧」。「矧」ハ「矧」ノ誤リ。
「種」鐘ハ種ノ誤リ。

一〇　たまおどんのひのもん（甲・乙）

一五〇一



首里おきやかもひかなし、まあかとたる、しょりの御ミ事、い上九人。(1)
御一人よそひおとんの大あんし、おきやか(2)
御一人きこゑ大きみのあんし、おとちとのもいかね(3)
御一人さすかさのあんし、まなへたる(4)

(1)尚円。
(2)尚圓妃。
(3)尚圓長女。
(4)尚眞長女。

御(3)一人きこゑ大きみのあんし、おとちとのもいかね

御(4)一人さすかさのあんし、まなへたる

御(5)一人中くすくのあんし、まにきよたる

御(6)一人みやきせんのあんし、まもたいかね

御(7)一人こゑくのあんし、まさふろかね

御(8)一人きんのあんし、まさふろかね

御(9)一人とよみくすくのあんし、おもひふたかね

(3)尚圓長女。

(4)尚眞長女。

(5)尚眞第五子尚清。

(6)尚眞第三子。

(7)尚眞第四子。

(8)尚眞第六子。

(9)尚眞第七子。

この御すゑは、千年万年にいたるまで、このところにおさまるべし、もしのちにあらそふ人あらば、このすみ見るべし、このかきつけそむく人あらば、てんにあをぎ、ちにふしてたたるべし。

大明弘治十四年九月大吉日

一一　大道毛之碑文（甲）

今上國王尚眞公、觀ニ察シ
曾祖之德業一、眷ニ辨貽厥之政一、膺ニ創建追修之道場一。號ニ圓覺禪寺一。一者慰ニ薦シ祖老之仙去一、二者祈ニ蒼生之康寧一者。容ニ毳侶一三百余指、晨誦夜禪靡レ懈矣。粤大都門外、封ニ植稚松一一萬株。永可レ爲ニ圓覺禪寺修理之財用一也。儻夫後裔有レ叛レ之、則不孝之孫、不忠之臣、莫レ大ニ於焉一。公言如レ此。往來經過者、一覽而可レ傳ニ於後代一。以故刊レ碑爲レ證焉。文曰、苗而能秀、名ニ徂徠峯一。穿レ雲千尺、上下蒼龍、萬境送レ籟、僧被不レ慵、風雨庥庇、爵祿以封。胎禽攸レ護。汗牛挽從、合抱烝矣。晉夏后踪。

大明弘治十四曆辛酉林鐘上澣日　　種桂謹撰

「慰」。樹八「慰」ノ誤カ。

一二　百浦添之欄干之銘（甲・乙・伊）

臣謹奏二中山世主一
尚眞王一、言ク
宸居壯麗ニシテ而輪奐盡レ美ヲ矣。雖レ然殿前ノ欄未ダ二之有一レ也。無二欄干一則チ殿閣之制・度、不レ二全備ハラ一也。卽チ削リ二青石ヲ一、以テ架シテ二欄干ヲ一於二左階右階之上ニ一、而欲スレ擬セント二中華宮室之制・度ニ一。伏シテ請フ承ケント二勅命ヲ一。
世主曰ク、朕聞ク、古堯之宮室、土階三尺、茅茨不ト剪キラ、其儉可シ知ル矣。今於ノ二殿下ニ一若シ削リ二青石ヲ一、以テ架セバ二欄ヲ一時人爲サン二僭踰ト一歟。蓋シ架スルハ二石之欄ヲ一、非ル二朕ノ僭奢ニ一也。唯堅クシテ二殿閣之制度ヲ一、以テ爲スレ傳ヘント二于萬世ニ一也ト。於テレ是ニ臣欽ミテ奉ジレ勅ヲ乃チ命ジ二石匠ニ一、經シ營ラシレ之ヲ、雕琢ノ功既ニ成リ、盡セリレ善ヲ矣、盡セリレ美ヲ矣。累世奇觀、何物如カンレ之ニ乎。
正德三稔歲宜戊辰蜡月吉日
勅シテス遺ス二厥ノ欄一ニ銘ニ曰ク一、
宸居ノ高廣、泰山之安キ、削リ二青石ヲ一以テ、左右ニ架クレ欄ヲ。依タリ二倚瑪瑙ニ一、彷タリ二彿琅玕ニ一、匠工ノ手妙、雕

「王」。甲・乙・伊共ニ「三」。
「三」ハ「王」ノ誤リ。
「殿閣之制・度」。甲・乙・伊共ニ「製」。「製」ハ「制」ノ誤リ。
「宮室之制・度」。甲「製」。乙「制」。伊「制」。
「製」ハ「制」ノ誤リ。
「于」。乙・伊共ニ「于」。甲「干」。「干」ハ「于」ノ誤リ。
「盡」。甲・乙・伊共ニ「盪」。「盪」ハ「盡」ノ誤リ。

琢功完、麟現猊踞、虎嘯龍蟠。喬松蓊欝、脩竹團欒、珍花異卉、猛是健翰、四伸動植、一欄并看。月朝其下、百姓交歡、日宴其上、千臣盤桓。吾尙眞王天姿秀異、睿知聰明、德侔三王、名聞四表、可謂明主矣。王仁澤川流海寛、一朝世事、萬代奇觀。恭惟

當代有科之勝事、左超出前代者也。其一曰、信佛而造像、建寺而布金、佛閣僧房、經殿鐘樓、連甍接棟、輪奐兼美。今世主以三歸爲心、古漢明梁武二帝之心也。其二曰、臨臣正禮義、利民薄賦斂、無一日不臨治國齊家之事。是故兆民戴之如日月、千官親之如父母也。上和下睦、其謂之歟。其三曰、當西南有國、名曰太平山。弘治庚申春、遣戰艦一百艘攻之。其國人竪降旗而服從。翌年航海來献歲貢、以穀布。絲、是上國之勢、愈大而愈盛矣。其四曰、服裁錦綉、器用金銀、專積刀劒弓矢、以爲護國之利器。此邦財用武器、他州所不及也。其五曰、千臣任官、百僚分職、定其位之貴賤上下、以其帕之黄赤、以其簪之金銀。是後世尊卑之龜鏡也。其六曰、盆乎珍苑、籬乎異木、或以金銀造幺舟而載堯紅舜紫、或以銅鎔飾小螺、而插坎蕖籬花、前殿後宮、四時置春。是睿覽之芳事也。其七曰、內園梵刹、筑假山水。是宸遊之佳境也。其八曰、施八珍九鼎之盛饌、賜錢帛衣帶之奇珍、或鼎乎芳茗、罍乎美酒、或屛軸于壁、

「欝」。甲・乙・伊共ニ「㣲」。「㣲」ハ「欝」ノ略字。
「翰」。乙・伊共ニ「翰」。甲「翰」。「翰」ハ誤リ。「翰」ハ「翰」ノ俗字。
「事」。甲・乙・伊共ニ「叀」。「叀」ハ「事」ノ古体。
「事」。右ニ同ジ。
「齊」。乙・伊共ニ「齊」。甲「斉」。「斉」ハ誤リ。
「事」。甲「叀」。乙「叀」。伊「克」。「叀」・「克」共ニ「事」ノ誤リ。
「戴」。乙・伊共ニ「戴」。甲「載」。「載」ハ誤リ。
「艦」。甲・乙共ニ「艦」。伊「盤」。「盤」ハ「艦」ノ誤リ。
「艘」。甲「艘」。乙「艘」。伊「般」。「般」ハ「艘」ノ誤リ。
「愈」。乙・伊共ニ「愈」。甲「愈」。「愈」ハ「愈」ノ誤リ。
「州」。甲・乙共ニ「刕」。伊「刕」。「刕」ハ「州」ノ俗字。
「事」。甲・乙・伊共ニ「叀」。「叀」ハ「事」

「州」。甲・乙共ニ「㐬」。伊「㐬」。「㐬」ハ「州」ノ俗字。

「事」。甲・乙・伊共ニ「叀」。「叀」ハ「事」ノ古体。

「賜」。乙・伊共ニ「賜」甲「賜」。「賜」ハ誤リ。

「于」。乙・伊共ニ「于」。甲「干」。「干」ハ「于」ノ誤リ。

「客」。乙・伊共ニ「客」。甲「容」。「容」ハ「客」ノ誤リ。

「榮」。甲・乙共ニ「榮」。伊「栄」。「栄」ハ誤リ。

「于」。乙・伊共ニ「于」。甲「干」。「干」ハ「于」ノ誤リ。

「示」。甲・乙・伊共ニ「尒」。「尒」ハ「示」ノ書キ誤リ。

「事」。甲・乙・伊共ニ「叀」。「叀」ハ「事」ノ古体。

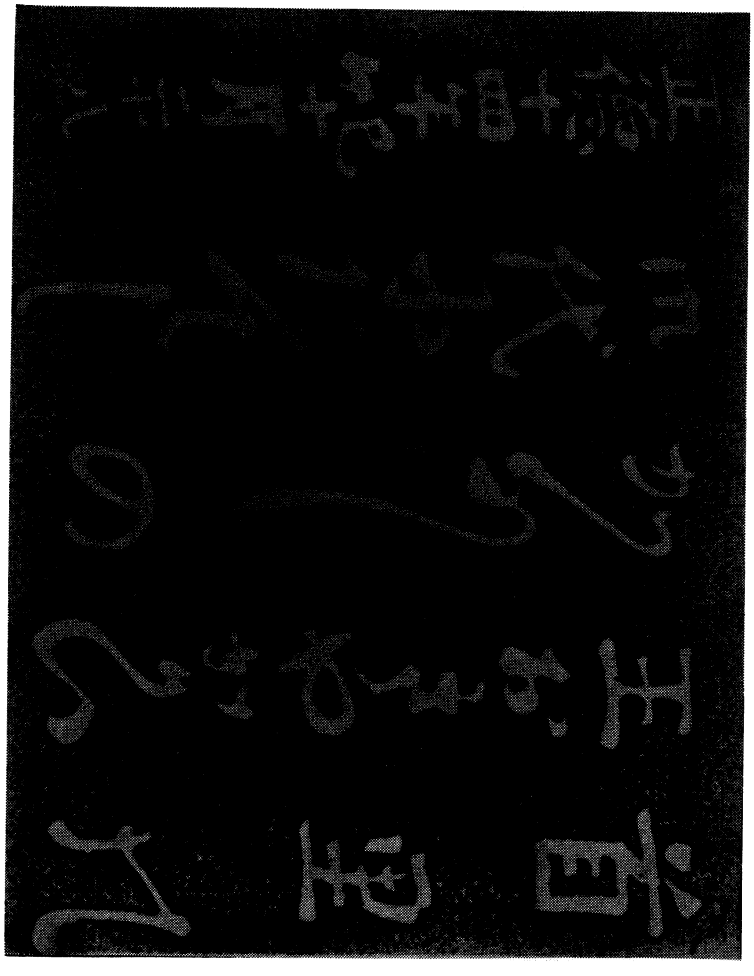
「事」。右ニ同ジ。

春。是睿覽之芳事也。其七曰、內園梵刹、筑二假山水一。是宸遊之佳境也。其八曰、

施二八珍九鼎之盛饌一、賜二錢帛衣帶之奇珍一、或鼎二乎芳茗一、罍二乎美酒一、或屏二軸于壁一、管二絃于床一、以賞二賓客一、娛二臣民一、亦不レ榮哉。其九曰、上國屬二大明一者、始朝二貢於洪武一、受二王爵於永樂一、爾來遣二使朝貢一三年一次、當今天子南面之初、吾世主遣二使臣一、致二賤祚之賀一、厚二朝貢之禮一。於二此時一改二三年一次一爲二一年一次一所以者何、益々通二中華一而爲二賢國盟一也。其十曰、移二中華之風一易二此土之俗一。是以起二朝儀一于二朔望一列拜、班二示左右一。蓋祝二睿算萬歲一者也。其十一曰、擬二中華宮室之制度一、削二青石一以殿下架レ欄。古無二此盛矣。右十一科之勝事、世主之盛德、忠臣之丕功也。上古帝王、有二盛德一臣士有二丕功一者、皆經史載レ之、以爲二後世君臣之表率一也。今中山君、聖而有レ德、臣忠而有レ功、刻二之金石一、以不レ使二後人知一、何曾之有哉。是故銘二于欄之次一、立レ言而述二十一科之勝事一、以題二欄之柱一焉。

大明正德四載龍舍己巳初夏吉日

一三　そのひやぶの御嶽の額（甲・乙・伊）



首里の王おきやかもいかなしの御代にたて申候

正徳十四年己卯十一月二十八日

「の」御。甲・乙・伊共ニ「の」字欠ク。拓本ノ原文ニヨリ「の」

首里の王おきやかもいかなしの御代にたて申候

正徳十四年己卯十一月二十八日

「の」御。甲・乙・伊共ニ「の」字欠ク。拓本ノ原文ニヨリ「の」字挿入。

「二」十八。乙・伊共ニ「二十八」。甲「十八」。拓本ノ原文ニヨリ「二十八」ガ正シ。

一四　國王頌德碑（石門之東之碑文）（甲・乙・伊）



「國王頌德碑」ト碑ノ上部ニ題額アリ。

國王頌德碑

首里おきやかもいかなし、の御代に、ミやこよりち金丸ミこしミ玉の、わたり申候時に、たて申候ひのもん

爰有二寶劍一、神仙託曰、號二治金丸一、玉稱二眞珠一也。欽奉二尊命一、雕レ石刻レ銘功名ノ立レ碑。

聖君之朝、必有二應化之祥瑞一矣。恭粤　大琉球國

尙眞王、夙乘二乾位一、榮膺甚昌、開二功業於邦畿一、施二仁恕於士庶一、舜禹之智不二相

冥有二寶劍一、神仙託曰、號二治金丸一、王稱二眞珠一也、欽奉二尊命一、雕レ石刻レ銘、功名立レ碑。

聖君之朝、必有二應化之祥瑞一矣。恭粤　大琉球國尙眞王、夙乘二乾位一、榮膺甚昌、開二功業於邦畿一、施二仁恕於士庶一、舜禹之智不二相渝一矣。

昔年舜天・英祖・察度三代以後、其餘世主雖レ遷レ化、不レ用二同行一。其以後百年以來、男女競進同行、其數及二二三十人一矣。以下人民五人三人、應レ分齊二死一去一。

仙岩曰、非二道儀一也。

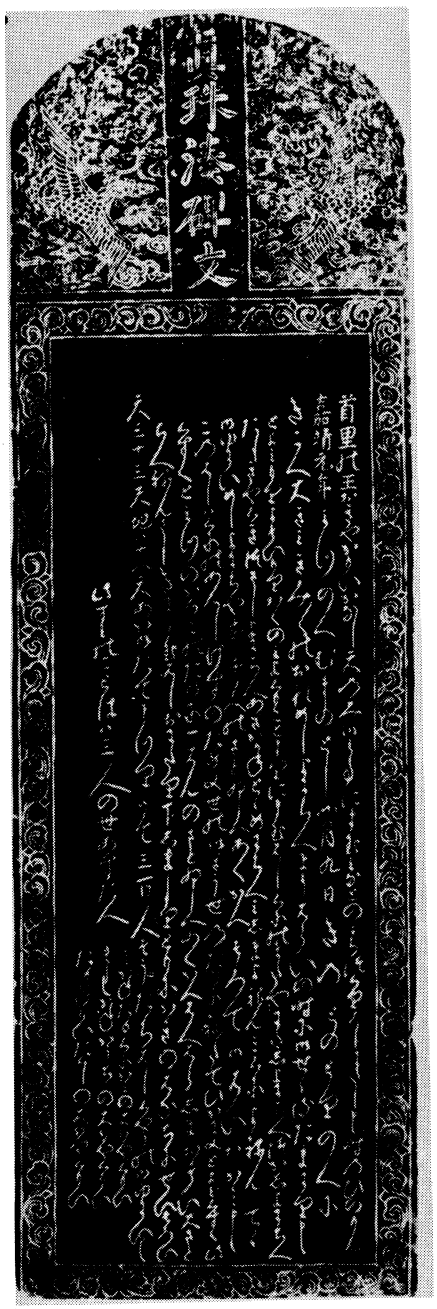
當君曰、朕惟此道二凶事一也。不レ可レ用レ之。聖母入レ滅日、於二國家一具二禁遏焉。

恭惟　運二進貢一安二粮船一等、幷救二人民苦勞一。是當君志、忘レ自惠レ他、救レ危扶レ傾、有情爲レ先。富而不レ驕、積而能施、跼レ天蹐レ地、臣尊レ君、子孝レ親、弟隨レ兄、敬レ老愛レ幼而已。

大明嘉靖元年壬午十二月吉日　　住山圓覺仙岩叟謹記レ之

「凶」。甲・伊共二「凶」。乙「凶」。「凶」・「凶」共二「凶」ノ誤リ。
「事」。甲・乙・伊共二「叀」。「叀」ハ「事」ノ古体。
「禁」。甲・乙「禁」。伊「楚」。「楚」ハ「禁」ノ誤リ。
「船」。甲・乙「船」。伊「舩」。「舩」ハ「船」ノ略字。
「勞」。甲「勞」。乙「労」。伊「労」。「労」ハ「勞」ノ誤リ。
「弟」。乙・伊共二「弟」。甲「弟」。「弟」ハ「弟」トハ別。

一五　眞珠湊碑文（石門の西のひののもん）（甲・乙・伊）　一五二二



首里の王、おぎやかもい(1)、がなし天の、ミ御(2)ミ事に、ま玉(3)ミなとのミちつくり、はしわたし申候時の、ひのもん、嘉靖元年、ミづのへ、むまのとし、四月九日、きのとのとりのへに(4)、きこゑ(5)大きミ、きみ〳〵の、おれめし(6)よわちへ、まうはらい(7)、の時に、御せ(8)ゝる、たまわり申候、とよミもり(9)、おくのミよ(10)、くもこと(11)まり、に、よそいもり(12)、ま玉ばし、くにのまたや(13)、わたしよわちへ(14)、つかしよわちへ(15)、だしきゃくぎ(16)、つさし(17)よわちへ、あさかがね(18)、とどめわちへ、ミしまよねん、ミくこよねん、てて、御ゆっ

(1)おぎやかもい、尚眞の神號。
(2)ミ御ミ事に、詔命の意。
(3)ま玉ミなと、眞珠湊。
(4)へ、日の事。
(5)きこゑ大きミ、聞得大君、大君の名聲が高く聞えている意。
(6)おれめしよわちへ、おれは、首里より下る事。めしよわちへは、めされて。
(7)まうはらい、まうは、毛。毛はらいは、地鎭祭。
(8)御せゝる、神託。
(9)とよミもり、豐見森。
(10)おくのミよ、奥の海。
(11)くもことまり、雲子泊。
(12)よそいもり、世添森。
(13)くにのまたや、國の防禦。
(14)わたしよわちへ、渡し

(10)おくのミよ、奥の海。
(11)くもことまり、雲子泊。
(12)よそいもり、世添森。

御せゝる、たまわり申候、(9)とよミもり、(10)おくのミよ、(11)くもことまり、に、(12)よそいもり、

(13)くにのまたや、國の防禦。
(14)わたしよわちへ、渡し給ひて。
(15)つかしよわちへ、築き給ひて。
(16)だしきやくぎ、堅靭な木で作った釘。
(17)つさしよわちへ、つきさし給ひて。
(18)あさかがね、鋭。
(19)あくかべ、赤頭。
(20)御さうぜ、思召し。
(21)ねだてひかわ、根立樋川。
(22)ちへねん、知念。
(23)世あすたべ、三司官。
(24)まかねたる、眞金樽。
(25)まうしかね、眞牛金。
(26)たるかね、樽金。

ま玉ばし、く(13)にのまたや、わ(14)たしよわちへ、つ(15)かしよわちへ、だ(16)しきゃくぎ、つ(17)さしよわちへ、あ(18)さかがね、とどめわちへ、ミしまよねん、ミくによねん、てて、御ゆわい、めしよわちゃ事、千人のさとぬしべ、あ(19)くかべ、そろて、御はい、おがミ申候、このはしは、くにのあんじ、げす、のため、又世の御(20)さうぜ、のたぬに、ね(21)だてひかわ、又とよミぐずく、此ぐすく、と、ミづのかくご、のために、一ばんのさとぬしべ、あくかべ、はへばら、しまおそい大さと、ち(22)へねん、さしき、わ、ま玉ばし、おわたり、下しまじり、ともに、かきのはなぢ、に、せいぞろい、天三十三天、地は十八天、あかめ、たてまつり候て、三百人そうたち、はしくやう、の、御ゆわい申候、此すミの、ことはハ、三人の世(23)あすたべ。

ま(24)かねたる・くにかミの大いやくもい。
まう(25)しかね・かうちの大いやくもい。
たる(26)かねもい・たくしの大いやくもい。

原拓碑文により「が」字插入。
原拓碑文により「い」字插入
原拓碑文により「い」字插入
原拓碑文により「い」字插入

一六　王舅達魯加禰國柱大人壽藏之銘（識名澤岼王舅墓之銘）（甲・乙・伊）一五二五



惟公上、輔佐

國王、下旗一無耆生、攸君之志、攸々焉、有意、ツルヲ成ス者、見

惟公上、輔二佐シ
國王一、下鎭二撫蒼生一、致レ君之志、孜々焉不レ有レ怠、立レ誠之節、侃々焉無レ所レ屈也
矣。壬午孟夏承二吾　王命一、不レ遠二千里一、到二大明一、進二
皇帝卽位之表文一。功名豈不レ爲レ大乎。回國之後謹承二詔命一、賜二勝地於私館之南一、預
爲二百年以往之墓一、寔是於二有爲之報土一了。無下爲二之眞因一者上也。爲レ俾二後昆知一旃、
製二斯文一刻レ石矣。銘曰、壽藏勝境、嵩阜崢嶸、其接レ左者、松林是栄、其臨レ右者、
士民連レ甍。震嶺日耀、兌山月明。偉哉公德、不レ日創成。慮二百年後一、留二萬代名一。
于時嘉靖四稔乙酉二月廿一日

大琉球國中山府天王小比丘瑞興謹銘

「壬」。乙・伊共ニ「壬」。甲「土」。「土」ハ「壬」ノ誤リ。

「墓」。乙・伊共ニ「墓」。甲「基」。「基」ハ「墓」ノ誤リ。

「兌」。甲「兌」。乙・伊共ニ「兌」。「兌」ハ「兌」ノ筆寫体。

一七　崇元寺之前東之碑　表文（甲・乙・伊）

一五二七



（表）



（裏）

但官員人等至レ此下馬。（表文）

あんし(1)もけす(2)もくま(3)にてむま(4)からおれる(5)へし（裏文）

大明嘉靖六年丁亥七月二十五日

(1)あんし、按司。
(2)けす、下司。
(3)くま、此處。
(4)むま、馬。
(5)おれるへし、下れるべし。



一八　崇元寺之前西之碑文（甲・乙・伊）（表裏與二東碑文一同。）一五二七

但官員人等至レ[リ]此[ニ]下馬。[七]（表文）

あんしもけすもくまにてむまからおれるへし（裏文）

大明嘉靖六年丁亥七月二十五日

一九　タカラクチ一翁寧公墓之碑文（甲・乙・伊）

一五三九

惟以　一翁寧公者、禮義以分二君臣一、忠信以爲二經緯一、治二二代之朝政一、稱二當時之賢明一。故國王如レ任二文武之周公兩漢之鄧禹一。平常愛二吾數輩一、厚如二子弟一。其幼則教以二洒掃應對進退節一、其長則勸以二禮樂射御書數之文一。生レ我者父母、成レ我者公乎、其恩無レ計也。公逝矣已屆二三回一、以織埃欲レ報二山岳一。何以爲レ之、不レ憑二覺皇一乎。修二薦亡之溟福一、越請二梵侶一、誦經呪次、創二造石浮圖一、尊爲二令上品上生一成佛果也。加レ之有二一轉語一、公層々落々、三摩耶形二這裏一、證入諦聽々々。于時嘉靖十捌秋己亥七月吉日

前圓覺奐龍雲謹撰　施主　六員　源德　達金　壽達　金松　梅固　吳良　造建焉。

「乎」。甲「乎」。乙・伊共ニ「手」。「手」ハ「乎」ノ誤リ。

「呪」。乙・伊「咒」。甲「兄」。「兄」ハ「呪」ノ別体。

「時」。甲・乙・伊共ニ「旹」。「旹」ハ時ノ古体。

二〇　國王頌德碑（かたのはなの碑）（甲・乙・伊）　一五四三

(1)首里天の、首里王の
(2)御ミ事、詔命
(3)天つぎ王にせ、天継王仁世
(4)さづけめしよわちへ、授け給ひて
(5)王がなしハ、王殿下は
(6)さとりめしよわちへ、悟り給ひて
(7)御たか、御崇(たか)
(8)だいり、内裡
(9)べんのたけ、辨の嶽
(10)きこゑ大きみ、聞得大君
(11)をがミ、拝し
(12)あんじべ、按司部
(13)あすたべ、三司官(あすたべ)
(14)大やくもいた、親雲上等
(15)あくかべ、赤頭
(16)「そろへ」。甲「そろへ」。乙・伊共ニ「そへ」。「そへ」ハ「そろへ」ノ誤リナラン。
(17)ミおほげに、恩賞

首里天の御ミ事(1)(2)をかミ申、みちつくり、まつうへ申候ひのもん、大りうきう國、中山王尚清ハ、そんとんより、このかた、二十一代の、王の御くらひを、つぎめしよわちへ、天より、王の御なをは、天つぎ王(3)にせと、さづけ(4)めしよわちへ、御いわひ事、かぎりなし、王(5)がなしハ、むまれながら、むかしいまの事を、さとり(6)めしよわちへ、天下を、おさめめしよわる事、むかしもろこしの、ていわう、ぎょうしゅんの御代に、にたり、しかれば、御(7)たかべ、めしよわるもりあり、だい(8)りより、ひがしに、あたりて、べん(9)のたけといふ、これハ、きこゑ(10)大きみ、きミ〳〵、かミほとけの、御あそび、めしよわるところ、あめふる時ハ、どろつち、ふかさあるげに、國王の御ミ事に、ミちをつくり、まつをうへれとの、御ミ事を、をが(11)ミ、くに〴〵の、あんじ(12)べ、あすた(13)べ、大やく(14)もいた、里主べ、けらへあく(15)かべ、こころ一に、あわせ、ちからをそろ(16)へ、いしをはめ、まつをうへれば、ミちハ、きよらく、まつハ、すゞし、一すじのミちに、千りやうの金を、

人々ミおほげ(17)に、あひ申候、されば、嘉靖二十二年ミつのとのう、六月二十四日、

乙・伊共ニ「そへ」。「そへ」ハ「そろへ」ノ誤リナラン。

うへれば、ミちハ、きよらく、まつハ、すゞし、一すじのミちに、千りやうの金を、

(17)ミおぼげに、恩賞
(18)をれめしよわちへ、臨場ありて
(19)おもひくわべ、思子部
(20)そろて、揃ひて
(21)ミはい、御禮
(22)御たかべ、御祈念

人々ミおぼげ(17)に、あひ申候、されば、嘉靖二十二年ミつのとのう、六月二十四日、ひのとのとりのへに、きこゑ大きみ、きミ〳〵の、をれ(18)めしよわちへ、天つぎ王にせの、あんじをそひがなし、ミ御ミつかひ、めしよわちへ、あまこ、あわしめしよわちへ、御ほこり、めしよわちや事、おもひ(19)くわべ、くに〴〵のあんじべ、あすたべ、大やくもいた、里主べ、けらへあくかべ、そろて(20)、ミはい(21)、をがミ申候、おひ人、わか人、めども、わらべ、にいたるまで、よるも、ひるも、御たか(22)べ、し申候、ねかひ事、かなひ、よろこび、たのしむ事、かきりなし、

大明嘉靖二十二年、ミつのとのう八月大吉日

世あすたべ三人

大さとの大やくもい(23)、まふとかね
きす(24)、の大やくもい、いぬたるかね
ミや平(25)の大やくもい、まいくさかね

奉行一人

花(26)くすくの大やくもい、ま五ら

(23)大さとの大やくもい、まふとかね、大里親雲上麻布都金
(24)きす、の大やくもいぬたるかね、宜壽次親雲上達留金
(25)みや平の大やくもいまいくさかね、宮平親雲上眞伊久佐金
(26)はなくすくの大やくもいま五ら、花城親雲上眞五良

同碑裏文

大琉球國中山王尙淸、自レ從
舜天一降來、二十一代之王孫、天賜ヒ二聖號一爲ス二天下王一ト。自然神聖、通二達古今一、睿智聰敏、視德惟レ明、生レナガラニシテ知レ法、或一似二華勳一スルニ風雨一。晦明無レ不レ順レ從、幷包二畜養一、無レ異二細黽一。億載萬年、有レ富無レ貧、太平之期、適當二今辰一、天長地久、呼二萬歲一三唱矣。爰有二峨々高峯一、冠二于諸峯一。號二冕嶽一。其巓茂樹叢生、其枝葉婆娑然、類翠鳳張レ翅。是乃神仙來賁降遊之靈地也。然則上自二
國王大臣公卿大夫一、下至二道俗尊卑男女貴賤一、如二泰山北斗一、瞻レ之仰レ之。晨夕肅詣、瀝二丹精一、致二敬信一。或献レ花、或燒レ香、曰レ福、曰レ壽、曰レ官、曰レ祿、靡レ願而不レ成、莫レ感而不レ彰矣。其嶽麓有二高低屈曲長路一、旱則路背圮折而跋レ前疐レ後。衆人往還、不二輕利一、馬牛驅レ之、難レ擧レ蹄。雨則泥濘深厚、而蹐レ天跼レ地、老幼來復、不二自由一、燕雀語如レ笑レ人也。由レ是
國王勅二下公卿大夫大臣百官庶人等一、甃二小石一修レ路、植二稚松一蔭涼。各々欽奉二勅宣一、勠力同心、穿二鑿地一破二裂石一、分得レ林裁二培松一。無レ朝無レ暮、忙經二始之一、豁二開一路一。擲二下千金一、路無二凹凸一、無二狹小一坦平也。松鳴二涼風一鳴二玉琴一貞秀也。人々往還、嬉戲遊樂無レ極也。其文曰、邦畿千里、聖躬萬歲、甃石修レ路、記二太平世一。植

「賜」。乙・伊共ニ「賜」。甲「賜」。「賜」ハ「賜」ノ誤リ。
「勳」。甲・乙・伊共ニ「勛」。「勛」ハ「勳」ト同字。
「太」。甲・乙共ニ「太」。伊「大」。「大」ハ「太」ノ誤リ。
「如」。甲・乙共ニ「如」。伊「知」。「知」ハ「如」ノ誤リ。
「各」。乙・伊共ニ「各」。甲「冬」。「冬」ハ「各」ノ誤リ。
「々」。甲「之」。乙「々」。伊「〻」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「〻」ハ「々」

國王東秦公卿大夫大臣百官庶人等、登二公不一仰レ跡、林二秋林一蔭涼、各人銘志二東堂一
勠力同心、穿二鑿地一破二裂石一、分得レ林裁二培松一。無レ朝無レ暮、忙經二始之一、豁二開一
路一。擲二下千金一、路無二凹凸一、無二狹小一坦平也。松鳴二涼風一鳴二玉琴一貞秀也。人々往
還、嬉戲遊樂無レ極也。其文曰、邦畿千里、聖躬萬歲、甃レ石修レ路、記二太平世一。植レ
松蔭涼、仰二漢武帝一、遠天大願、比二海弘誓一、琢二詞斯石一、繼二慶末裔一。

大明嘉靖二十二年龍集癸卯八月仲浣、大吉日建立

日本南禪琉球圓覺精舍釋檀溪老衲全叢謹撰。

「各」。乙・伊共ニ「各」。甲「冬」。「冬」ハ「各」ノ誤リ。

「々」。甲「之」。乙「々」。伊「ゝ」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「ゝ」ハ「々」ノ筆寫体。

「檀」。伊「檀」。乙「檀」。甲檀。「檀」・「檀」・「檀」ハ「檀」ノ誤リ。

二一　添継御門之北之碑文（新築石墻記）（甲・乙・伊）　一五四六

大琉球國中山府首里邑、
今上國王尚清自レ從太祖　舜天一、降來二十一世之王孫也。洪惟聖朝大統、八紘撫レ育天下一、列祖繼レ志、丕承二鴻業一、祖レ述唐虞三代之道一、以致二雍熙至治之化一、威光同柔、風之偃二樹林一、恩渥如二時雨之潤一大地一。偉哉盛哉。
大明嘉靖二十三祀甲辰擇采林鐘二十日丁亥於二大吉辰一、國王綸旨、蒙二大臣官長一也。夫首里禁城之石墻、西北、自レ往古一二重築、如二銀山鐵壁一堅牢也。東南石墻一重築、以高聳遠曲淺薄也。石墻一重築、以レ新欲レ加レ添之一。思慮婁二之肺肝一、刻二之心脉一年久、于レ茲奈二之何一。然則自二天子之元子衆子一、至二公卿大夫之元子適子一、與二百姓凡民一、瑣々碌々、不レ勞二遠近一、不レ說二寒暑一、無レ晝無レ夜、于レ晨于レ夕、簪レ星戴レ月、梳レ風浴レ雨、異體同心、擧レ世倡レ之勉レ旃。寵從紆・欝之山、穿レ之、朦朧幽暗之洞、鑿レ之則盤石碌石、恣二點頭一涌出也。然則肩之有レ擔者、車之有レ曳者、攸二積集一珞々石、彷レ彿山岳一也。數員之石匠、雕レ斲之一、切レ磋之一、或規レ之、或矩レ之、無二寸陰之怠慢一、其鉞斧之音響、恰似二金舂玉應一也。築レ之甃レ之、其高五丈、其厚二丈、其長二百三十尋也。其石墻形勢、譬如二衆星之共二北辰一也。自二甲辰歲林鐘浣一、經レ之營レ

「辰」。乙「辰」。甲・伊共ニ「良」。「良」ハ「辰」ノ誤リ。
「鐵」。甲・乙「銕」。伊「鉄」。「銕」ハ「鐵」ト同字。「鉄」ハ「鐵」ノ略字。
「々」。乙「々」。伊「ゝ」。甲「之」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「ゝ」ハ「々」ノ筆寫体。
「梳」。乙「梳」。甲「揉」。伊「揉」。「揉」ハ「梳」ノ誤リ。
「浴」。乙・伊「浴」。甲「俗」。「俗」ハ「浴」ノ誤リ。
「紆」。乙・伊「紆」。甲「紆」。「紆」ハ「紆」ノ誤リ。
「々」。乙「々」。伊「ゝ」。甲「之」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「ゝ」ハ「々」ノ筆寫体。
「似」。甲・乙「似」。伊「佪」。「佪」ハ「似」ノ異体文字。

之則盤石礎石　恣二黠頭一涌出也　然則扉之有レ擔者　車之有レ曳者　攸二積集一珞々石、彷二彿山岳一也。數員之石匠、雕二斲之一、切二磋之一、或規レ之、或矩レ之、無二寸陰之怠慢一、其鉞斧之音響、恰似二金舂玉應一也。築レ之甃レ之、其高五丈、其厚二丈、其長二百三十尋也。其石墻形勢、譬如二衆星之共二北辰一也。自二甲辰歲林鐘涬一、經レ之營レ之、漸々積レ功、至二丙午歲盛夏上浣一、全備圓成矣。伏以聖主恩賜、金銀米穀、財帛衣食、茶果酒肴、不レ撰二尊貴長幼一、不レ捨二卑賤老弱一、平均施二與之一。各々衆等、不レ勝二戰慄之至一、頓首百拜仰祝二聖壽之無疆一、以祈二國家之有道一、克慕二仁政一、永娛二壯觀一。宜哉。

大明嘉靖二十五祀龍集丙午仲秋八月大吉日立レ之。

賀那巴大臣塩大良加禰奢那主司思五良
三司河內大臣何每太良奉行花城主司麻左介
國上大臣塩太郎加禰麻勃尼主司麻太郎
扶桑南禪球陽圓覺檀溪老衲全叢謹記レ之

甲「之」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「氵」ハ「々」ノ筆寫体

「似」。甲・乙「似」。伊「侶」。「侶」ハ「似」ノ異体文字。

「々」。乙「々」。伊「氵」。甲「之」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「氵」ハ「々」ノ筆寫体。

「備」。甲・乙「脩」。伊「脩」。「脩」ハ備ノ誤ジ。「脩」ハ備ノ誤リ。

「賜」。乙・伊「賜」。甲「賜」。「賜」ハ「賜」ノ誤リ。

「々」。乙「々」。伊「氵」。甲「之」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「氵」ハ「々」ノ筆寫体

「慄」。甲・乙共ニ「慄」。伊「慄」。「慄」ハ「慄」ノ誤リ。

「疆」。乙「疆」。伊「疆」。甲「彊」。「彊」ハ「疆」ノ誤リ。「疆」ハ「疆」ノ筆寫体。

「太」。甲・乙共ニ「太」。伊「三」。二本「太」ニ作ル、ヨツテ「太」ヲ採用ス。

二二　添継御門の南のひのもん（新築石墻記）（甲・乙・伊）一五四六

首里の王、天(1)つき王、(2)にせのあんし、おそいかなし、天の、ミ(3)御ミ事に、するつぎの、
御ちやう、御石かき、つみ申候時の、ひのもん、
首里天つきのあんし、おそいかなし、天の、ミ御ミ事、御(4)くすくの、御石かき、きよ
らさ、ちよさ(5)、あれとも、御くすくの、こしあて、はへおもての、ひとへにありた
るけに、首里の御世の、御(6)さうせ　めしよわちへ、御石かきつ(7)ませてて、ミ御ミ事
を(8)かミ候て、くに〳〵のあんしへ、ミ(9)はんの　大(10)やくもいた、里(11)ぬしへ、けら(12)へあ
くかへ、こくより上下、又おくとより上、ミやこ、やへ(13)まのおゑか人、大小の人々、
そろて、御石かきつみ申候、御石かきの、ね(14)たてのふかさハ、二ひろ、あつさハ、
五ひろ、たけハ十ひろ、なけハ二百三十ひろ、に、つみ見ちへて、御くうとものけ
らへ申候、嘉靖二十五年ひのへむまの年八月一日ミつのとの、とりのへに、
きこゑ大きみ、きミ〳〵の、を(15)れめしよわちへ、まう(16)はらへの時に、御せゝる、御た
ふひめ(17)しよわちへ、首里も(18)り、また(19)まもり、けらへて、く(20)もこたけ、世つきたけ、

(1)天つき王、天継王。
(2)にせのあんじ、仁世の按司。
(3)ミ御ミ事、詔命。
(4)御くすく、御城。
(5)ちよさ、強く。
(6)御さうせめしよわちへ、御思し召しになりたまいて。
(7)つませてて、積ませよと。
(8)をかミ、拝し。
(9)ミはん、三番の。
(10)大やくもいた、親雲上等。
(11)里ぬしへ、里主部。
(12)けらへあくかへ、家來赤頭。
(13)やへまのおゑか人、八重山の役人。
(14)ねたて、根立ての。
(15)をれめしよわちへ、臨場ありて。
(16)まうはらへの時に、落成式の時に。
(17)めしよわちへ、めし給ひて。
(18)首里もり、首里森。
(19)またまもり、眞玉森。
(20)くもこたけ、雲こ嶽（山の名）
(21)おりあけわちへ、築きあげ給いて。
(22)御ゆわい、世のこし、

(21)おりあけわちへ、つみあけわちへ、世のこしあて、あをりやたけ、おりあけわちへ、
つミあけわちへ、するつきのミ物、いちやちや、けらへわちへ、(22)御ゆわい、めしよ

きこゑ大きみ、きミ〳〵の、をれめしよわちへ、まうはらへの時に、御たふひめしよわちへ、[17]首里もり、[18]またまもり、[19]けらへて、[20]くもこたけ、世つきたけ、

(18)首里もり、首里森。
(19)またまもり、眞玉森。
(20)くもこたけ、雲こ嶽（山の名）

[21]おりあけわちへ、つみあけわちへ、世のこしあて、あをりやたけ、おりあけわちへ、つミあけわちへ、すゑつきのミ物、いちやちや、けらへわちへ、[22]御ゆわい、めしよわちへ、御おもろ、御たふいめしよわちや事、[23]おもひくわへ、くに〳〵の[24]あんじへ、大やくもいた、里主べ、けらへあくかへ、こくより上下、おくとより上、ミやこやへまの、[25]おゑか人、しまともに、ミはいをかみ申候、又九月三日、ひのとの、ミのへに、にるやの大ぬし、きみ〳〵の、御のふりめしよわちへ、首里天つきのあんしおそひかなし、ミ御ミつか井、めしよわちへ、御ゆわひめしよわちへ、御おもろ、御たふいめしよわちゃ事、そろて、ミはいおかみ申候、又[26]ちやうらら、[27]そうたち、そろて、御石かきの御くやうの、御ゆわひ申候、この御石かき、つみ申候あひたハ、日〳〵のミ御ふけハ、かすしらす、月〳〵におゑかをかみ申候、みはいハ、首里天つきのあんしおそひかなし天の、[28]ともゝと、[29]とひやくさと、ミはいをかみ申候。

嘉靖二十五年ひのへむま十二月三十日に、しるし申候。

世あすたへ三人

かなはの大やくもい、しふたるかね
[1]かうちの大やくもい、たるかね

(21)おりあけわちへ、築きあげ給いて。
(22)御ゆわい、世のこし、御代の基礎。
(23)おもひくわへ、王子達。
(24)あんじへ、按司部。
(25)おゑか人、役人達。
(26)ちやうらら、長老。
(27)そうたち、僧達。
(28)ともゝと、十百十。
(29)とひやくさと、十百歳。

(1)かうち、河内。

(2)くにかみ、國頭。

(3)しやな、謝名。

(4)花くすく、花城。

奉行三人

(2)くにかみの大やくもい、しふたるかね

(3)しやなの里主　ま五ら

(4)花くすくの里主　まさかひ

まふにの里主　まひち

二三　やらさもりくすくの碑おもての文（了攬注森城碑文）（甲・乙・伊）一五五四

二三　やらさもりくすくの碑おもての文（了攬注森城碑文）（甲・乙・伊）一五五四

琉球國、中山王
尙清、てに(1)つきわう、に(2)せのあんしおそひかなし、の、ミ(3)御ミ事。國のようし、とまり、の、かくこ、の、ために、やら(4)さもり、の、ほかに、く(5)すく、つませてて、おかて、くに〳〵、の、あ(6)んしへ、みはん、の、さ(7)とぬしへけ(8)らへ、あ(9)くかへ、かみしも、ち(10)はなれそろて、か(11)らめちへ、くすくつみつけて、みおやしちやれは
嘉靖三十二年、みつのとのうし、五月四日、つちのとのとりのへに、
きこゑ(12)大きみ、きみ〳〵、の、を(13)れめしよわちへ、まうはらひ、めしよわちやる、みせせるに、やらさもり、やへさもり、い(14)しらこは、ま(15)しらこはおりあけハちへ、つミあけハちへ、ミ(16)しまよねん、お(17)くのよねん、世そふもり、國(18)のまてや、けらへハちへ、このミよハちへ、た(19)しきやくき、ついさしよわちへ、あさかかね、とゝめわちへ、ま(20)うはらて、みよはらて、て(21)ゝ、いのりめしよわちやるけに、とも(22)ゝ、するゑ、せいくさ、よせらやい、てゝと、わうかなしむ、ミはい、おかミめしよはる、かミ

(1)てにつきわう、天繼王。
(2)にせのあんし、仁世の按司。
(3)ミ御ミ事、詔命。
(4)やらさもり、了攬注森。
(5)くすく、城。
(6)あんしへ、按司部。
(7)さとぬしへ、里主部
(8)けらへ、家來。
(9)あくかへ、赤頭。
(10)ちはなれそろて、地離れ揃つて。
(11)からめちへ、奉仕して（身を捧げ）
(12)きこゑ大きみ、聞大君。
(13)をれめしよわちへ、降り給ひて。
(14)いしらこは、石は。
(15)ましらこは、眞白石は。
(16)ミしまよねん、いつまでも。
(17)おくのよねん、いつまでも。
(18)國のまてや、國の基礎を。
(19)たしきやくき、だしぎや木の釘を。
(20)まうはらて、毛拭い（落成式のこと）
(21)てて、又は何々と。
(22)とも、するゑ、いつまでも（十百末）。

しもの、あんしけすそろて(23)、千萬のミはい、おかてあり、又ちやうらう(24)、はうすた(25)、そろて、ちかためのおよハひ、しめさしよはる、おきなはの、天きや下は、きこゑ大きみの、御せちのミまふり、めしよハるけに、むかしから、いくさかちよくの、きちやることハ、なきやもの、やれとむ、御世のおさうせ、國(26)のようしのために、いきやてゝ(27)、いよことの、あら時や、ミはんの御ま人、一はんのせいや、しより御城の御まふり、一はんのせいや、なはのはん、一はんのせい、又はゑはら(28)、しまおそい大さと(29)、ちへねん(30)、さしき(31)、しもしましり(32)、きやめのせいや、かきのはなち、やらさもりくすくに、よりそろて、ミおやたいり(33)、おかむやに、おさため、めしよはやる、み御ミ事は、しま世の、てやちきやら(34)、ねいし、まいしのやに、いつきやめむ、いきよくまし、くるくまし、

大明嘉靖三十三年六月大吉日

世あすたへ三人

(1)くすくまの大やくもい　まいくさ
(2)うちまの大やくもい　まとく
(3)こちひらの大やくもい　まうし

ふきやう(4)一人

かつれん(5)の大やくもい　まふとう

(23)あんしけすそろて、按司下司揃って。
(24)「ちやうらう」。甲「ちやうらう」。乙・伊共ニ「ちやうちう」。「ちやうらう」ガヨロシカラン。
(25)はうすた、僧侶達。
(26)國のようしのために、國の守護のために。
(27)いきやてゝ、どうして。
(28)はゑはら、南風原。
(29)しまおそい大さと、島添大里。
(30)ちへねん、知念。
(31)さしき、佐敷。
(32)しもしましり、下島尻。
(33)ミおやたいり、御奉公。
(34)てやちきやら、輝く。

(1)くすくまの大やくもい、城間親雲上。
(2)うちまの大やくもい、内間親雲上。
(3)こちひら、東風平。

(4)ふきやう、奉行
(5)かつれん、勝連。

(2)うちまの大やくもい、内間親雲上。
(3)こちひら、東風平。

(2)うちまの大やくもい　まとく
(3)こちひらの大やくもい　まうし

(4)ふきやう、奉行
(5)かつれん、勝連。

(4)ふきやう一人
(5)かつれんの大やくもい　まふとう

同碑うらの文

(6)おろく、小錄。
(7)かなぐすく、金城。

屋らさもりくすくの、かくこ、又ねたてひかわの、ミつのかくこハ、三人、(6)おろくの、大やくもい、きまの大やくもい、(7)かなくすくの大やくもい、いつきやめむ、ちよく、かたく、かくこするへし。

二四　君誇之欄干之記（甲・乙・伊）　一五六二

「誇」。甲・乙・伊共ニ「誇」。誇ハ誇ノ筆寫体。

大琉球國中山王尚元、從二舜天一降來二十二代之王孫。伏以聖朝大統開二萬世之洪基一、建二立佛神寺社一、堅二牢國家津梁一、萬邦全無二苛政一、四海悉喜二薄斂一、君臣仰二太平象一。黎民舒二歡喜眉一、萓莢生如二堯階一、指佞秀似二舜庭一。故奉二神門之外一、新二造立玉欄干一、城郭莊嚴日增、宮墻結構、年添二神光一、彌輝二古今一、聖德普陰二遠近一。嗚呼偉哉盛哉。至祝至禱、

「陰」。甲・乙共ニ「陰」。伊「蔭」。「陰」ハ「陰」ノ俗字。「蔭」ハ陰ト意同ジ。

大歲壬戌季春之初、欽奉二

宣言一、大臣官長鏤二之肺肝一、刻二之心意一。無レ晝無レ夜、朝忙暮鬧、經レ之營レ之、季秋中旬圓成矣。公卿大夫大臣官長、老弱男女、貴賤尊卑、瞻レ之仰レ之、盡レ善矣、盡レ美矣。見者其富レ目。嗚呼榮哉。仰願二億斯勤志一。

「時」。甲・乙・伊共ニ「岩」。「岩」ハ「時」ノ古文。

今上皇帝聖壽萬安、嵩呼二萬歲天長地久一、予孫繁昌一。

時嘉靖四十一曆壬戌季秋大吉日。

三司官浦襲大臣　池城大臣　澤子大臣

奉行　那古領　金之領　玉那覇領

圓覺洞觀鑑叟承勅謹記

「時」。甲・乙・伊共ニ「皆」。「皆」ハ「時」ノ古文。

時・嘉靖四十一曆壬戌季秋大吉日。

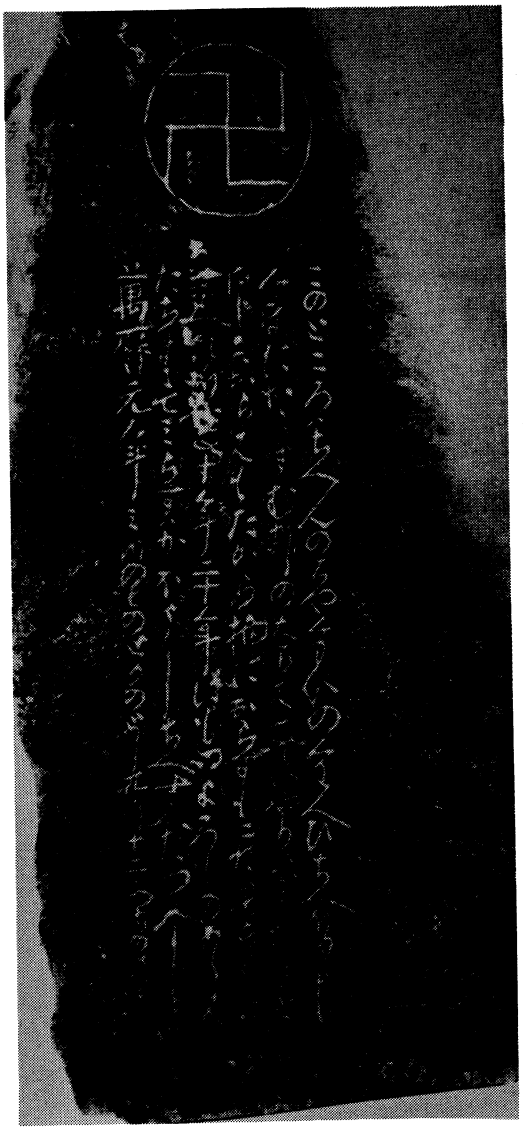
三司官浦襲大臣　池城大臣　澤子大臣

奉行　那古領　金之領　玉那覇領

圓覺洞觀鑑叟承勅謹記

二五　毛氏墓碑

一五七三



このところハちへんの大やくもいのくわへひちへほり申候
人こゝにおらすむかしの大□□□□いや□白屋　かすと
□しておらはもたから物におらすもこれよてらすとハ
すへ□□□□十年二十年にも心よろしのあらば
たちへまわてミらすハかほうしちへすへたつへし

(1)このところハ、此所は。
(2)大やくもい、親雲上。
(3)ほり申候、彫り申候。
(4)たから物、寶物。
(5)たちへまわて、立廻て。
(6)ミらすハ、見らすハ。
(7)かほう、果報。

(2)大やくもい　新雲」
(3)ほり申候、彫り申候。
(4)たから物、寶物。

人こゝにおらすむかしの大□□□□いや□白屋　かすと
□しておらはもた(4)から物におらすもこれよてらすとハ

(5)たちへまわて、立廻て。
(6)ミらすハ、見らすハ。
(7)かほう、果報。

すへ□□□□十年二十年にも心よろしのあらば
たち(5)へまわてミら(6)すハかほう(7)しちへすへたつへし
萬暦元年ミつのとのとりのとし九月十二日つちのとの
うしのへに

此碑文康熙五十三年隱爲建置
年來久敷文字不詳依之此節
建替仕也

書調人　毛氏山内親方盛方
彫調人　毛氏又吉里之子盛庸

右拓本は碑の裏面である。

二六　守禮門之額

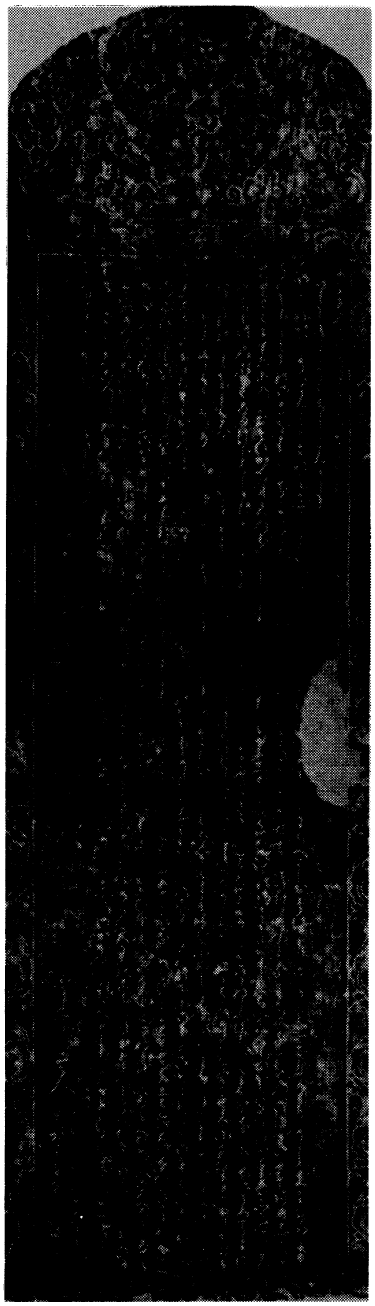


邦之禮守

二七　浦添城の前の碑（おもての文）（甲・乙・伊）

二七　浦添城の前の碑おもての文（甲・乙・伊）

一五九七



首里天の、ミ御ミ事に、たいへいけう、たいらはし、つミ申時のひのもん。りうきう
こく、ちうさんわう、
しやうねいハ、そんとんより、このかた、二十四代の、わうの御くらゐ、を、つきめ
しよわちへ、うらおそひ、より、しより、に、てりあかり、めしよわちや事、
てん、より、わう、の、御なをは、てたかするゑあんしおそひすゑまさるわうにせ、て
てて、又は何々と。

(1)首里天、天はテン又はテダ、王に對する最上の敬語。
(2)そんとん、尊敦、舜天王。
(3)てりあかり、光臨。
(4)てたかすゑあんしおそひ、すゑまさるわうにせ、日末按司添末勝王仁世に作る。尚寧の神號。
(5)てて、又は何々と。

て、つけ(6)、めしよわちへ、千萬の御ゆわい事、あり。しかれは、
首里てたかするゑあんしおそひかなし天、の、ミ御ミ事、くにの、あち、けす、たミ、
ひやくしやうの、ため御世の、御さうせ(7)、めしよハちへ、たひらおほなは(8)、たひら
のかはら、雨ふる時ハとろつち、ミつの、ふかさあるけに、はしかけさせ、きほく
ひり、まて、みちに、いしはめさせ、てて、をかて(9)、ミはんの(10)、大やくもいた、さ
とぬしへ、けらへあくかへ、かみしも、ちはなれ、そろて、ミち、はし、つミつけ
て、ミおやしたれハ(11)。萬暦二十五年ひのとのとり八月十二日、つちのとのミのへに、
かミほとけの、をれめしよハちゑ(12)、まうはらひ(13)、めしよはちやる、ミせゝるに、た(14)
ひらもり、おしあけもり、いしらこは、ましらこは、おりあけわちへ、つミあけわ
ちへ、くもこはし、ミ物はし、かけよわちへ(15)、わたしよわちへ(16)、ミしまよねん(17)、く
にのまてや、このミよわちへ、けらへわちへ、てて、いのりめしよわちやるけに、
きこゑ大きみかなし玉うらおそひに、御ちよわひめしよハちや事。
わうかなし、の、おほこりめしよハちゑ(18)。うらおそひの(19)、御くすく、世のつちに、御
ちよわい、めしよハちゑ、御くすく、の、うちほかの、御いへ、ひのかみ、御(20)たか
へ、めしよわちや事、あち、けす、そろて、ミはい、おかみ申候、又くに〳〵のあ
ちへ、ちやうらうた、あすたへ、かなそめはつまき、はうすた(21)、ミはんの大やくも

(6)つけ、めしよわちへ、附け召されて。
(7)御さうせ、めしよハちへ、叡慮召されて。
(8)たひらおほなは、平良廣場。
(9)をかて、拝承して。
(10)ミはんの、大やくもいた、三番の親雲上等。
(11)ミおやしたれハ、さしあげたれば。
(12)をれめしよハちゑ、降臨ありて。
(13)まうはらひ、毛拂い、地鎮祭。
(14)たひらもり、おしあけもり、平良森、押揚森。
(15)かけよわちへ、架け給ひて。
(16)わたしよわちへ、渡し給ひて。
(17)ミしまよねん、いつの世までも。
(18)おほこりめしよハちゑ、お悦び召されて。
(19)うらおそひの、御くすく、浦添城。
(20)御たかへ、御祈念。
(21)はうすた、僧侶等。

(19)うらおそひの、御くすく、浦添城。
(20)御たかべ、御祈念。

ちよわい、めしよハちゑ、御くすく、の、うちほかの、御いへ、ひのかみ、御たか(20)へ、めしよわちや事、あち、けす、そろて、ミはい、おかみ申候、又くに〳〵のあ

(21)はうすた、僧侶等。
(22)ミおふけ、御褒美。
(23)のろへ、祝女等。
(24)おゑか、お役。
(25)ねいしまいし、の、やに、根石眞石のやうに。
(26)御ちよわい、在らせられる。
(27)おかふう、御果報。
(28)ミはい、御拝。

ちへ、ちやうらうた、あすたへ、かなそめはつまき、はうすた(21)、ミはんの大やくもいた、さとぬしへ、けらへ、あくかへ、御よひ、めしよわちへ、御いちやわりハ、千りやう、の、金よりも、なをまさり、の、ミおふけ(22)、に、あひ申候、又、うらおそひまきり、の、大やくもいた、さとぬしへ、けらへあくかへ、おゑか人、のろ(23)へ、しまのあすた、くにのあむた、大小の、ゑくが、おなこ、ともに、御よひ、めしよわちへ、ミおふけハ、かずしらす、お(24)ゑか、たまわり申。ミはい、おきなハの、天か下の、あちけす、おゑ人、わか人、おなこわらへ、までも、おもひ事ハ。

首里てたかすゑあんしおそひかなし天の、ねい(25)しまいし、の、やに、いつまても、御(26)ちよわい、めしよわる、御かふ(27)う、ねかひ申し候て、よるも、ひるも、ミはい(28)、をかミ申候。

萬暦二十五年、ひのとの、とり、九月大吉日。

世あすたへ三人。

(29)くにかミの、大やくもい・ま五ら
(30)とよミ城の、大やくもい・まうし
なこの、大やくもい・またる

(29)くにかみの、大やくもい、ま五ら、國頭、親雲上、眞五良。
(30)とよみ城の、大やくもい、豐見城、親雲上。

ふきやう二人

くすくまの、大やくもい・またる

かハかミの、大やくもい・またる

同碑裏文

陛下恭惟

今上帝王　尚寧、天子者宮生甲子一。舜天以來二十四代之王孫也。十九之御年、壬午浦添御知行、二十五戊子之年、從浦添一御卽位、因レ茲拜二彼地之佛塔一、爲仰二神社一。三歲一度、五年再度、被レ回二龍御一。故以二野渡之險一、奉二勅命一、於二三官一、疊レ石建レ橋、刻レ岩成レ路、實不レ屑、周道如レ砥、謂二何及一。晉橋似レ虹、無レ貴無レ賤、不レ竭レ力、不レ日成就矣。夫竊以非二人力所一レ致、是卽神威之擁衛也。帝道縱雖二唐堯虞舜之德一、秦皇漢王之威一、豈過レ之乎。甚奇甚妙、不レ可二勝計一。橋路新成之後、近島遠嶼之人民、仰レ之如二泰山北斗一。憑二勝善勳力一、國家太平洪基、到二萬々世一矣。恰相下似

神禹登二峋嶁峯頭一如レ建レ碑。

天長地久、國泰民安。至祝至禱、久立二珍重一。

「三」。甲・乙共ニ「三」。伊「一」。二本「三」ニ作ル、ヨツテ「三」ガヨロシカラン。

「泰」。乙・伊共ニ「泰」。甲「秦」。

「秦」ハ「泰」ノ誤リ。

寺・大明萬曆二十二年五歲次丁酉季秋和意珠日

々世一矣。恰相下似
神禹登ニ岣嶁ノ峯頭一如キニ建レ碑ヲ。

「泰」。乙・伊共ニ「泰」。甲「秦」。「秦」ハ「泰」ノ誤リ。

「時」。甲・乙・伊共ニ「晉」。「晉」ハ「時」ノ古文。

「太郎金」。伊「太郎金」。甲「太」。乙「太五郎金」。

「太」・「太五郎金」共ニ「太郎金」ノ誤リナラン。

「大」奉行。甲・乙共ニ「大」。伊「ナシ」。二本「大」ニ作ル、ヨツテ「大」ガヨロシカラン。

「本」奉行。乙「本」。甲「大」。伊「木」。「大」・「木」ハ「本」ノ誤リナラン。

「河上太郎金」。乙・伊共ニ「河上太郎金」。甲「ナシ」。二本「河上太郎金」ニ作ル、ヨツテ、「河上太郎金」が可。

天長地久、國泰民安。至祝至禱、久立ニ珍重ヲ一。

時大明萬暦二十有五歳次丁酉季秋知意珠日

三司官　國上思五郎　豐御城眞牛金　名護太郎金

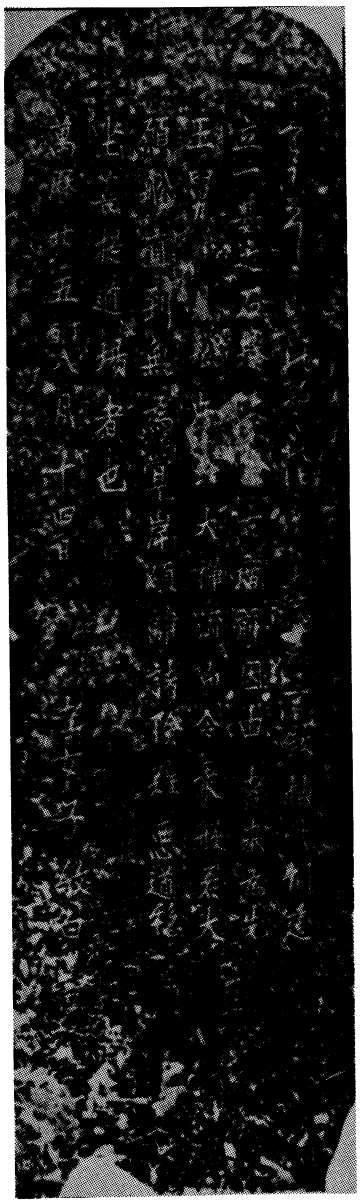
大奉行　城間太郎金

本奉行　河上太郎金

奉詔　幻往圓覚　菊隱閑道人謹誌焉。

二八　廣德寺浦添の親方の塚碑

一五九七

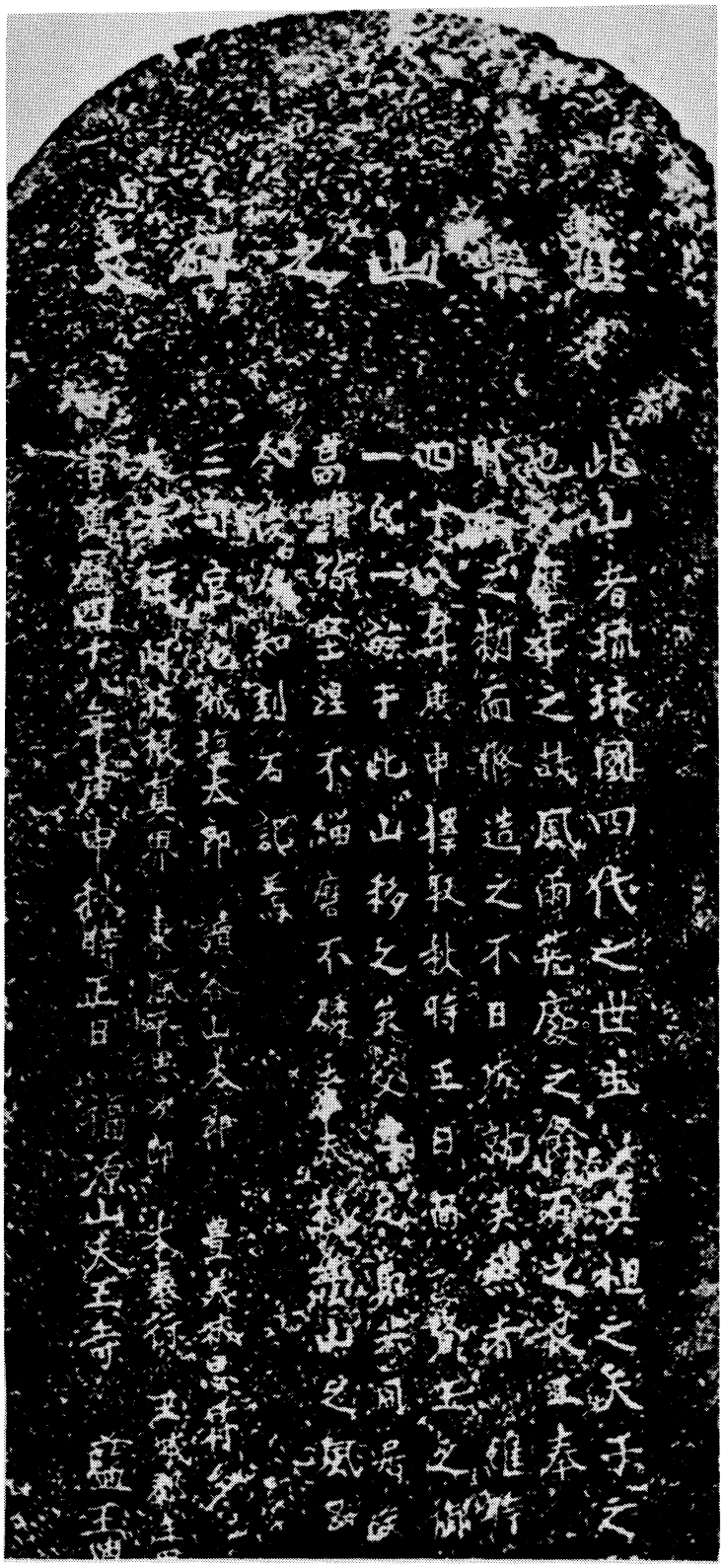


くわうとくし(1)うらおそい(2)のおやかた(3)のつか(4)なり、孝女子欽謹(テンデ)ニ丹悃(フ)一、建(テ)二立(スル)一基之石塔婆(フ)於(テ)二古廟前(ニ)一、因由者、奉(ジ)下爲(メニ)二先王舅(ノ)一月船忠公大禪流(フ)上、卽令(チメ)下乘(リ)二般若大願船(ノ)一、直到(ニ)(フ)中無爲覺岸(ノ)(ニ)上、頓離(テレ)二諸險難惡道(フ)一、穩坐(ニスル)二菩提道場(ニ)一者也。

萬曆廿五年丁酉八月十四日

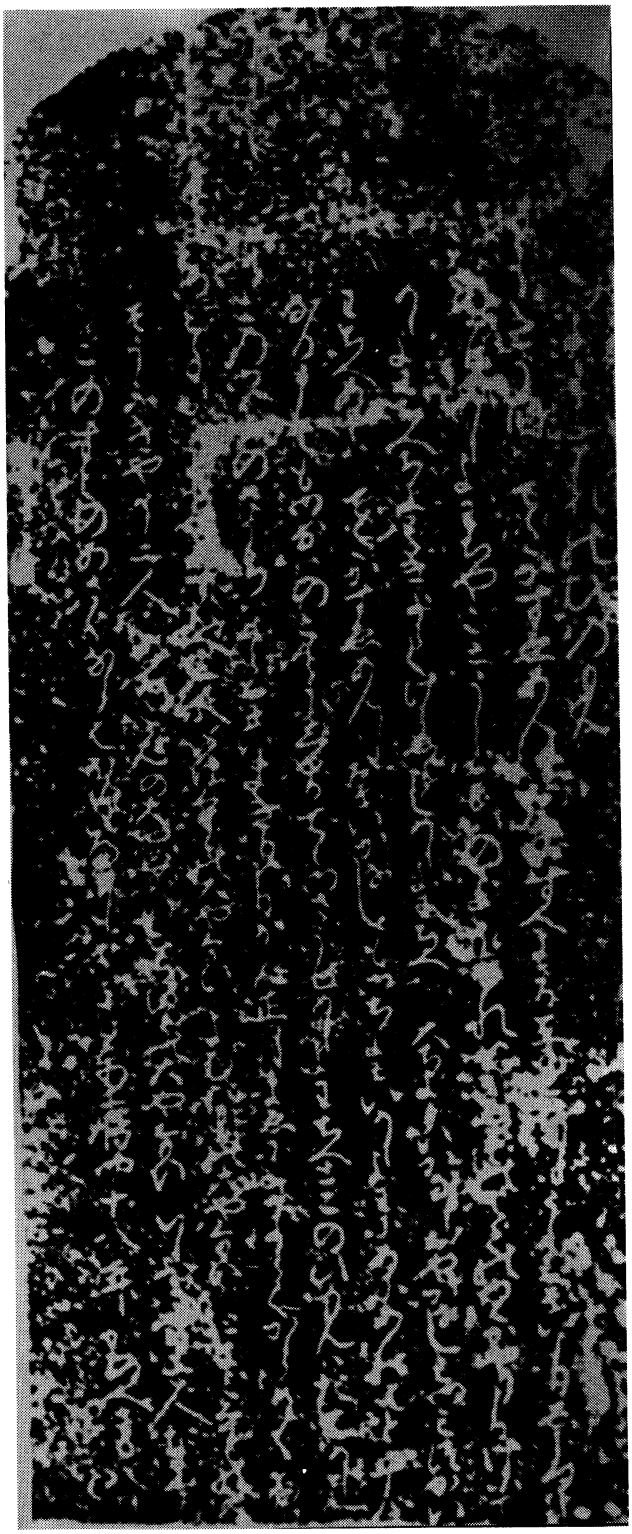
孝女子　敬白

(1) くわうとくし、廣德寺。
(2) うらおそい、浦添。
(3) おやかた、親方。
(4) つか、塚。



二九　極樂山之碑文（甲・乙・伊）

一六二〇



此山者、琉球國四代之世主、英祖之天子之開基也。久歴レ年之故、風雨荒廢之餘、石之良工奉ニ尚寧賢王之勅一而修ニ造之一、不レ日成就矣。然者　維時萬暦四十八年庚申擇ニ取秋時正日一而、賢王之御先祖、一氏一族、于ニ北山一移レ之矣。父子兄弟共同居矣。仰彌々高　鑽彌々堅。涅不ニ緇磨一、不レ磷者、夫極樂山之風景也。爲ニ令後人知一、刻レ石記焉。

「涅」。乙・伊共ニ「涅」。甲「湼」。「湼」ハ「涅」ノ誤リ。

三司官　地城盛太郎　讀谷山太郎　豐美城思符多

申擇ニ取秋時正日一而、
賢王之御先祖、一氏一族、于ニ北山一移レ之矣。父子兄弟共同居矣。仰彌々高鑽彌々堅。
涅不ニ緇磨一、不レ磷者、夫極樂山之風景也。爲ニ令後人一知、刻レ石記焉。

三司官　池城塩太郎　讀谷山太郎　豐美城思符多
大奉行　阿波根眞界　東風平思次郎
本奉行　玉城郡主思龜
時萬曆四十八年庚申秋時正日

福源山天王寺　藍玉叟記焉

「涅」。乙・伊共ニ「涅」。甲「湟」。「湟」ハ「涅」ノ誤リ。「涅」ハ「涅」ノ俗字。
「太」。乙・伊「太」。甲「大」。「大」は「太」ノ誤リ。
「豐美城」。乙・伊共ニ「豐美城」。甲「城」。「城」ハ「豐美城」ノ誤リ。
「時」。甲・乙・伊共ニ「旹」。「旹」ハ時ノ古体。

ようとれのひのもん

りうきう國、(1)てたかするゑ、あんしおそい、すへまさる王、にせかなしは、うらおそいより、しよりに、(2)てりあがり、(3)めしよわちやこと、うらおそいの、ようとれは、ゑ(4)そのてたの、御はか、(5)やりよるけに、(6)てて、御(7)さうせ、めしよわちへ、ち(8)よく、きよらく、け(9)らゑらし、めしよわちへ、大(10)ちよもいかなし、おや(11)かなし、ミ(12)御ミつかい、めしよわちへ、あ(13)とい、てたかすへあんしおそいかなしも、御(14)ちよわひ、めしよわに、あにあれはと、千代萬代なるまても、御なハ、の(15)こらにしゆる、てて、御さうせ、めしよわちへ、と、このひのもんハ、(16)たてめしよわちやる、この御はかの、

(1)てたかするゑ、あんしおそい、すへまさる王、にせかなし、尚寧の神號。日之末按司添、末勝王仁世に作る。
(2)てりあかり、降臨。
(3)めしよわちやこと、召されし故に。
(4)ゑそのてたの、英祖王。
(5)やりよるけに、であるからに。
(6)てて、又はといつて。
(7)御さうせ、御考へ。
(8)ちよく、強く。
(9)げらゑらし、めしよわちへ、營ましめ給ひて。
(10)大ちよもいかなし、祖父尚弘業の事。

(11)おやかなし、親君尚懿の事。
(12)ミ御ミつかい、お迎へ申して。
(13)あとい、後々。
(14)御ちよわひ、めしよわに、將來の決意を示す助語。
(15)のこらにしゆる、殘らんずれと。
(16)たてめしよわちやる、建て給ひたる。
(17)さうちは、掃除は。
(18)うらおそいまきり、浦添間切。
(19)からめくへし、營み奉るへし。
(20)ミ御ミ事、詔命。
(21)あすたへ、司官。
(22)いけくすくの大やくもい、池城の親雲上。
(23)よむたもさの大やくもい、讀谷山の親雲上。
(24)とよみくすくの大やくもい、豐美城の親雲上。
(25)あはこんの大やくもい、阿波根の親雲上。
(26)こちひらの大やくもい、東風平の親雲上。
(27)たまくすくの大やくもい、玉城の親雲上。

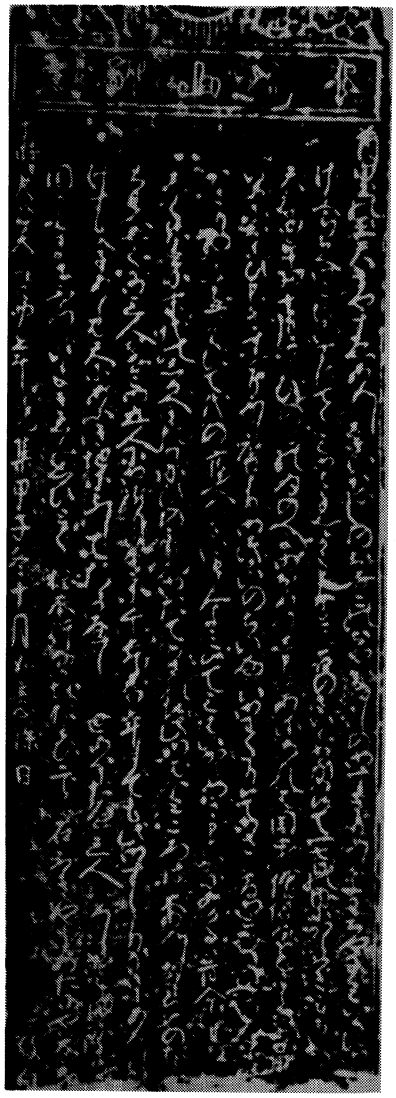
(17)さうちは、(18)うらおそいまきりより、ほん正月まゑに、きよらく、(19)からめくへし、と、
(20)ミ御ミ事おかみ申候、世(21)あすたへ、三人、(22)いけくすくの大やくもい、(23)よむたもさの大やくもい、(24)とよみくすくの大やくもい、そうふきやう二人、(25)あはこんの大やくもい、(26)こちひらの大やくもい、いしふきやう一人、(27)たまくすくの大やくもい、このすみのあさくならはほるへし。

萬曆四十八年かのへさる八月吉日

い、玉城の親雲上。

三〇　本覺山碑文

一六二四



首里の王　天きやするゑあんしおそいかなしの　おなこの　おやかなしの　御すぎり
めし(1)よわちや事　ミいく(2)に　の墓　けらへらちへ　御ミつかい　すれてて　ミ御ミ事
をかミ申候ほとに　石のさいく　あつめ候て　一七日の内に　から(3)めき　ミちへ
天啓四年甲子十月六日　ひのとのゐのへに　御おくりし申候　あ(4)にあれは　國中の僧
侶　めと(5)も、わらべの　いふにおよび申さす　をりふし　唐より御つかいの　ち(6)いへい

(1)めしよわちや事、めされし故に。
(2)ミいくに、新規に。
(3)からめき、營繕。
(4)あにあれは、かくてあれは。
(5)めとも、女共。童。
(6)ちいへい、Ch'i-hui（指揮）の訛音、是年指揮蕭崇基渡來。

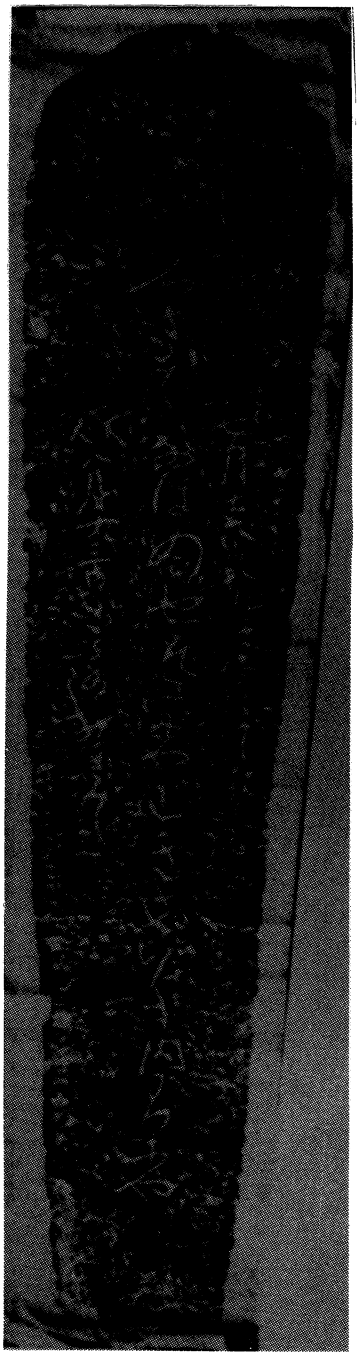
御わたり候て　御さ候間　御とむらひに　いろいろの　かさり物をするゑ、かくにて
代の官人の　さいもんよミ候て　ミはいからめき申候　かにある事は　昔今にも　あ
るましく候ほとに　末代の　しる人のために　ひのもん　御たてめされ候　此御はか
ところは　大あんし　おしられの　おもひくわへ　ゑくか御三人　おなこ御五人に
御給り候ほとに　千年萬年までも　此御すじよりほかに　あんしも　けすも　入事あ
らは　天にあふき　地にふして　たたるへし　世(7)あすたへ三人　(8)くしかミまによ(こ)
國(9)かミまさふろ　(10)いまきしん思ひとく　總奉行　(11)なか城おもひ二ら　石ふきやう　あ(12)
たにや太郎敬白
于時大明天啓四年龍集甲子冬十月如意珠日

(7)あすたへ、三司官
(8)くしがミまによこ、具志頭眞如古。
(9)國かミまさふろ、國頭眞三良。
(10)いまきしん思ひとく、今歸仁思德。
(11)なか城おもひ二ら、中城思二良。
(12)あたにや、安谷屋。

三一　池城墓碑

一六七〇





大清康熙九年庚戌八月廿三日

十一月一日かけ(1)　　未十二月十九日かけ

さき(2)山大(3)やくもい同人女房大あむしたれ同人子たま(4)くすくのろくもい

右三人入申ために石さいく(5)たのミ仕たて申

七月十六日　八月廿三日まで仕候

石さいくな(6)はのせそこにやわきさいく内間にや

戌八月二三日　こらのおきて

表

(1)かけ、欠（死）。
(2)さき山、崎山。
(3)大やくもい、大やく思い。
(4)たまくすく、玉城。
(5)石さいく、石工。

裏

(6)なは、那覇。

三二　安里橋之碑文（甲・乙・伊）

夫安里橋者、南北有茂林松樹、東西有清流曲江、或林鳥囀于灌木、或江魚遊于水表焉。更在守禮西那覇東之間、

國王幸行于那覇、天使追退于王殿之時、莫不過斯橋者也。則球國之大觀也。雖然肇立之世、不可得而考者、文獻不足故也。蓋自迄古石梁而架欄干也。至康熙庚戌蘭月旬有七日、秋風動菊蕊時、雨滴蘆花、卒然洪水横流而橋梁敗壞、人民無通。因此加修葺、設木板、以造杠、有人得濟耳。然風雨之時、不勝滑亂、而臨淵之意也。旦丁巳夾鐘二十七日、再氾濫瀰漫陵夷且極。曷有異禹三過其門而不入之世乎。恭遇

尚貞堯勳舜哲文謀武烈。應四方見利之忱、立萬世常行之道、則國相及法司、德協天人、功參造化、將有持危扶顛。而奉

令旨、制作斯橋也。爰命幹官諏良辰使下石匠民庶、仍舊貫而攻之。庶民來、指日成之。石梁高聳巖々焉。欄干踈立殖々焉。是以國土咸寧、生民胥慶、而華封三

「于」。乙・伊共ニ「于」。甲「干」。「干」ハ「于」ノ誤リ。
「在」。甲・乙「在」。伊「ナシ」。
「于」。乙・伊共ニ「于」。甲「干」。「干」ハ「于」ノ誤リ。
「觀」。伊「观」。甲「覌」。乙「觀」。「覌」・「觀」ハ「觀」ノ誤リ。「观」ハ「觀」ノ略字。
「壞」。甲「壤」。乙「壊」。伊「壊」。「壤」・「壊」「壊」ハ共ニ「壞」ノ誤リ。
「過」。甲「過」。乙「過」。伊「過」。「過」・「過」ハ「過」ノ誤リ。
「巖」。甲・乙・伊共ニ「巖」。「巖」ハ巖ノ誤リ。
「胥」。伊「胥」。甲・乙共ニ「胥」。「胥」ハ「胥」ノ誤リ。

祝、無レ不レ效也。巍々乎其有二成功一也。伏願華敷施二德澤一、與二民物一以偕レ春。敦篤仁慈、同二天地一而久悠、風和日麗、四時之玉燭、常調二海晏河清一、萬禩之金甌永固矣。茲俾二小臣一記二此碑文一、以二穢線才一述レ之。其記曰、石梁輪焉。孔脩且張。欄干奐焉。孔正且直。松樹清江。青々潺々。羽者鱗者。翱翔泳游。功績山高、名存日昇。盛德鴻業。垂レ後萬年。

時・

大清康熙十六年丁巳八月二十七日小臣都通事　鄭弘良謹記之。

元　相　大野王子朝亮
三司臺　伊野波親方盛紀
越來親方道・定・
池城親方安憲
奉　行　恩納親方安治
石奉行　親里親雲上良赴
地頭職　安里親雲上清本
石大工　鉢峯親雲上喜知

「々」。乙「々」。伊「〻」。甲「之」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「〻」ハ「々」ノ筆寫体。

願「華」敷。甲「頤華敷」。乙・伊「願敷」。「願敷」ハ「願華敷」ノ誤リ。

「禩」。伊「禩」。乙「禩」。甲「禩」。「禩」・「禩」ハ「禩」ノ誤リ。

「甌」。乙・伊共ニ「甌」。甲「既」。「既」ハ「甌」ノ誤リ。

「俾」。乙・伊共ニ「俾」。甲「俾」。「俾」ハ「俾」ノ誤リ。「俾」ハ「俾」ノ俗字。

「々」。乙「々」。伊「〻」。甲「之」。「之」ハ「々」ノ誤リ。「〻」ハ「々」ノ筆寫体。

「時」。甲・乙・伊共ニ「皆」。「皆」ハ「時」ノ古体。

「道定」。乙・伊共ニ「道定」。甲「定道」。「定道」ハ「道定」ノ誤リ。

「績」。乙・伊共ニ「績」。甲「績」。「績」ハ「績」ト通ズ。

一自二本年三月朔七日一起レ工、至二八月朔十日一全成績、共計日數一百三十日。

一石匠三千四百九人

定」。甲「定道」。「定道」ハ「道定」ノ誤リ。

地頭職　安里親雲上清本
石大工　鉢峯親雲上喜知

「績」。乙・伊共ニ「績」。甲「續」。「續」ハ「績」ト通ズ。

「過」。甲「過」。乙「過」。伊「過」。「過」・「過」ハ共ニ誤リ。

「洲」。甲・乙共ニ「洲」。伊「冽」。「冽」ハ「洲」ノ誤リ。

一自リ本年三月朔七日一起シレ工ヲ、至リ八月朔十日ニ一全成績、共計日數一百三十日。
一石匠三千四百九人
一役夫二萬一千二百九十四人
一先過ニ・ギ去ルノヲ此橋一者、嵩原親方孝治、其子同従フレ之ニ也。
一筆者、眞壁筑登之親雲上守信、宮里筑登之親雲上兼當、友寄筑登之英宪、長嶺筑登之宗勝、上江洲子由次。
刻工、金城筑登之
書字官通事、梁邦基

「虫」。甲・乙・伊共ニ「虫」。「虫」ハ「虫」ノ古体。
「蛀」。甲・乙・伊共ニ「蛀」。「蛀」ハ「蛀」ノ古体。
「賊」。乙「賊」。甲・伊共ニ「賊」。「賊」ハ「賊」ノ誤リ。
「纔」。甲・乙・伊共ニ「纔」。「纔」ハ「纔」ノ誤リ。
「壞」。甲「壞」。乙・伊共ニ「壞」。「壞」・「壞」ハ「壞」ノ誤リ。
「苦」。乙「苦」。甲「若」。伊「欠字」。「若」ハ「苦」ノ誤リ。
「扶」。乙・伊共ニ「扶」。甲「挾」。「挾」ハ「扶」ノ誤リ。
「俾」。乙・伊共ニ「俾」。甲「俾」。「俾」ハ「俾」ノ誤リ。
「禽」。乙「禽」。甲「离」。伊「禽」。「禽」ハ「禽」ノ誤リ。
「橋」。甲「稿」。伊「橋」。乙「槁」。
「槁」ハ「橋」ノ略字。「稿」ハ「橋」ノ誤リ。
「眷」。甲・乙共ニ「眷」。伊「券」。「券」ハ「眷」ノ誤リ。

三三　金城橋碑文（甲・乙・伊）　一六七七

窮惟、夫橋者、自レ古有レ之、創造之始、不レ知二何年何世一也。只因二松木一作レ之。或爲二虫・蛀一所レ害、或爲二風雨一所レ傷、游至二頽敗一。茲于二康熙庚戌菊月初旬越有七日一、俄然金風颯々、秋雨紛々、不レ時洪水横流氾濫、村郭來往難レ通、賊害田圃一、庶民不レ堪二其憂一、未レ有下如二彼時一者上也。因而纔加二補葺一、往來有レ助。雖レ然未レ經二數秋一、敗壞已極。風雨之時、橋路滑亂、民人擧歩難、前不レ能二進入一城都一。何苦似レ之、何憂如レ之。幸哉。當國大臣、爲レ民動レ心、與二三司臺一、立言上告。欣逢二我王尚貞尊君一。發レ政施レ仁、視二國中一如二一家一、好レ生扶レ危、視二臣民一如二手足一。迅設二渡蟻之法一、而選二遴幹官一、督二責石匠夫役一、新造二石橋一。時維康熙丁巳、夷則初旬越有八日也。從レ此而後、俾二人往來一自如。且馬牛易レ馳。仁施二臣民一。愛及二禽・獸一。朝野咸稱二帝堯之德一、臣民悉頌二大禹之功一。所レ謂王者之民、皞皞如也、眞謂二今日一者也。臣等雖レ曰二心聾一、假儒惟切、丹悃忠藎、上祝二聖君萬壽一、下願二賢相千祉一耳。是以忘二其固陋一、謹錄二橋・碑一。冀爲二異日眷一云レ爾。

「具」。乙・伊共ニ「具」。甲「其」。

時

康熙十六年十月二十四日　臣正議大夫周國俊謹、具・

「眷」。甲・乙共ニ「眷」。伊「券」。「券」ハ「眷」ノ誤リ。

也。臣等雖レ曰ニ心龔一、假儒惟レ切、丹悃忠藎、上祝ニ聖君萬壽一、下願ニ賢相千祉一耳。是以忘ニ其固陋一、謹錄ニ橋碑一。冀爲ニ異日眷一云レ爾。

時

康熙十六年十月二十四日臣正議大夫周國俊謹、具

攝政元宰　大里王子朝亮

三法司官　伊野波親方盛紀

越來親方道定

池城親方安憲

奉行　山內親方昌方

識名親雲上安親

假石奉行　山川親雲上重景

石大工　多田良親雲上宣親

「具」。乙・伊共ニ「具」。甲「其」。「其」ハ「具」ノ誤リ。「具」ハ「具」ノ誤リ。

「烈」。乙・伊共ニ「烈」。甲「列」。「列」ト「烈」相通ズ。一本「烈」。ヨツテ「烈」ガヨロシカラン。

「凡」。伊「凡」。甲・乙「丸」。「丸」ハ「凡」ノ誤リ。

「六拾一」。甲・乙共ニ「六拾一」。伊「六十」。「六十」ハ「六拾一」ノ誤リ。

「萩」。甲・乙・伊共ニ「萩」。「萩」ハ「萩」ノ略字。

同碑裏文

此橋成就之時、御物奉行役伊舍堂親雲上。守淨子共召烈。初而被通候事。

此橋之普請仕申石細工、千二百十八人之事。附夫凡一萬八千六百六拾一人之事。識名ひらの左右、並前のひらに金城村內金城村萩原村寒水川村立岸村より、小松植申事。

橋奉行筆者　志茂渡親雲上眞淨。竹田筑登之親雲上長宣。新里筑登之親雲上知通。
碑文彫申石細工　立岸金城にや。
應鐘吉祥日。

三四　首里魚池碑文（甲・乙・伊）

窮按、此沼池歴年久、鑿開之肇、治今無有其記、何以可知其詳乎。自推之較之、往哲往賢、將以城郭爲擬中華之制度。既有鑿開此池矣。乃東南表王城西南依崇嶽、東北帶街路。山色蒼翁、池水澹泞、鱗族時躍、羽類時舞。仰望紫宸殿閣高聳雲端。美哉輪焉。美哉奐焉。指視千金官屋、縦横相羅、都邑之潤。寔以足奪目乎。景致萬端、不可勝言。而經年久已及淺水。因此有先王尚寧世代請封。先年萬暦三十二年命臣僚、使鑿之浚之。雖然暨今七十餘年、且方風雨滂沱時、泥水滌入池裏、池垠之疊石、頗有崩破矣。是康熙戊午、乃有聖旨、以示國相及法司。故轉令督理官等、卜吉起功。石工幷庶民攻之、如不日功已全完。民力以半於古、爲功而倍於古乎。伏惟

尚貞立、君徳侔覆載、功冠百王。垂念民功、經營之間、再三有褒賞之恵賚。勞之慰之。而以勿亟。古之所謂與民同樂者也。幸哉。快遇明良之會期、國相及法司臺下、由仁行義、見才授任、朝無謬擧、臣無素餐。誠哉。上有聖君、下

「年」。甲・乙・伊「來」。「來」ハ「年」が可。

「泞」。乙・伊共ニ「泞」。甲「泞」。「泞」ハ「泞」ノ誤り。

「奪」。甲・乙共ニ「奪」。伊「棄」。「棄」ハ「奪」ノ誤り。

「疊」。三本「叠」。「叠」ハ「疊」ノ誤り。

「賚」。乙「賚」。甲「賫」。伊「賚」。「賚」・「賫」ハ共ニ「賚」ノ誤り。

「餐」。乙「餐」。甲「餐」。伊「餐」。「餐」・「餐」ハ共ニ「餐」ノ誤り。

有二賢臣一、殷周之盛覩二于今日一者也。且思下累世邦君嘗値二
冊封榮一時上、相二遵舊典一、必至二重陽宴一時、設二綺筵于池邊一、請二
天使一兩客一主、交擧二瓊觴一、共詠二覽三龍船撐駕競唱者一、妝二羽裳一插二奇花一。此斯勝景、
無レ非二王都之壯觀一。況傳レ名有二中夏一乎。故再令二鑿レ之脩レ之、爲レ使三功績垂二於萬世一。
有二國令一、俾三臣蔡鐸作二此碑文一、臣將何述。伏祝二聖祉于無窮一曰、
聖壽萬歲、本支百世、家國治平、物阜民泰、鸞輿翠蓋時、臨レ時在二高鳥來儀一、於二牣魚
躍一。

時大清康熙十七年戊午十一月十一日

大中大夫兼領長史司蔡鐸謹撰
國　相　大里王子朝亮
三法司　伊野波親方盛紀
越來親方道定
池城親方安憲
奉　行　浦添按司重義
浦添親方重良
今歸仁親方重倫

「夏」。伊「夏」。甲「婁」。乙「夏」。「夏」ハ共ニ「夏」ノ誤リ。
「俾」。乙・伊共ニ「俾」。甲「俾」。「俾」ハ「俾」ノ筆寫体。
「時」。三本「皆」。「皆」ハ「時」ノ古文。
「歸」。乙「帰」。甲「歸」。伊「归」。「歸」ハ「歸」ト同ジ。「归」ハ「歸」ノ略体。

新里親雲上良起
屋嘉比親雲上重治

浦添親方重良
今歸仁親方重倫

新里親雲上良起
屋嘉比親雲上重治
勢理客親雲上賢全

申口方・吟味
志嘉翁親雲上道賢

御物奉行方吟味
幸喜親雲上盛命
石奉行　津波親雲上重好
石惣大工　鉢峯親雲上喜知
石脇大工　田多良親雲上宜・親

沼池修功自ㇾ二月十五日一、至ㇾ八月三十日一日數一百七十二日、全功完、且石工二千二百九十五名、土民夫役四萬四千三百四十六名、

筆者　谷田親雲上元旦
港川筑登之親雲上守方
中西筑登之親雲上常政

「歸」。乙「帰」。甲「歸」。伊「归」。「歸」ハ「歸」ト同ジ。「归」ハ「歸」ノ略体。

申口「方」。伊、申口「方」。甲・乙共ニ欠字。

「宜」。甲・乙共ニ「宣」。伊「旦」。「宣」ハ「宜」ノ誤リ。「旦」ハ「宜」ノ誤リ。

石奉行筆者

眞壁筑登之親雲上守信

御物奉行筆書

島袋筑登之清全

刊字工

比嘉筑登之

書字官通事　梁邦基

三五　今歸仁間切親泊村字津屋口原山野墓碑（甲）　一六七八

夫□吾統二人之志一。吾述二人之事一者也。誠哉此言也。□典私公入。奉二
尚眞帝王之勅命一、以二康熙丙午一移二居于首里一。渓□述下兼二得忠孝一而全上。故世保二祿位一、
顯二名于京師一。偉哉盛哉。此□□
□祖之心志、而述二昌祖之基一□石也一哉。是以乙日謂僉日。我高祖今歸仁按司宗眞
者、
先王尚眞帝王、第四之三子宗仁公之嫡孫也。□□自出二於此一矣。今乃其墓將二敗壞一。故
以爲下修二築之一、以將中堅久之元計上也。□其憂レ之也深。故其言之切、言出而無レ食。
行レ方而無□丁二康熙戊午仲秋十七乙酉一、□築始□尅レ之。何所二以爲一レ記レ誠。一則恐二
人不一レ知レ誤也。一則恐二或□而難一レ尋。故封二之高一救レ尺也。古人亦至二于如一レ此矣。伏
以、宗眞公□鎭守列□便役以レ時、教□有レ節。是故孫子無□而扼々繩々、其證如レ
此明。則□猶豫之有逐二致仕一而遠二□地一。於二大屋泊一以營二殿間近一築二墓於津屋口一
以將レ便レ葬也。于レ時万曆辛卯。易レ簀不レ違二遺僉一、而葬二於此一。今也□百餘載。是故

「辛」卯。甲「年卯」ハ「辛卯」ノ誤リナラン。

爲二風雨一所二敗壞一□乎。自得レ意人心猶生レ哀。以レ故使三石匠修二治之一。□辛寅日功□成、而增二舊制一。塚頭洒レ塵、孝心解レ志報本之心、不レ可二勝□一也。□曰、君子樂、樂三其所二自生一、禮不レ恐其本□□□。退請□二其事于石一以知來□□。此墓不レ毀壞一日爲。

大清康熙十七戊午仲秋廿二日立

友弟謹誌□

三六　壺川松尾碑文（甲）

元祖者。

先王尚清主君第八男子。讀谷山王子法名山英。其懷母湧田村之處子也。因慕二鄉里一、鑿二墓于此坊一。望下潮水瀲灩廻二隈澳一、青山四接。翠無中休。伏思、往昔有下宣二地脉一者上看レ之者乎。其故者、綿々子孫、寔驗二于今日一者矣。雖レ然山英其子南槐、以爲二王之子孫一。葬二于玉陵殿一。山英之孫寒林道、葬二此墓一。寒林道子雲峯慕二鄉里近處一、故墓鑿二于眞喜與山一。從下雲峯被中葬二于眞喜與墓一、由レ是湧田之墓、則無二行葬一。況歷代歲久、荒蕪頗及二破壞一。時是康熙十六年丁巳六月。卜レ吉再葺二修此墓一。此是緣由爲レ使二後裔知一之。乞索二于予一以二垂後之記一。予難レ辭、謹爲二碑文一云レ爾。

康熙十八年己未二月吉日　　大中大夫兼長史司蔡鐸撰之

前讀谷山王子朝宗　摩文仁按司朝信　古波藏按司朝宗　讀谷山按司朝以

前摩文仁親方滿恒　摩文仁親方滿辰儀間親雲上滿京

三七　琉球國新建至聖廟記（甲・乙）　一六八三

自州縣皆得建學、而吾孔子之廟祀始遍天下。然學以外無所謂廟也。郡州守邑、令博士弟子奔走對越、以爲之禮鐘鼓管絃鞉磬柷敔、以爲之樂、牛羊鹿豕、酒脯俎豆、爵帛以爲之獻享。不如是則與浮屠道士之事佛老者、無以異。故孔子之祀、行于廟而備于學、嗚呼至矣。

今天子重道崇儒、常以興教化、勤學校、考史之殿最于是。職方版圖、莫不以修學新孔子廟爲務。而琉球國、遠在海東萬里外、亦建至聖廟于國門之久米村、蓋創始于康熙之十二年、立國以來所未有也。夫琉球、自隋唐以後、國名始見于史書。又千餘年至明初、始修職貢通中國。

皇清受命、首列藩封、歷三十年而祀聖人。於

今天子踐祚十年之後、謂非

皇帝盛德大業度越千古、有以漸被之、而然歟。廟爲屋二重、其外臨水爲屏墻。翼以短柵如櫺、星門中倣戟門之意、半樹塞以止行者。堂外爲露臺、東西拾級、以登皆與浮屠道士家異制。堂內割後楹爲神座、塑王者像、垂旒搢圭、而署其主、曰至聖先師孔子神位、座左右顏曾思孟爲配享。未有設

「櫺」。甲・乙共ニ「欞」。
「欞」ハ「櫺」ノ誤リ。

皇帝盛德大業度二越千古一、有中以レ漸被之一、而然歟。廟爲二屋二重一、其外臨レ水爲二屏墻一。翼以二短柵一如レ櫺、星門中倣二戟門之意一、半樹塞以止二行者一。堂外爲二露臺一、東西拾級、

「櫺」。甲・乙共ニ「欞」。
「欞」ハ「櫺」ノ誤リ。

以登皆與二浮屠道士家一異レ制。堂内割二後楹一爲二神座一、塑二王者像一、垂レ旒搢レ圭、而署二其主一、曰二至聖先師孔子神位一、座左右顔曾思孟爲二配享一。未レ有レ設二十哲諸賢之主一。且其學校之制、又未レ備也。雖レ然君子之學レ事也、始定二其規模一、繼必求二其美善一。今日者廟既成矣。因レ廟而擴レ之以爲レ學、則費不レ繁、而制大備。吾聞琉球之取レ士也、擧二秀才於童子之中一、而不下以二文藝一試中于有司上、此意最爲レ近レ古。然而當二其始一董戒必禀二於父師一、而其人亦莫レ不二自勵以待レ擧、迨二其後德業之消長一、一聽二其人之自便一。吾不レ知二果皆率勤而勿レ怠否一也。夫秀才者、將二以儲二異日長史・大夫之用一、則教之不レ可レ無二專師一、而試レ之不レ可レ無二成法一。誠因レ廟而擴レ之以爲レ學。擇下國中敦行レ誼、工二文章一者上、爲二之長一、俾三以レ時訓二督其子弟一。脩擧釋菜、釋奠之禮、國之中或難二其選一、則直疏二其事一、而請二於

「後」。乙「後」。甲「德」。
「德」ハ「後」ノ誤リ。
「史」。乙「史」。甲「央」。
「央」ハ「史」ノ誤リ。

朝一、乞如二往昔教育故事一。吾知二其必有レ當也。行見二經學日明一、因レ所レ及而益々廣二其未レ備。

聖天子聲教誕敷、方將レ登二四海一、於二文明之治一、于以表二率友邦一。凡有レ志二于聖人之學一者、無レ不下奉二琉球一爲中指歸上。嗚呼豈不レ盛哉。豈不レ盛哉。

康熙二十二年歲次癸亥秋九月朔旦

「誕」。乙「誕」。甲「誕」。
「誕」ハ「誕」ノ誤リ。

欽命冊封琉球國王正使賜蟒玉正一品翰林院檢討纂脩明史官汪楫謹撰

「翰」。甲・乙「翰」。「翰」ハ「翰」ノ俗字。

三八　琉球國新建至聖廟記（甲・乙）

康熙二十有二年夏六月、予同太史維楊汪君、奉
命封琉球、由麻・石揚帆天風、自南不三日、而抵其國。甫駐レ節、通事官循故事、
以謁孔子廟天妃宮、爲レ請レ予。思天妃司海道、歷著靈異、琉球祀レ之舊矣。若吾
夫子之廟、稽諸往載、琉球未レ聞レ有祀者。於レ是進諸大夫、而詢レ之、咸跪而言曰、
聖廟之建、肇自康熙八年、陪臣入貢中國、見夫學宮巍峩布滿天下、瞻慕感動、
歸而陳諸王前。度レ材命レ工、厥廟斯興。予聞其言、肅然起レ敬、爰潔齊祇謁。至則
覩輪奐具美、丹臒黼黻恍登レ堂。而親申如天如之容、繚以周垣、堅以壁甃。筍
簴在レ列如レ入レ室、而聞金石絲之音、雖講レ經肄レ業之舍、稍未レ有レ備、而規制弘闊、
其與中國亦幾無以異焉。夫自吾夫子、春秋後、中國崇祀聖人、垂三千年、而
外夷・無聞、今琉球一旦先之。嗚呼偉矣。謹按星槎勝覽諸書及前代群公使錄所記、
盛稱琉球。雖僻處一隅在中瀛海中、最爲守禮之邦。歲奉職貢、恭・順謹畏、得
尊君親上之義、官制巾服有別。鄉擧里、選由俊秀、而升試以文藝、然後服

「麻」。乙「麻」。甲「广」。「广」ハ「麻」ノ誤リ。

「具」。乙「具」。甲「其」。「其」ハ「具」ノ誤リ。

「黼黻」。甲「黼皷」。乙「黼黻」。甲「黼皷」・「黼黻」共ニ「黼黻」ノ誤リ。

「恍」。甲・乙共ニ「恍」。「恍」ハ恍ノ誤リ。

「夷」乙「夷」。甲「夷」。「夷」ハ「夷」ノ誤リ。

「恭」。甲・乙共ニ「恭」。「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

官。國中槎手膜拜、道遇尊者、輒伏レ地不敢仰視。風俗淳厚、路不レ拾レ遺、人重犯法、無剽掠爭鬬之事。賦稅則王及臣民、分レ土以爲祿食、上下不交征。庶幾古井田遺法焉。獨惜其未有レ祀孔氏、爲遺憾。今聖天子在レ上、重道右レ文、加意學校、以仁義禮樂、懷柔萬方。中山賢王、王果能觀感淬礪、建立聖廟、儀型其國。此邦風俗之美、教化之行、豈不視レ昔、有加哉。吾夫子嘗欲レ居九夷矣。或曰、陋子曰、君子居レ之何陋之有。又其告子張也、言忠信行篤敬、雖蠻貊之邦行。然則用レ憂變夷。非吾夫子之素志哉。聖廟既建、人和嚮レ學爭自濯磨、俾綉衣冕冒之俗、咸彬彬然有儒雅之風、是又忠信篤敬、行於蠻貊之明驗也。毋寧茲九州之外、島嶼雜國、貫胸雕題、介于琉球者。動以萬計、誠見聖道至大、極天際地靡不覆幬。吾知窮髮之卿、日月出沒之所、必有聞風而俎豆者矣。秉彝好德、人心攸同、中山賢王之率先偕化、與其諸大夫之導、君以善皆可書也。抑予更有進焉。廟之崇祀聖人、非徒設輪奐具美丹臒黼黻已也。凡釋菜釋奠、合舞合聲、以至鄉射讀法諸大典、必一一倣中國而行之。庶幾不爲具文王與諸大夫、其最之哉。予故樂紀其盛、而爲之援筆以告。

皇清康熙二十二年昭陽大淵獻之歲仲秋望日

賜進士出身內閣撰文中書舍人加一級兼掌誥勅事

欽命冊封琉球國王副使　賜蟒玉正一品林麟焻敬撰

「冒」。乙「冒」。甲「冃」。
「冃」ハ「冒」ノ誤リ。
「冒」ハ「冒」ノ俗字。

「彝」。甲・乙共ニ「彝」。
「彝」ハ「彝」ノ俗字。

「賜」。乙「賜」。甲「賜」。
「賜」ハ「賜」ノ誤リ。

之。庶幾不レ爲下具文王與二諸大夫一、其最ヒ之哉。予故樂紀二其盛一、而爲レ之援筆以告。

皇清康熙二十二年昭陽大淵獻之歲仲秋望日

賜進士出身內閣撰文中書舍人加一級兼掌誥勅事

欽命冊封琉球國王副使　賜蟒玉正一品林麟焻敬撰

「賜」。乙「賜」。甲「賜」。「賜」ハ「賜」ノ誤リ。

「賜」。乙「賜」。甲「賜」。「賜」ハ「賜」ノ誤リ。

「蟒」。甲・乙共ニ「蟒」。「蟒」ハ「蟒」ノ誤リ。

三九　板敷橋記（甲・乙・伊）

具志堅邑之東、謂二南風原府一、南謂二東風平府一。夫官吏民人繁夥。北有二中山王府一、公務叢集、南北通二大衢一、中間有二板敷川一。廣二三丈、深四五尺、其水東北出二於辨嶽一、西至二於那覇一、乃入二于海一。深則厲レ之、淺則揭レ之。崎嶇而不レ安、每レ逢二陰雨泥濘衍溢一、過者咸苦二於險阻一、多遶レ道以往。王府由レ是、古人磊石爲レ基、架レ木爲レ梁。然不二數年一朽・爛不レ能二通行一、屢々致二坎難之苦一矣。當今國王尚貞、明如二舜知一、國祚藉以無レ疆、德如二堯仁一、衆命依レ之爲レ恤。茲以勅二命法司一、故轉令二督理官等一、筮レ日起レ工、經二營石橋一。庶民子來、指レ日成レ之。夫其峻極之狀、嘉祥之美、窮二山水之環富一、盡二人神之壯麗一焉。僉曰、有二聖知之君一、有二賢明之臣一、虎嘯而谷風洌、龍興而致二雲氣一、恩從二祥風一翺、德與二和氣一游。太平之責、塞二優游之望一。得二遵遊一自然之勢、恬淡無爲之場一、休徵自至、壽考無レ疆。凡由二斯橋一者、仰荷二洪恩一、無レ不レ祝二帝禧之昌隆一矣。督理官馬正輝等、具レ石令レ記、遂書二其事一、刋二玄石一立二岸上一。

三法司　池城親方毛國珍
稻嶺親方翁自儀・

「朽」。乙「朽」。甲・伊共ニ「朽」。「朽」ハ「朽」ノ誤リ。
「難」。乙「難」。伊「難」。甲「雖」。「雖」ハ「難」ノ行書体。
「雖」ハ「難」ノ誤リ。
「國」。伊「帝」。甲・乙共ニ「國」。「國」ガ可。
「疆」。乙・伊共ニ「疆」。甲「彊」。「彊」ハ「疆」ノ誤リ。
「疆」ハ「疆」ノ行書体。
「儀」。甲・乙共ニ「儀」。

荷二洪恩一、無レ不レ祝ニ
帝禧之昌隆一矣。督理官馬正輝等、具レ石令レ記、遂二其事一、刋ニ玄石一立ニ岸上一。

三法司　池城親方毛國珍
稻嶺親方翁自儀
佐渡山親方毛國瑞
惣奉行　新里親方馬正輝
奉　行　當銘親雲上翁能賦
石奉行　宮城親雲上毛應龍
惣大工　金城筑登之親雲上宜次
長史司　國場親雲上王可法謹撰
國場通事　王　可　章　書
勢頭佐敷仁也鐫

康熙二十八年歳次己巳季秋九月十五日

一、此橋成就之時新里親方馬正輝子供召列罷通候事
一、此橋普請仕申工千二十三人附夫凡三千七百三人之事
一、橋より南之森まで、道石はめ附小川之小橋石かふり掛碑文作中細工三百拾九人、
　夫凡千五百五拾六人之事
一、橋奉行筆者　勝連筑登之親雲上馬世紛　宮城筑登之呂有信　喜納筑登之廣重

「儀」。甲・乙共ニ「儀」。伊「仪」。「仪」ハ「儀」ノ俗字。

「凡」。伊「凡」。甲・乙共ニ「九」。「九」ハ「凡」ノ誤リ。

夫「凡」。伊、夫「凡」。甲・乙「凡」ナシ。

脇大工　比嘉筑登之方房之事

大清康熙二十八年己巳九月十五日

四〇　宇平橋碑文（甲・乙・伊）

一六九〇

夫水無レ橋梁一、則人民不レ能レ徒涉一而家邦亦不レ成二壯固一焉。況宇平之水、出レ自二中山之陽一、而至二國西一以入レ海。其爲レ勢者潺々、其爲レ形者遠々。南方之民、赴二于王都一者、皆無レ不レ依二此水一也。故從二迂古一、只設二木板一、以造レ杠爲レ不レ患二其徒涉一焉。或爲二虫蛀一所レ害、或爲二風雨一所レ傷、洊至二頹敗一、往來難レ通、庶民不レ堪二其憂一。茲恭遇二吾王上體一

皇天好生之德一。而念及二大禹治水之功一、當茲農功已畢、可レ用二民力一。特有二聖旨一、以示二國相法司一、選二遴幹官一、督二責石匠夫役一、新造二石橋一。始二工於康熙庚午秋八月朔旦一、庶民子來、不レ日成レ之、至二菊月初一日一告レ成。祇見二金鱗躍レ梁一、白鷗游レ水。鴈聲隱二隱于月浦一、秋色淡二々于柳提一。人民得二往還之便一、喜二牛馬載負之安一。仁施二臣民一、愛及二禽獸一。猗歟休哉。非二特盡二一時之美一、而以爲二萬世之利一也。茲俾二小臣記二此碑文一。臣將何述。依二吾

「難」。乙「難」。伊「难」。甲「难」。
「难」ハ「難」ノ誤リ。
「难」ハ「難」ノ行書。

王如キニ天之德ノニ、以祝テスニ盛世之永安ヲ一矣。

康熙二十九年庚午季秋穀旦　　梁鏞國吉通事　謹撰

國　相　尙弘才北谷王子

法　司　毛國珍池城親方

翁自儀稻嶺親方

毛國瑞佐渡山親方

奉　行　葉慕永友寄親雲上

石奉行　毛應龍宮城親雲上

石　匠　金城筑登之親雲上宜次

一　宇平橋普請成就ニ付友寄親雲上子供召列初而渡候事

一　石細工六百七人之事附夫凡八千八百七十三人之事

一　碑文作細工五十五人之事附夫凡二百人之事

康熙廿九年庚午九月六日、

筆　者　喜納筑登之廣重、同池原筑登之喜增

彫　手　宮城筑登之金城仁也也。

「慕」。伊「慕」。甲「墓」。乙「墓」。「墓」・「墓」共ニ「慕」ノ誤リ。

「凡」。伊「凡」。甲・乙共ニ「丸」。「丸」ハ「凡」ノ誤リ。

「凡」。伊「凡」。甲・乙「丸」。「丸」ハ「凡」ノ誤リ。

筆者　喜納筑登之廣重、同池原筑登之喜增
彫手　宮城筑登之金城仁也也。

四一　勢理客橋碑（甲・乙・伊）

竊惟、國以レ民爲レ本、水以レ濟爲レ利。長江之水、無二橋梁一往來不レ能レ通。而庶民不レ堪二其憂一、河山亦不二壯固一焉。況此水出レ自二連山絶壑之間一、岡陸起伏、草木行列、至二勢理客之地一、始得二路通一、自レ南走レ北、自レ北走レ南者、皆無レ不レ依レ此也。因レ此先聖先賢體二好生之德一、而施二愛國之誠一、茲築二石橋一、使二民得一往還之便一。迄レ今歷代已久、其踪跡至二於頽敗一。幸聖主德比レ堯、天猶切二疾苦之慮一、思レ敷二禹甸一、每懷二饑溺之憂一。於二康熙己未一有二聖旨一、以示二先相尙弘毅、大里王子、法司毛泰永、伊野波親方魏美才、越來親方毛國珍、池城親方一、特簡二奉行夏德宣、田島親方翁平治平、良親雲上雍擧祚、伊波親雲上薰嘉茂、棚原親雲上、石匠多田良親雲上一、倍二其舊一貫鮮造二石橋一、縉紳夾レ道而忭舞、父老扶レ杖而歡呼。民亦免二跋涉之勞一。至二康熙辛未春王正月一、爲二洪水一所レ壞、聿至二傾圮一。爰重命二國相法司一、亦加二修造一。始二工於三月望五一、四日百工鳩聚、不レ成レ日至二四月初八日一告レ成。時將有二國命一、俾二小臣記二此碑文一。雖二短才一何敢得レ辭。然則何

「代」。甲・乙共二「代」。伊「来」。
「来」ハ「代」ノ誤リ。

「棚」。甲「棚」。乙・伊共二「棚」。
「棚」ハ「棚」ノ誤リ。

「忭」。甲・伊共二「忭」。乙「忭」。
「忭」ハ「忭」ノ誤リ。

「春」。甲・乙共二「春」。伊ナシ。

以述哉。竟過二其橋一而觀焉、曲々清流、照レ之以三明月一、林林花木、振レ之以三清風一、斷岸泉飛、毎潤二桑麻之色一、半峯雲繞、常添二玉燭之光一。此皆人民之所二以慶一、牛馬之所二以安一、詩人之所二以愛一、白鷺之所二以遊一。仍以祝曰、猗歟美哉、善哉。君聖二臣賢之奇遇一、不レ言而屈軼、自生無レ事、而麒麟自見。願下

有道之聖人、偕二江漢一永奠上矣。

康熙三十年辛未夏四月穀旦　　梁鏞國吉通事親雲上謹撰並書

國　相　尚弘才北谷王子

法　司　翁自儀稲嶺親方

　　毛國瑞佐渡山親方

　　毛見龍識名親方

奉　行　金崇澤上間親雲上

石奉行　毛應龍宮城親雲上

石　匠　金城筑登之親雲上宜方

　　比嘉筑登之方房

一　勢理客矼普請成就ニ付來四月九日世名城親雲上政安子供召列被ニ渡初一候事

「仍」。甲・乙「仍」。伊「イ」。「イ」ハ「仍」ノ誤リ。

「軼」。乙・伊共ニ「軼」。甲「秩」。「秩」ハ「軼」ノ誤リ。

「自」。甲・乙共ニ「自」。伊ナシ。

「凡」。伊「凡」。甲・乙共ニ「丸」。「丸」ハ「凡」ノ誤リ。

「凡」。伊「凡」。甲・乙共

一　石細工七百九十六人附夫凡七千六十一人ノ事

一　碑文作細工六十六人附夫凡九十八人之事

比嘉筑登之方房

一　勢理客矼普請成就ニ付來四月九日世名城親雲上政安子供召列被ニ渡初一候事

一　石細工七百九十六人附夫凡七千六十一人ノ事

一　碑文作細工六十六人附夫凡九十八人之事

一　筆者　池原筑登之喜增　玉寄筑登之長賢　坂手主宮城筑登之廣重金城仁屋

康熙三十年辛未四月吉日

「凡」。伊「凡」。甲・乙共ニ「丸」。

「丸」ハ「凡」ノ誤リ。

「凡」。伊「凡」。甲・乙共ニ「丸」・「丸」ハ「凡」ノ誤リ。

坂手「主」。甲・乙共ニ坂手「主」。

伊坂多「主」「ナシ」。

「坂多」ハ「坂手」。

四二　重修臨海橋碑文（甲・乙・伊）

中山之有二那覇一、猶二藩籬一也。東望則
王城佳氣、葱々欝々、巍峨宮殿、高出二萬松中一、西望則古米馬歯諸山、時隱二見於烟・雲
霧雨間一、而浩渺汪洋、空碧無レ際、南北風帆、絡繹弗レ絶、凡迎二送
封舟一、出二入貢艘一、悉由二於此一。曩者沿レ江砌レ石爲レ隄、設二木橋一以達二海門一。橋之首則
建有二迎恩亭一、以聳レ観瞻。自二明初一抵レ今、歴數百年、爲
天使駐節地一、儀伏二旌蓋一畢集焉。殆所レ稱中山鎖鑰之區歟。惟是盛衰有レ數、而興廢係レ
之。康熙甲戌秋、颶風陡作、橋乃陷二於巨波一而隄亦潰。方今、聖人御宇、制作維新、
而我
國王膺レ封以來、與二諸輔臣一、勤二於政治一、時和年豐、百堵皆作、忍二視斯橋之傾圮一、而
不レ爲二之構造一乎。爰發二帑金一補葺、舊隄架レ石爲レ橋。橋上左右、悉堅レ石爲レ欄、以
垂二永久一。經始之日、第見二庶民子來爭レ先恐レ後、有二不レ日成レ之之風一。既竣二厥功一、
人僉曰、橋以二那覇一重二那覇一以中山重。從二茲時一修
貢典一永沐二
皇恩一、則臨レ海橋將下レ與二海水一泱々共中千古上矣。謹勒レ石以紀二不朽一云。

「烟」。伊「烟」。甲「炟」。乙「炟」。「炟」ハ「烟」ノ誤リ。
「烟」ハ「煙」ニ同ジ。「炟」ハ「烟」ノ筆寫体。
「以」。甲・乙「以」。伊ナシ。
「陡」。乙・伊共ニ「陡」。甲「陂」。「陂」ハ「陡」ノ筆寫体。
「第」。甲「第」。乙「弟」。伊「弟」。「弟」ハ「第」ノ誤リナラン。

垂ニ永久一。經始之日、第見ニ庶民子來爭レ先恐レ後、有ニ不レ日成レ之之風一。既竣ニ厥功一、人僉曰、橋以ニ那覇一重ニ那覇一以中山重。從ニ茲時一修メ

「第」。甲「第」。乙「苐」。伊「弟」。「弟」ハ「第」ノ誤リナラン。

貢典一永沐ニ

皇恩一、則臨レ海ニ橋將下與ニ海水一決々共中千古上矣。謹勒レ石以紀ニ不朽一ニ云。

康熙三十五年歳次丙子仲春吉日立新陞遏闥理位膺選赴京都通事程順則寵文氏謹譔

攷・

臨海橋、原有ニ三橋一、清風明月時、漁人騷客、多集ニ於中橋一故得ニ名最著一。俗呼ニ臨海橋一曰ニ中橋一、蓋由レ此也。東橋明末塞レ之、中橋西橋今修レ之。

「攷」。伊「攷」。甲・乙「攷」。「攷」ハ「攷」ノ誤リ。

計開費用

石細工四千五百七十五人

工錢鳩目錢一萬六千十二貫文

日用夫二萬四千二十九人

工錢鳩目錢四萬八千五十八貫文

以上共計工錢六萬四千七十貫文

附諸公姓氏

攝　政　尚弘才北谷王子朝愛

法　司　翁自義稻峯親方盛方

毛克盛伊野波親方盛平
毛見龍識名親方安依
督工總奉行　毛邦秀湧稻國親方盛昌
副奉行　文克彩嵩原親雲上孝良
石奉行　孟内儀・志堅原親雲上宗相
副筆者　陶思儉照屋筑登之親雲上全洪
朱宏興喜瀬筑登之親雲上直休
習國琦國場筑登之親雲上幸道
石大工　鉢嶺親雲上喜知
脇大工　城間筑登之清安
鐫　碑　宮城筑登之廣重

唐　榮　古波藏親雲上程順則再記

「儀」。甲・乙共ニ「儀」。伊「仪」。「仪」ハ「儀」ノ俗字。

四三　重修石火矢橋碑文（甲・乙・伊）

豐見城之有レ此・橋一、猶下人之有レ股脚一、車之有中輗軏上也。東望則王城、亞然高出二萬松中一、瑞氣已繞二宮殿一、第爲二欝々蒼々一爾。望レ西則豐見城、巍峩・崎嶇、山形依レ舊轉二水流一、墟中無レ人、徒有二鶯歌之聲一。南饒波高、安次諸村岸嶺、層々帶二白烟一、曠野荒々唧二青霧一、或有下樵人採レ薪、下二深林一者上。或有二牧童牽レ牛唱歌者一。北阿山屬二那覇一、查觀渺々兮。雲靄霖雨迷、綠樹濠々、漁人騷客、挂レ帆舳艫數里、綿々弗レ絕。疇昔斯橋、以砌レ石爲レ隄、設レ木爲レ橋、以渡二人民一。歷來年久、修輯不レ堪。康熙甲戌秋、大起二颶風一、洪水橫流、氾二濫于邑郭一、仍橋大浸而隄又潰、今

王益廣二堯仁一、永懷二禹德一、乃念二甲戌之患一、令下督二石官一皆作上。百堵覩二斯崩圮一、而不二爲造一耶。爰新修二舊隄一、架レ石爲レ橋、以垂二永久一。當二經營之時一、

王恐レ煩レ民、戒令レ勿レ亟。而庶民子來、不レ日功已全。孟子曰、歲十一月徒杠成、十二月輿梁成、民未レ病レ涉也。

聖主行レ焉。從レ茲而後、使二人民往來自如一レ旦、輿者則御、騎者則馳、徒者則濟。人僉

「此」。甲・乙共ニ「此」。伊「斯」。「斯」ハ「此」ト通ズ。
「弟」。甲・伊共ニ「弟」。乙「弟」。「弟」ハ「弟」ト同ジ。
「裒」。甲・乙「裒」。伊「莪」。「莪」ハ「裒」ノ誤リ。
「旦」。甲・乙共ニ「旦」。伊「且」。「且」ハ「旦」ノ誤リ。

曰、今

世猶ニ堯舜之世一。故王者之民皞々如也。此橋今制造維新、殆有ニ與レ國千古一矣。於レ是謹錄ニ橋碑ヲ不朽一云。

「尚」。甲・乙共ニ「尚」。伊「向」。「向」ハ「尚」ノ欠畫。

親「雲」上。甲・伊共ニ「親雲上」。乙「親方上」。「親方上」ハ「親雲上」ノ誤リ。

「旦」。甲・乙共ニ「旦」。伊「且」。「且」ハ「旦」ノ誤リ。

「嘉」。乙・伊共ニ「嘉」。甲「喜」。「喜」ハ「嘉」ノ誤リ。

攝　政　尚弘才北谷王子朝愛

三法司　尚世俊仲用親方朝重　毛克盛伊野波親方盛平　毛見龍嵩原親方安依

督石官　馬廷楷宇地原親方良屋　孫繼盛糸滿親雲上嗣昌

筆　者　滿自謙安里筑登之親雲上普寬　愼良熙奧間子寬法

都通事阮維新謹撰

康熙三十六年丁丑仲夏穀旦

大石工　鉢嶺親雲上嘉知

計開費用

石細工　三千七百四十四人工錢鳩目錢一萬三千百四貫文

間切夫　二萬七千九百九人工錢鳩目錢二萬七千九百九貫文

以上共計工錢四萬千十三貫文

脇大工兼雋碑　首里之內立岸、金城仁也　雋碑　首里之內汀志良次村、中村柄仁也

攝　政　尚弘才北谷王子朝愛

三法司　向世俊仲田親方朝重　毛克盛伊野波親方盛平　毛見龍高原親方安依

督石官　馬廷楷宇地原親方良屋　孫繼盛糸滿親雲上嗣昌

「柄」。乙・伊共ニ「柄」。甲「抦」。「抦」ハ「柄」ノ誤リ。

「屋」。乙・伊共ニ「屋」。甲ナシ。

脇大工兼雋碑　首里之内立岸、金城仁也　雋碑　首里之内汀志良次村、中村柄仁也

攝　政　尚弘才北谷王子朝愛

三法司　向世俊仲田親方朝重　毛克盛伊野波親方盛平　毛見龍高原親方安依

督石官　馬廷楷宇地原親方良屋　孫繼盛糸満親雲上嗣昌

筆　者　満自謙安里筑登之親雲上普寛　愼良熙奥間子寛法　孫受責崎山子嗣至

大石工　鉢嶺親雲上喜知

都通事阮維新天久通事親雲上謹記　漢字筆者陳其瀾幸喜通事親雲上謹記

「柄」。乙・伊共ニ「柄」。甲「抦」。「抦」ハ「柄」ノ誤リ。

「屋」。乙・伊共ニ「屋」。甲ナシ。

甲「孫受責崎山子嗣至」ナシ。

「記」。甲・乙共ニ「記」。伊「書」。「書」ハ「記」ノ誤リ。

四四　泊高橋碑文（甲・乙・伊）　一七〇〇

夫泊村者、中山之鎖鑰也。東依
王城之表一、西依二西海之濱一、前有二一江一、常以呑二吐海水一、而架レ之以レ橋、所レ謂泊高橋
也。凡舟從二西北諸島一、而有レ事二于中山一者、皆以二是地一爲レ泊。故名二其地一曰二泊村一、
名二其橋一曰二泊高橋一。按斯江、自二西横東曲一繞二於
國都之西一、都西諸水、亦賴二斯江一出レ海。斷若レ無レ橋、一往滔々、其不レ可レ過也。故自レ
古設二橋于此一、能鎖二諸水之氣一、以通二南北之往來一。利及二於國中一者、蓋數百年矣。雖レ
然架レ之以レ木、不レ過二苟且便安一。或爲二風雨一所レ飄、或爲二蟲蛀一所レ爛、民不レ堪二修
之之役一非二一日一矣。方今
聖天子御宇、制作維新、人文之化、涵二濡于我邦一者三十餘年、而吾　國王體二
朝廷無外之心一、勤レ政理レ治、亦三十餘年、而雨暘時若二百廢具興一。竟以二斯橋之非一久
施之設一、
特諭二國相法司一、以レ石爲レ橋、既于二康熙己卯秋八月三日一起レ工、至二越年春二月十九日一
告レ成、規模宏敞、亦可二以壯二海門之觀瞻一矣。從レ茲人民免二崎嶇之險一、牛馬喜二負載
之安一、物歡民樂、未有二今日之盛一也。茲奉

「觀」。三本共ニ「观」。
「观」ハ「觀」ノ略字。

施之設、
特諭二國相法司一、以レ石爲レ橋、既于二康熙己卯秋八月三日一起レ工、至二越年春二月十九日一
告レ成、規模宏敞、亦可三以壯二海門之觀・瞻一矣。從レ玆人民免レ二崎嶇之險一、牛馬喜二負載
之安一、物歡民樂、未レ有二今日之盛一也。玆奉レ
命、記レ之以レ文。予又何以爲レ紀、登臨之樂、覽觀之美、留待二騷人詞客之過一、尚未レ晩
也。今吾
王與レ民仝レ樂之風、及人物共慶二太平之治一、非二吾所レ紀。安能傳二於後世一哉。故勒二之
于石一、永與二斯橋一不レ朽云。時
大清康熙三十九年歲次庚辰春二月穀旦立新陞遇闥理位都通事梁律得濟氏謹撰奉レ
令修レ橋官役、併所レ費工夫工錢、今無二審・記一、後將無二以足一レ徵。故于二碑後一列開如レ左。

計開

一、攝　政　尚弘才北谷王子朝愛
一、法　司　向世俊仲田親方朝重　毛天相池城親方安倚
一、奉　行　毛承翰佐渡山親方安村　曹憲神谷親雲上慶重
一、筆　者　湛令職岳原筑登之親雲上宣彌　白著文我如古于也信壽
一、大　工　城間筑登之親雪上清安　脇大工　津波古于也・具禎
一、鐫碑工　金城于也原好金城于也宣・易　以上共係修橋官役

「觀」。三本共ニ「观」。「观」ハ「觀」ノ略字。
「審」。三本共ニ「啚」。「啚」ハ「審」ノ誤リ。
「具」。乙・伊共ニ「具」。甲「旦」。「旦」ハ「具」ノ誤リ。
「宣」。甲・乙共ニ「宣」。伊「宣」。「宣」ハ「宣」ノ誤リ。

計開

一、上細工五千八十六名五分五厘　工錢三百五拾六貫零五十八文

一、間切夫一萬二千一百六十一名三分三厘　工錢二百四十三貫二百二十六文

一、日用夫八千四百二十八名五分五厘　工錢三百三十七貫一百四十三文

共計工錢九百三十六貫四百二十七文

已上共係修橋費用

梁津名嘉地親雲上再記

四五　つろさしの墓碑

宮里村なす引のつろさしの
はか代々くわまか爲知仕置
大清康熙四十三年甲申十二月十八日

一七〇四

四代のまこ　筑登之親雲上
同　喜屋武掟親雲上
同　掟親雲上
五代のまこ　宇堅親雲上
同　筑登之
代　か　高江洲
同　高江洲にや
同　かな下こおり
同　三良山城
同　むた比屋根

四六　ひやたき墓碑

一七〇四

表　又ひやたき此二人のはか永々子まこゐ(爲)知
大清康熙四十三年甲申十二月八日

裏　此いしたてたる人はつろさしのはかに記し置

四七　重修眞玉橋碑文（甲・乙・伊）

一七〇八

四七　重修眞玉橋碑文（甲・乙・伊）

一七〇八

夫眞玉橋者、望二東北一則國場仲井間、諸村人家參差、含二碧霧一、諸山層々帶二白雲一、望二西南一則有二阿山一、卓然獨出二於水中一、萬松蒼々有二春色一。又有二豐見城一、氣勢崢嶸、青靄外墟中、落花無二人住一、而徒有二鶯鳥之聲一。橋頭有レ村、曰二眞玉橋村一、前有レ江、後有レ山。或有二漁夫掛レ帆者一、或有二樵童唱歌者一。按斯江自二西横東曲一繞、於二國都之南一、都南諸水亦會二斯江一、而至二那覇港一注レ海。曩者此橋有レ五、中橋曰二眞玉橋一、古木橋。南橋曰二世持橋一、北橋曰二世寄橋一。西方二橋無レ名。砌レ石爲レ隄、設レ木爲レ橋、以通二人民之往來一。近年兩岸之邊、有レ人爲二田圃一、而塞二兩方二橋一。于レ是江狹水淺、或有二時洪水横流一、則其泥土盡入二那覇港一。若レ此歷年久遠、亦爲二狹淺一可レ知矣。

夫那覇港者、凡天使封舟、國王貢艘、及レ從二南北諸島一、而有レ事二于中山一者、悉由二於此一爲レ泊。此誠中山之鎖鑰也。故吾

王弘敷二舜治一、益懋二禹功一、慮二江河之狹淺一、特諭二國相法司一、禁二除岸邊之田圃一、補二葺舊隄一、架レ石爲レ橋。既于二康熙丁亥九月朔日一起レ工、至二越年春三月二十六日一告レ成。從レ茲而後、人民免レ二崎嶇之險一、江河無二狹淺之憂一、將下與二中山一共中千古上矣。謹勒レ石不レ朽云。

「朽」。甲「朽」。乙・伊共ニ「朽」。「朽」ハ「朽」ノ誤リ。

康熙四十七年歲次戊子春三月穀旦　　立都通事曾歷敬授氏謹撰、

「此古修……謹記」。マデ伊ナシ。乙書キ入レ小文字デ不明。

此古修橋之由也、至二嘉慶己巳一、所レ謂世寄橋、遇二大雨一破損。乃架レ木爲レ橋、權通二往來一、屢被二大水衝流一、民不レ堪二厥勞役一。道光十六年丙申、國相法司議奏、重以レ石築二世寄橋一、廣二大厥橋一、竣且其北次、新築二一大橋一。名曰二世持濟橋一。年三月二十七日起レ工、越明年丁酉四月八日告レ成。自レ此水勢順流、永無二衝損之憂一、人民得二負戴之安一矣。記レ之以附二舊碑文尾一云レ爾。道光十七年丁酉五月穀旦

馬執宏豐平親雲上良全謹記。

「計開」。甲・伊共ニ「計開」。乙ナシ。

計開

攝　政　尙綱越來王子朝奇

法　司　馬廷器幸地親方良象　毛起龍識名親方盛命　毛天相池城親方安倚

惣奉行　毛光炳高嶺親方盛富

石奉行　向起鰲伊良波親雲上朝標

筆　者　向良翰喜舍場筑登之親雲上朝木　駱喩義銘苅筑登之親雲上春方

「翰」。乙・伊共ニ「翰」。甲「輸」。「輸」ハ「翰」ノ誤リ。「輸」ハ「翰」

法　司　馬廷器幸地親方良象　毛起龍識名親方盛命　毛天相池城親方安倚
惣奉行　毛光炳高嶺親方盛富

石奉行　向起鰲伊良波親雲上朝標
筆　者　向良翰・喜舎場筑登之親雲上朝木　駱喩義銘苅筑登之親雲上春方
惣大工　欽安善城間筑登親雲上清安
脇大工　宜保仁也
鐫碑工　宮城仁也
石細工八千九百十八人　工錢二萬四千九百七十貫四百文
國頭中頭島尻方三十五ヶ間切夫八萬三千六百七十六人　工錢
鄭廷極宇地原通事親雲上謹書

「翰」。乙・伊共ニ「翰」。甲「輸」。「輸」ハ「翰」ノ誤リ。「翰」ハ翰ノ俗字。
「親雲上」。甲・乙共ニ「親雲上」。伊「親親雲上」。「親親雲上」ハ「親雲上」ノ誤リ。

四八　寄上森内金宮碑文（甲）

唐榮之東、有二山林一、名曰二寄上森一。山不レ高而秀雅、林不レ大而茂盛。況辨財天女常能守護。呵二禁不祥一、而知二名於世一久矣。伏惟辨財天女至聖至靈、燦然若二日月之行一レ天而八方無レ不レ照也。沛然若二江河之行一レ地而四海無レ不レ通也。故有二人祈一レ之、則靈驗捷二乎影響一焉。萬曆年間、扶桑山城人有二重温者一。雲遊在二球許愿一。不二數日一塗遇二一婦女一、而買レ爐價值數錢。回レ家觀レ之黄金也。重温赧然不レ悦曰、與二其欺一レ天獲レ寶、孰若二依一レ舊還一レ他。便携而出。果然復遇二其婦女一。婦女曰、吾乃辨財天女。汝志可レ嘉。故特選レ之。遂化二清風一不レ見焉。因レ此重温卜二地於寄上森東一、建レ宮謝レ恩名二其宮一曰二内金宮一。又有二秀昌重次等一。繼建二拜殿一、以聳二觀瞻一。此則宮殿之所二以創興一也。從レ茲鶴城使者、往々備二堅石燈一、或致二宮殿荒涼一、則各叢二弩金一、以加二補葺一。及二其商客一、莫レ不二皆然一。惟宮殿甚狹、材木不二亦堅牢一。故師父盛海和尚、於二康熙丁卯春一、代以二樫木一重二修宮殿一、左右砌レ石作レ墻。因而爲レ像以祀焉。於戲斯宮殿也、瞻二鳥革翬飛之美一、觀二竹苞松茂之麗一。斯山林也、雲樹交レ翠、群鳥安レ巢。亦

興レ也。從レ茲鶴城使者、往々備二堅石燈一、或致二宮殿荒涼一、則各叢二帑金一、以加二補葺一。及二其商客一、莫レ不二皆然一。惟宮殿甚狹、材木不二亦堅牢一。故師父盛海和尚、於二

康熙丁卯春、代以二樫木一重二修宮殿一、左右砌レ石作レ墻。因而爲レ像以祀焉。於戲斯宮殿也、瞻二鳥革翬飛之美一、觀二竹苞松茂之麗一。斯山林也、雲樹交レ翠、群鳥安レ巢。亦所レ稱唐榮鎖鑰々區歟。伏願

神威烜赫。愈度二衆生一、則巍煥之規、將與二國祚一共千古矣。謹勒二於石一以垂二不朽一云。

時

康熙四十七年歳次戊子仲夏穀旦　　永靈山、東龍寺太眞謹撰

（右裏文）

辨財天經一千卷。二世安穩。所願成辨祈也。

四九　宮良間切古見村字三離碑（甲）　一七一五

八重峯邊、有二吉見之村一。全吉非二山花之間一。前臨二蒼海一、左右川流通レ海、春暖秋凉、人民安レ堵、正若二桃源之境一也。雖レ然百姓耕圃之田、都有二隔レ河之外一。自レ古未レ有二橋路一。而往還難及二其漲潮時一、待二退水一而涉。每日耕農之時、□□費依レ之。于二康熙廿九庚午年一、

先生尚貞御代、前波照間親雲上。面表之人已當二牧民之役一、雖下架二幾條木橋一以通上、而橋面狹小、不レ能下老幼男女荷レ水負レ柴而行上。今長休幸當二牧民之職一、常看二往還不便一。又過二出喪之時一。雖下欲二越レ之能渡一者上、嗚呼孝心不レ遂、急事難レ成。豈哀哉。然則長休領二牧民之事一、不レ救二人急難一乎。于二同五十四乙未年春一、

今上尚敬御世代、陳レ文以稟二在番頭一。卽蒙レ許二此情一。同年七月十三日起レ工、至二同三十日一竣。雖二已借一大橋一、往還柰地隔。爲二三塊一之故、前有二路塗一、委曲不レ平、草木叢雜難レ行。今已開二縱横大路一。以貫二南北一。因レ茲使レ得二老幼徘徊一、男女負戴一、而行二牛馬一、並出葬行禮無レ所レ不レ通。昔日之難、今日得レ易。故雖下百姓感二吾之功業一頌歌不レ絶、以二此甘棠之恩一、長休德薄勳少。豈敢當レ之。聊爲二橋名一記レ之、曰二三離橋一。以傳二于後世一者也。

叢雜難レ行。今已開二縱橫大路一。以貫二南北一。因レ玆使レ得三老幼徘徊、男女負戴、而行二牛馬一、並出葬行禮無レ所レ不レ通。昔日之難、今日得レ易。故雖下百姓感二吾之功業一頌歌不レ絶、以二此甘棠之恩一、長休德薄勳少。豈敢當レ之。聊爲二橋名一記レ之、曰二三離橋一。以傳二于後世一者也。

大清康熙五十四乙未八月十日

出所役人　古見首里大屋子長休　古見目指安固

在　番　毛姓山城親雲上清忠

同筆者　方氏長田筑登之親雲上全滿

豐氏小渡筑登之親雲上元敦

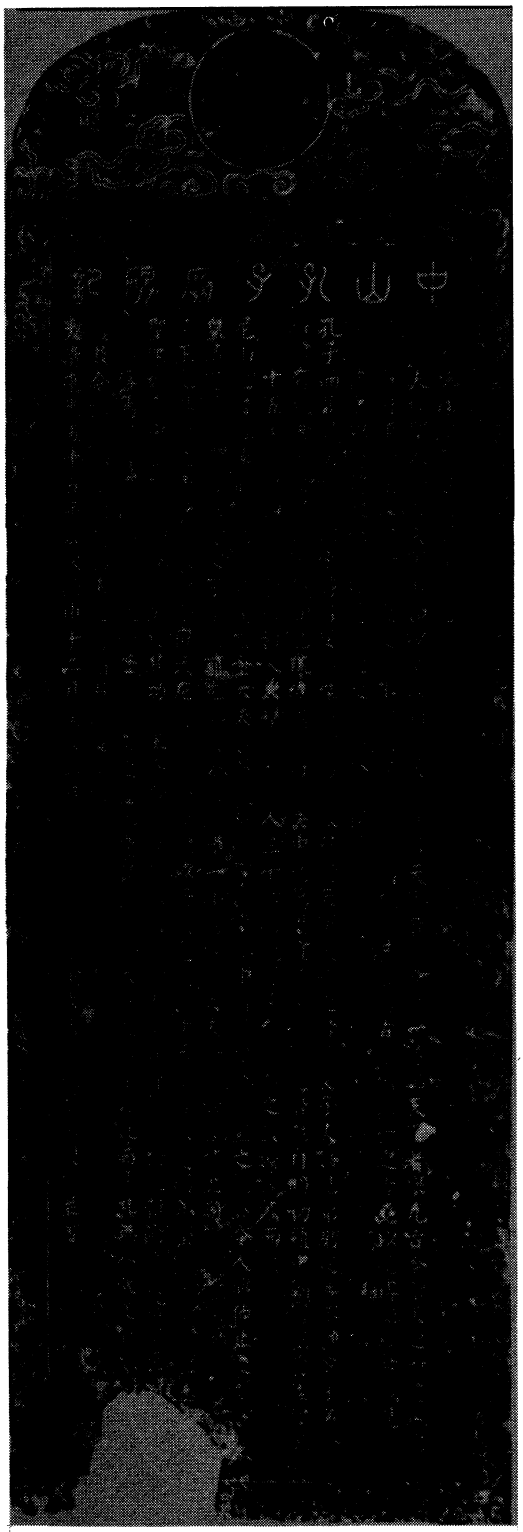
頭　石垣親雲上安親　大濱親雲上宗在　宮良親雲上長亮

五〇　宮良間切古見村字大板碑（甲）

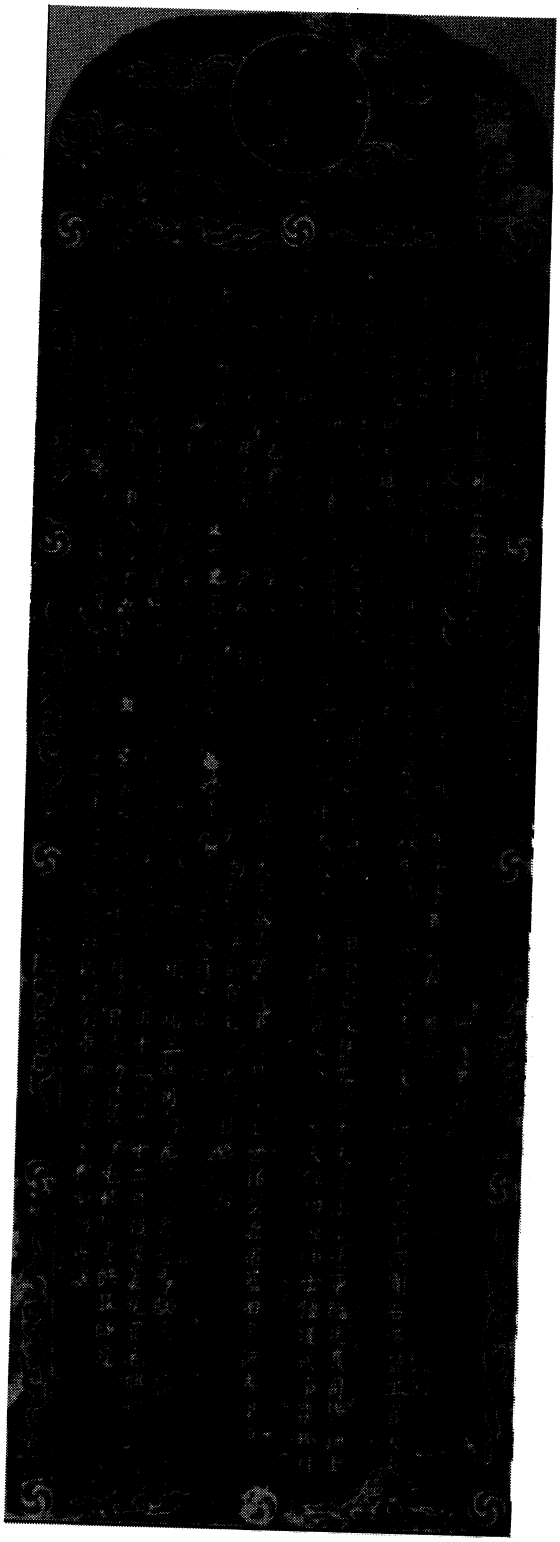
一七一五

康熙五十四乙未年。

尙敬御世代。陳レ文以レ稟二在番頭一、蒙レ許二此情一。同年八月□□起レ工、至二同十二月十二日一告レ竣。已昔大橋往還、奈地隔爲二三塊一之故、前有二路塗一。委曲不レ平、草木叢雜難レ行。今已開二縱横大路一、以貫二南北一。因レ茲使レ得二老幼徘徊、男女負戴、而行二牛馬一並出葬行禮、無レ所レ不レ通。昔日之難、今日得レ易。故百姓感二吾之功業一、頌歌不レ絶、以二此甘棠之恩一。長休德薄勳少。豈敢當レ之。聊爲二橋名一、記レ之以傳二于後世一者也。



五一　中山孔子廟碑記（琉球國新建至聖廟碑記）（甲・乙・伊）



「中山孔子廟碑記」。篆額トシテ碑ノ上部ニアリ。

「琉球國新建至聖廟記」。乙ハ「孔子廟碑文」ノ次行ニアリ。伊ニハナシ。

「人力」、拓本ニアリ。甲・乙・伊ハ「日月」トアリ誤リ。

「通」、拓本上記。甲・乙・伊ハ「照」、コレハ誤リ。

「天下」、甲・乙・伊ハ「天下」ノ下ニ「者」アリ。拓本ニハナシ。

琉「球」、「球」ハ拓本。乙・甲ハ「珠」トアリ、「珠」ハ誤リ。

「中朝」、拓本ニハ「中朝」トアリ。甲・

中山孔子廟碑記

琉球國新建至聖廟碑記

夫以二聖人一而君二天下一、不レ如下以二聖人一而師中天下上也。君二天下一者、澤及二於一時一、師二天下一者、擧下凡古今來、天之所レ覆、地之所レ載、舟車之所レ至、人力所レ通之處上、靡レ不レ被二教化一焉。噫豈偶然哉。蓋嘗稽二古危微精一之旨一、堯以レ是傳二之舜一、舜以レ是傳二之禹一、禹以レ是傳二之湯一、湯以レ是傳二之文武周公一、至二我孔子一、而集其大成。所以刪二詩書一、定二禮樂一、贊二周易一、作二春秋一、使下天下後世

之君臣、父子、夫婦、昆弟、朋友、無レ

乙・伊ハ「日月」トアリ誤リ。

師二天下一者、擧下凡古今來、天之所レ覆、地之所レ載、舟車之所レ至、人力所レ通之處上、

「通」、拓本上記。甲・乙・伊ハ「照」、コレハ誤リ。

靡レ不レ被二教化一焉。噫豈偶然哉。蓋嘗稽二古危微精一之旨一、堯以レ是傳二之舜一、舜以レ

「天下」、甲・乙・伊ハ「天下」ノ下ニ「者」アリ。拓本ニハナシ。

琉「球」、「球」ハ拓本。乙・甲ハ「珠」トアリ、「珠」ハ誤リ。

「中朝」、拓本ニハ「中朝」トアリ。甲・乙・伊ハ「貢獻」トアリ、コレハ誤リ。

是傳二之禹一、禹以レ是傳二之湯一、湯以レ是傳二之文武周公一、至二我

孔子一、而集其大成。所以刪二詩書一、定二禮樂一、贊二周易一、作二春秋一、使下天下後世

之君臣、父子、夫婦、昆弟、朋友、無上不二相安一。于二名分一靡レ有レ亂者。較三

之君二天下一何如也。琉球遠在二海外一、去二中國一萬里、宜若下不レ聞二聖道一者上。

然自二明初一、通二中朝一膺二王爵一、至二洪武二十五年一、王子洎・陪臣子弟、皆

入二大學一、復遣二閩人三十六姓一往鐸焉。雖二東魯之教澤漸濡一而

尼山之儀容未レ覩。及二萬曆年間一、紫金大夫蔡堅、始繪二聖像一、率二卿中縉紳一

祀二於其家一、望レ之儼然。令三人興二仰止之思一。至二

皇清定レ鼎、文教誕敷、斯文丕振、較レ前尤盛。故於二康熙十一年一、前紫金大

夫金正春啓二請立一レ廟、

「容」。乙・伊共ニ「容」。甲「客」。

「客」ハ「容」ノ誤リ。

思ノ下ニ、「不可謂非聖教之流於海外也」。コノ文拓本ニハナシ。甲・乙・伊ニハアリ、コレハ誤リ。

甲・乙・伊ニハ盛ノ下ニ、「時有紫金大夫金正春」ノ文字ガアッテ、康熙十一年ノ下ニハナク、「議」字アリ。拓本ハ「盛」ノ下ニ、「故」字ノミアッテ、康熙十一年ノ下ニ「前紫金大夫金正春啓」トアル。

「係工訖其功」、拓本ハ上記ノ如ク、甲・乙・伊ハ「如中國制」トアリ、コレハ誤リ。

王「亦」命、拓本ハ上記。甲・乙・伊「王乃令」トアリ、コレハ誤リ。

儒臣「於」、拓本上記。甲・乙・伊「儒臣行」トアリ、コレハ誤リ。

上丁日行、拓本ニアリテ、甲・乙・伊ニハナシ。

王允二其議一、廼卜二地久米村一、命二匠氏一庀レ材、運以二斧斤一、施以二丹臒一。至二康

熙十三年一告レ竣。越明年塑二

聖像於廟中一、左右列二四配一、係レ工訖二其功一。

王亦命下儒臣於二春秋二丁、上丁一日一行中釋奠禮上。既二新二輪奐一、復肅二俎豆一。猗歟、

盛哉。從レ此覩二車服禮器一、恍如。登二

闕里之堂、躬逢其盛也。師天下之功、不レ於レ此、而見二其無一レ外哉。爰臣順則、奉二教令一摛レ筆而述二興□始末一並勒二諸石一、以垂二不朽一云。

大清康熙五十五年、歲次二丙申一、十二月望後二日。琉球國協理紫金大夫臣程順則謹撰並書、

孔子廟、創建修葺年月、並各官姓氏附錄、康熙十年辛亥冬、協理紫金大夫金正春、識立レ廟、明年壬子春正月、啓請、

王諱喜允（貞）其議、諭二國相尙象賢、三法司毛泰永、毛國棟、毛國珍一、令二長史周國俊（ヲシテ）卜一レ地。乃鳩レ工築二四圍石墻一。督工官大夫金正華蔡彬、都通事程泰祚、通事王可法、康熙十二年癸丑、始作二廟堂及大門二門厨房一。嗣築二屛墻一、翌年甲寅告レ竣。督工官大夫金正華、通事阮廷嘉、司貨紳士柳思英趙世勳、筆者尤鵬、是時自二王世子一、以下士大夫、皆有二喜助一、捐レ資收レ資。官大夫陳初源、紳士鍾瑾、通事梁珍材、魯益、金世銘、梁邦基、鄭職良、蔡應瑞、

康熙十四年乙卯夏塑二聖像及四配像一。督工官正議大夫蔡國器、通事江自煥、金世銘、塑匠宿藍田、畫師查秉德、

康熙二十四年乙丑夏、長史蔡鐸王可法、請修廟國相尙弘毅、法司官毛泰永翁自儀

「教令摛筆而述興□始末並」、拓本上記。甲・乙・伊ハ「王命紀建廟顚末謹摛筆面記以」トアリ、コレハ誤リ。

「以」垂、拓本上記。甲・乙・伊ハ「永」トアリ、コレハ誤リ。

「五十」、五十ノ下ニ、甲・乙・伊「有」字アリ、コレハ誤リ。拓本ニハナシ。

「朽」。三本共ニ「朽」。

「朽」ハ「朽」ノ誤リ。

「鵬」。乙・伊共ニ「鵬」。甲「鵬」。「鵬」ハ「鵬」ノ誤リ。

官「毛」。「毛」カラ、甲ノ一八七ページ終リカラ

聖像及四配像一。督工官正議大夫蔡國器、通事江自煥、金世銘、塑匠宿藍田、畫師查秉德、

康熙二十四年乙丑夏、長史蔡鐸王可法、請修廟國相尚弘毅、法司官毛泰永翁自儀啓

王令ニ紫巾官蔡芝仝工正所工正官毛良茂修レ之。七月九日興レ工、八月四日訖レ功。

康熙五十四年乙未仲夏、臣順則、仝長史阮瓚鄭廷極、請修廟國相尚祐、三法司向元良翁自道馬獻圖啓ニ

國王謹敬殿下一令ニ工正官向其聖修レ之。筆者衛受瑞金饒地、十一月二日起レ工、十二月二十二日報レ竣。董瓦官毛興祚、康熙五十五年丙申八月十五日、始修ニ飾一聖像及四配一。至ニ十二月朔日一完レ功。督飾官毛輔德、畫師吳師虔、

以上官員、皆有レ功ニ文廟一。及レ今弗レ紀、後將無レ有ニ傳レ之者一。故紀ニ姓氏一、與レ廟垂ニ無窮一矣。臣程順則再識

官「毛」。「毛」カラ、甲ノ一八七ページ終リカラ五行目、「題停雲樓」マデ伊ナシ。

「茂修」。乙「茂修」。甲「茂修修」。「茂修修」ハ「茂修」ノ誤リ。

「飾」。甲・乙「餙」。「餙」ハ「飾」ノ誤リ。

「飾」。右ニ同ジ。

五二　比謝橋碑文（乙）

夫比謝村者、在二王城之北一。村南有二甘井崎一、茂林松樹一。其下有二一井泉一甘。往返人民委飲レ之。故名レ之曰二甘井一。北有二諸山一、林壑尤美。望レ之爲二巍然一者、讀谷山古城、半着二流霞一、半着レ烟。東西有二一江一清水一、此水出レ自二連山一不レ止、夙夜至二於渡口港一、入二于海一。架レ之以レ橋、所謂比謝橋。凡長江之水、無二橋梁一、人民不レ能二徒渉一而不レ堪二其憂一、河山亦不二壯固一焉。故從二迂古一、只設二木板一、造レ杠、使レ不レ患二其徒渉一也。雖レ然歷年年久、創造之始、不レ可二得而考一者上也。只於二康熙丁未己巳兩年之間一、纔加二補葺一、往來有レ助耳。未レ經二數秋一、或爲二風雨一所レ飄、或爲二蟲蛀一所レ爛、民不レ堪二修レ之之役一、非二一日一矣。且至二風雨之時一、橋路滑亂、人民擧レ步難レ前、不レ能二進一入王都一、何苦似レ之哉。方今國相及二三司台一、爲レ民動レ心、立レ言上告。欣逢下我聖主、體二皇天好生之德一、而施中愛國之誠上、特論以レ石爲レ橋。大臣謹奉二令旨一、轉二令幹官一、督二責石匠夫役一、新造二石橋一。時康熙丙申秋八月廿四日起レ工、至二越年春三月十五日一告レ成。從レ此人民免レ滑亂之憂、崎嶇之險一、牛馬喜二負載易一レ馳。仁施二臣民一、愛及二禽獸一。是以國土咸寧、朝野稱曰二今

「王」。乙「王」。甲「王」。「玉」ハ「王」ノ誤リ。

「梁」。乙「梁」。甲「架」。「架」ハ「梁」ノ誤リ。

世猶二堯舜之世一。故王者之民、皞々如也。茲稱二小臣一記二此碑文一。臣等不レ

五日一告レ成。從レ此人民免二滑亂之憂一、崎嶇之險一、牛馬喜二負載易一レ馳。仁施二臣民一、愛

及二禽獸一。是以國土咸寧、朝野稱曰三今
世猶二堯舜之世一。故王者之民、皞々如也。茲俾三小臣一記二此碑文一。臣將二何述一。今吾
王與レ民同レ樂之風、仁愛及レ物之誠、家國治平、非二吾所レ紀、安能傳二於後世一。故謹勒レ
石、以紀永不レ朽云。

康熙伍拾陸年丁酉季春吉旦　　中議大夫兼領長史陳其湘楚水氏松堂親雲上謹撰

先過二去此橋一者、南風原親方守周其從レ之也。

奉レ
命修橋官役、併所レ費工夫工錢、今無二審記一、後將レ無レ足レ徵、故于レ碑左開レ之。

計

一、攝政　尙祐豐見城王子朝臣
一、法司　翁自道伊舍堂親方盛富　馬獻圖浦添親方良意　毛應鳳保榮茂親方盛祐
一、奉行　阿天秩南風原親方守周　葉慕蕃兼島親雲上兼滿
一、筆者　麻温理伊良波筑登之親雲上眞途孫　承祖宜野座筑登之親雲上嗣春
一、脇筆者
一、大工　宮城掟親雲上

一、鐫碑

一、務公用　讀谷山間切南風原掟　已上共造石橋官役
　計開
一、細工　二千七百四十三名　工銀五貫二百拾壹錢七分
一、間切夫二萬七百十八名六分五厘　工銀二十貫七百十八錢六分五厘
一、日用夫工銀三貫二百五拾一錢　已上共係石橋費用
一、康熙丁未修葺奉行　毛從福波平親雲上榮紀
一、同己巳修葺奉行　葉自奥喜名親雲上兼敬
一、先過去此橋者　南風原親方守周其子從之也

漢字筆者　陳其湘松堂親雲上再記之

已上「共」。乙、已上「共」。甲、已上。「已上」ハ「已上」ノ誤リ。

「銀」。乙「銀」。甲「錢」。「錢」ハ「銀」ノ誤リ。

「銀」。乙「銀」。甲「錢」。「錢」ハ「銀」ノ誤リ。

「濬」。甲「濬」。乙「濬」。
「濬」・「濬」ハ共ニ「濬」ノ誤リ。

五三　濬江碑文（乙）

山川之爲レ物、於戲靈矣。國家將レ興、氣見二山川一、及二其衰一亦然。是故先賢之於レ國也、獨見二山川氣象一、預察二盛衰之機・得失之要一、必能消二禍于未發之前一也。昔伯陽父以二山崩川竭一爲二之戒一、豈徒言哉。蓋理夫必然矣。夫霸江百川之所レ會也。汪洋澎濞與レ海相通、而貢船暨西北諸艘、畢賴二斯江一往來。眞可レ謂二中山咽喉之區一歟。南距二饒波一、北抵二泉崎一、東達二宇平板敷等處一、商船釣艇、無二處不一レ通。一國血脉、萬民便利、雖二婦人小子一、皆知二其爲一レ要也。近年以來、人或視二小利一忘二大利一。眞玉橋內外、及饒波長川等處、或伐二竹木一闢二田地一、以レ川受二其病一、或聚二泥土一築二田陌一、而川苦二其狹一。舊魯船隻所レ通、今已變爲二涸溝一。其尤甚者、至二乎塞レ川以爲一レ田。而其水也、使下別決二一川一以行上之、是豈水之性哉。宜其陸崩川壞、爛土泥水、流入二霸江一、而江水之深、殆將レ塞矣。此賢知之所二以憂慮一而愚民之不二必畏懼一也。幸今明君敷レ德施レ仁、良相修レ政理レ治、其愛レ民也厚、其憂レ國也深。遂以斯江之將レ塞、畏懼憂慮、特命二向文思・向和憲・向受祐等一、疏二瀹川源一、浚二濬斯江一、大欲二爲レ國消一

「懼」。乙「懼」。甲「懼」。
「懼」ハ「懼」ノ誤リ。

「特」。甲「特」。乙「持」。
「持」ハ「特」ノ誤リ。

禍、不レ知二此理一者、以爲二廢田之可レ惜、或疑二斯江之不レ可レ醫。知二此理一者、皆喜二明良之世、爲レ民興レ利。向文思等細相二山川之勢一、審察二斯江之病一、或攘二田地一、以廣二其川一、或除二爛泥一、以深二其水一。宇平板敷等處、復使二商船得レ通、且長川仍レ舊、決レ致順レ流、臨海寺西、築二石橋二座一、迎恩亭北、構二石橋一座一、渡地村臨レ江築レ塘。及レ架二木橋二座一、使二潮水東西相通一。計橋五座、古皆有レ橋、後共塞レ之。今復相二其地形一、能尋二舊貫一而築焉。垣花村新加二二橋一、共計二木橋三座一、而通二水氣一。泉崎二橋、改修以大二其規模一、兼加二小橋一座一。皆欲レ呑レ吐潮水一、而使二爛泥無レ滯也。牧志之南數派之水、決以西注二泉崎一。是亦所二以助二水力一也。茲自二康熙歲次丁酉五月初五日一起、至二越明年閏八月二十二日一告レ成。或問レ之曰、臨海寺南、石橫レ江轉二潮汐一、出入似レ有レ不レ宜、何爲不レ除。向文思曰、吾聞、斯石乃係二乎風水一、且江與レ海連、颶颱不レ時、若非二斯石之遮一レ海、濤暴進、恐二船隻難一レ泊。問者嘆曰、美哉。成功、所謂先賢獨見二山川氣象一、預察二盛衰之機一、得失之要一、必能消二禍乎未發之前一也者、其斯之謂歟。若復繼レ之、而能補二其功一、非二獨覇江得二其深一、一國血脉、萬民便利、永無二其憂一也必矣。而復今日、

主上憂レ國愛レ民之至意、及國相法司修レ政理レ治之功、將與二天壤一、俱垂二不朽一矣。茲吾奉二憲令一、以作二斯文一、勒二之于石一。吾將何言、謹述二明良際遇之盛一、都兪戒敕之美、

吾奉ニ憲令一、以作ニ斯文一、勒ニ之于石一。吾將何言、謹述ニ明良際遇之盛一、都兪戒ニ敕之美一、以爲ニ之記一云。

時

大清康熙五十七年歲在戊戌十二月穀旦立

正議大夫蔡温文若氏謹撰

副通事鄭國柱廷材氏謹書

計開

國相　尚祐豐見城王子朝匡

法司　翁自道伊舍堂親方盛富　馬獻圖浦添親方良意　毛應鳳勝連親方盛祐

濱江總奉行　向文思本部按司朝智　向和憲垣・花親方朝理　奉行　向受祐玉城親雲上

朝薫・加勢役　衡士榮宮平筑登之親雲上知儀　建開宗西銘筑登之親雲上宗定　筆者

向積善新向積善新里里之子親雲上朝行　向克階前川里之子親雲上朝休　呂用祐仲程

筑登之親雲上通方　麻時春儀間筑登之親雲上眞裕　牛秉鬚座間味筑登之親

雲上秀・博　雍其鴻伊波筑登之親雲上安族

加勢筆者　毛長美粟國里之子親雲上安族

「垣」。乙「恒」。甲「垣」。「恒」ハ「垣」ノ誤リ。

「薫」。乙「薫」。甲「董」。「董」ハ「薫」ノ誤リ。

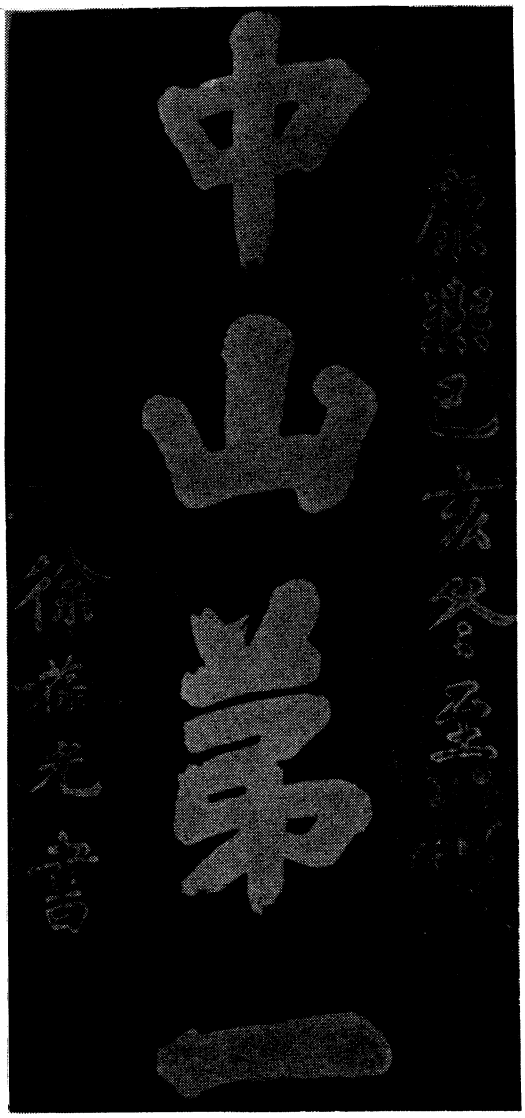
「秀」。甲「秀」。乙「香」。「香」ハ「秀」ノ誤リ。

梅春傳神山筑登之宗善　吳永配我那覇子宗庸　麻朝佐儀間子眞敞
三重城泉崎修橋奉行　麻時秀渡嘉敷親雲上眞房
筆　者　向禎圖粟國筑登之親雲上朝譽　麻其俊野崎筑登之親雲上眞充
石大工　宮城掟親雲上　濱江手代七名
鐫　碑　比嘉筑登之親雲上　城間尓也
已上共係當時諸公及濱江修橋官役
濱江夫四萬二千五百八十九名　工錢十一萬二千八百九十貫
修橋細工五千一百二十二名　工錢一萬六千七百九十一貫
僱夫二萬六百七十四名　工錢四萬一千三百四十九貫
已上共係濱江修橋費用

蔡温末吉親雲上再記
鄭國柱仲井眞通事親雲上書

眞「通」事。甲「眞通事」。乙「眞事」・「眞事」ハ眞通事ノ誤リ。

五四　瑞泉碑文（甲・乙）

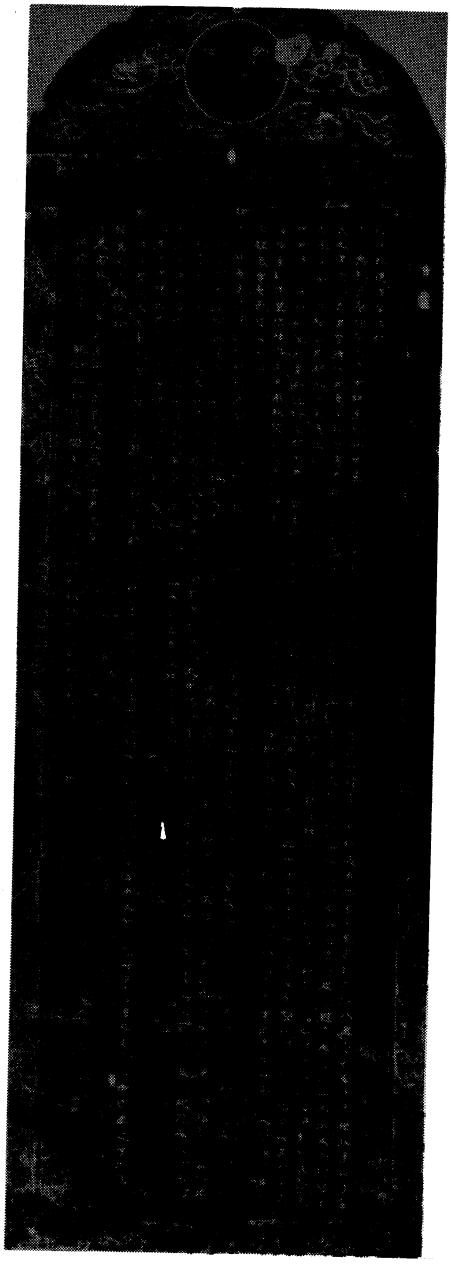


康熙己亥冬至

中山第一

徐葆光書

五五　琉球新建儒學碑記（甲）



琉球新建儒學碑記

中國無二孔子廟一、皆學也。自二京師一至二於十四直省府州縣無慮千百一、靡レ不レ設レ學。學之中、闢二堂寢一以釋二奠於先師一、歲再擧著不レ忘、其自正二所一以爲レ學也。若徒廟祀二孔子一、與二浮屠氏之宮一、何以異。且聖德侔天戔戔牲豆、曷克報稱。而以レ廟爲二中山之祀一孔子一也、四十餘年矣。其未レ知二文學一也。人之謂二中山一也、云、何及レ廟、既立

「寢」。甲・乙共ニ「寢」。
「寢」ハ「寢」ノ誤リ。

「卿」。甲「卿」。乙「鄉」。
「鄉」ハ「卿」ノ誤リ。

人之稱二中山一者。又云何賢王之世世嚮化、與二賢公卿一、都人士之遵二王路一、而道日新也。皆於是打 現記。余万奉 使時、檢前使ノ列錄、讀 王林兩使ノ中山ノ記、知

孔子一、與二浮屠氏之宮一、何以異。且聖德侔天戔戔牲豆、曷克報稱。而以レ廟爲二中山之祀一ニ孔子一也、四十餘年矣。其未レ知二文學一也。人之謂二中山一也、云、何及レ廟、既立下

人之稱二中山一者。上又云何賢王之世世嚮化、與二賢公卿一、都人士之遵二王路一、而道日新也。皆於レ是可レ覘已。余方奉レ使時、檢二前使刻錄一、讀二汪林兩使臣中山孔廟記一、知二其興起一也。有レ端及レ來、是邦封禮未レ行、先拜二廟庭一、楹廡秩如二堂序一、皇如二俛仰之間一、又肅焉而生レ恪矣。大夫程君順則、有二碑記一。建廟顚末、寔成二於康熙之十三年甲寅之歲一、時尚未レ有二所レ謂明倫堂一也。今觀二其廟之左方一、有レ室新建、堂構維傑、上室奉二啓聖公洎一、四配神主一、兩廡舍設レ學教授。歲立二講解師訓詁師二員一、維其人、豐廩鎡尊體貌一、而以二通事秀才若秀才等一、若而人皆從レ業焉。月有レ講、歲有レ考二六經之文一、與二上諭十六條等書一。凡有レ裨二於行誼一者、皆箋刻而講二明之一、斌斌乎。其日懋則斯堂之爲レ之也。八月上丁、釋奠之辰、公卿·人士咸執二帛爵一、擧國欣·欣以就二典禮一。齊宿維二鼎俎、有二實品一列二上下一、有レ度有レ文、遠人圜觀者、皆翕然稱レ之。大夫又以啓二聖公祠一。明倫堂儒學、三大牓來乞二余書一。余矍然知下中山之不二浮屠一我夫子上也。魯頌之閟宮、曰二新廟一奕奕奚斯所レ作。孔曼且碩、萬民是若二大夫啓請一。踵レ廟成レ學、以教二其民一、其自二今日一進二於治一歟。夫中國皆由レ學而有レ廟、今中山則由レ廟而有レ學。登二闕里之堂一、而觀二其車服禮器之維一一、又何先而何後歟。海隅出レ日、罔レ不二率俾一レ堂哉、皇哉、殆不レ越二乎學之一言一而已矣。爰拜手而爲二之銘一曰、

「卿」。甲「卿」。乙「鄉」。
「鄉」ハ「卿」ノ誤リ。

「秩」。甲「秩」。乙「秩」。
「秩」ハ「秩」ノ誤リ。

「卿」。乙「卿」。甲「鄉」。
「鄉」ハ「卿」ノ誤リ。

「欣欣」。乙「欣欣」。甲「攸攸」。「攸攸」ハ「欣欣」ノ誤リ。

水東流兮歸二大荒一、中有レ國兮鄰二扶桑一、虔二職貢一兮戴二我
皇一就二日月一兮聖道大、光二廟貌一兮有レ赫有レ奕、拜レ庭兮祝辭重譯、蠙魚爲レ醢兮羊爲レ
脯、物從レ土兮禮則レ古、弦誦兮兩廡顯顯、海中央兮鄒魯、六學昌兮毋レ忘二厥祖一、由二
世選一兮尒藩尒輔、其永永兮獻レ深、於二我
壽考一兮來賓旅。

康熙五十八年歲次己亥冬十月之望

賜壬辰科探花及第欽命冊封琉球國王副使賜正一品翰林院編修加二級　徐葆光譔幷書

「醢」。乙「性」。甲「醢」。
「醢」ハ「醢」ノ誤リ。
「性」ハ「醢」ノ誤リ。
「羊」。甲「羊」。乙「蠙」。
「蠙」ハ「羊」ノ誤リ。
「脯」。乙「脯」。甲「脯」。
「脯」ハ「脯」ノ誤リ。
「顯顯」。乙「顯顯」。甲「顯々」。「顯顯」ガヨロシカラン。
「旅」。乙「旅」。甲「旅」。
「旅」ハ「旅」ノ俗字。

五六　森川碑（甲）

一七二五

宜野灣間切謝名村有二林岳一名二西森一。有二清泉一名二森川一。往古天女在レ此沐浴。時有二奥間大親者一、邂逅娶レ之。既生二一女一男一、其男名二察度一。後登二王位一。其女不レ知二履歴如何一。

密接、吾元祖尚宗賢伊江王子朝美之母。乃宜野灣間切謝名村、野國掟之女、名稱二城之大按司志良禮一。卽是

尚清王夫人也。自レ爾而來。吾家子孫、毎年五月奉二拜而森及森川之泉一爲レ例。或自二傳說一云。野國掟乃孫奥間之大親之裔流。但世遠籍湮。虚實難レ辨。斯無二如レ之何一而已。然而毎年五月奉拜之例、豈爲二無原一乎。故今良顯等、捐レ資集レ工、砌レ石圍レ泉、並開二其門一、以通二往來一。亦於二西森岳前一、築二修石垣一、其長五丈四尺、並開二其門一、以遲二出入一。皆新修焉。是誠崇レ本追レ遠之義也。爰立二石碑一、以記二其事一云。

大清雍正三年歲次乙巳九月穀旦

「宜」。「宜」ハ「宜」ノ誤リ。

「宜」。「宜」ハ「宜」ノ誤リ。

向和憲垣花親方朝理
向良顯伊江按司朝良
向和聲西平親方朝叙

五七　修宮城橋碑記（甲・乙）

一七二八

凡江河溪澗、能使人往來、而不爲風濤隔斷者、賴有橋以濟之也。是水之有橋、猶車之有輗軏而不可無者也。大里府宮城邑西北、有一派溪水焉。勢雖小、每遇颶、作雨暴、則衆流忽聚、汪洋盈溢、所害者甚多。況東南諸府之人赴於

王都者。皆由於斯、則不可無橋以渡之也。故昔人盡心竭力、西設一座木杠、東築一座石橋、使民得往來之便也。然今歷年已久、或爲虫蛀、所害或爲風雨所傷、頽壞甚極。不特民苦之、卽君相亦憂之。於是國相法司以修橋之事請。

上曰、予念宮城橋在東南要路、所關最鉅、不可久廷之不修也。當今農暇之時、速發帑金以修之、且夫督修者、可不擇人而漫然命之乎。爾等議選群臣中、可任其事者。咸以紫巾官毛愼思、座敷位馬文彬二員對。

上曰、可遂、命彼二員爲督工奉行。由是兩君奉

「衆」。乙「衆」。甲「象」。「象」ハ「衆」ノ誤リ。

欽命一、卽至二其地一卜レ日、鳩レ工經レ之營レ之。廢二東西舊有二兩橋一、中間新築二石橋一口一以通二往來一也。自二雍正六年八月初八日一起レ工、至二十月十三日一告レ成。予看二斯橋一雖レ無二秦皇金柱、漢帝王欄然一、而修築堅固、恰如二金鐵一、永無二衝破之虞一、誠爲二萬世之利一也。從レ此行人利レ涉、歡無二褰裳之勞一、過客通行、欣免二跋涉之苦一。於レ是大王喜成功速、而使二往來無一レ阻隔一也。其棟才慚二製錦一、學愧二鉛刀一。爰奉二憲令一、不レ揣二固陋一、以記二其事一、而勒二於石一永垂二不朽一云レ爾。

時

大清雍正六年歲在戊申仲冬穀旦　　都通事蔡其棟謹記　秀才陳昌言謹書

當時國相法司督工官員姓名、併所レ費工夫錢粮數目、開二列于後一。

一　國相　尙徹北谷王子朝騎

一　法司　向和聲伊江親方朝叙　毛秉仁美里親方安滿　蔡温具志頭親方文若

一　奉行　毛愼思野村親方安察　馬文彬富島親雲上良連

一　筆書　温良直新里里之子親雲上紹里　李善長上江洲筑登之親雲上由精　明元德

照屋筑登之親雲上長好

一　大　工　宮城筑登之親雲上

一　鐫碑工　當原筑登之親雲上

一　錢貳千五百肆拾壹貫伍拾肆文

「王」甲「王」。乙「玉」。「玉」ハ「王」ノ誤リ。
「客」。乙「客」。甲「容」。「容」ハ「客」ノ誤リ。
「刀」。乙「刀」。甲「力」。「力」ハ「刀」ノ誤リ。

「親雲上」ヽ甲「親雲上」。乙「欠字」。「親雲上」ガ可。欠字ハ誤リ。

照屋筑登之親雲上長好

一　大　工　宮城筑登之親雲上

一　鐫碑工　當原筑登之親雲上

一　錢貳千五百肆拾壹貫伍拾肆文

右上細工壹千伍百捌拾捌人壹分伍厘玖毛賃

一　錢壹萬伍千玖百拾伍貫貳百陸拾文

右夫壹萬伍千玖百拾伍人貳分陸厘賃

一　錢肆百□拾九貫貳百伍十文

右奉行併筆者故實

一　錢壹萬壹千伍百肆貫肆百貳拾壹文右石代併諸雜物代

一　米四石貳斗柒升伍合參勺伍才

右奉行併筆者飯米

一　米拾肆石壹斗柒升玖勺玖才

右石細工壹千伍百捌拾捌人壹分伍厘九毛賃

蔡其棟具志親雲上再記

陳昌言仲本秀才再書

「親雲上」ゝ甲「親雲上」。乙「欠字」。「親雲上」ガ可。欠字ハ誤リ。

五八　琉球國創建天尊廟天妃宮龍王殿關帝祠總記（甲・乙）　一七二八

蓋天以二好生大德一、降二神靈一必使レ參二造化一。而主二世道之權一、則人事之修短、國家之隆衰、悉聽二于神靈一。如二天妃天尊龍王關聖一是已。斯國家雖レ有二道義之治一、不レ可レ無二神靈之助一。故琉球夙爲二生民之計一、以レ神爲二斯民之天一、各設二神像一、且擧二祭祀之典一。世行二奠禮一、皆本二乎天一、而報レ本之道也。此報彼應、猶レ有二感格之祥一。國家寧清、五穀豐穰、民安物阜、亦天人合一、幽明默契之理也。所以凡有レ事二朝貢一、取二道航海一者、天妃是崇、忠義報國、特立二臣節一者、關聖維師、雨暘時若而祈二來牟一者、莫レ不二尊親天尊與龍王一。故在昔永樂年間、閩人三十六姓、移二居琉陽一者、奉レ使朝貢、自二京師一塑二天尊神像一、歸請レ命創二建其廟于邑北一。二十二年歲在二甲辰一、又鼎二建天妃宮于村南一、其規模如二中華之制一。嗣後於二宣德正統之間一、重二建上天妃宮于營中一。惟因二二宮一稱レ上、下別レ之。其宮前有二龍王堂一、是五方龍神之殿也。原在二那覇津口仲三重城一。爲二海風一吹壞、不レ堪二修葺一。故崇禎初年、議移二於茲一云。又於二天妃宮之右楹一、奉二關帝聖像一。康熙二十二年癸亥、冊封正使汪公、副使林公、捐二俸五十金一塑レ像。自レ此廟堂捿レ神、有二於清之寧靈一。威顯赫有二如在之妙一。此正事神之盛典、而我球邦永、沐神恩一在二於此一也。爰謙奉二憲令一、取二疇昔之典一、紀二其緣起一、

「雨」。乙「雨」。甲「兩」。
「兩」ハ「雨」ノ誤リ。
「暘」。乙「暘」。甲「賜」。
「賜」ハ「暘」ノ誤リ。
「又」。甲・乙共ニ「又」。
「又」ハ「又」ト同字。
「壞」。乙「壞」。甲「壞」。
「壞」ハ「壞」ノ誤リ。

「壞」乙「壞」。甲「壞」。
「壞」ハ「壞」ノ誤リ。

那覇津口仲二重城一、爲二海風一吹壞、不レ堪二修葺一。故崇禎初年、議移二於茲一云。又於二
天妃宮之右楹一、奉二關帝聖像一。康熙二十二年癸亥、冊封正使汪公、副使林公、捐二俸一
五十金一塑レ像。自レ此廟堂捿レ神、有二於清之寧靈一。威顯赫有二如在之妙一。此正事神之
盛典、而我球邦永、沐二神恩一在二於此一也。爰謙奉二憲令一、取二疇昔之典一、紀二其緣起一、
鐫レ石以垂二不朽一。時
雍正九年歲次辛亥、孟夏吉旦、奉レ旨入レ監讀書官生、旋陞都通事　鄭謙謹撰
蔡宏謹書　漢字典主右筆都通事

附記修造年月

天尊廟　景泰七年丙子九月廿三日新鑄二洪鐘一、康熙三十一年壬申五月大修二神廟一、三十
二年癸酉重塑二神像一。
下天妃宮景泰丁丑年新鑄二洪鐘一、崇禎十六年癸未八月大修二神宮一、順治十八年辛丑仲冬
門前石神二像建立、平氏友寄親雲上景友寄進也。
上天妃宮　景泰八年丁丑五月朔日新鑄二洪鐘一、康熙三十九年庚辰大修二神宮一、五十四年
乙未十月門內石神像建立、左千里眼右順風耳、紫金大夫程順則名護親方寄進也。
龍王殿　康熙三十九年庚辰冬與二天妃宮一同大修二神堂一。
雍正九年仲夏

鄭謙　查考右按再識

五九　重修庇謝橋碑記（甲・乙）　一七三〇

大凡、社稷之事、必有二急緩之勢一、而能審二其機一者、則君相之職也。若夫當レ急者緩レ之、則怠慢廢馳無三以赴二事機一、而政務之序、將三以至二於齟齬一。當レ緩者急レ之、則繁細苛察、無三以存二大體一、而事機之宜、亦以爲二之扞格一。此則明君賢相之所二以深慮一者也。窃按、球國南北之境有二一大川一、而北山人民有レ事二於國都一者、必由二斯川一而過焉。然而川水之勢、汪洋澎湃、非レ杠不レ可レ過也。故往昔之人、設二杠於此一、以通二南北之往來一、名曰二庇謝橋一。誠可レ謂二中山之要區一矣。但木杠之設、易レ壞易レ圮、毎レ有二暴雨颱風一、屢加二修葺一、而庶民不レ免二其勞一也、非二一日一矣。然則斯橋久遠之計、豈非二夫當レ急之務一哉。

恭遇二

聖上、敷レ德施レ仁、良相修レ政理レ治、其愛レ民也厚、其憂レ國也深。康熙丙申之秋、特命二阿天秩一、先已改二築石橋二座一、其北有二杠二座一、姑仍二舊貫一改レ之。雍正七年、五穀豐登、四民鼓腹、遂以三斯橋非二久施之設一、特諭二翁欽忠等一、重二修石橋一座並北杠二座一、築レ石改修、以宏二其規模一。是日也庶民子來、百工鳩集、負レ土者擔レ石者、歡樂爭先。茲自二本年三月念八日一起レ工、至

「者」。甲「者」。乙「者者」。「者者」ハ「者」ノ誤リ。

「恭」。甲・乙共ニ「恭」。「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

「杠」。甲・乙共ニ「杜」。「杜」ハ「杠」ノ誤リ。

「起」。甲「起」。乙「越」。

特命二阿天秩一先已改二築石橋一二座一、其北有二杠一座一、姑仍二舊貫一改レ之。雍正七年、五穀豐登、四民鼓腹、遂以二斯橋非一レ久施之設一、

特諭二翁欽忠等一、重二修石橋一座並北杠一座一、築レ石改修、以宏二其規模一。是日也庶民子來、百工鳩集、負レ土者擔レ石者、歡樂爭レ先。茲自二本年三月念八日一起レ工、至二越年庚戌冬十月初二日一告レ成。吁噫仁政之治、隆二於上一、雍和之俗、成二於下一、萬姓稱二昇平之頌一、旅客喜二往來之安一、未レ有下若二今日一之盛者上也。臣秉哲辱從二群臣之後一、深荷二

聖恩之厚一、茲奉二憲令一、以作二斯文一。伏願覆載愈厚、仁政益施、而明良際遇之盛、河山鞏固之休、永與二天壤一但齊矣。時

雍正八年庚戌冬十月穀旦都通事鄭秉哲・佑實氏謹撰　副通事金鑑君炤氏謹書

重修庇謝橋各官姓氏並費用工錢等項開列二於後一

計開

一國　相　尙徹北谷王子朝騎

一法　司　向和聲伊江親方朝叙　毛秉仁美里親方安滿　蔡温具志頭親方文若

一修造奉行　翁欽忠宮城親方忠眞　馬文彬富島親雲上良連

一筆　者　本善長上江洲筑登之親雲上由精　明元德照屋筑登之親雲上長好

一假筆者　麻永茂古堅親雲上盛冨　馬國器名護里之子親雲上良世

「杠」。甲・乙共二「杜」。
「杜」ハ「杠」ノ誤リ。
「起」。甲「起」。乙「越」。
「越」ハ「起」ノ誤リ。

「旅」。乙「旅」。甲「旅」。
「旅」ハ「旅」ノ俗字。

「佑」。乙「佑」。甲「佐」。
「佐」ハ「佑」ノ誤リ。

梅祖光長濱子孫在

一　石　大　工　比嘉筑登之親雲上

一　鐫　碑　工　桃原筑登之知念尓也

一　石　細　工　七千七百三十六人二分　工錢一萬二千五百一貫二百文

料　米　百三十八石四斗貳升貳合、

一　間切夫　三萬九千三百九十一人六分　工錢三萬九千三百九十一貫六百文

一　諸費錢　九千百五貫七百文

一　故　實　二千二百六十九貫文

一　飯　米　二拾石二斗八合九勺

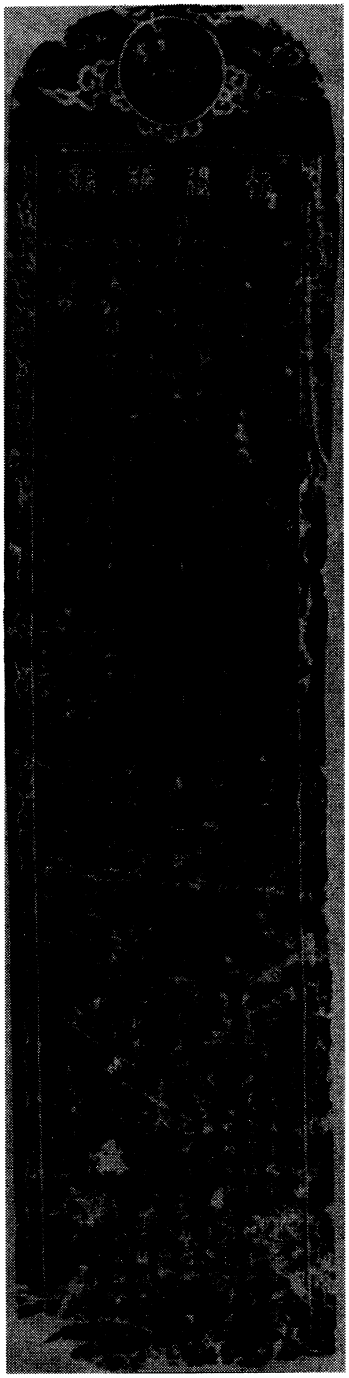
唐榮　鄭秉哲　大嶺里之子親雲上再記　金鑑手登根里之子親雲上再書

乙ニハ石細工と諸費錢ノ間ニ次ノ文アリ。甲欠ク。

料米百三十八石四斗
貳升貳合

一、間切夫三萬九千三百
九十一人六分
工錢三萬九千三百九
十一貫六百文
乙ヲ可トシテ、本文
ニ入レル。

六〇　報得橋記（甲・乙）



兼城之東、數百歩之地ニ、有リ二長江一焉。名曰ニ報得一。源出レ自リ二東風平村一、東ニ遠流シ諸系滿チ、與レ海相通ジ、且東南諸水、自リ二山間一四出シ、洄然縈來、而注ニ於斯江一ニ焉。仰イデ焉望レ之ヲ、則チ有リ二大陵小丘一、環リテ爲ニ屛風ト一、俯シテ焉矚レ之ヲ、則チ有リ二深谷幽泉一、橫ハリテ爲ニ襟帶ト一。是橋也、凡ソ四方ノ賓客、車馬往來之街、八達之會也。至リテハ於ニ夫鄉吏邑民有レ事ニ于首里那覇一者上、亦モ莫レ不レ由ラ二斯ノ道一ニ也。故ニ假ニ架シテ二木杠一ヲ以テ濟レ之ヲ。或ハ遇ヒ二大風暴雨一ニ、洪水橫流時ハ、未ダレ免レ有ルヲ二傾圮之患一ニ也。此レ哲王之所ニシテ二深慮一スル、而愚民不レ知焉。嘗テ稽フルニ二帝王之政一ヲ、惟レ水道橋梁

「洄」。乙「洄」。甲「洄」。
「洄」ハ「洄」ノ誤リ。
「洄」ハ「洄」ノ筆寫体。

爲レ重。故禹王治二洪水一、以功二天下一。高帝築二石梁一、而傳二後世一。此二者、王政之所レ重、而修レ之尤不レ可レ不レ急也。茲幸遇二

明王一敷レ德施レ仁、夙興夜寢、無二一日之懈一、良相修レ政理レ治、晨朝晏歸、爲二兆民一計、恩覃二海澨一、措二國家於泰山之安一、化出二朝廷一、奠二社稷於磐石之固一、五穀豐熟、四民樂レ業、農功已畢、工役可レ興。於レ是

王特命二毛鴻基童能秀等一、以督二修橋事一、竟以二木杠非二久保之計一、革除レ之、新設二石橋一座一、開二兩口一吐二諸水一、以利二往來一也。方二經營之時一、但見二庶民子來一、踴躍趨レ事、各盡二其力一焉。自二雍正十年八月二十一日一起レ工、至二十一月朔日一告レ成。吾看二其橋一、貌若二虹懸一、勢若二龍跨一。規模宏敞、瞻觀奇麗、以壯二島尻之鎖鑰一矣。從レ茲往者、過來者、繼如二雁行之不レ絕。老可レ步、幼可レ行、似二車載之有一レ倚。爰鼎奉二憲令一、以作二斯文一。學慚二豹管一、才乏二鷄碑一、不レ揣二陋拙一、敢借二紫毫一、謹記。耳目股肱、共聚二一堂一之盛、龍虎風雲、聿基二萬世之休一、以見二斯橋之成于太平至治之世一也。遂刻二之于石一、以立二其傍一焉。

雍正十年壬子十一月穀旦　　都通事梁鼎廷和氏謹撰　通事鄭文龍書

時國相法司督工官員姓名併修橋工夫費用數目開二列于後一

國相　尚徹北谷王子朝騎

法司　向和聲伊江親方朝叙

時國相法司督工官員姓名併修橋工夫費用數目開=列于後=

國相　尙徹北谷王子朝騎
法司　向和聲伊江親方朝叙
法司　毛秉仁美里親方安滿
法司　蔡温具志頭親方文若
奉行　毛鴻基奥平親方安三
奉行　童能秀安仁屋親雲上長養
筆者　葉嘉祥喜名里之子親雲上兼寧
筆者　葉永盛仲榮眞筑登之親雲上兼廉
石大工　崎間筑登之親雲上
鐫碑　比嘉筑登之親雲上
石細工　肆千陸百捌拾柒名
夫　壹萬千陸百陸拾捌名

奉行と筆者葉永盛トノ間ニ乙ニ次ノ文字アリ、甲ハ欠ク。「筆者葉嘉祥喜名里之子親雲上兼寧」乙ヲ可トシテ本文ニ入レル。

梁鼎饒波親雲上再記
鄭文龍屋部里之子書

六一　先王舊宅碑記（甲・乙）

一七三八

起二布衣一而救二萬民一、擧二五典一而法二百世一、蓋是時運之所レ關、造化之所レ爲也。然沛公龍顏有二黑子一、而不レ能レ無二計謀一、尊敦才德兼備、而不レ免レ領二義兵一也。此皆爲下不レ可レ爲二道之已一、不レ可二義之忍一也矣。爰吾王素生二於葉壁一、生二得德威一、儼然自有二天眷一、豈下民所レ知焉哉。二次避レ害者、乃爲レ之爾。避レ害昜昜然赴二首里一、見二泰久王之後一、德聲日盛。德王立後、政事自用。王在二御鎖側官一、乃諫曰、臣聞君王之道、持レ己以レ德、養レ民以レ仁、務在二于爲一レ民之父母一。亦有二曳衣哭諫一、所二以懷一レ忠、而抱レ慤也。德王暴虐昄甚。屢諫不レ聽、成化年間、

王、哀嘆致仕、以隱二于是處一。明年德王薨時、臣欲レ立二世子一、集二群臣于朝一。衆默不レ言、有二鶴髮老臣一、忽出レ班高叫曰、國家乃萬姓之國家也。先王所レ爲、暴虐無道、而不レ守二祖業一、不レ顧二民苦一、廢二朝綱一壞二典法一、妄殺二良民一、擅誅二賢臣一、幸今御鎖側官、寬仁大度、四境皆仰レ誠、吾輩之君父也。言未レ畢、滿朝臣士、齊レ聲允諾。親族見レ有レ變、而爭レ先逃走、妃妻擁二世子一、而隱二于眞玉城一。兵追治レ之。群官捧二鳳輦龍衣一來迎接。

「慤」。甲「慤」。乙「慤」。「慤」・「慤」ハ「慤」ノ誤リ。
「昄」。甲「昄」。乙「日」。「日」ハ「昄」ノ誤リ。
「群」。乙「群」。甲「郡」。「郡」ハ「群」ノ誤リ。
「綱」。甲・乙共ニ「綱」。「綱」ハ「綱」ノ誤リ。

「綱」甲・乙共ニ「網」。「網」ハ「綱」ノ誤リ。

守ニ祖業一、不レ屬ニ民苦一、廢ニ朝綱一、壞ニ典法一、妄殺ニ良民一、擅誅ニ賢臣一、幸今御鎖側官、寬仁大度、四境皆仰レ誠、吾輩之君父也。言未レ畢、滿朝臣士、齊レ聲允諾。親族見レ有レ變、而爭レ先逃走、妃妻擁ニ世子一、而隱ニ于眞玉城一。兵追治レ之。群官捧ニ鳳輦龍衣一來迎接。

「慕」。甲「篡」。乙「篡」。「篡」・「慕」共ニ慕ノ誤リ。

王大驚曰、以レ臣奪レ君忠耶、以レ下叛レ上義耶、卿等宜下擇ニ貴族賢德之人一、爲レ君。言畢淚流如レ雨。固辭不レ起、終避ニ于海岸一。群臣慕・追極言力請。

「輩」。甲・乙共ニ「輩」。「輩」ハ「輩」ノ俗字。

王乃仰レ天大嘆。竟脫ニ野服一着ニ龍衣一、遂踐ニ大位一。夫脫衣岩、在ニ正東之海中一、是也。王拂ニ除虐政一、寬以治レ衆、仁以施レ政、君子進而小人退、風俗變而百姓雍。臣衆奏曰、德王親戚竄ニ身于山野一、若不レ殺、恐爲ニ後憂一。王愕然曰、居レ安思レ危、聖哲之所レ教矣。彼輩有レ在、孤家之所レ保也。衆咸感服。遐樂昇平、既而東西兩殿、無レ所ニ顧用一、葢戒ニ流連于後世一、厥旨微矣。然衆民崇ニ王之舊宅一、而不ニ敢犯一。康熙十八年吾曾祖王追ニ思往跡一、重ニ修其殿一、藏ニ所有之寶枕一、庶民崇レ之如レ神。唯四圍竹墻、未レ及ニ築石一。於ニ雍正十三年一、賊盜ニ寶枕一、守者來哀告レ吾。卽率ニ百官一、來與議レ之。擧ニ京臣一、衆爭レ先來搜。遂獲ニ之于田間一。於レ是四墻築石、不レ日告レ成、西殿亦改造焉。

吁嗟

德業之所レ垂ニ于後世一者、如レ斯之不レ易也。而後世亦能保ニ其業一、如レ斯之難矣。吾

生レ千百世之下一、有レ保ツ二其業一、而庶績日新ナル者、蓋シ此レ王ノ德廣運之所レ致ス也哉。

皇清乾隆三年歲次戊午六月十有二日己亥之歲

恭受　冊封裔王敬謹識并盥手拜書

同碑裏文

此時碑文調人數左記

奉行　大美御殿大親向松津霸親方朝房　專役近習頭揚文弼嘉味田親雲上昌房

文字　浦寫繪師主取璽以祚　石嶺筑登之親雲上傳福

冠之繪兼而文字鋪寫　奥小姓殷死良仲松里之子庸昌

筆者　任吾孝上里筑登之親雲上忠隔　向廷棟津霸里之子朝臣　任克恭當山筑登之忠往

石惣大工　赤田村仲村渠筑登之親雲上　同勢頭眞和志村比嘉筑登之親雲上

同細工　赤田村宮平筑登之　汀志良次村上原仁屋　赤田村仲村渠仁屋

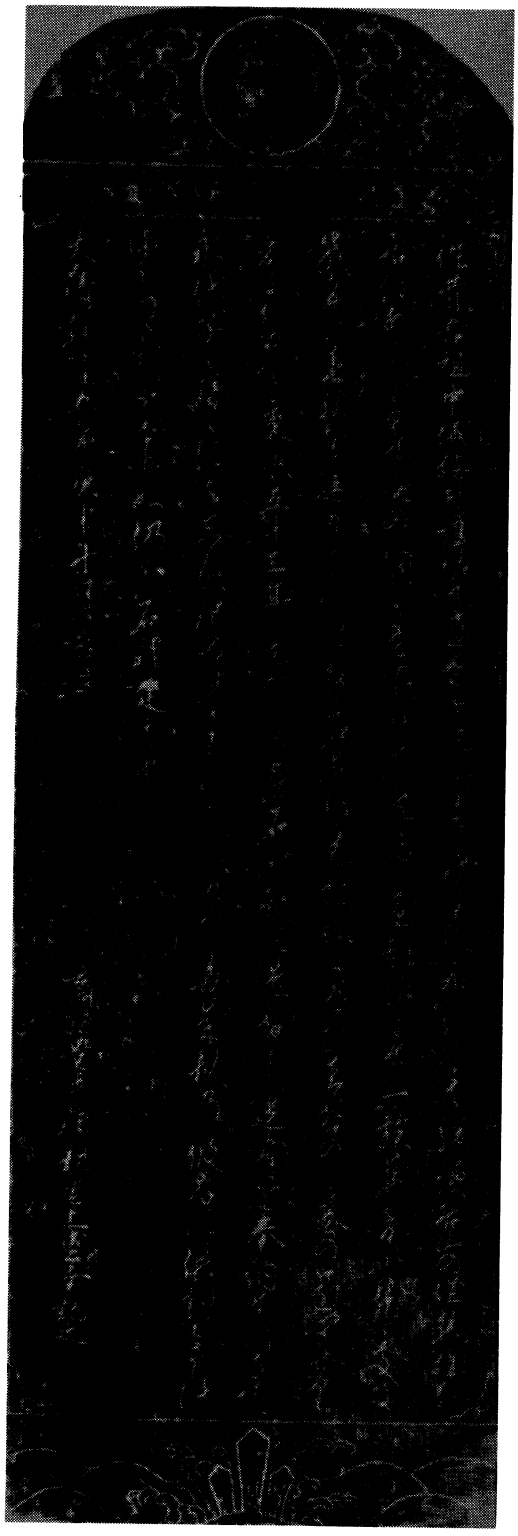
乾隆三年戊午九月日

「恭」。甲「恭」。乙「恭」。「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

「田」。甲「田」。乙ナシ。「田」ガヨロシカラン。

六二　護佐丸墓碑（甲）

一七四〇



往昔吾祖中城按司護佐丸盛春ハ、元山田之城主ニ居給フ、其後讀谷山之城築構ヒ居住アルニヨリテ、此ノ洞ニ墓所ヲ定メ、内ハ屋形作ニテ一族葬セルニ、然處ニ幾年ノ春秋ヲ送リシカバ、築石造材悉破壞ニ及ヒ、青苔ノミ墓ノ口ヲ閉セリ、爰ニオ井テ康熙

五十三年墓門修覆、石厨殿ニ造替シ遺骨ヲ奉納セリ、サテ永代子々孫々ニモ忘ズ、祀絶サランコトヲ思ヒ、毎歳秋ノ彼岸ニ供物ヲサヽケマツル例トナリヌ仍レ之石碑建レ之也。

大清乾隆五年庚申十月吉日

齋孫豐見嶺親雲上盛幸記之

此碑文、康熙五十三年雖レ爲ニ建置一、年來久敷文字不レ詳、依レ之此節建替仕候也。

書調人毛氏山內親方盛方

彫調人毛氏又吉里之子盛庸

六三　重修勢理客橋碑記（甲・乙）

勢理客橋在二于浦添・郡一、而東北之人、有レ事二於那覇一者、皆由二此地一、而得二經過一、因中山之要區也。國禎嘗經二此地一、見二夫諸峰聳一、翠萬松垂レ陰、而斯川也、溶々然、其源遠出二于郡南一、曲折奔流、抵二乎小・湾一、而通二於海一。但此水、非レ橋不レ可レ過、故自二往古一、設レ橋以通二往來一。然本國徒有二橋梁之設一、而築修之正法、未二嘗知一レ之、或爲二暴風一所レ壞、或爲二猛雨一所レ損。康熙己未、橋已重修、至二于辛未一、又破又修、而人民不レ勝二其憂一。乾隆辛酉十二月十八日、雹雨大降、洪水横・流、其壞既極。恭遇二王上弘仁時一、懋至二德日躋一、爰當二農暇之時一、乃慮二徒涉之苦一、特命二憲臺一、令二紫巾官向弘烈察侍紀官毛景文一、築二修此橋一。弘烈景文卽隨二蔡法司一、始學二決川築橋之法一。乃往二其境一、細相二其地一、則諸山起伏間、道路嶮嶇、嶺亦極急、而人馬苦二往還之非一レ安。茲移二址基於西北之岸一、改二修斯橋一、而負載喜二路程之坦然一、且川水逆流處、遵レ法決レ之、而猛雨無二洪水之逆怒一。又橋南本有二泉水一奈。頃・日者・水涸

「添」。甲「添」。乙「添」。
「添」ハ「添」ノ誤リ。
「因」。甲「因」。乙「固」。
「固」ハ「因」ノ誤リ。
「垂」。甲「垂」。乙「垂」。
「垂」・「垂」共ニ「垂」ノ誤リ。
「小湾」。甲「小湾」。乙「小小湾」。「小小湾」ハ「小湾」ノ誤リ。
「修」。乙「修」。甲「條」。
「條」ハ「修」ノ誤リ。
「横」。乙「横」。甲「橋」。
「橋」ハ横ノ誤リ。
「恭」。甲・乙共ニ「基」。
「基」ハ「恭」ノ誤リ。
「苦」。甲・乙共ニ「若」。
「若」ハ「苦」ノ誤リ。

「頃日者」　甲「頃者」。乙「頃日者」。「頃者」ハ「頃日者」ノ誤リ。

不レ流、乃轉依レ北掘ニ得清泉一、以備ニ旅・客之用一。茲自ニ乾隆癸亥八月初三日一起レ工、至ニ于本年臘月念三日一告レ成。四民欣々然、僉喜曰、文明肇間之會、景運初啓之時允矣。浩蕩之恩、普溢ニ朝野一、洵乎皞熙之理、高比ニ唐虞一、而雍化之風、昇平之樂、未レ有下若ニ今日之盛一者上也。國禎今奉ニ憲令一、以作ニ斯文一、愧ニ吾陋質一、亦將奚言。謹述ニ信眼所見一、以爲ニ之記一。時

乾隆九年甲子正月望後三日　　正議大夫鄭國楨廷幹氏稽首謹撰

計開

法司官　向和聲伊江親方朝鄉　蔡温具志頭親方文若　向汝楫識名親方朝榮

督工奉行　向弘烈眞玉橋親方朝近　毛景文高良親雲上盛傳

筆者　夏端鳳內嶺里之子親雲上賢親　喻慕・義嘉手納筑登之親雲上寬通

興永榮山城筑登之親雲上恒因　駱得恭・與那原筑登之春村

石大工　知念筑登之親雲上定常

鐫碑工　上原筑登之吉知　仲村渠尓也宜房　知念尓也定食

已上共係時諸公及修橋之官役

石細工　八千五百六十五人　工錢二萬零三百二十二貫八百九十七文

間切夫　二萬零七百八十一人　工錢二萬零七百八十一貫二百三十文

「旅」。甲・乙共ニ「旅」。
「旅」ハ「旅」ノ俗字。

「恩」。甲「恩」。乙「恩」。
「恩」ハ「恩」ノ誤リ。
「恩」ハ「恩」ノ俗字。

「慕」。甲・乙共ニ「慕」。
「慕」ハ「慕」ノ誤リ。

「恭」。甲「恭」。乙「恭」。
「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

「[illegible]」。甲「[illegible]」。乙「工」。

已上共係時諸公及修橋之官役

石細工　八千五百六十五人　工錢二萬零三百二十二貫八百九十七文
間切夫　二萬零七百八十一人　工錢二萬零七百八十一貫二百三十文
修橋官役之柴米錢　九千四百二十二貫九百八十五文
已上共係修橋之費用

鄭國楨屋宜親雲上再記

「二」。甲「二」。乙「工」。「工」ハ「二」ノ誤リ。

六四　重修天女橋碑記（甲・乙）

一七四四

天德山圓覺禪寺、乃、球陽第一之禪關也。其大門前有圓鑑池、而與王城最近、竊稽、弘治年間、創建一室於圓池中、收置方冊藏經、因架石橋以通來往。至于萬曆間、歷年既久、冊經朽壞、室亦傾敗。天啓元年初建辨財天女堂于其址、始名其橋曰天女橋、而其履歷良有以也。自爾而來、復歷年久、橋將傾崩。恭遇吾

王德、諧神人、功參造化、百廢俱興、諸制共新。豈可視斯橋將傾、而不爲之修葺乎。但斯橋元來靠堂甚近、而非勝覽之規模、特命紫巾官向傑察、侍紀官毛景文等、離堂筑基、重修斯橋、非惟爲勝覽之美、亦將經歷久遠、而無傾壞矣。且圓覺西門、經年圮壞、乃因築橋之便、悉仍舊貫、重修斯門。茲自乾隆九年四月初二日、起工、只見庶民子來、爭先恐後、而至本年六月二十七日告成。蓋吾竊惟、天德禪關、天女堂者、西有龍潭、東有蜒岩、松風洗法、蘿月談空。果是清潔之場、實非塵埃之境。況復吾

王御宇以來、林樹彌々秀、規模彌々新。豈舊日之所較矣哉。培質雖固陋、謹奉憲命記之于石、永垂不朽云。時

「爾」。甲「爾」。乙「尒」。
「尒」ハ「爾」ノ誤リ。
「崩」。甲「崩」。乙「崩」。
「崩」ハ「崩」ノ誤リ。
「恭」。甲・乙共ニ「恭」。
「恭」ハ「恭」ノ誤リ。
「參」。甲・乙共ニ「叅」。
「叅」ハ「參」ノ誤リ。
「俱」。甲「但」。乙「俱」。
「但」・「俱」共ニ「俱」ノ誤リ。

而至二本年六月二十七日一告レ成。盖吾縞惟、天德禪關、天女堂者、西有二龍潭一、東有二蜓岩一、松風洗レ法、蘿月談レ空。果是清潔之場、實非二塵埃之境一。況復吾

王御宇以來、林樹彌々秀、規模彌々新。豈舊日之所レ較矣哉。培質雖二固陋一、謹奉二憲令一記二之于石一、永垂二不朽一云。時

大清乾隆九年甲子仲冬穀旦立正議大夫蔡培叔厚氏謹撰　副通事鄭文龍常健氏謹書

計開

法司官　向和聲伊江親方朝鄉　蔡温具志頭親方文若　向汝楫識名親方朝榮

督工奉行　向傑澤岻親方朝衡　毛景文高良親雲上盛傳

筆者　毛成謀掛保久里之子親雲上盛寬　喻慕義嘉手納筑登之親雲上寬通

玉楊朴眞榮城筑登之德康

石大工　知念筑登之親雲上定常

鐫碑工　上原筑登之吉知　仲村渠尓也宣房　知念尓也定良　高安尓也常安

已上共係時諸公及修橋之官役

石細工　三千二百三十四人五分二厘　工錢一萬一千四百九十二貫

日用夫　二千二百三十四人零三厘　工錢四千四百六十八貫零六十文

間切夫　二千七百三十七人三分二厘　工錢二千七百三十七貫三百二十文

計開ノ前ニ乙ハ次ノ文アリ。

「嘉慶二年戊午季冬穀旦漢字典主都通事金武樞應中氏謹書」乙ハ計開ヨリ朝榮マデ三十二字欠ク。

「慕」。甲・乙共ニ「蔡」。蔡ハ「慕」ノ誤リ。

「岻」。「紙」ハ「岻」ノ誤リ。

修橋官役之柴米錢　一千六百二十五貫二百九十八文

已上共係修橋之費用

蔡培福地親雲上再記　鄭文龍屋部親雲上再書

曾所レ設碑、歷年久遠、而致三壞倒一、因レ此命レ官改三造之一、仍勒三舊文一以垂三不朽一矣。

是時官役併費用記レ左、

國　相　尙周義村王子朝宜

法司官　向天迪伊江親方朝睦

馬文瑞與那原親方良頭

毛國棟嵩原親方安執

奉　行　向永秀恩河里之子親雲上朝顯

筆　者　殷有慶渡名喜里之子親雲上庸定　眞曾仁高宮城里之子實春

石大工　高江洲筑登之親雲上

鐫碑工　比嘉爾也　金城爾也　島袋爾也

石細工　九十一人七分八厘

日用夫　九十八人四分六厘

修碑需錢統計　九百拾壹貫七百八拾六文

嘉慶三年戊午季冬吉旦　漢文總司都通事　毛超群奧間里之子親雲上能安氏記

「朽」。甲・乙共ニ「汚」。
「汚」ハ「朽」ノ誤リ。

金城爾也「島袋爾也」。乙「島袋爾也」。甲ナシ。「島袋爾也」ガヨロシカラン。

カラン。

石組工　九十一人七分八厘

日用夫　九十八人四分六厘

修碑需錢統計　九百拾壹貫七百八拾六文

嘉慶三年戊午季冬吉旦　漢文總司都通事　毛超群奧間里之子親雲上能安氏記

金武樞多嘉良里之子親雲上再書

六五　新修美榮橋碑文記（甲・乙）

一七四四

盖夫川澤之水、能設二橋梁一、則人民無二徒涉之患一、而牛馬受二往來之安一。是則賢君治國之先務也。窃按斯堤也、東有二首里一、西有二那覇一、而其北有二泊港一。故自二那覇一抵二于首里一、必經二斯堤一。只是斯堤、自二數百年前一而來、築橋三座、而其橋也窄、其水也淺、擧國人民、不レ得二其便利一也久矣。方今吾

王仁同二舜日一、德配二堯天一。國相法司留二心國計一、軫二念民生一、而百廢俱興、諸制共新、詎忍二其橋窄其水淺一、而不レ爲二之改修一乎。爰令二紫巾官毛健元等一、宜レ塞則塞、宜レ開則開。惟是此橋卽因二舊址一、以爲二改修一。既于二雍正乙卯冬十月初八日一起レ工、至二越年春二月初六日一、既竣二厥功一。規模宏敞、視二之諸橋一、爲二尤宜一焉。經營之日、但見二庶民子來、爭レ先恐レ後、恰如二周臺不レ日成レ之之風一歟。從レ茲而後、橋廣水深、南至二于泉崙橋一、而曲曲湾湾、轉入二覇江一、與レ海相通。北與二都西諸水一相會、由二于泊橋一。汪汪洋洋、竟能注レ海。故自レ西而南、自レ南而北、商舟客楫、來往弗レ絶、而人民利二水運之便一、牛馬喜二陸運之安一、而人樂物歡、未レ有下盛二于今日一者上。此誠二聖朝之先務一、王政之大經一、而不二止興二一時之利一、乃千百世所二以俱利一也。茲奉二憲令一、

「俱」。甲「但」。乙「但」。「但」・「但」ハ共ニ俱ノ誤リ。
「宜開」。乙「宜開」。甲「開」「開」ハ「宜開」ノ誤リ。
「注」。甲「注」。乙「汪」。「汪」ハ「注」ノ誤リ。
「俱」。甲「但」。乙「俱」。「但」・「俱」共ニ「俱」ノ誤リ。

泊橋一。汪汪洋洋、竟能注レ海。故自レ西而南、自レ南而北、商舟客楫、來往弗レ絶、而人民利二水運之便一、牛馬喜二陸運之安一、而人樂物歡、未レ有下盛二于今日一者上。此誠聖朝之先務、王政之大經、而不三止興二一時之利一、乃千百世所二以俱利一也。茲奉二憲令一、記レ之以レ文。大壯謹將二

君相利レ國愛レ民之至意一、勒二之于石一、永垂三不朽一云。

乾隆九年歲次甲子仲春穀旦立

正議大夫楊大壯長生氏謹撰

漢字典主右筆都通事楊文彬憲章氏謹書

「注」。甲「注」。乙「汪」。「汪」ハ「注」ノ誤リ。

「俱」。甲「但」。乙「俱」。「但」・「俱」共ニ「俱」ノ誤リ。

「垂」。乙「壓」。甲「重」。「重」ハ「垂」ノ誤リ。「壓」ハ「垂」ノ誤リ。

六六　改修牧港橋碑記（甲・乙）

一七四四

窃惟、政以レ安レ民爲レ本、水以二克濟一爲レ利。若江澗之水、無レ設二橋梁一、則路不レ能レ通、而民不レ堪二其憂一焉。故古之哲王、啓二公平正大之體一、施二綱紀法度之教一。當時之寒江、念二民之徒涉一、或成二徒杠一或成二輿梁一、以備二往還之便一。況牧港橋、在二于南北間一、而東北來レ南、西南往レ北之人、必由二于此一而過焉。而此水之源、自二萬壑伏起間一、迤至二邑東一、乃注二于海一。苟無二是橋一、則通路隔絶、何以安レ民。於レ是乎、往古之世、築レ石爲レ堤、架レ木爲レ杠、而除二四民之憂一。然歷年稍久、爲二蟲蛀一所レ害、爲二風雨一所レ傷、修レ之補レ之、而不レ勝二屢役之憂一矣。方今王上德協二天人一、功參二造化一、施レ仁敷レ政、通二國中一爲二一家一、扶レ危好レ生、視二民間一爲二外府一。其愛レ民也厚、其憂レ國也深、遂視二是橋之將レ崩、亦慮二斯民之屢役一、特命二紫巾官馬世龍察侍紀官等一、發二出帑金一招二聚石匠一、改二修石橋七座一。茲自二雍正乙卯之冬十月念八日一起レ工。噫此役也、爭レ先恐レ後。至二丙辰之春二月晦日一告レ成。從レ此人民免二嶮嶇之苦一、牛馬得二任載之安一、而物阜國泰、時雍俗美、擧國僉祝二明盛之世一矣。爰奉二憲令一以作二斯文一、師谷識間窺、豹學愧二雕蟲一、亦將何言。恭述下四境

「功」。甲・乙共ニ「切」。
「切」ハ「功」ノ誤リ。
「參」。甲・乙共ニ「叅」。
「叅」ハ「參」ノ誤リ。
「崩」。甲「崩」。乙「崩」。
「崩」ハ「崩」ノ誤リ。
「官」ノ下ニ乙ハ「等發出帑金」ノ字アリ。甲ナシ。「等發出帑金」ガ可。
「恭」。甲・乙共ニ「恭」。
「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

「等發出帑金」ガ可。

乙卯之冬十月念八日起レ工。噫此役也、爭レ先恐レ後。至二丙辰之春二月晦日一告レ成。從レ此人民免二嶮嶇之苦一、牛馬得二任載之安一、而物阜國泰、時雍俗美、擧國僉祝二明盛之世一矣。爰奉二憲令一以作二斯文一、師谷識間窺、豹學愧二雕蟲一、亦將何言。恭述下四境偏沐二仁風一、八挺深沾二懌澤一、而河山鞏固之盛、明良際遇之体上、以爲二之記一。時

大清乾隆九年歲次甲子仲春穀旦　　現任長史鄭師谷子羽氏謹撰

牧港在二北谷矼三座之內一、其中一座、道光二十六年丙午八月十七日遇二大雨一墳破、隨既修葺、本年十月十八日起レ工、翌年丁未正月初六日告レ成。

附

奉　行　伊丕顯嘉陽親雲上正元　金弘謨吉田里之子親雲上安興

筆　者　東維藩知念里之子親雲上政喜　東體義屋嘉比里之子政宜

毛增壽名嘉原里之子盛設章朝佐　外間里之子正登蔣全保

喜屋武筑登之元健

石大工　島袋筑登之親雲上

「恭」。甲・乙共二「恭」。「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

「鞏」。乙「鞏」。甲「韋」。「韋」ハ「鞏」ノ誤リ。「鞏」ハ「鞏」ノ誤リ。

「体」。甲「体」。乙「体」。「体」ハ「体」ノ誤リ。

「墳」。甲「損」。乙「損」。「損」・「損」共ニ「墳」ノ誤リ。

六七　與座村引泉漑田碑記（甲・乙）　一七四四

盖王者之政、先在レ養レ民。養レ民之道、先在二制田一。而制田之法、必得二水澤一、以爲二之本一。若非二水澤之力一、則農業之家、稍遭二天旱一、不レ可レ無二其憂一矣。是以、古者、農田之法、必開二澮溝一、以防二天災一、亦定二貢法一、以安二民心一。是聖王重レ農、養レ民之要政也。竊按、山南之地、概屬二平地一、而摩文仁・東風平・兼城三郡、並無下澗流之可レ以漑二農田一者上。故遭二天旱一、其苗焦稿、而民爲二之苦一焉。方今、吾王以レ天爲レ心、視レ民爲レ子、常以爲レ民防レ憂爲レ務。乃聞二大里城之東、與座村之前、有二一岩壑一、其壑之下有レ泉、大湧。吾見二其泉一也、源々不レ息二其流一也。滾滾不レ滯、蜿轉曲折、竟入二于海一。吾

王大喜、卽命二高奉行武自勇一、以督二其事一、築二石于壑前一、以遮二其流一、決レ畎引レ水、以漑二農田一。其畎也、遍達二三郡一、其泉也、廣濶萬畝、自レ爾而後、雖レ遭二大旱一、三郡之民、得レ免二乎旱魃之虐一焉。此乃吾

王以二民之憂一爲レ憂、而三郡之民永被二其澤一者、豈非二

聖恩浩蕩之至一也哉。茲稽二其工一、自二雍正四年丙午三月十七日一起レ工、至二于翌年丁未

「濶」。甲「濶」。乙「潤」。
「潤」ハ「濶」ノ誤リ。

民、得レ免二乎旱魃之虞一焉。此乃吾
王以二民之憂一爲レ憂、而三郡之民永被二其澤一者、豈非二
聖恩浩蕩之至一也哉。茲稽二其工一、自二雍正四年丙午三月十七日一起レ工、至二于翌年丁未
十一月初三日一告レ成。嗚呼偉矣。盛哉。其工在二一年一、其功在二萬世一。吾奉二
憲令一、今記二之石一、永與二國祚一共傳二於無窮一矣。時
皇清乾隆九年歲次甲子春王正月穀旦　　都通事阮大鼎宜保親雲上聖器氏謹撰

六八　改決羽地川碑記（甲・乙）

一七四四

葢以二國家之事、千態萬般、其端無窮一、而其大要唯在二於務レ本而已。故曰、凡事皆須レ務レ本。夫民者國家之本、而安二其心一者、卽政法之本也。然則爲レ民防レ患興レ利者、乃君相本分之要務也。窃惟、山北羽地郡、田畝最廣、內有二大川一、源出二于東南萬山之間一、流達二西北一、轉抵二運天一、以通二乎海一。而共曲直、殆與二水性一相逆、每レ値二大雨一、橫流汎溢、屢壞二田畝一。而庶民不レ堪二修葺之役一、然而、往々國人任意決レ川、嘗無下以知二水性順逆之法一者上。但每年川澮、値レ雨卽敗、値レ敗卽修、而人民不レ堪二其憂一也、非二一日一矣。雍正乙卯秋七月間、暴雨大降、川水奔騰、民田盡敗、無二力可レ施、不二啻庶民憂レ之、之。於レ是君相亦深憂レ之。於レ是

特命二法司官蔡温一、改二決其川一、以防二庶民之憂一。爰蔡法司卽率二官僚一、至二于羽地一、度二其地勢一、審二其順逆一、朝出夕歸、悉從二治水之法一、改二決其川一、以致二順流一重二修田畝一而正二經界一、且構二橋四座一、使二民得一往來之便一。所レ謂双龜橋者是也。嗚呼偉矣。非二特一時之功一、實萬世之利也。自二本年八月念三日一、經レ之營レ之、至二十一月十七日一、既告二其成一焉。自レ今以往、居者無二泛濫之憂一、行者鮮二褰之苦一。春耕夏耨、隨レ時務レ

「法」。甲「法」。乙「法」。「法」ハ「法」ノ筆寫体。

「卽」。乙「卽」。甲「郡」。「郡」ハ「卽」ノ誤リ。

「耨」。乙「耨」。甲「蒔」。

其地勢、審二其順逆一、朝出夕歸、悉從二治水之法一、改二決其川一、以致二順流一、重二修田畝一、而正二經界一、且構二橋四座一、使三民得二往來之便一。所レ謂双龜橋者是也。嗚呼偉矣。非二特一時之功一、實萬世之利也。自二本年八月念三日一、經レ之營レ之、至二十一月十七日一、既告二其成一焉。自レ今以往、居者無二泛濫之憂一、行者鮮二褰之苦一。春耕夏耨、隨レ時務レ業、而萬姓咸忻、百官具慶。僉曰

明君綿福、履二千億萬斯年一、遍歡二呼于三十六嶋一。風調雨順、物阜民安、未レ有下如二今日之盛一者上也。茲文龍奉二

憲令一、記レ之、不下敢以二固陋一辭上。因述二決川之顛末一、使レ知二

君相務レ本之治、人民永安之盛一矣。爰勒二諸石一、以垂二不朽一云。時

皇清乾隆九年歲在甲子仲春穀旦

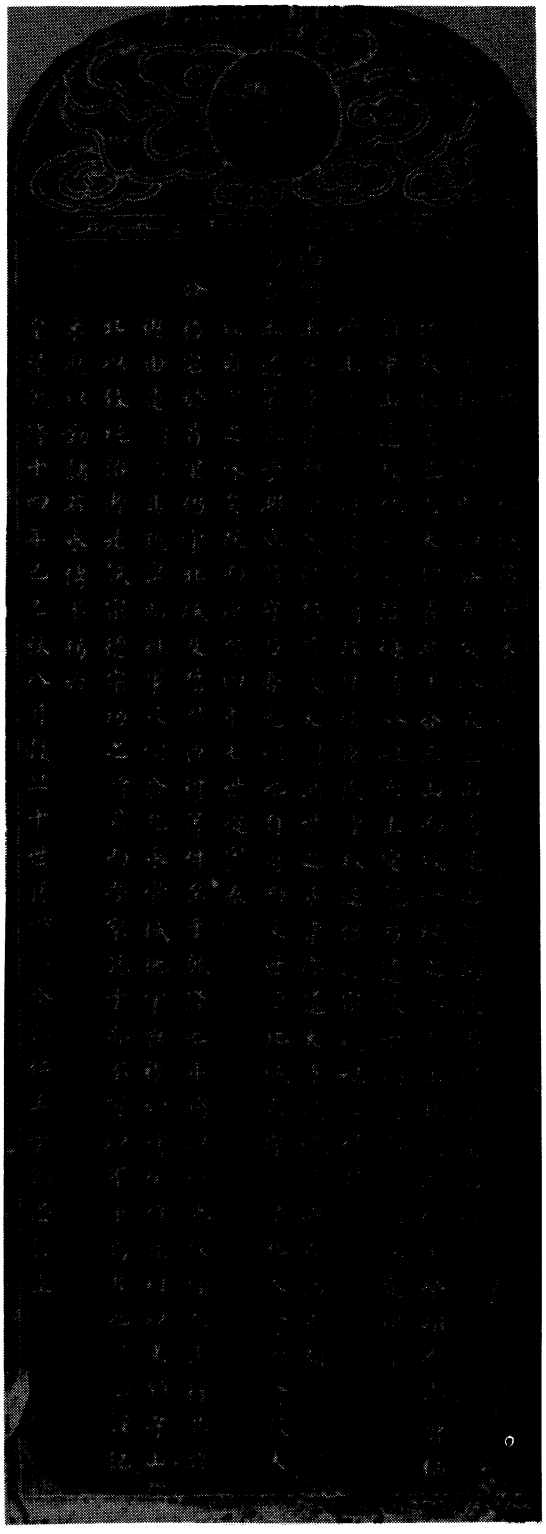
副通事鄭文龍常健氏謹撰

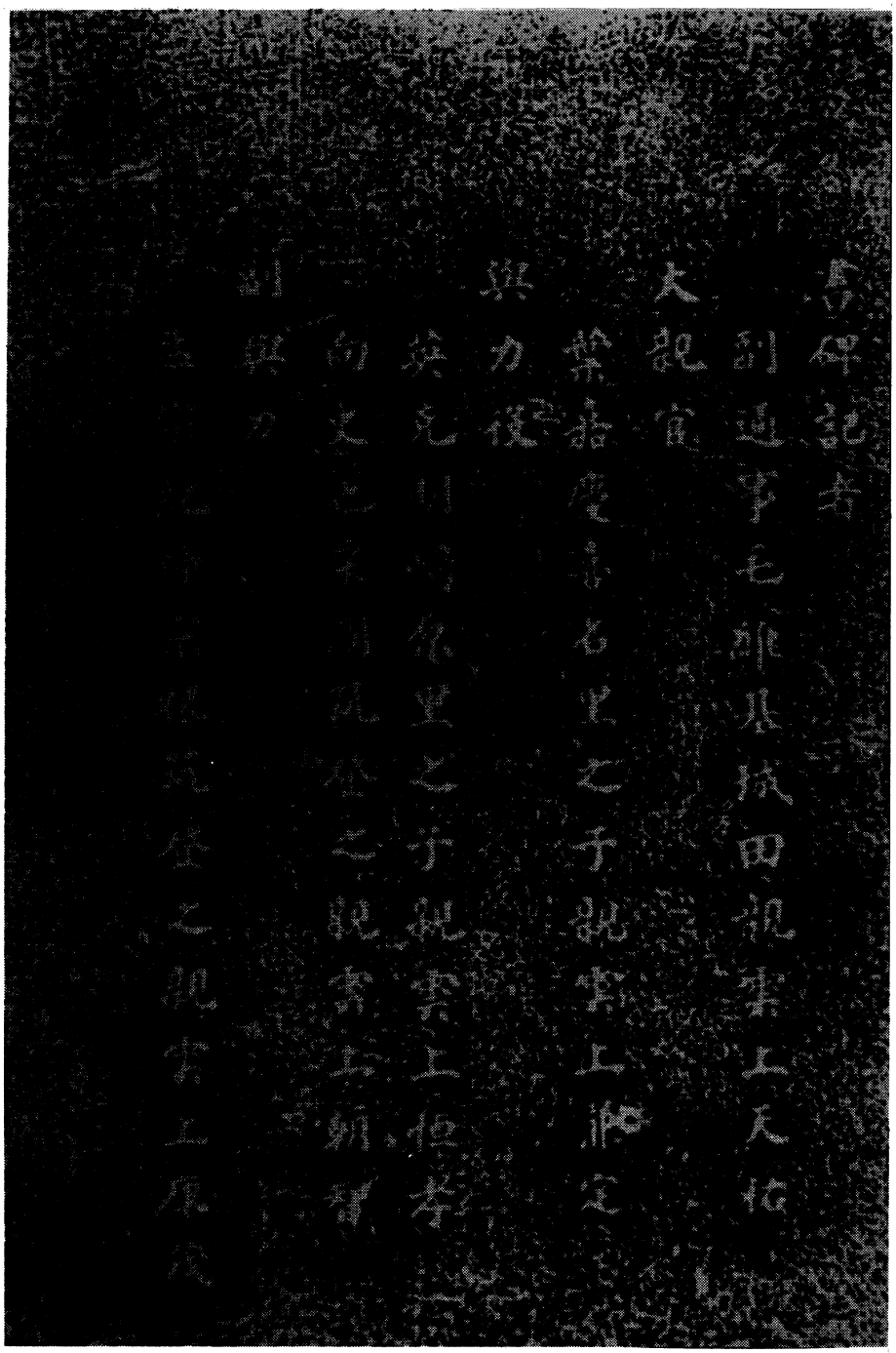
「耨」。乙「耨」。甲「蒔」。「蒔」ハ「耨」ノ誤リ。「耨」ハ「耨」ノ誤リ。

「因」。乙「因」。甲「固」。「固」ハ「因」ノ誤リ。

六九　山北今歸仁城監守來歷碑記（甲）

一七四九





昔者、球陽諸郡四分五裂、終成二三山鼎足之勢一、萬民不レ堪二塗炭之憂一。
佐敷按司巴志、大興二義兵一匡二合三山一、而致二一統之治一。然山北諸郡地、係二嶮岨一、
人亦勇猛、離二中山一遠、教化難レ敷。恐下復恃二嶮岨一、而生中變亂上。乃遣二次子尙忠一監
守、永爲二定規一。至二
德王一、耽二酒色一好二殺戮一、國政日壞、臣民皆叛、遂招下覆レ宗絶レ祀之禍上。時二
尙圓王爲一レ臣民所二推戴一就レ位。蒞レ政大開二萬世之基業一、亦遣二大臣一輪流監守。弘治年
間、
尙眞王遣二第三子昭威一監守。乃吾元祖也。自レ爾而來、世鎭二北城一、永守二典法一、北人
愈懽愈服、大致二雍熙之休一矣。既而康熙四年、七世從レ憲奉レ
令移二宅於首里一。仍掌二北城及舊跡典禮等件一。至二于乾隆七年一、將下以二城地一改授二郡
民一行中其典禮上、由レ是宜謨具既稟二明往事一、恭蒙二兪允一、永營二城地一、掌二典禮一如レ舊。
伏惟、元祖以來、鎭二守山北一以致二純治一者、是誠宗德宗功之所レ累、而吾家孫子、亦
不レ可レ以不レ重焉者也。宜謨謹記二來歷一、以勒二諸石一、永傳二不朽一云。

皇淸乾隆十四年己巳秋八月穀旦　　十世孫宜謨今歸仁王子朝忠謹立

書碑記者

副通事毛維基城田親雲上天祐

大親官

「澈」。甲「莅」。
「莅」ハ「澈」ノ誤リ。

「命」。「奐」ハ「命」ノ誤リ。

皇清乾隆十四年己巳秋八月穀旦　十世孫宜漠今歸仁王子朝忠謹立

書碑記者

副通事毛維基城田親雲上天祐

大親官

葉嘉慶喜名里之子親雲上兼定

與力役

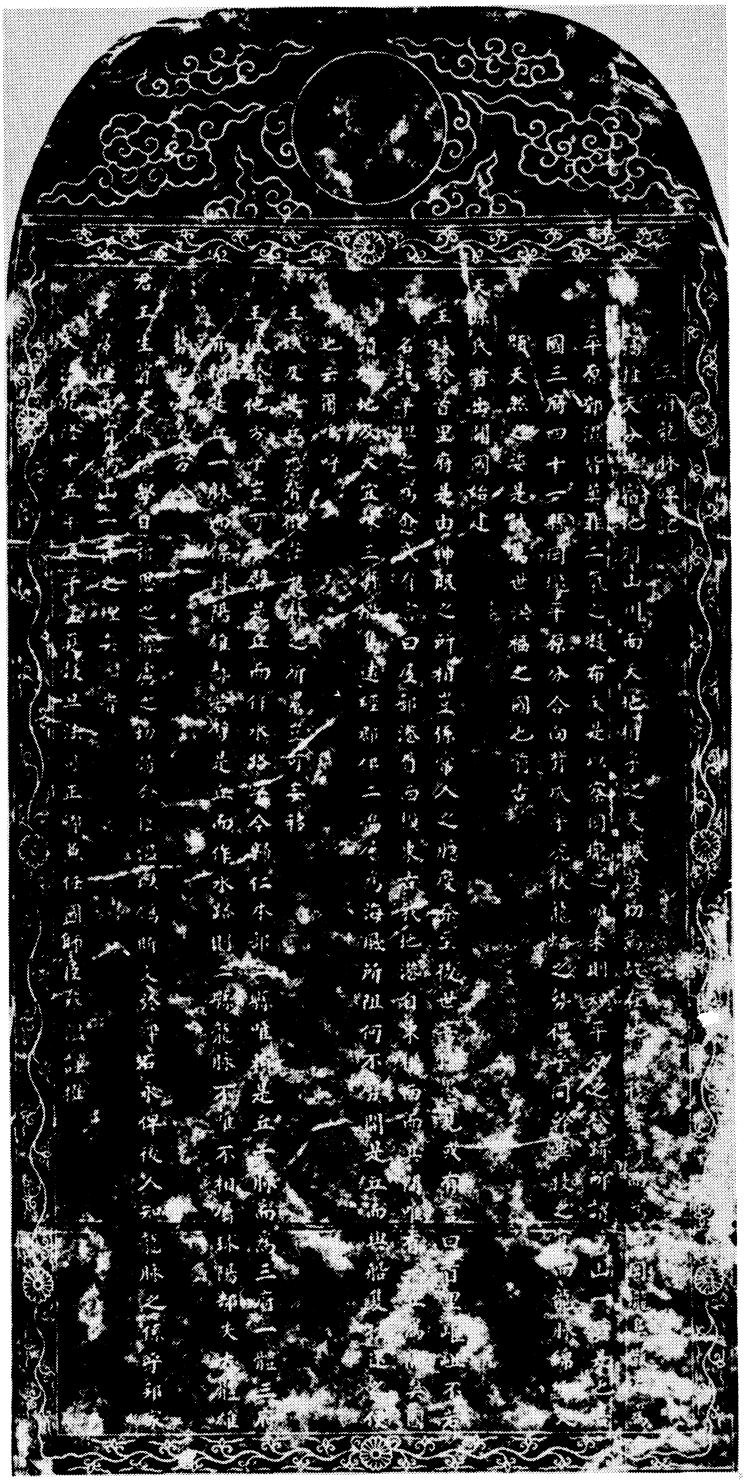
英克明崎原里之子親雲上恒孝

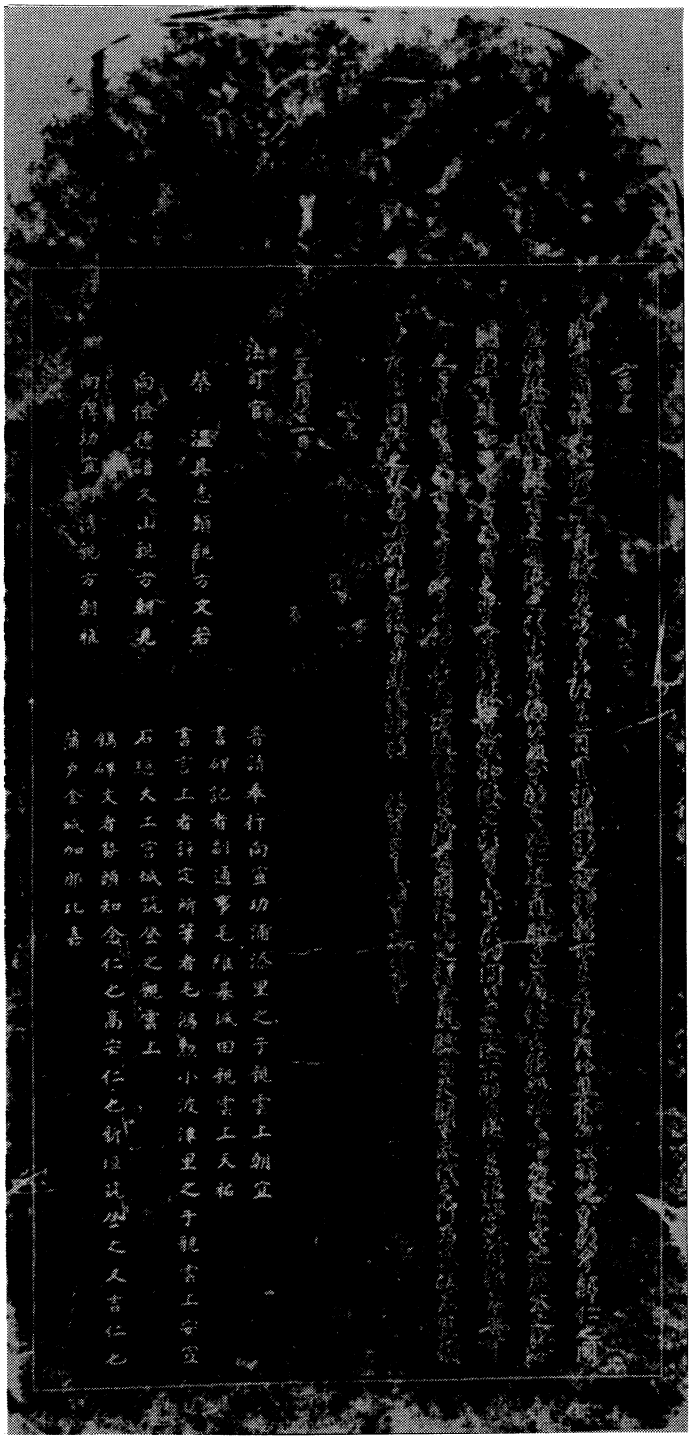
向央也粟國筑登之親雲上朝智

副與力

孟宗紀仲宗根筑登之親雲上康茂

七〇　三府龍脉碑記（甲・乙）





竊惟、天分ニ星宿一、地列ニ山川一、而天地相孚之美、誠莫レ切レ焉。故在レ地成レ形者、峙而爲ニ山岡壠阜一、散而爲ニ平原郊濕一、皆莫レ非ニ二氣之凝布一矣。是以察ニ岡壠之所レ來、

則知二平源之發跡一。所レ謂萬山一貫是也。吾國三府四十一縣、岡壠平原、分合向背成二乎虎伏龍蟠之勢一。得二乎同幹異枝之宜一、而龍脉綿々、大顯二天然之姿一。是誠二萬世洪福之國也。前古

天孫氏首出闢レ國、始建二

王城於首里府一。是由二神眼之所一レ相。豈係二常人之臆度一奈。至二後世一妄懷二愚見一、或有レ言曰、首里嶇岨、不レ若二名護平坦之爲一レ愈、或有レ言曰、屋部港自レ西横レ東、古我地港、自レ東横レ西、而其間唯有二一丘一、而爲レ隔矣。國頭羽地及大宜味三縣船隻、遠經二郡伊一島一、屢爲二海風一所レ阻。何不レ劈二開是丘一、而與二船隻往還一之便上也。云レ爾。嗚呼

王城及其丘、悉皆微茫龍脉之所レ累、豈可二妄移一

王城於他方一乎。豈可下妄劈二是丘一、而作中水路上乎。今歸仁・本部二縣唯賴二是丘一脉一、而爲二三府一體一、三府亦賴二是丘一脉一、而保二球陽雄勢一。若劈二是丘一、而作二水路一、則二縣龍脉、不二唯不一レ相屬一、球陽却失二大體雄勢一也必矣。方今

君王生質天縱、德學日新、思レ之深慮レ之切。特命二臣温一、以鐫二斯文於碑石一、永俾二後人知一レ之龍脉之係二乎邦家景運一而有乙萬山一貫之理甲矣。時

大清乾隆十五年庚午孟夏穀旦

法司　正卿兼任國師　臣蔡温謹撰

「王」。乙「王」。甲「玉」。
「玉」ハ「王」ノ誤リ。
「芵」。甲「范」。「范」ハ「芵」ノ誤リ。
「王」。乙「王」。甲「玉」。
「玉」ハ「王」ノ誤リ。

君王生質天縱、德學日新、思レ之深慮レ之切。特命二臣温一、以鐫二斯文於碑石一、永俾下後人知丙龍脉之係二乎邦家景運一而有乙萬山一貫之理甲矣。時

大清乾隆十五年庚午孟夏穀旦　　法司　正卿兼任國師臣蔡温謹撰

言上

御當國諸山地理之以二氣脉一相考申候得ハ、首里程國都之地理能所者無二御座一候。且亦名護・羽地・本部・今歸仁之間、屋部港・古我知港有レ之候、兩港之頭小嶺相隔候故、本部・今歸仁迄、氣脉連屬仕申候。然處、跡々噂、名護者平地廣大之所ニ而、國都可レ建所と申方爲レ有レ之由、又屋部港、古我知港之頭有レ之候小嶺切開候而、兩港一筋相成候者、諸船之致二往來一安可レ有レ之與申方も爲レ有レ之由に、今相傳申候。若右通仕候者、御當國諸山地理之氣脉相失、國土永代之御爲、甚以、不レ宜儀御座候間、件之譯、委以レ碑記、名護江相建候樣、被二仰付一被レ下度奉レ存候事。

以上

己巳三月二十一日

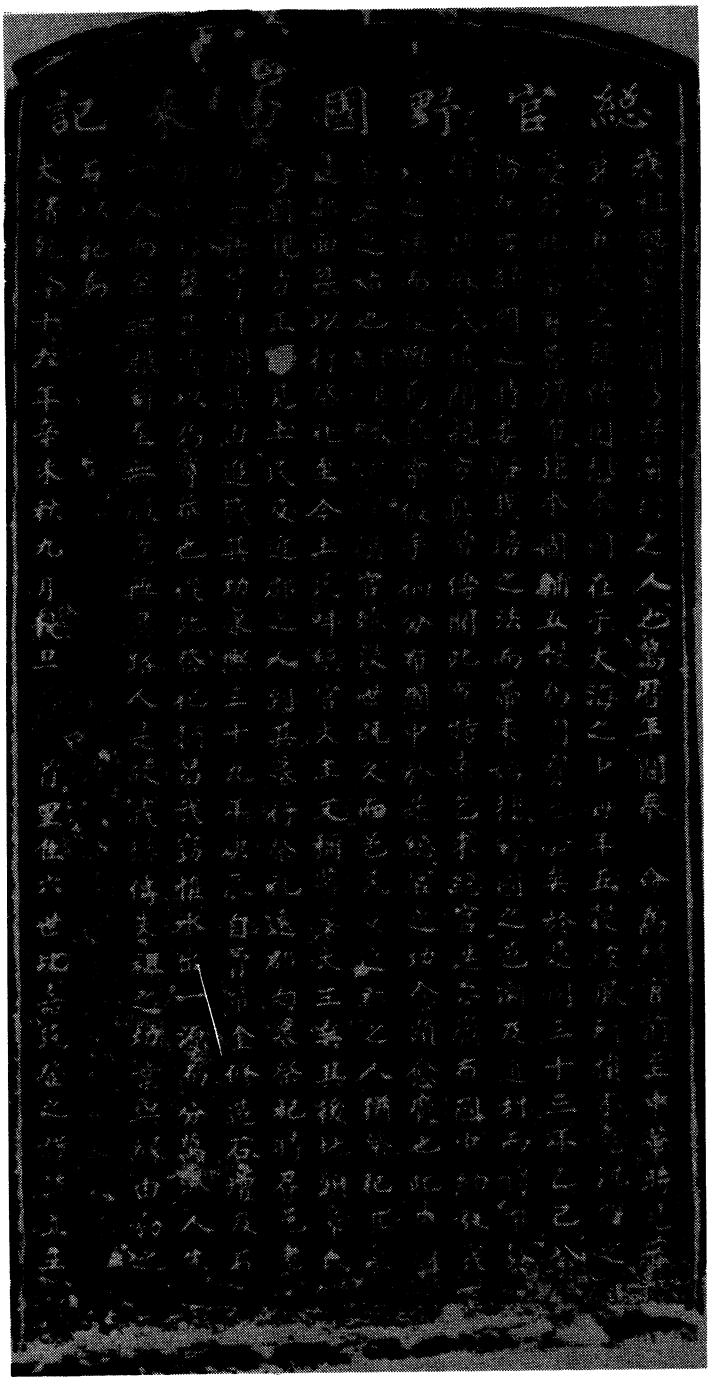
法司官　蔡温具志頭親方文若　向儉德譜久山親方朝見　向得功宜野灣親方朝雅

普請奉行　向宜功浦添里之子親雲上朝宜

書碑記者　副通事　毛維基城田親雲上天祐

「歸」。乙「帰」。甲「𠂤」。
「𠂤」ハ「歸」ノ誤リ。
「帰」ハ「歸」ノ行書。

書言上者　評定所筆者　毛鴻勳小波津里之子親雲上安宣
石總大工　宮城筑登之親雲上
鐫碑文者　勢頭知念仁也　高安仁也　新垣筑登之　又吉仁也　蒲戸金城
加那比嘉



七一　總官野國由來記

我祖總官野國、乃野國村之人也。萬曆年間、奉レ命爲ニ總官一。前至ニ中華一時、見ニ蕃薯一爲ニ五穀之輔佐一、因想本國在ニ大海之中一、每年五穀被ニ風所レ損、不レ免ニ飢饉之憂一。若此蕃薯帶歸、布ニ種本國一、補ニ五穀一、爲ニ國寶一也、必矣。於レ是、同二十三年乙巳、公務既竣、歸國之時、悉學ニ栽培之法一、而帶來、始種ニ野國之邑一、漸及ニ近村一、而將レ布ニ於諸郡一。時麻氏儀間親方眞常、傳ニ聞此事一、特來乞求ニ總官一、速要レ廣ニ布國中一。於レ是、總官之功愈顯愈廣也。此本國蕃薯之始也。（詳見ニ舊記並眞常家錯一也）總官雖レ沒レ世既久一、而邑民及近郡之人、猶祭ニ祀其墓一、遠郡面レ墓以行ニ祭禮一。至レ今土民叫ニ總官大主一、又稱ニ蕃薯大主一矣。其後地頭章氏野國親方正恒、見下土民及近郡之人、到ニ其墓一行ニ祭禮一、遠郡向レ墓祭祀上、特召ニ邑老及子孫等一、詳問ニ其由一、追ニ感其功一。康熙三十九年庚辰、自費ニ帑金一、修ニ造石壇及石厨子一、移ニ葬其壇一、以爲ニ尊恭一也。從レ此祭祀猶昌。我窃惟、水出ニ一源一、而分ニ萬派一。人生ニ一人一、而至ニ無服一、苟至ニ無服一、竟無ニ異路人一。是故我恐傳ニ夫祖之功業與ニ緣由一、勒ニ之石一以記焉。

大清乾隆十六年辛未秋九月穀旦

首里住六世比嘉筑登之謹誌並立

我祖總官野國、乃野國村之人也。萬曆年間、奉レ命爲二總官一。前至二中華一時、見三蕃薯一爲二五穀之輔佐一、因想本國在二大海之中一、每年五穀被レ風所レ損、不レ免二飢饉之憂一。若此蕃薯帶歸、布二種本國一、補二五穀一、爲二國寶一也、必矣。於レ是、同三十三年乙巳、公務既竣、歸國之時、悉學二栽培之法一、而帶來、始種二野國之邑一、漸及二近村一、而將レ布二於諸郡一。時麻氏儀間親方眞常、傳二聞此事一、特來乞求二總官一、速要レ廣二布國中一。於レ是、總官之功愈顯愈廣也。此本國蕃薯之始也。詳見二舊記並眞常家錯一也　總官雖二沒レ世既久一、而邑民及近郡之人、猶祭二祀其墓一、遠郡面レ墓以行二祭禮一。至レ今土民叫二總官大主一、又稱二蕃薯大主一矣。其後地頭章氏野國親方正恒、見下土民及近郡之人、到二其墓一行二祭禮一、遠郡向レ墓祭祀上、特召二邑老及子孫等一、詳問二其由一、追二感其功一。康熙三十九年庚辰、自費二帑金一、修二造石壇及石厨子一、移二葬其壇一、以爲二尊恭一也。從レ此祭祀猶昌。我窃惟、水出二一源一、而分二萬派一。人生二一人一、而至二無服一、苟至二無服一、竟無二異路人一。是故我恐傳二夫祖之功業與一レ緣由一、勒二之石一以記焉。

大清乾隆十六年辛未秋九月穀旦

首里住六世比嘉筑登之謹誌並立

七二　琉球國新建姑米山天后宮碑記（甲・乙）

天孫織ニ錦橋一、渡ニ銀漢一、神女弄ニ珠樓一、標ニ碧漢一。覩ニ麗人於温洛一、是曰ニ宓妃望夫君一兮。清湘猶稱ニ帝子一。矧當レ海童邀レ路。豈無ニ川后靜波者一乎。恭惟、天后孝ニ比曹娥一、友ニ於屈姊一、蒲田誕聖驚看。媧氏鱗身瀛海按行、艷說麻姑鳥爪捧ニ銅符一、以出レ井。早具ニ靈通一坐ニ蓆片一、以臨レ波殊多ニ救護一。法ニ靈蔭空際一、習レ險成レ夷、慧日曜ニ遠洋一重ニ昏夜一。且世所レ稱觀音、度レ世現ニ苦海之慈航一。元、女化身、渡ニ迷津之寶筏一燕・齊・吳・粤一邀播ニ威靈一、宋・金・元・明、疊膺ニ顯號一者矣。若夫姑米山椒向、屬ニ流虬國界一、歲躔丙子律、中ニ林鐘一、煌欽承ニ冊命一、用ニ副使一。臣候ニ勁風一、諏ニ吉日一、浮ニ三翼一、呵ニ百靈一。萬里乘レ楂、迅渡ニ浮糠之險一、洟旬遇レ颶、恰逢ニ洗竈之辰一鼓浪屋一、而碓ニ濤山一轉ニ天輪一、而廻ニ地軸一崩ニ雲屑一、而決レ楫摧レ撞、將レ桂ニ胃於鼈之門一。幾屑沒ニ於黿鼉之穴一矣。夫何神燈隱レ耀、陰火潛然、欻欻紅蜻閃。螢光於ニ沙際一翱々、白燕控ニ鶴駕一、於ニ雲端一。竟使ニ俄頃風清舟安一。磐石温磨、日晏。人上ニ春臺一、

「靈」。甲「靈」。乙「雲」。「雲」ハ「靈」ノ誤リ。

「叠」。甲・乙共ニ「叠」。「叠」ハ「叠」ノ略字。

「颶」。甲・乙共ニ「颶」。「颶」ハ「颶」ノ誤リ。「崩」。甲「崩」。乙「明」。「明」ハ「崩」ノ誤リ。

龍節高擎、僉頌二

皇靈丕暢一。虹旗陰護、晉蒙二海苦一生全。煌誓戒不レ僭、波濤竟渉、拂レ衣寶樹安、歩二丹巖一。爰協同舟、毋レ忘二息壤一念二此山一。大洋浩汗、層峰削成、西顧二甌閩一、千帆超忽東、睇二都邑一、百雉紆餘、爲レ漁爲レ商、渉人於レ焉攸榜、或封或貢、使者由レ是連檣。是宜薙レ草、開レ林崇レ基、表レ刹敬安、寶相虔奉、金姿詢二正使一、而和衷、咨二新王一而肯首。於レ是工以心競、民以悦來、鳩レ事崇レ朝。落成不レ日、飛軒層構、上出二雲電一、反宇神行、下臨二縹緲一、訝二靈鮫之築室一、扑二巨鰲之戴山一。從レ此三危之露、五光四照之花、萬品。中途翹レ首、共指二前津一、半渡息レ肩、可レ登二彼岸一。德永垂二於塵劫一、功無レ量二於河沙一。謹勒二碑辞一用修二歳事一

初獻、迎二

神之曲一、展霓旌レ兮杳々。神陟降兮瑤島。雨霾霰兮靜レ波。風悠揚兮掃レ道。颺毋レ帖兮弗レ爲レ暴。歌且舞兮値二鷺翻一。酒清兮庶好。膜拜兮虔レ禱。神之來兮斑龍導。

亞獻、侑二

神之曲一、鼓瑟兮吹レ笙。張レ樂兮山庭鱟。帆挂兮鼉鼓鳴。横二大海一兮楊レ靈。磨レ銅兮天青。香升兮酒馨。翌三

聖運一兮屬レ國。寧二護球陽一兮垂二神聽一。終獻、送二

神之曲一、酒兮盈レ觴、肴兮盈レ几。犧牲兮盈レ鼎。鮫蛸兮盈レ篚。神歆兮具醉般。紛々兮鳴三

「紆」。乙「紆」。甲「紆」。「紆」ハ「紆」ノ誤リ。
「商」。乙「商」。甲「商」。「商」ハ「商」ノ誤リ。
「颺」。甲・乙共ニ「颺」。「颺」ハ「颺」ノ誤リ。

神之曲一、鼓瑟兮吹レ笙。張レ樂兮山庭鱟。帆挂兮鼉鼓鳴。橫二大海一兮楊レ靈。磨レ銅兮天
青。香升兮酒馨。翌二

聖運一兮屬レ國。寧二護球陽一兮垂二神聽一。終獻、送二
神之曲一、酒兮盈レ觴、肴兮盈レ几。犧牲兮盈レ鼎。鮫蛸兮盈レ筐。神歆兮具醉般。紛々兮鳴二
玉隧一。噴レ霧兮浮レ天。劃レ水兮縮地氷。蠶繭兮八綿神。山禾兮九穗。島左右兮豐登。
舶下上兮利濟。貢二貸琛一兮世々願。

中國聖人兮萬歲、

時乾隆二十一年歲次丙子孟冬月

欽命冊副使

賜正一品服翰林院侍講加三級紀錄四次周煌恭撰

「兮」。乙「兮」。甲「分」。
「分」ハ「兮」ノ誤リ。

「正」。乙「正」。甲「王」。
「王」ハ「正」ノ誤リ。
「翰」。甲「輸」。乙「翰」。
「輸」ハ「翰」ノ誤リ。
「翰」ハ「翰」ノ俗字。
「恭」。甲「恭」。乙「恭」。
「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

七三　天使送賜字蹟

(一)　西殿額并掛床（甲・乙）

高　牓　延　董

題二北宮ノ句請一ニ

檻拂フニ雲中ヲ一使者節

中山王教正

窓臨ムニ海外ニ一大王風

長白全魁

北宮爲ス二

中山王開宴之所ト一。筵弦間

窓臨二海外一大王風

長白全魁

北宮爲二

中山王開宴之所一。筵弦間

奏殿角微涼。蓋沐二我

皇上阜解之餘風一。大和之聲

不レ覺、流二於音樂一云。

長白全魁題并跋

(二) 龍櫃石額（甲・乙）

一七五六

雲

根

石

髓

乾隆丙子杪秋　全魁

(三) 圓覺寺額并掛床（甲・乙）

一七五六

松
石
間
意
長白全魁
乾隆丙子九月既望
莊
嚴
國
土
涪陵周煌題

乾隆丙子周九
五雲樓殿開ク兜率ノ一。
涪陵周煌

百幅袈裟禮ス寶皇ノ一。

禮「寶」皇。甲、「禮皇」。乙「禮寶皇」。「禮寶皇」ガ可。

五雲樓殿開二兜率一、　百幅袈裟禮二寶皇一。

涪陵周煌

禮「寶」皇。甲、「禮皇」。乙「禮寶皇」。「禮寶皇」ガ可。

(四) 天王寺額并掛床（甲・乙）　一七五六

乾隆丙子九月

天

中

天

涪陵周煌題

(五) 天界寺額并掛床（甲・乙）　一七五六

乾隆丙子秋季

玉沙瑤草連二溪碧一。　畫閣金鋪借レ日縣。

涪陵周煌

乾隆丙子初冬題

香

近詩・
天
長白全魁

乾隆丙子九月
聲
光
圓
妙
涪陵周煌題

乾隆丙子九秋
樓閣莊嚴界。山林富貴天。
涪陵周煌

「詩」。甲「詩」。乙「諸」。
「諸」ハ「詩」ノ誤リ。

(六)　崇元寺廟之額（甲・乙）

樓閣莊嚴界。　山林富貴天。

涪陵周煌

(六) **崇元寺廟之額**（甲・乙）　一七五六

乾隆丙子仲秋穀旦

源

遠

流

長

封使全魁 周煌 仝立

(七) **崇元寺額并掛床**（甲・乙）　一七五六

乾隆丙子九月

香

界

心

山
涪陵周煌

萬壑松雲凝レ二紫氣一。千門蘿月照レ二禪心一。

涪陵周煌

(八) 護國寺額（甲・乙）　一七五六

乾隆丙子仲秋
悟
海
潮・
音
長白全魁

乾隆丙子仲秋

「潮」。甲「潮」。乙「湖」。「湖」ハ「潮」ノ誤り。

大
福

大
福
聚
海

涪陵周煌

(九) 臨海寺額并掛床（甲・乙）

一七五六

丙子仲秋
香
雲
花
雨
全魁
乾隆丙子九月
東

渡　潮　音

乾隆丙子周九月

兜率齊宮靜（カナリ）。　琉璃寶地平（カナリ）。

涪陵周煌

(十)　安國寺額并掛床（甲・乙）　一七五六

乾隆丙子九月

主　善　爲　師

涪陵周煌題

乾隆丙子九月

紫雲成二寶界一（ス）。　福地下二全繩一（ス）。

師

涪陵周煌題

乾隆丙子九月

紫雲成二寶界一。　福地下二全繩一。

涪陵周煌

(十一) 慈眼院額并掛床（甲・乙）　一七五六

乾隆丙子九月

作

如

是

觀

涪陵周煌題

乾隆丙子九月

向レ日蓮花淨。　凌レ霜桂影寒。

涪陵周煌

七四　大清琉球國夫子廟碑（甲・乙）

一七五六

聖人之道在二天下一、如二日月之經一レ天也。日月所レ照之地、卽聖人之教、所レ可レ行之地。顧日月至明、而不レ能レ不下隨二天之陰霽一爲中顯晦上。聖道至大、而不レ能レ不下隨二世之否泰一爲中汙・隆上。火於レ秦、黄老於レ漢、聖人之遺經剩藉、亦幾若レ明若レ晦。於二荒巖窮谷間一、哲王有レ作二文教聿興一、而壞レ壁破レ冢之書、不レ宗レ朝斯遍二天下一。我

朝

聖聖相承、稽レ古右レ文、遠邁二前代一、自二靈臺頖宮一、以逮二黨庠里塾一、亦既家禮讓、戸弦歌矣。獨是琉球、遠隔二東海之隅一、言語不レ通、衣服殊レ制、雖二前明納レ貢。幾數百年、而國中以レ僧爲レ師、未レ聞三崇二祀孔氏一。乃我

朝太和翔洽、文治光昌、俾丁千萬里外、重譯之國、禹貢新不レ紀、職方所レ不レ及、皆知遵二六經一崇乙正學甲。今者聖廟巍然、釋奠釋菜、至二卿大夫子弟一、所レ謂秀才若秀才者、彬彬然周旋進反。鼓篋遜二業於其中一。於戲盛矣。昔聖人憂二道之不レ行、慨然有二居レ夷浮レ海之歎一、此不レ過二一時之寓言一耳。又烏知二數千百年而後一

聖天子在レ位、大明二其道一、於二天覆地載之中一、涵濡優游、洋二溢中國一、且東二漸於大海之

「汙」。甲「汙」。乙「汗」。
「汗」ハ「汙」ノ誤リ。

「翔」。甲・乙共ニ「翔」。
「翔」ハ「翔」ノ誤リ。

「涵」。乙「涵」。甲「ナシ」
「涵」ノ本字ハ「涵」。

者、彬彬然、周旋進反。鼓篋遜ニ業於其中一。於戲盛矣。昔聖人憂ニ道之不レ行、慨然有ニ居レ夷浮レ海之歎一、此不レ過ニ一時之寓言一耳。又烏知ニ數千百年而後一

聖天子在レ位、大明ニ其道一、於ニ天覆地載之中一、涵濡優游、洋ニ溢中國一、且東ニ漸於ニ大海之外一也。魁之來レ此、循レ例謁至ニ聖廟一、見ニ其廟貌一。雖レ不ニ崇高一、然頗修整。登ニ明倫堂一、諸弟子員、肄レ業者、凡・案羅列、書籍秩然。既喜ニ其國之秉ニ王化一。而隆ニ聖學一、益歎ニ我

皇上德澤之宏、教化之深且遠一也。乃爲レ銘曰、惟皇御宇、神聖踵レ武、治希ニ軒羲一、道契ニ尼父一。莪菁ニ中陵一、芹茂ニ泮澨一、瑞覩ニ鳥格一、弦揮獸舞、海邦重譯、稽首稱レ臣、白環遙納、楛矢時賡、乃瞻化日、乃被隔レ春、執レ經師レ古、作レ廟維新、纚々博帶、襜々世服、人習ニ墳素一、家親筒牘、籩豆有レ菹、馨香惟菽、歆レ我光レ師、介爾景福。乾隆二十一年歳次丙子秀秋既望

賜同進士出身、欽命冊封正使　賜一品麒　麟蟒服翰林院侍講長白全魁撰幷書

「涵」。乙「滷」。甲「ナシ」
「滷」ノ本字ハ「涵」。
「涵」ガヨロシ。

「凡」。乙「凡」。甲「凡」。
「凡」ハ「凡」ノ誤リ。

七五　啓聖王祠額（甲・乙）

一七五六

乾隆二十一年歳次丙子孟冬穀旦

崇聖祠

欽命冊封副使　賜正一品翰林院侍講周煌敬書

七六　大清琉球國天后神廟碑（甲・乙）

大海一靈奥之區也。包二乾・端一、括二坤倪一、汪洋荒怪、靡レ可二名狀一、則爲二是神一者、固宜。通明變化、元應微妙、而非二尋常臆見所一能測一。天后自二元明一以來、護二海運一佑二封舟一、靈蹟疊著。我

朝定二彭湖一、收二臺湾一、神助尤篤焉・。閩人曰、天后莆田湄洲嶼林氏女也。父愿宗初官都巡檢、后生而神異、常與二羣女一照レ井。井中有レ神、出捧二銅符一以授。後乘二片席一渡レ海、又瞑・坐救二共父兄一也。之厄沒遂爲レ神。然古來神聖之人、往往由レ嶽降、應二星精一生、有二自來一云。有レ所レ爲、則天后之踪跡本末、常人豈易二得而窮詰之一。今者、疊膺二恩褒一、永享二禋祀一。凡夫

王命外宣、偏二荒內一告二下逮一。蕃舶旅舶、商賈之徒、罔レ不レ戴レ主。舟中致レ誠致レ慤、誰敢有下負レ穢臨二深愆一祈上。而虛誓者乎。夫神怪之事、儒者所レ不レ道、然魁之持レ節來二中山一也、泊二姑米島一、颶・颱接踵而至、纜絕柁失。船爲二礁石一所レ破。而東風方勁。將二漂沒一、不レ知レ所レ屆。呼籲之餘、忽得二北風一、引レ舟薄二姑米之麓一。舟雖レ毀人

「乾」。乙「乾」。甲「乾」。「乾」ハ「乾」ノ誤リ。

「焉」。乙「焉」。甲「爲」。「爲」ハ「焉」ノ誤リ。

「瞑」。甲「暝」。乙「暝」。「暝」・「暝」ハ「瞑」ノ誤リ。

「戴」。甲・乙共ニ「載」。「載」ハ「戴」ノ誤リ。

「颶」。甲・乙共ニ「颶」。「颶」ハ「颶」ノ誤リ。

賴以全、詰且視二其故處一。離レ山僅數武耳。少遲俄項。別舟中數百生靈、豈復可レ問。遇三極救二於絶險之餘一、而數百人無二一失者一。神之靈良可レ知已。仰衆人方二呼籲一時、有二神燈一自二雲霧中一順レ桅而下、風遂壯來。蓋舟中數百人、皆壯一本作北見レ之云。魁聞二

聖王在位一。斯百神効レ靈、魁之遘レ險、而夷克將レ成レ命者、皆我
皇上威德所レ致、而又德后之能承二

王靈一、而廣爲二援助一也。乃作二迎神之辭一曰、天風高二于海水一、秋迎二我后于羅一、庶三羞后之來二于羞一本作饈靈棋一翩二赤鱗一擁レ後兮。白羽先二大海一荒荒兮。沒レ月浴レ日、惟后之靈兮。與爲二無極神火一兮。九微神之燈兮。九枝援二我衆一兮。海之淆、俾二我衆一兮。不レ啼而嬉戴二
皇仁一兮。拜二神惠一、華夷同稽首兮。大一統而無レ外。

乾隆二十一年歲次丙子季秋下澣穀旦

賜同進士出身　欽命冊封正使賜一品麒麟蟒服翰林院侍講長白全魁撰拜書

「仰」。甲「仰」。乙「柳」。「柳」ハ「仰」ノ誤リ。

高「于」。甲「于」。乙「子」。「于」・「子」ハ「于」ノ誤リ。

來「于」。甲「于」。乙「子」。「于」・「子」ハ「于」ノ誤リ。

七七　天后宮額并掛床（甲・乙）

乾隆二十一年歲次丙子仲秋穀旦

願
大
能
成

欽命冊封副使賜正一品翰林侍講加三級周煌敬立

乾隆丙子仲秋

神爲レ德其盛レ乎。呼吸回天登レ彼岸一。
臣何力之レ有也。忠誠若レ水證二平生一。

涪陵周煌敬題

七八　姑米島天后宮額并掛床（（甲・乙）

乾隆二十一年歲次丙子孟冬穀旦

玉
山
仙
姥

欽命冊封正副使賜正一品翰林院侍講全魁周煌仝敬立

乾隆丙子初冬

猛鰐風高五夜。慈燈廻二寶筏一。
靈鴉雲擁二千秋一。瀛島拜二珠宮一。

長白全魁董沐題

「筏」。乙「筏」。甲「笌」。
「笌」ハ「筏」ノ誤リ。

乾隆丙子陽月

鳳舸燦神光。一片婆心扶二泰運一。

乾隆丙子陽月

鳳舸燦神光。一片婆心扶泰運。
龍津標聖蹟。萬年福曜鎮安嘉。

涪陵周煌敬題

七九　天使館額并掛床（甲・乙）

露　樂　雲
湛　我　海
扶　嘉　空
卉　賓　青
全魁　全魁　長白全魁

丹詔出二金門一。青雀重瀛銜二鳳尾一。
紫泥開二玉檢一。蒼龍萬里拜二螭頭一。

長白全魁題拜書

乾隆丙子仲秋

聲

乾隆丙子仲秋

聲

教　東　漸

涪陵周煌

聖化浹扶桑。萬里而遙瞻日近。
皇華臨辨嶽。九州之外仰天高。

涪陵周煌

前使徐澄齊先生題停雲樓詩。其序云、康熙癸亥、莆田林舍人麟焻、副汪檢討樽來居使院西偏小樓。題曰停雲、及今三紀葆光以介來亦居是樓。舊額無存。因重書之、且系以詩。

身似孤雲復此停。樓頭擧目海天青。行人舊蹟今何在。鴻爪從來偶一經。
停雲靄々覺身孤。盡日流觀山海圖。一出隨風栖絶島。無心也憶故山無。

題停雲樓

「樓」。乙「樓」。甲「欄」。
「欄」ハ「樓」ノ誤リ。

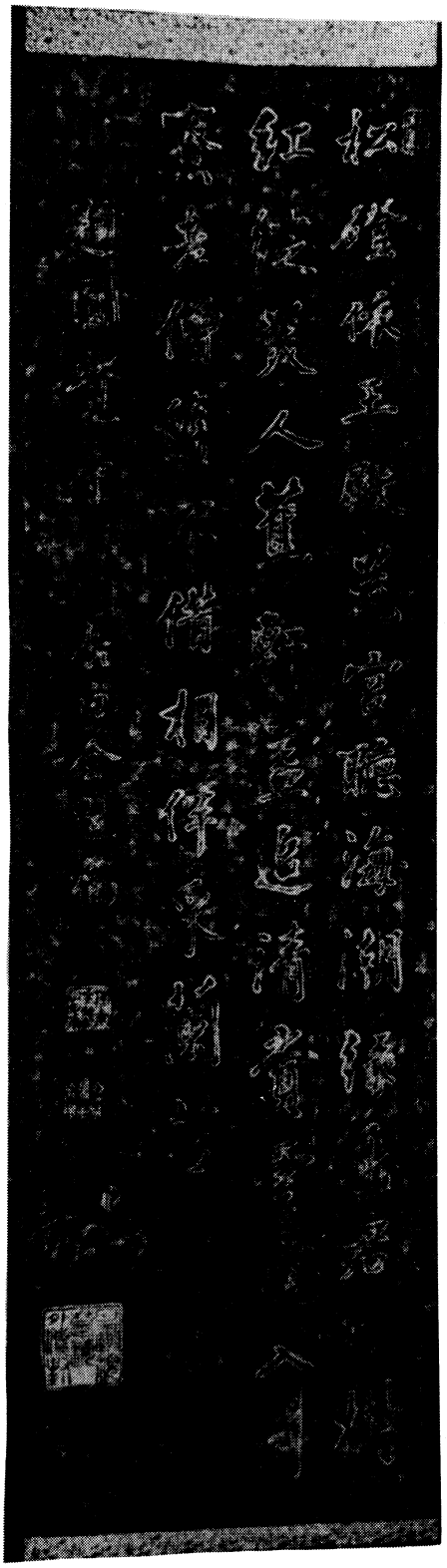
雲去雲來自不レ停。開レ簾惟是有二山青一。莫レ言未二帶孤一根出一。正到レ樓時葉滿レ庭。
未レ信無心是岫雲。見レ仁見レ智偶然兮。海天秋老尋二歸去一。會送二星軺一上二紫氛一。
日日居間獨倚レ樓。盪レ胷生處一虛舟。海翁見慣レ鵬垂レ翼。時向二風前一去留。

余既作二停雲樓三絶句一、將レ書二之型一矣。忽得二前輩澄齊先生詩一、歎下其重書舊額。不レ忘二遺躅之意一、自慚二才不レ逮二古人一。而戀二闕懷鄉一、興感一致。因爲首錄二先生作一。而附二小詩於後一。亦以志二余之景一仰前美云レ爾。

乾隆丙子九月既望　　蜀涪陵周煌景垣氏跋

「因」。乙・伊共ニ「因」。甲「因」。「因」ハ「因」ノ誤リ。

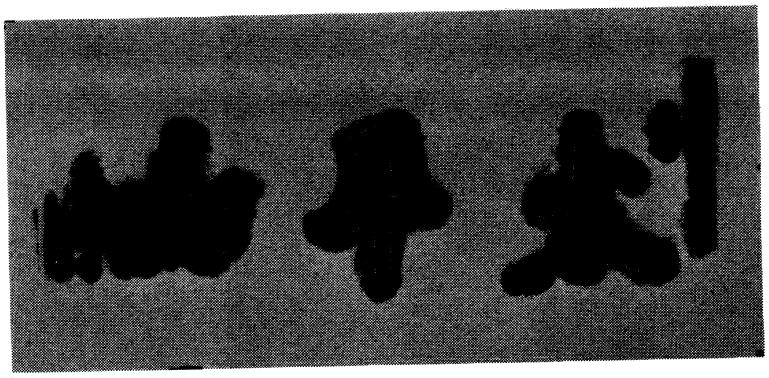
八〇　圓覺寺掛床



松磴依レ王殿一、花官聽二海潮一。綠垂レ君子樹一、
紅綻二美人蕉一。軒盖追二清賞一、雲霞入二華寮一。
老僧讐不レ借、相伴采二蘭茗一。

題圓覺寺　　長白全魁稿

八一　太平山の碑



乾隆丙子初冬

太　平　山

長白全魁

一七五六

八二　石田城碑文（甲・乙・伊）

一七六二

抑筆架山者、文鎭山・硯山・水入山・筆山・印山・印箱山・勢頭山等、致二全備一誠金城内金城・寒水川・立岸四ヶ村第一之風水、殊國土之御飾成、無類之名山也。雖レ然連山之内一山而も相崩候ハ經路不レ致二連續一、且亦此近方人葬石取又者樹木植茂四ヶ村より山形於レ不二相見得一者、風水之爲、不レ宜由候處、數山悉浮石故、繪圖寫付針竿帳之通、筆架山爲二景地一、永々被レ召附一、尤蘇鐵かやすすき類之下草者、地主江相渡、於二此場所一土石取入葬、又者山形障候、樹木不レ植付一様各地主方、眞和志間切江、堅被レ仰付一度旨、四ヶ村中、願書、高奉行次書を以申出、都而願之通御達被レ下候也。仍碑文如レ件。

乾隆二十七年壬午正月十一日

「抑」。甲「抑」。乙・伊共ニ「此」。「此」ハ「抑」ノ誤り。

「連山之内」。甲・乙「連山之内」。伊ナシ。「連山之内」ガ可。

八三　麻姓大城按司眞武塚（甲）大里間切大村字ウツウ原ニアリ　一七六三

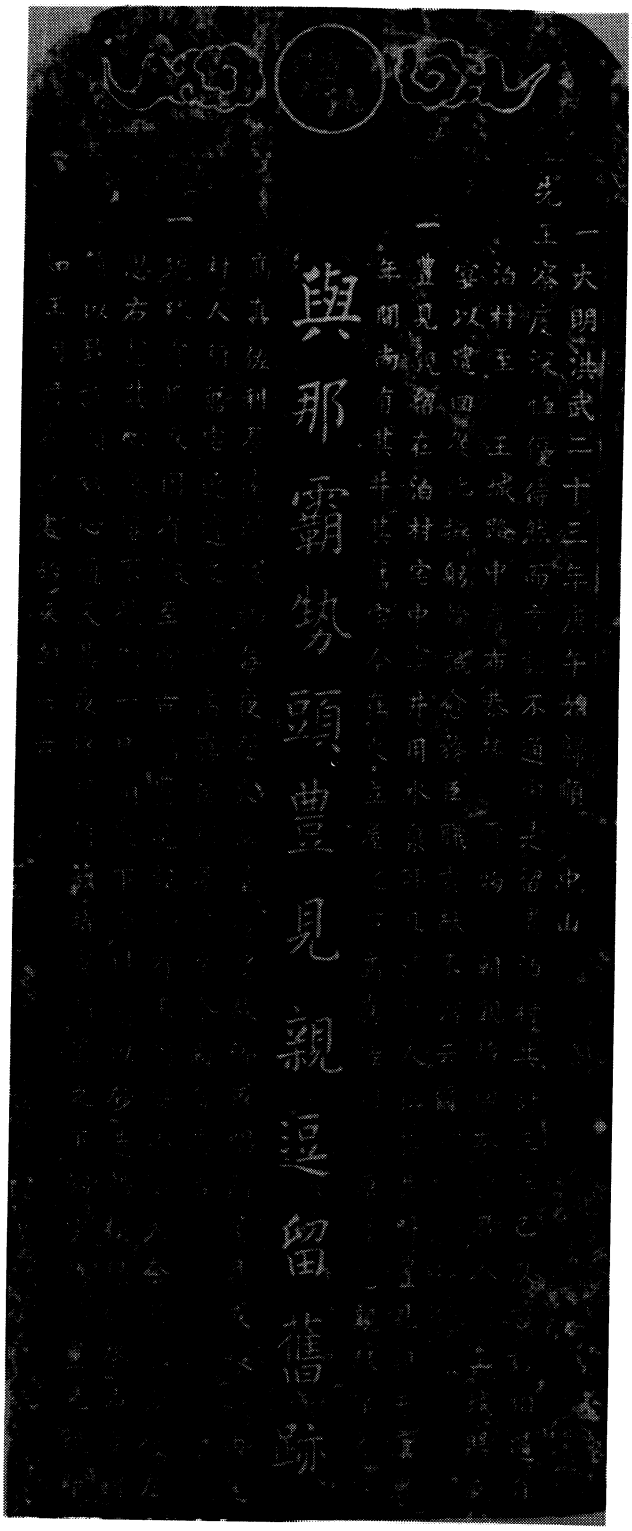
大城按司麻普蔚者、大明之初中山王　察度　武寧世之人也。其先原是南山府大城之主也。至二于普蔚一、與二島添大里按司一爭レ雄、敵戰失二利於戰場一、自刎而終。其塚是也。其先墓亦有二稻福邑之南小城山之下一。自刎之日、夫人携二幼兒者功一、遁走終隱二居儀間村之下省一。功成長常樂二農業一、而出不レ仕。傳至二其子普都一。初事二國祖尙圓及尙眞二王一、從蒙二國恩一、以來子孫綿榮、繼至二于令一。茲見二此塚一、久歷二年華一、四墻毀破、亦無二書記一。重成二修補一、併記二原由一、以傳二後世一矣。

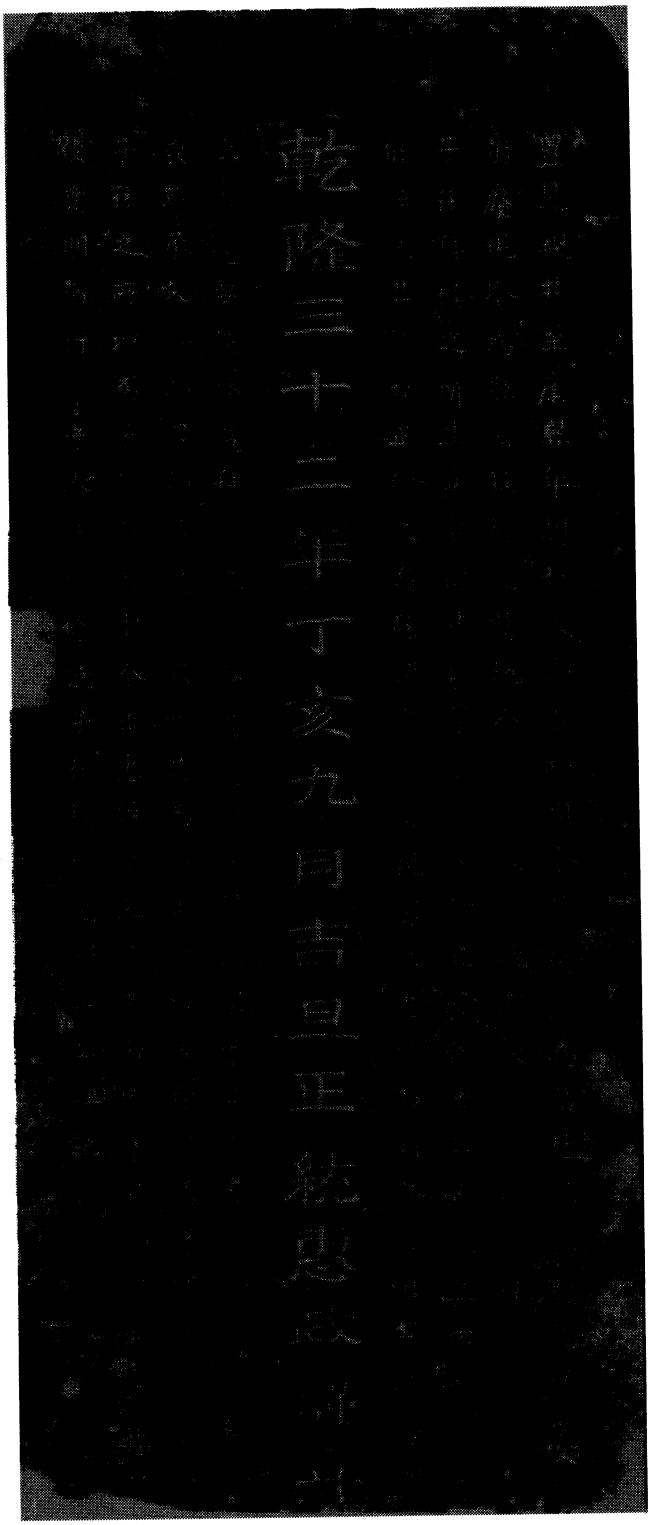
時

大清乾隆廿八年癸未十一月吉旦

後孫麻元楷等謹記

八四　豐見親火神碑文（甲）





一大明洪武廿三年庚午、始歸二順中山一。

先王察度、深恤二優侍一。然而言語不通。由レ是留二置泊村一、共計二三年。已及二言語相通一、自二泊村一至二王城一。路中席布、恭捧二貢物一朝覲。將レ回二本島一、召二入王城一、賜二盛宴一以遣レ回。從レ撫レ躬輸レ誠、愈務二臣職一。貢獻不レ懈云レ爾。時領二八重山一同來二朝覲一

「覲」。甲「觀」。「觀」ハ「覲」ノ誤リ。

「觀」。甲「觀」。「觀」ハ「觀」ノ誤リ。

貢獻不レ懈云レ爾。時領二八重山一同來二朝觀一

一豐見親留二在泊村一、宅中穿レ井用レ水。泉甘且清。村人稱二其井一叫二豐見親井一。康熙年間、尙有二其井一。其舊宅今在二火立屋之下一。高眞佐利屋原、豐見親、跟伴。名叫二與那覇勢頭豐見親逗留舊跡一。（是レハ碑文ノ眞中ニ誌ス）高眞佐利屋、遠離二家鄉一、每夜登二火立屋一、遙望二故鄉一、或唱二阿屋具一、或咏歌。由レ是村人稱二舊宅近邊之地一叫二高眞佐利屋原一。至レ今尙有二其名一。

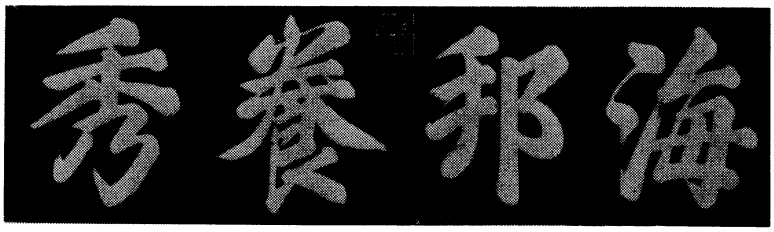
一琉球貢船、或因レ有二飄二至宮古嶋一、豐見親知レ有二王國要小事一大。奈不レ知二方位一。左思右想、其心惓々不二些懈一。一日領レ衆、下二白川濱一、以レ砂造二船模樣一、備二祭品一立二絹旛一、以致二許願一。誠心通レ天、其夜將レ曙、絹旛指レ寅。明星之下、綿雲騰登。豐見親卽知二王國所在之處一、始來朝云云。

豐見親井至二康熙年間一、村人尙有二相用一。今其近邊爲二畠地一、且與レ村隔。遂荒涼崩廢。現今爲二照屋筑登之請地一。今般請二求其地內長一丈二尺、橫六尺一、修二造子孫拜禮之所一。其舊宅與二井泉一、豐見親舊跡之所レ係也。若不レ記二其由來一、遂不レ能レ無レ失二其傳一。故正統之裔孫頭目平良親雲上惠治。

乾隆三十二年丁亥九月吉旦、正統惠政謹立。（是レハ碑文裏ノ眞中ニ記ス）囑二嫡子頭目平良親雲上惠通一

要レ使三修二造拜禮之所一。奈惠通適沾二眼病一、不レ遂二其志一。惠通亦囑二子弟一曰、我雖レ承二父命一、而得二如レ此之病一、不レ遂二其志一。爾等能續二父祖之志一、遂二其事一。是卽子孫之所三以爲二子孫一者也。幸今年惠治第五子惠若、因下宰二領御用一布二上國一之便上、稟二明泊村一、尊老人等一、以修二造子孫拜禮之所一、并立レ碑記。

八五　國學之額



尚温之章

海邦養秀

一七九八

八六　天使送賜字蹟

(一)　龍樋之額（甲・乙・伊）　一八〇〇

暘
谷
靈
源

趙文楷書

(二)　守禮門之掛床・（甲・乙・伊）　一八〇〇

嘉慶五年歲次庚申桂秋
廿有二王承レ冊命一。
三十六島環レ中山一。

「床」。甲・乙「床」。伊「床」。
「床」ハ「床」ト同字。

廿有二王承ヶ二冊命ヶ一。
三十六島環ル二中山ヶ一。

錦州李鼎元題

(三) 崇元寺廟之額（甲・乙・伊）

嘉慶庚申季秋下院

德
垂
後
裔

賜進士及第翰・林院修撰
實錄館纂修官掌撰進擬
文字充
冊封正使趙文楷敬題

嘉慶庚申季秋之吉
繩・

「翰」。甲・乙、伊共ニ「翰」。「翰」ハ「翰」ノ俗字。

「繩」。甲「繩」。乙・伊共ニ「繩」。「繩」ハ「繩」ノ誤リ。

其　祖　武

冊封副使李鼎元拜題

(四) 末吉社檀之額掛床（甲・乙・伊）

一八〇〇

蜀

樓

蜀者、可、獨也。樓何、以レ蜀名、以レ山爲二獨山一也。不レ曰レ獨而曰レ蜀者、以三予爲二蜀人一。樓構已百餘年、而余始名レ之若レ有レ待也。

時嘉慶五年九秋既望

錦州李鼎元並傳

左瞰二青疇一。右扶二蒼石一。後臨二大海一。前揖二中山一。

李鼎元題

(五) 關帝王之額并掛床（甲・乙・伊）

一八〇〇

後臨二大海一。前揖二中山一。

李鼎元題

(五) 關帝王之額并掛床（甲・乙・伊）

一八〇〇

庚申菊秋

吾道東矣

李鼎元謹題

庚申九秋

正・統天容歸二蜀漢一。

偏・邦誰敢贖二荊州一。

蜀錦李鼎元謹題

(六) 天后宮之掛床（甲・乙・伊）

一八〇〇

庚申九秋

「正」。乙・伊共ニ「正」。甲「王」。「王」ハ「正」ノ誤リ。

「偏」。乙・伊共ニ「偏」。甲「編」。「編」ハ誤リ。

導二百谷一以二宗正一、船來二天上一。
奠二三山一、而布二惠風一到二人間一。

蜀錦・李鼎元沐手謹題

「錦」。乙・伊共ニ「綿」。甲「錦」。「錦」ガヨロシカラン。

(七)　天使館之額掛床並詩碑（甲・乙・伊）　一八〇〇

嘉慶庚申季秋

牛女拱二三垣一看二奎壁一、光分二丹詔一有レ時臨二渤澥一。樓船經二萬里一、笑二神仙事一、渺
青山何處是蓬萊。

大湖趙文楷題

嘉慶五年歲次庚申仲秋

丹鳳御書。天威咫尺。
蒼龍弭節。地險尋常。

錦州李鼎元題

「威」。乙・伊共ニ「威」。甲「成」。「成」ハ「威」ノ誤リ。

「容」。乙・伊「容」。甲「客」。「客」ハ「容」ノ誤リ。

仲夏始登レ樓。蹉跎忽已秋。虛窓容・海色。高枕落二潮頭一。螢火風仍聚。蚊雷曙不レ收。
東洋殊二節候一。五月畢二田疇一。使院何曾小。冊年方一開。始知二文教廣一。端爲二冊封一來。環レ堵皆傳レ折。幽蘭不二點
埃一。閉門仍却掃。時把二舊詩一裁。

「折」。伊「折」。甲・乙共ニ「拆」。「拆」ハ「折」ノ誤リ。

「檀」。乙・伊共ニ「檀」。

仲夏始登レ樓。蹉跎忽已秋。虛窓容海色。高枕落二潮頭一。螢火風仍聚。蚊雷曙不レ收。
東洋殊二節候一。五月畢二田疇一。

「容」。乙・伊「容」。甲「客」。「客」ハ「容」ノ誤り。

使院何曾小。冊年方一開。始知二文教廣一。端爲二冊封一來。環レ堵皆傳レ折。幽蘭不二點
埃一。閉門仍却掃。時把二舊詩一裁。
蔬菜應二常給一。甘泉也自奇。起居風五日。經歷歲二時一。斗榼爛羊胃。壺醫酸米肌。
藿腸親海錯。苦道不二相宜一。
雨過淸光好。前山後茂林。居人多二草榻一。古寺足二松陰一。蝎虎聲如レ雀。毛魚小似レ蟬。
大都聞見異。茶品貴二於金一。
日下鳳皇飛。雙棲錦繡幃。鴈鴻猶見少。毛羽信知レ希。世態一空畫。人心多二巧機一。更
憐レ無二竹實一。阿閣幾時歸。
滿壁花團簇。春光爛漫時。狂颸吹不レ落。明月照何遲。筆墨疑二三絕一。鷓鴣借二一枝一。
狐雲停暫得。淸夢有二遐思一。
平鋪幾片席。斗室配二僬僥一。飛燕不レ巢レ屋。鳴鷄偏應レ潮。礪墻圍レ福滿。甘露綴二芭
蕉一。近海人多レ瘧。先愁二冤藥苗一。
黍案巧二蟠龍一。天書貯二碧筒一。雙星查二貫月一。萬國譯傳レ風。覆載無二私照一。丹靑有二化
工一。方言如レ可レ採。新語怕雷同。

「折」。伊「折」。甲・乙共二「拆」。「拆」ハ「折」ノ誤り。
「槏」。乙・伊共二「槏」。甲ナシ。「槏」ガ可。
「道」。乙・伊共二「道」。甲「通」。「通」ハ「道」ノ誤り。
「蝎」。乙・伊共二「蝎」。甲「蝪」。「蝪」ハ「蝎」ノ誤り。「蝎」ハ「蝎」ノ筆寫体。
「蟬」。乙・伊「蟫」。甲「蟫」。「蟫」・「蟫」共二「蟬」ノ誤り。
「態」。甲「熊」。乙・伊共二「態」。甲「態」ガ可。
「鷓」。乙・伊共二「鷓」。甲「鶴」。「鶴」ハ「鷓」ノ誤り。
「室」。乙・伊共二「室」。甲「空」。「空」ハ「室」ノ誤り。
「瘧」。伊ハ「癘」。甲「瘡」。乙「癘」。「癘」・「癘」ハ「瘧」ノ誤り。
「雙」。甲「雙」。伊「双」。乙「雙」。「雙」ハ「雙」ノ誤り。「双」ハ略字。

停雲樓卽事八首。嘉慶五年孟秋　蜀左錦李鼎元題幷書。

「苑」。乙・伊共ニ「苑」。甲「花」。花ハ苑ノ誤リ。

(八)　東苑之額掛床（甲・乙・伊）

一八〇〇

靜

觀

趙文楷拜題

靜

觀

「霽」。伊「霽」。甲・乙「齊」。「齊」ハ「霽」ノ誤リ。

「題」。三本共ニ「顏」ニ作ル。「顏」ハ意味上カラ見テ「題」ノ誤リデアル。

萬物靜觀、皆自レ得二少陵句一也。予與二中山賢王一來臨二此閣一。適微雨初霽、海波不レ揚、覺三民胞物與之魚躍鳶飛一、皆繫二懷抱一、遂取下題二其額一時上

嘉慶庚申九秋綿州李鼎元並識

嘉慶庚申九秋

綿州李鼎元並識

一レ覽二衆山一小。

人與二此堂一高。

鼎元

(九)　南苑額掛床（甲・乙・伊）

(九) 南苑額掛床（甲・乙・伊）　一八〇〇

育
德
泉

易曰、山下出泉蒙。君子以果レ行育レ德。

中山王新闢二南苑一、有二泉出一焉。題レ之曰二育德一。庶幾王之進德、其猶二泉之日出一乎。

趙文楷

鑑
水
山
莊

中山環レ海極二宇宙之奇觀一。王於二宮南近村一、闢二地數區一、締構二亭閣一、以爲二南苑一。勤レ政之暇、遊息其間一。閣前瀦水爲レ池、清冷可レ鑑。獨得二幽深之趣一。爲題レ之曰二鑑水一。夫鑑於止水一者、以二其靜一也。靜則明、明則慮、事周而出レ政也審。然則中山

「題」。三本共ニ「顏」ニ作ル。「顏」ハ意味上カラ「題」ノ誤リデアル。

「宙」。乙・伊共ニ「宙」。甲「宿」・「宿」ハ「宙」ノ誤リ。

「題」。三本共ニ「顏」ニ作ル。「顏」ハ「題」ノ誤リ。

之治、其有レ不レ忝二日上一者上乎。

嘉慶庚申秋仲

皖上趙文楷拜題

上章沼灘壯月

貯　風　軒　墨莊

庚申仲秋

南　苑

李鼎元題

庚申秋八月

山　環

水　帶

環山帶水

李鼎元題

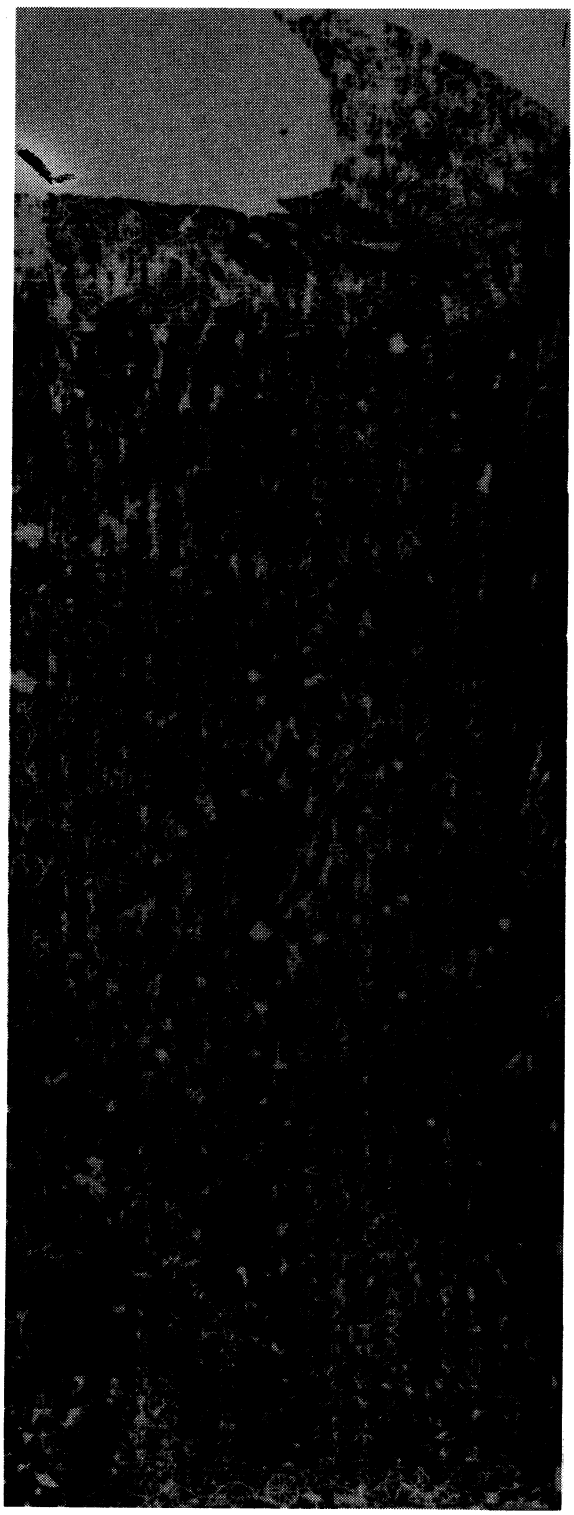
此地有レ崇山峻嶺茂林修竹一。
其人如レ精金美玉、霽月光風一。

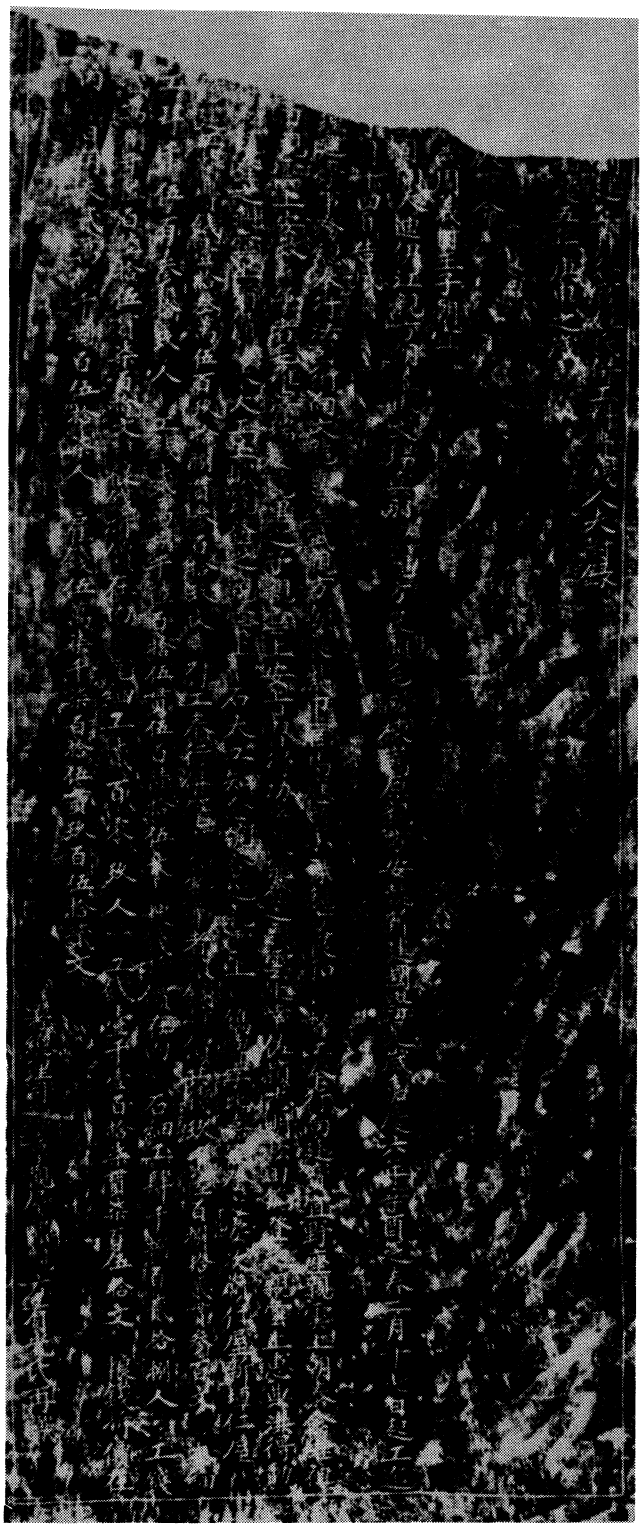
錦州李鼎元

「錦」。甲・乙共ニ「綿」。伊「錦」。「錦」ガ可。

八七　琉球國新建國學碑文（甲・乙・伊）

一八〇一





琉球國新建國學碑文

夫國家之所二以建一レ學立レ教者ハ、無レ非レ欲育二作人材一ヲ、足三以備二國家之用一ニ、端乙風化之原甲。而其教化之行也、乃建二首善一ヲ自二京師一始。我琉球遠居二海東萬里外一ニ、固禹貢所レ不レ載也。至二洪武年間一ニ、方通二中國一ニ、修レ貢膺レ封ニ。時王子洎、陪臣子弟入ニ

「備」。三本共ニ「脩」。
「脩」ハ備ノ誤リ。

成均、觀二教化一。復遣二閩人一、往教者二十六姓、從レ此東魯之教澤、漸濡レ人、頗知レ學。而未レ有二學校之設一也。至二

皇清定レ鼎、德教誕敷、較レ前尤盛。薄海內外之間、莫レ不二行同一レ倫書同レ文矣。康熙十三年甲寅之歲始建二

文廟一於國門之久米村一、至二厥戊戌之歲一、建二明倫堂一、而未レ設二國學一、此儲レ材以待、用レ之法尙未レ備也。蓋以二宇宙清淑之氣應レ運、而轉二聖人文教之敷一、歷レ久乃深。今

我

賢王天亶聰明、崇レ儒重レ道、踐祚伊肇、卽念二未レ設二國學一、典禮闕如、自應增建廣育二人材一、以臻二美備一。特以二國財未レ裕、未レ能三遽遂二興建之志一、而於二舊官署一、權爲二國學一、且令二三平等一、亦各立二學校一授。既擇下敦二行誼一、深二文學一者上、爲二之師長一、俾三以教二訓諸生一。又派二奉行中取等員役一、爲二之攸司一、俾三以督二理學務一。而自二名門右族之子孫一、以至二布衣子弟之俊秀一、皆入學、而教レ之、以二窮理正心修己治人之道一。又復親二製訓諭一道一、賜レ之以勉二勵諸生一。洵一時之盛典、而萬世之宏模也。

嘉慶五年庚申之歲、

冊封天使封禮已行、特宣二

聖朝重レ道、右レ文、如レ意。學校以二仁義禮樂一、懷二柔萬方一。

皇上御書「海表恭藩」四大字、齎來。優恤至意、超二越千古一。於レ是二

「校」。甲「校」。乙・伊共ニ「教」。「教」ハ「校」ノ誤リ。

「宣」。乙・伊「宣」。甲「宣」。拓本「宣」。「宣」ガ可。

「如」。甲「如」。乙・伊共ニ「加」。「加」ハ「如」ノ誤リ。

嘉慶五年庚申之歲、

冊封天使封禮已行、特宣二

「宣」。乙・伊「宣」。甲「宣」。拓本「宣」。「宣」ガ可。

聖朝重レ道、右レ文、如レ意。學校以二仁義禮樂一、懷二柔萬方一。

皇上御書「海表恭藩」四大字、齎來。優恤至意、超二越千古一。於レ是

主上立レ學之思愈急。封典禮成、越明年廼卜二地于城門之北龍潭之上一、左レ廟右レ學、皆繚以二周垣一、築以二礪石一。而建レ廟、俟二其後年一立レ學。是年辛酉二月之春起レ工、十月之冬告レ成。民不レ知レ勞、國家頌レ之。其堂構也、既無二彫繢之飾一、而輪奐維新、楹廡秩、如二楹上懸一。

「如」。甲「如」。乙・伊共ニ「加」。「加」ハ「如」ノ誤リ。

今上宸輸曰、海邦養レ秀、以見二棫樸作人之心一。堂左建レ殿、以待二臨幸一。時有レ命、駕視レ學勸二勉諸生一。堂右構レ室、以居二師長一。堂外作二屏墻一、上覆以二硃瓦一。又有二庭際一、敷以二白沙一、周圍植以二嘉樹一。是二平等暨泊村之士民、自願敷植者也。其正門則臨レ潭以開、而有二重門一、有二掖門一、規制宏整、尙有レ可レ觀矣。諸生員肄レ業者、凡案書籍、羅二滿兩廡一、講學窮經、實踐躬行、切磋琢磨、寒暑弗レ輟、斌斌乎其日懋、則人材之造就、風俗之丕變、方進二文明之治一、以副二我王之盛意一。猗歟盛哉。自今以往、其人文風雅、又不レ知二其何以盛一也。爰紀二建學顛末一、以勒二諸石一、永垂二不朽一云。

「凡」。伊「凡」。甲・乙共ニ「凡」。「凡」ハ「凡」ノ筆寫体「凡」ガ可。

「旦」。甲・乙「旦」。伊「且」。「且」ハ「旦」ノ誤リ。

大清嘉慶六年歲次辛酉陽月穀旦　國相尙周法司向天迪馬文瑞毛國棟仝　建署總理唐榮

司紫金大夫鄭章觀謹書

國學創建年月各官姓氏併工料費錢人夫附錄上　嘉慶五年庚申之歲、

冊封禮成、

國王尙溫殿下、命二

國相尙周義村王子朝宜、

三法司向天迪、伊江親方朝睦、馬文瑞、與那原親方良頭、毛國棟、嵩原親方安執、新建ニ國學一、是歲嘉慶六年辛酉之春二月十七日起レ工、迄ニ冬十月十四日一告レ成。

管理建學事務總奉行法司衙向文龍喜屋武親方朝祝、紫巾官馬應昌小祿親方良和、

督工奉行　向延寶宜野座親雲上朝泰　金繼祖榮田親雲上安政、筆者　毛維澤瑞慶覽里之子親雲上安旨、習得功平良筑登之親雲上幸佐、顯志明松田筑登之親雲上惠典、洪得勳仲松筑登之親雲上彌備　木大工　玉城筑登之親雲上　石大工　知念筑登之親雲上、鐫碑字　比嘉筑登之安次、嶺仁屋新垣仁屋、修建工科費錢壹拾參萬伍百玖拾捌貫參百拾玖文　督工奉行併筆者加勢、筆者粮錢折價共錢玖千陸百捌拾貳貫參百文　木細工肆千伍百參拾玖人　工錢貳萬捌千陸百拾伍貫伍百陸拾伍文

粮錢折·價·在內　石細工肆千捌百貳拾捌人　工錢貳萬捌千陸百陸拾伍貫柒百拾文

粮錢折價在內　瓦細工貳百零玖人　工錢壹千壹百拾柒貫柒百伍拾文　粮錢折價在內　日用·夫貳萬捌千捌百伍拾柒人　雇錢伍萬柒百拾伍貫玖百拾貳文

「延」。乙・伊「廷」。甲「之」。「之」ハ「廷」ノ誤リ。

「折」價。乙・伊共ニ「折價」。甲「折折價」。「折折價」ハ「折價」ノ誤リ。

「用」。甲・乙共ニ「用」。伊「月」。「月」ハ「用」

拾貳貫參百文　木細工肆千伍百參拾玖人　工錢貳萬捌千陸百拾伍貫伍百陸拾伍文

粮錢折價在內　石細工肆千捌百貳拾捌人　工錢貳萬捌千陸百陸拾伍貫柒百拾文

粮錢折價在內　瓦細工貳百零玖人　工錢壹千壹百拾柒貫柒百伍拾文　粮錢折價在

內　日用夫貳萬捌千捌百伍拾柒人　雇錢伍萬柒百拾伍貫玖百拾貳文

署總理司鄭章觀屋部親方有光氏再識

「折」價」乙・伊共ニ「折價」。甲「折折價」。

「折折價」ハ「折價」ノ誤リ。

「用」。甲・乙共ニ「用」。伊「月」。「月」ハ「用」ノ誤リ。

八八　寶樋（甲）

首里西之平等寶口之陽有二泉出一焉。味美源深。旱天不レ渴之泉也。原是此泉在二于岩石突怒之中、荒茅篁竹之間一。以二其行路繞一、而遠狹且險一、故不レ能三廣爲二世用一　且本村者、南有二加良川一、西有二儀保川一、家皆有レ井、而用水常足焉。是以捨二置此泉于無用之地一、未レ有レ得レ名也。茲有二當藏村宮城筑登之親雲上一、愛二惜茲泉一、以願下同其附從者二十四人相與損レ資、樋二其泉一開二其道一。而爲中世上之用上矣。於レ是儀保上下兩村、備二由啓一、請蒙レ允二其請一。嘉慶十二年九月廿二日起レ工、厥冬十一月十九日告レ竣。荷二蒙聖主賞賜一。宮城擢レ階越二座敷官衙一、附從者各擢二一階一。官洵二浩蕩之恩典、祝頌而無レ疆矣。夫得二前泉一也、裂二其岩石一、闢二其地位一、掛レ樋疏レ泉。則不レ舍二晝夜一、混々流出。蓋無盡藏之泉也。爰二其茅一鑿二其險一、而行路變更。既新既近、則人々得二以賞味一、家々得二以取用一。當三是爲二世上之重寶一矣。旦夫岩頭植レ松垂レ影、炎夏行路之人、坐二其影一賞二其泉一、則謖々松風弄。野絃潛々泉聲鳴二佩環一。是亦寶口之雅景也。蓋以二天地之間一、有レ物斯有レ名、斯有レ實、有レ實得レ名、天然之理。維茲之泉、

卅上重寶。而出二于寶口之地一、故名二寶樋一。爰爲二之銘一曰、

茲得二甘水一兮。在二寶口前一、靈分嚴寶兮。瀉二出潺湲一、跳殊漱レ玉兮、水鳴鏘然。清瑩秀

行路之人、坐二其影一賞二其泉一、則謖々松風弄。野絃濳々泉聲鳴二佩環一。是亦寶口之雅景也。蓋以二天地之間一有レ物斯有レ名、斯有レ實、有レ實得レ名、天然之理。維レ茲之泉、

卅上重寶。而出二于寶口之地一、故名二寶樋一。爰爲二之銘一曰、

茲得二甘水一兮。在二寶口前一、靈分嚴竇兮。瀉二出潺湲一、跳殊漱レ玉兮、水鳴鏘然。清瑩秀徹兮。可レ洗二心田一。原泉混々兮。不レ舍二旱天一。潤澤流世兮。迄二千百年一、萬金難レ買兮。寶樋之泉、芳名勒レ石兮、永代相傳。

皇清嘉慶十二年歳在丁卯嘉平之望、上儀保下儀保兩村耆老會同建レ碑

奉行　向氏花城里之子親雲上朝恒、向氏源河里之子親雲上朝亮、金氏榮田親雲上安政、葦者　駱氏比嘉筑登之親雲上春凭、太工　高江洲筑登之親雲上

裏

抑此寶樋と申ハ、泉大水にて旱魃の時にも不レ替故、世上用水不足の所は、此水にかゝり用辨相濟、且は遠方より往來の砌、暑氣にいたみけるものとも、この水を呑氣力を得、件の通一統の重寶相成けるところに、先年大雨の時、破壞におよび、其儘召置しに、此度村中立會修理之議吟味いたしけるに、渡名喜親雲上見立は、川面の上に泉湧出、泉の上は通路、其上は屋敷還にて、地形たかく嶮岨にして、既に地ふく弱けるゆへ、破壞に及たる也。されは道筋引下尤破壞の時、道も細まりければ、屋敷還より取

添通路相廣。第一地ふく堅固にして川面積立樋還合不レ申は不叶段候。申出何れも同意いたし、料錢賦させければ、凡拾萬貫文餘におよび、過分の入價平等向にても不ニ相調一、御物にも御不如意の折から、何分願立も不ニ罷成一相居たる處に、幸赤田村無系宮城筑登之母より、右入料錢差上蒙ニ御褒美一度旨願出有レ之、早速右之趣村中頭々より奉レ奏ところに、難レ有御許容下されぬ、就右奉行　武氏渡名喜親雲上宗珍、向氏城間親雲上朝紀、章氏上間可親雲上正憲、還武氏渡名喜可親雲上宗有、筆者　毛氏永村可親雲上清、毛氏平安名可親雲上盛恩、楊氏嘉味田可親雲上昌郁、太工　上儀保村無系金城之親雲上被ニ仰付一、

道光廿二年壬寅二月五日依ニ吉辰一

工を起しいづれも精力を盡し相働けるゆへ、同七月廿五日修理成就しければ、是所、表之首尾申上る。しかれば、川面之儀、水落緊要の所にて、第一地盤強於レ無レ之ハ一躰弱にかゝりけるゆへ、大石を以還積いたし、強事自然の巖石に不レ異、其上に樋還合通路平等に相成ければ、惣て嶮岨危躰の儀無レ之、最早永久堅固に可ニ相保一事疑なかるべし。誠に世上重寶成泉、此節全修造したる事、畢竟我

大君萬民御撫恤不レ淺御聖慮故、件之次第旁以難レ有御事也。されば此樋平日清淨に取持いたし、尤此近邊聊麁抹の仕形無之様、堅固に可ニ相守一者也。依而碑の文如レ件。

べし。誠に世上重寶成泉　此節全修造したる事　畢竟我
大君萬民御撫恤不レ淺(カラ)御聖慮故、件之次第旁以難レ有御事也。されば此樋平日清淨に取
持いたし、尤此近邊聊麁抹の仕形無之様、堅固に可レキ二相守一レ者也。依而碑の文如レシ件。

八九　天使送賜之字蹟

(一)　龍樋之碑（甲・乙・伊）　一八〇八

活潑潑地
嘉慶戊辰秋日鯤題
嘉慶戊辰季穐吉旦

(二)　天后宮之額（甲・乙・伊）　一八〇八

佛
力
慈
心
齊
鯤

「賜」。乙・伊共ニ「賜」。甲「賜」。「賜」ハ「賜」ノ誤リ。

「鯤」。乙・伊共ニ「鯤」。甲「鯤」。「鯤」ハ「鯤」ノ筆寫体。

敬立
費錫章

心
齊鯤

敬立
費錫章

(三) **宗廟之額**（甲・乙・伊）　一八〇八

嘉慶戊辰秋吉旦
忠
誠
世
美
齊鯤

敬立
費錫章

(四) **長風閣五君詠**（甲・乙・伊）　一八〇八

張副理 學禮

八九　天使送賜之字蹟

「君」。甲・乙共ニ「君」。伊「言」。「言」ハ「君」ノ誤リ。

遼陽漢軍人順治十一年頒

勅康熙二年來

萬端難ニ創・始一。況乃海中行ノ。破レ浪驅ニ蛟蜃一。乘レ風狎ニ鱷・鯨一。

波瀾歸ニ筆墨一。神怪護ニ旄旌一。十載賢勞久。搜レ奇紀載成。歸著紀畧二冊

「創」。乙・伊共ニ「創」。甲「劍」。「劍」ハ「創」ノ誤リ。

「鱷」。伊「鱷」。甲「鰐」。乙「鱷」。「鰐」・「鱷」。ハ「鱷」ノ誤リ。

汪大史　揖

江南儀徵人、
康熙二十二年來、

客館傳ニ佳話一。題レ名最上頭。海天三日度。翰墨百年留。封舟三日到レ球、閣額長風葢誌レ喜也。信史藏中秘。

使旋進ニ中山沿革志一　詞曹倡ニ後遊一。至レ今誇ニ八士一。聯歩到ニ瀛洲一。翰林出使ニ此邦一、自ニ先生一始、至レ余凡同館八人。

「曹」。三本「曹」ニ作ル。

「曹」ハ「曹」ノ筆寫体。

海大史　寶

滿洲鑲白旗人、
康熙五十八年來。

一朝三遣使。曠ニ典古一無レ聞。康熙朝二次冊ニ封中山一　本以ニ嘉名一錫。因成ニ絶域勳一。大千量世界。

尺五測ニ天文一。時有天生同行　文寘羨ニ慈航穩一。春秋報ニ祀勤一。使旋奏ニ請天后春秋祀典一。

天「文」。乙・伊共ニ「文」。甲ナシ。文ガ正シ。

一朝三遣使。曠ニ典古一無レ聞。康熙朝三次冊封中山。本以ニ嘉名一錫。因成ニ絶域勳一。大千量世界。

尺五測ニ天文一。時有天生同行文寘羨ニ慈航一穩。春秋報ニ祀勤一。使旋奏ニ請天后春秋祀典一。

天「文」。乙・伊共ニ「客」。甲ナシ。文ガ正シ。

全待講 魁
滿洲鑲白旗人
乾隆二十一年來。

雲海留レ題處。經レ今五十春。曾携ニ探花客一。同作ニ泛搓人一。謂ニ從客王夢樓前輩一桃李承ニ新化一。
簪纓溯ニ舊因一。識レ途逢ニ老馬一。不レ憚問レ津頻。先生姪佛柱現任ニ祭酒督教一、琉球入學官生、嘗爲レ余言、家有ニ老僕一、丙子歲曾隨渡レ海。

「客」。乙・伊共ニ「客」。甲「容」。「容」ハ「客」ノ誤リ。
「溯」。伊「溯」。甲・乙湖。「湖」ハ「溯」ノ筆寫体。

趙殿撰 文楷
安徽大湖人
嘉慶五年來

海邦懷ニ舊德一。我亦景ニ前賢一。詩價雞林貴。文名鳳閣傳。風清虬島月。霜冷雁門天。
行篋搜ニ遺牘一。登樓忽憮然。先生奉使爲ニ此邦遺愛一、余去秋札詢、梗槩方謹奉爲ニ前事之師一、而今春先生已卒ニ於雁平道署一矣。

嘉慶十三年戊辰仲秋既望 閩中齊鯤留稿

(五)　停雲樓五君詠（甲・乙・伊）

王行人　垓

山東膠州人順治十一年頒

勅康熙二年來

鄭孽稽レ誅曰。南天滹ニ使星一。行人一介重。絶域十年經。海氣尋常識。濤聲少小聽。擘窠留駐節。聞近却ニ全亭一。舊使館有ニ公題一駐節二字一今已不レ存。

林中翰・麟焻

福建莆田人

康熙二十二年來

無ニ林不レ開レ榜。海外幾人傳。風利來三日。聲稱越ニ百年一。瀕レ危神佑護。涉レ險帝矜憐。倚レ忱瞻ニ題額一。光晶大字懸。

徐太史　葆光

江蘇長州人

康熙五十八年來

「君」。甲・乙「君」。伊「言」。「言」ハ「君」ノ誤リ。

「翰」。三本共ニ「翰」。「翰」ハ「翰」ノ俗字。

「佑」。乙・伊共ニ「佑」。甲「佐」。「佑」ガヨロシカラン。

徐太史 蓀光

江蘇長州人
康熙五十八年來

鶯脰湖邊客。才名盛二昔時一。遺文家塾誦。傳信島人思。公著二中山傳信錄一。摹二繪魚龍變一。
雕鎪二樹石奇一。弓衣如レ可レ織。一卷聖兪詩。

周文恭公 煌

四川涪州人
乾隆二十三年來

嶽々未二少貶一。初終志節完。險曾驚レ破レ冢。學本障二狂瀾一。雅飲無二同輩一。儒餐有二大官一。
峩眉天半雪。清氣得來難。

李中翰 鼎元

四川錦州人
嘉慶五年來

蓬萊逢二小劫一。吹隨二風池頭一。清切絲綸掌。辛勤菽水謀。十科遲二後進一。正使趙後君十科

「翰」。甲「翰」。乙・伊共ニ「翰」・「翰」ハ「翰」ノ俗字。

「輩」。三本共ニ「輩」。「輩」ハ「輩」ノ筆寫体。

萬里濟ニ同舟一。球雅成書レ地。中山第一樓。

嘉慶戊辰秋七月歸安費錫章稿

(六) 臨海寺之額（甲・乙・伊）　一八〇八

古寺柴門碧蘚斑。避レ喧遙指ニ白雲灣一。
人來匹馬斜陽外。境在ニ天空一海濶間。
萬里波濤雙眼豁。三秋風景一身閑。
頭顱依レ舊年華邁。慚レ對ニ烟蘿馬齒山一

重陽後一日爲ニ余生辰一

中山王及王叔國相以下各官、皆饋レ物致レ祝。概辞不レ受、避ニ客於臨海寺一、聽レ潮竟レ日。遙望ニ馬齒山一、了然在レ目。因賦ニ七律一一首留付レ寺。僧太眞以存ニ鴻泥之迹一云。

嘉慶戊辰季秋上浣

福州　齊鯤稿

樓居罷登臨。有レ經都忘踐。我友劇招携。無事聊慰遣。馬蹄得々忙。不レ知ニ路幾轉一。忽覩ニ臨海寺一。游興復不レ淺。此處看ニ潮生一。中山成ニ故典一。丈室淨無レ塵、敷坐脚踏輭。手過ニ鳥語徵一。冬近ニ蚊喙善一。球官具ニ壺觴一。沙強供ニ茗荈一。百二十日中。此樂亦殊鮮。聞昔演上人。大乘ニ于茲一演。今來剩一僧。亦頗事ニ經卷一。殷勤乞ニ詩牌一。將

「遙」甲・乙共ニ「遥」。伊「遥」。「遥」ハ「遙」ノ俗字。「遥」ハ誤リ。
「陽」。甲・乙共ニ「陽」。伊「阳」。「阳」ハ「陽」ト同字。
「境」。甲・乙共ニ「境在」。伊「在」ナシ。「境在」ガヨロシ。
「經」。甲・乙共ニ「經」。伊「徑」。「徑」ハ「經」ノ誤リ。
「潮生」。乙・伊共ニ「潮生」。甲「潮主」。「潮主」ハ「潮生」ノ誤リ。
「塵」。乙・伊共ニ「塵」。甲「鹿」。「鹿」ハ「塵」ノ誤リ。
「手」。甲「手」。乙・伊共ニ「午」。「午」ハ「手」ノ誤リ。

樓居罷登臨。有レ經都忘踐。我友劇招携。無事聊慰遣。馬蹄得々忙。不レ知ニ路幾轉一。忽覩ニ臨海寺一。游興復不レ淺。此處看ニ潮生一。中山成ニ故典一。丈室淨無レ塵、敷坐脚踏轀。手過ニ鳥語徵一。冬近ニ蚊喙善一。球官具ニ壺觴一。沙強供ニ茗荈一。百二十日中。此樂亦殊鮮。聞昔演上人。大乘ニ于茲一演。今來剩一僧。亦頗事ニ經卷一。殷勤乞ニ詩牌一。將ニ以署ニ楣扁一。愧レ非ニ韓昌黎一。潮州識ニ大顚一。僧能振ニ宗風一。次第分ニ條件一。何用ニ導師一導。只在ニ辨才辨一。語言文字外。妙義本昭顯。匆匆正ニ俶裝一。累レ我鬚頻撚。

臨海寺口占贈大眞上

歸安費錫章

ハ「潮生」ノ誤リ。「塵」。乙・伊共ニ「塵」。甲「鹿」。「鹿」ハ「塵」ノ誤リ。

「予」。甲「予」。乙・伊共ニ「午」。「午」ハ「手」ノ誤リ。「徵」。甲「徵」。乙「微」。伊「微」。「微」・「微」共ニ「徵」ノ誤リ。「顚」。伊「顚」。甲・乙共ニ「顚」。「顚」ハ「顚」ノ誤リ。

九〇　落平樋碑記（甲）

夫落平樋者、水澄味美、自レ古有レ之、其泉與二潮江一甚近。凡商舟客楫、併諸島貢船、諸縣來貢、會集之時、皆汲二此泉一、以爲二用水一。測無レ朝無レ夕、取レ水者繁多。或有下爭レ先致二口論一者上、或是費レ時留滯、終不レ得二一勺之水一、而空回者亦有レ之矣。夫政者、以レ安レ民爲レ本。而民非二水火一不二生活一、唯是一樋之水、難レ供二萬人之手一、且年來歷レ久、樋破水漏、不レ得三以不二修葺一、郝必智等四人、爲二之主取一、巡二察厥地一、則本樋東距六十步、又有二甘泉出一焉。若夫兩所設有二樋泉一、則任二人所一取用一、水滿足、自レ是可レ保二其爭レ口費レ時之無レ憂矣。於レ是郝必智等會議、本府人等、具二呈那覇官、翁宏烈蘭承順印結啓一請。

王允二其請一、卽令二長廻筑登之親雲上等三十六人一。各自損レ資、從新二設樋一、併修二葺本樋一、嘉慶十二年十月初四日起レ工、十二月十五日告レ竣、荷二蒙聖主賞一、長廻等三十六人、頒鴻各□□位以示二褒典一。此誠鴻恩浩蕩、頂頌無レ疆矣。觀二夫二泉池一、□□□□鴻流江面、則甚有二舟楫取水之便一、所三以爲二萬世之利一也。且背二于山一、以襟二于江一、千層□□□□□其水落聲也鏘々、而如レ合二琴瑟一、其水平流澄々、以似レ聯二素珠一。故水名二落平一、左乎有□、右乎有□

鴻恩浩蕩、頂頌無レ疆矣。觀二夫二泉池一、□□□□鴻流江面、則甚有二舟楫取水之便一、所二以爲一萬世之利一也。且背二于山一、以襟二于江一、千層□□□□□□□其水落聲也鏘々、而如レ合二琴瑟一、其水平流澄々、以似レ聯二素珠一。故水名二落平一、左乎有□、右乎有□□□□□□造彌々新、豈舊日之所レ較矣哉。茲恐下代遠言湮、不ヒ知二其所一以創造一爲二之文一□□□□□□□□

嘉慶十三年歲次戊辰二月吉旦　主取那覇府　郝必智　蔡汝沃　虞紹英　袁文熙等仝立碑

唐榮蔡修謹撰　鄭嘉訓拜書

計開

國相　尙大烈讀谷山王子朝効

法司　毛國棟嵩原親方安執　毛光國佐渡山親方安春　馬異才與那原親方良應　那覇官

翁宏烈伊舍堂親雲上盛元　蘭承順糸嶺親雲上篤孝　主取郝必智宣名眞筑登之親雲上

邑致　蔡汝沃翁長筑登之親雲上武充　虞紹英吉濱筑登之親雲上實孝　袁文熙島袋筑

登之親雲上全識

過闈理位儀間親雲上蔡修再記

中議大夫古波藏親雲上鄭嘉訓再記

九一　重修金城橋碑文（甲・乙・伊）

凡江河川溪之有レ橋、猶三車之有二輗軏一。而不レ可レ無者也。故自二往古一、設二橋於此一、以使三人得二往來之便一也。夫此橋、原架レ木爲レ梁。未レ經二長久一、或破折、或朽爛、不レ能二通行一矣。爰于二

康熙十六歲丁巳夷則初旬越有八日一、新築二石橋一也。一旦大風雷雨乃圮崩、其橋人民不レ能二經過一、因レ此加二修葺一、纔得二以濟一而已。雖レ然于二去年菊月初九日一、再逢二風雨一、洪水汎濫、瀰二漫橋梁一、洊至二於頹敗一。庶民不レ得二其利涉一、又不レ免レ修レ之之勞一、非二一日一矣。竊惟、夫水以レ濟爲レ利、國以レ民爲レ本。然則爲レ民防レ患興レ利者、乃政法之大要也。蓋治水之法度、其地勢曲直、須レ隨レ水。惟不レ然則不レ能レ無二衍溢之憂一、況此水源渺渺。出レ自二辨嶽一、東苑及群山、高峯乃異レ源、而下流相合同歸二于海一、其勢尤淼々焉。是以每レ逢二颶風暴雨一、則洚水奔騰、圮二壞田圃一、人民不レ得二播種之利一、而又有二淪胥之懼一。至レ若、乃每歲我

聖主臨二幸于神應寺一、暨二

南苑一之時、莫レ不レ過二斯橋一、且南　諸郡之民、赴二于王都一者、皆無レ不レ由二此水一也。

甲、「九日」ヨリ「橋梁」マデ十四字重複シテイル。

「颶」。甲・伊共ニ「颶」。乙「颶」。「颶」ハ「颶」ノ誤リ。

「懼」。乙・伊共ニ「懼」。甲「懼」。「懼」ハ「懼」ノ誤リ。

「暨」。乙・伊共ニ「暨」。甲「堅」。「堅」ハ「暨」ノ誤リ。

聖主臨二幸于神應寺一、暨二
南苑一之時、莫レ不レ過二斯橋一、且南　諸郡之民、赴二于王都一者、皆無レ不レ由二此水一也。
故國相尚大烈三法司毛國棟・毛光國・馬異才、深懷二憂戚一、卽相與議定、初冬十月農
功已畢。乃用二民力一橋工可レ興。於レ是特奏、明欣逢下吾
聖君、體二皇天好生之德一、而施中愛レ國之誠上、特命二紫巾官武得績一、督二理石匠夫役一、
制二造斯橋一。
嘉慶十四年己巳十月念二日起レ工、至二越年春二月三旬一告レ成。今此橋改二舊址一、移二築
南偏數步許一、岩根爲レ基、而復改二決其川一、隨二其水一。惟則其流已順行、其勢亦已柔
弱焉。夫橋路既成、規模彌新、修築彌堅、乃非二舊日之所一レ較、乃庶乎無二衝破之
虞一矣。從レ此往還之人民、肩レ之有二擔者一、頭レ之有二戴者一、皆得二其水土之平一、而經
行欣々然、僉曰、猗歟休哉。仁政之治・隆二於上一、雍和之俗、成二於下一也哉。乃無下
不レ賀二國步之隆昌一者上矣。是誠所レ謂元首明哉、股肱良哉也已矣。爰令二臣等一記二
橋碑文一、雖二短才一何敢得レ辭。謹錄二其事一、永垂二不朽一云爾。

嘉慶十五年庚午九月穀旦

臣毛邦俊向邦正仝謹具

攝政尙大烈讀谷山王子

「暨」。乙・伊共二「暨」。甲「堅」。「堅」ハ「暨」ノ誤り。「郡」。伊「郡」。甲・乙共二「群」。「群」ハ「郡」ノ誤り。

「治」。甲・乙共二「治」。伊「法」。「法」ハ「治」ノ誤り。

「首」。乙・伊共二「首」。甲「有」。「有」ハ「首」ノ誤り。

「朽」。伊「朽」。甲・乙共二「朽」。「朽」ハ「朽」ノ誤り。

「具」。乙「具」。甲「旦」。伊「具」。「旦」・「具」ハ「具」ノ誤り。

三法司官　毛國棟嵩原親方
　　毛光國佐渡山親方
　　馬異才與那原親方
惣奉行　武得績渡名喜親方
奉　行　楊應・春野國親雲上
　　向文郁安室里之子親雲上
石大工　金城筑登之親雲上

「應」。乙・伊共ニ「應」。甲「慶」。「應」カ可。

九二　當藏村字阿丹彌川嶽碑文（甲）

一八一四

阿丹川の御嶽ハ、當藏むら祈願所の事候へとも、往年麁抹の仕形これあり、不穩ところより取繕致尊敬以來、神明加祐の奇特致二歌然一、頂上の事候。然處、頃年若輩のものとも御嶽境内致二徘徊一、遊戯の事ともこれある旨相聞え、如何の事にて圍二石垣一致二修甫一、透間の所植木之識、今般手沙汰を以相計度候。いつれも申談平等の側方へも致二懸合一御許容之上、むら中の所レ掛またはそのむらの面々願意次第、勸進を以は是結構に由二取成一事候。左候得ば、先様不敬の擧動これなくやう、平常のみまはり居むらの百姓へ内分にて相談、青銅二千疋致二附屬一、右利足を以往々御嶽守護一件の致二茶代料一様申渡、聊無二緩疎一締の爲嘉慶十九年戊八月吉旦碑文如レ件。

同裏

致二勸進一候人數

一青銅九拾五疋宛

美里王子　名護按司　眞壁按司　伊江按司　摩文仁按司　豐見城按司　勝連按司
玉城親方　伊江親方　識名親雲上　久志親雲上　嵩原里主

一同八拾疋
前伊江親方

一同七拾五疋宛
宜壽次親方　仲村親方　奥平親方　知花親方　阿波根親方　彌覇親雲上　與那覇親雲上　大工廻親雲上　識名里主　垣花里主　富村里主　和宇慶親雲上

一同五拾六疋宛
安良城親雲上　安慶田親雲上　伊良波親雲上　翁長親雲上　喜如嘉親雲上

一同三拾疋宛
安良城朝喬　眞壁朝祥　眞壁朝佐　佐久本朝願　浦崎政興　浦崎政行　阿波根朝章　久志安授　久志安之　嵩原安英　佐久眞盛珠　仲村朝富　久志安睦　渡久原兼列　粟國良昌　又吉全方　嵩原安輝　高吉建永　阿波根朝英　高良憲恒　前川安郁　嵩原安應　嵩原安郁　安良城朝得　伊渡村正宣　德田安永　西平良全
以上

安良城親雲上　眞壁可親雲上
嵩原可親雲上　仲村渠親雲上

安郁　嵩原安應　嵩原安郁　安良城朝得　伊源村正宣　徳田安永　西平良至

以上

安良城親雲上　眞壁可親雲上

嵩原可親雲上　仲村渠親雲上

九三　新造佐阿天橋碑文（甲・乙・伊）

一八二〇

凡溪河之險、能通ニ往來一、而無ニ阻斷一者、賴レ有レ橋也。是橋之所ニ以不ロ可レ不レ設也。今夫歡レ近而厭レ遠、樂ニ平坦一、而畏ニ崎嶇一、行路之常情也。東於レ此而更有ニ一條路一、乃北方諸郡、達ニ於王都一之正路也。但紆廻崎嶇、不レ易レ行、以ニ此路平坦一、便捷、人皆不レ由レ彼、而由レ之。雖レ有ニ一水之斷ロ路一、而平日猶可ニ徒涉一。一遇ニ大雨一、則水勢泛溢、非ニ厲揚之可ロ能レ涉、公務私情、有レ時而阻留矣。當今庶績咸熙。凡所ニ以爲レ民興ロ利之計、無ニ一不ロ擧、獨不レ設ニ橋於此一乎。爰嘉慶二十五年庚辰三月初三日、國相臣尚容、法司臣馬異才、臣翁廷棟、臣向承訓等、奏請造ニ石橋一、以便ニ往來一。卽蒙ニ

恩准一、本年四月初六日起レ工、九月初七日告レ成。從レ玆人民得ニ往來之安一、而公私無ニ阻留之憂一。予見ニ其築建之鞏固、規模之壯麗一、殆與ニ

國家一千萬年矣。

聖主深恩、仁政鴻猷、孰不ニ欣戴一、而永稱哉。謹爲ニ之記一、永垂ニ不朽一云レ爾。

嘉慶二十五年庚辰九月上旬

臣馬執宏奉ニ憲令一恭記并書

督理各官役姓名併石惣大工脇大工等名字附錄

「并書」。甲・乙「并書」。伊、欠字。「并書」ガヨロシ。

國家一千萬年矣。聖主深恩、仁政鴻猷、孰不ニ欣戴一、而永稱哉。謹爲ニ之記一、永垂ニ不朽一云レ爾。

嘉慶二十五年庚辰九月上旬　　臣馬執宏奉ニ憲令一恭記并書

督理各官役姓名併石惣大工脇大工等名字附錄

奉行　武和心長嶺親雲上崇宣　向自明奥濱親雲上朝常

筆者　武弘謨長嶺里之子親雲上崇永　向自疆奥濱里之子親雲上朝和　明世昌龜谷筑登之親雲上長祥　翁善述東恩納里之子盛顯　吉廷瑞湊川里之子孟順

石惣大工　知念筑登之親雲上

石脇大工　比嘉筑登之　金城筑登之

雕工　比嘉仁屋

「并書」。甲・乙「并書」。伊、欠字。「并書」ガヨロシ。

九四　改造池城橋碑文（甲・乙・伊）

一八二一

夫橋之爲レ用也、通レ險以便二往來一、最不レ可レ不二鞏固一。故貴レ石而不レ貴レ木。此地沼海皆水田也。中築二長堤一、蜿蜒以通。群驛之前、縱二一步其上一、襟懷灑然。登二覽橋上一、溪水自レ東而來、奔流截レ路、注二入溟海一。曾架二木橋一、權通二往來一、謂二之池城橋一。南行二溪上一、三四十步、有二小平橋四門一、總謂二之城橋一、不レ過レ通二田水一耳。曾亦皆木也。木豈持久之物哉。暴露蛀缺、不二幾朽壞一。行者莫レ不レ危レ心、至二於地方人民一荐苦二於修造之役一、而其費用亦將レ不レ堪、不二但此一也。每二大風雨一衝波騰浪、激盪險壯、木橋之危、如レ畏二薄氷之陷一。雖レ曰二一時之艱難一、實係二萬象之憂患一。況且北方諸郡、達二於王都之正路一乎。國相臣尙容法司臣馬異才臣翁廷棟臣尙承訓等、慮及二于此一、奏請改二造石橋一、以便二行路一。

上允二其請一、爰嘉慶二十五年庚辰九月佐阿天橋成。隨繼二其役一而起レ工、越明年辛巳二月初九日告レ成。築建堅牢、規模壯麗、自レ此而後、風雨無レ虞、人馬歡騰、履平平、於二王之路一、歌蕩蕩。於二王之道一、而施濟之治、於レ是乎、益々廣矣。茲有レ感二於神禹治平之功一。謹勒二其記於石一、永垂二不朽一云レ爾。

道光元年辛巳三月上旬

臣毛世輝奉二憲令一恭記、臣馬執宏謹書、

「改造池城橋碑文」。甲・乙、伊。「改造池城橋城橋碑文」。改造池城橋碑文ガ可。

「郡」。伊「郡」。甲・乙共ニ「群」。「群」ハ「郡」ノ誤リ。

「向」。伊「向」。甲・乙共ニ「尙」。「向」ハ「尙」ノ欠畫、尙ト同意。

「朽」。三本共ニ「朽」。「朽」ハ「朽」ノ誤リ。

伊「臣馬執宏謹書」ノ六字ナシ。

月初九日告レ成。築建堅牢、規模壮麗、自レ此而後、庶可免レ厲レ人、患脚庶平、於二王之路一、歌蕩蕩。於二王之道一、而施濟之治、於レ是乎、益々廣矣。茲有レ感二於神禹治平之功一。謹勒二其記於石一、永垂二不朽一云レ爾。

道光元年辛巳三月上旬　臣毛世輝奉二憲令一恭記、臣馬執宏謹書、

督理各官役姓名併石惣大工脇大工等名字附錄

奉行　武和心長嶺親雲上崇宣　向自明奥濱親雲上朝常

筆者　武弘謨長嶺里之子親雲上崇永　向自疆奥濱里之子親雲上朝和　明世昌龜谷筑登之親雲上長祥　翁善述東恩納里之子盛顯　吉廷瑞湊川里之子孟順

石惣大工　知念筑登之親雲上

石脇大工　比嘉筑登之　金城筑登之

雕工　比嘉仁屋

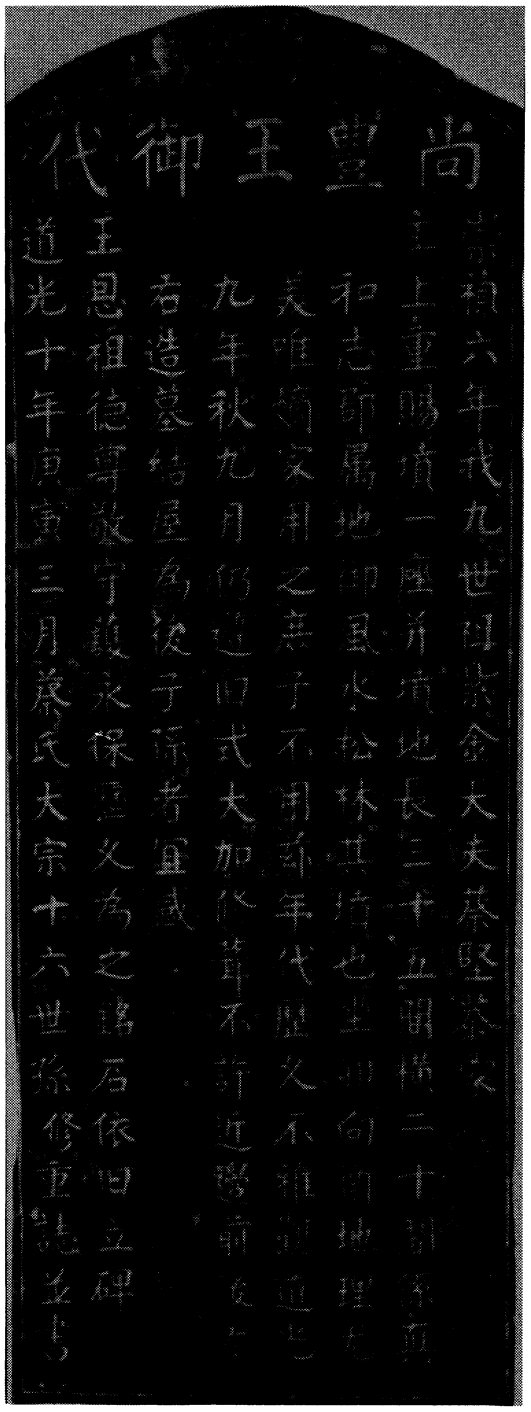
「朽」。三本共ニ「朽」。「朽」ハ「朽」ノ誤リ。伊「臣馬執宏謹書」ノ六字欠ク。

「大」。甲「大」。乙・伊共ニ太。「太」ハ「大」ノ誤リ。

「大」。甲「大」。乙・伊共ニ「太」。「太」ハ「大」ノ誤リ。

九五　尚豐王御代の碑

一八三〇



「尚豐王御代」。ノ文字碑ノ上部ニ題額トシテアリ。

「尚豐王御代」

崇禎六年我(ガ)九世祖(ノ)、紫金大夫蔡堅、恭蒙(クル)ニ主上(ノ)重賜(ヲ)一。墳一座并(ビニ)墳地長三十五間、横二十間、係(ル)下眞和志郡(ノ)屬地、御(グ)ニ風水(ヲ)一松林(ニ)上。其(ノ)墳也坐(シ)レ卯(ニ)向(ヘバ)レ酉(ニ)、地理尤美(モナリ)。唯嫡家用(ヒ)レ之(ヲ)、庶子不(レ)用(ヒ)。茲(ニ)年代歷(テ)レ久(シキヲ)、不ニ雅觀(セ)一。道光九年秋九月、仍遵(ヒ)ニ舊式(ニ)一、大加(イニ)修葺(ヲ)、不(レ)許(サ)ニ近邊(ノ)前後左右造(リ)ニ墓(ヲ)結(ブ)ノ屋(ヲ)一。爲(ル)ニ後(ノ)子孫(ノ)

崇禎六年我九世祖　紫金大夫蔡堅　恭蒙
主上重賜一墳一座幷墳地長三十五間、横二十間、係眞和志郡屬地、御二風水一松林上。其
墳也坐レ卯向レ酉、地理尤美。唯嫡家用レ之、庶子不レ用。茲年代歴レ久、不二雅觀一。道
光九年秋九月、仍遵二舊式一、大加二修葺一、不レ許二近邊前後左右造レ墓結レ屋。爲二後子孫一
者、宜下感二
王恩祖德一、尊敬守護上。永保歴レ久、爲レ之銘レ石、依レ舊立レ碑。
道光十年庚寅三月　　蔡氏大宗十六世孫修重誌並書。

九六　育徳泉の碑

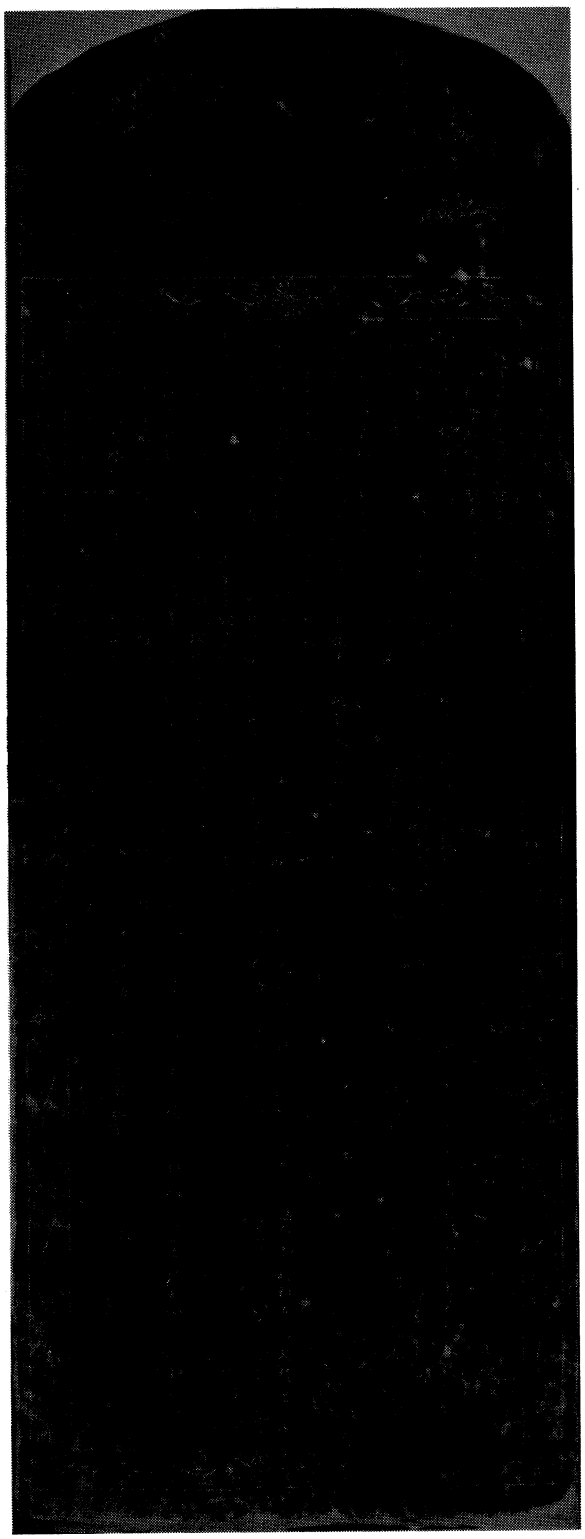


「育徳泉」

易曰、山下出泉蒙。君子以果レ行育レ徳。

中山王新闢二南苑一、有二泉出一。馬爲顔之曰、育レ徳庶二幾王之進徳一。其猶二皇之日出一乎。

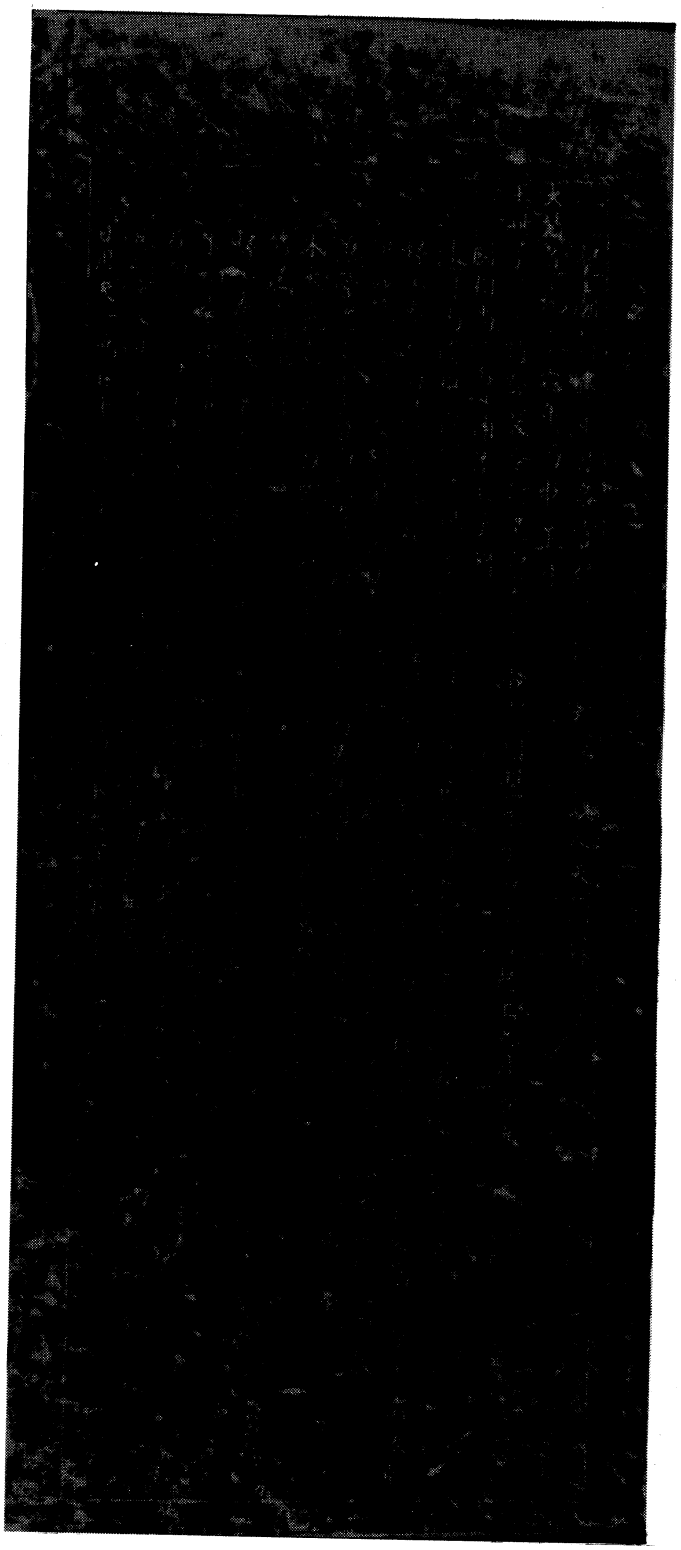
趙文楷



九七　首里新建聖廟碑文（甲・乙・伊）

一八三七

趙文楷



首里新建聖廟碑文

學校者、所ニ以教ニ聖人之道一也。道莫レ盛乎。孔子刪ニ述六經一、垂ニ憲萬世一。故後世學校、通ニ祀之一非ニ徒以レ是尊ニ崇之一、報ニ其垂教之功一也。琉球於ニ康熙十一年辛亥一唐榮紫金大夫金正春請ニ於朝一、始建ニ至聖廟於其地一。朝廷遣レ官行ニ祀舊一矣。若ニ首里原未レ有ニ聖廟一。至ニ嘉慶六年辛酉一、先王諭建ニ國學鄉學一、又欲レ建ニ聖廟一、ト二地國學南一。故其建學碑云。左レ廟右レ學、皆寮

「刪」。伊「刪」。甲・乙共ニ「刑」。「刑」ハ「刪」ノ誤リ。

之功也。琉球於康熙十一年辛亥唐榮紫金大夫金正春請於朝、始建至聖廟於其地。朝廷遣官行祀舊矣。若首里原未有聖廟。至嘉慶六年辛酉、先王諭建國學鄉學、又欲建聖廟、卜地國學南。故其建學碑云。左廟右學、皆繚以周垣、築以礪石、而建廟俟其後年。則是聖廟之建、必當在數年之中。不料、越明年壬戌

先王薨、其後國家冗費接踵、帑項不敷、是以延至三十餘年。今・王世子天亶聰敏、崇經術勤學校、乃念下繼二先志、建廟宇親舉行祀典、以益々昭中景行尊奉之意。道光十六年丙申正月、特令二國相法司一議之。國相法司翕然應令、卽材料瓦石及營造所需、漸次以備矣。十七年丁酉春三月起工、迄秋九月告竣。又設啓聖祠於國學彝倫堂內、幷一應祭器儀物制造已完。十一月十三日恭奉二至聖先師孔子神位於廟中正面一、以顏子・曾子・子思子・孟子一、奉配兩序一。奉二啓聖王叔梁公神位於祠中正面一、配以顏氏曾氏孔氏孟孫氏一。

王世子躬率百官、行初祭之禮、遣法司官、祭啓聖祠。皆享以牲帛醴齊粢盛庶品、且定每年春秋二丁、親行釋奠、遣法司官、祭啓聖祠之例。自茲首里人士始慶瞻、仰之有地、而勵志於聖人之學者、其必有加於前日也。而

「之」。甲・伊共ニ「ニ」。乙「ニ」ノ誤り。

「刑」。「刑」ハ「刪」ノ誤り。

「今」。甲・伊共ニ「今」。乙「令」。「令」ハ「今」ノ誤り。

「瓦」。乙・伊共ニ「凡」。甲「瓦」。「凡」・「瓦」共ニ「瓦」ノ誤り。

「漸」。乙・伊共ニ「漸」。甲「斯」。「斯」ハ「漸」ノ誤り。

「遣」。乙・伊共ニ「遣」。甲「遺」。「遺」ハ「遣」ノ誤り。

天朝德澤之宏、聲教之深、且遠。於レ是可レ覘、嗚呼豈不レ盛哉。臣執宏謹記二建廟ノ顚末一、以勒二諸石一、氷垂二不朽一云。

大清道光十七年歲次丁酉十二月上旬　　贊儀官臣馬執宏謹撰併書

聖廟新建年月各官姓名併工料・費錢人夫附錄

大清道光十六年丙申正月

王世子諱育特發二教令一、新建二聖廟及啓聖祠一。翌年丁酉三月起レ工、九月告レ成、

國相尙元魯浦添王子朝憙

法　司　馬德懋與那原親方良綱、毛惟新東風平親方安度、翁寬兼城親方朝典

督工奉行　向世盛古謝按司朝熹、孟開基西平親方宗紀、毛鴻勳池村里之子親雲上

安富、

筆　者　麻大勳伊佐筑登之眞俊、胡秉仁山城筑登之正命、薛肇新渡慶次筑登之賀勢、經文魁仲本筑登之兼教、兼管建廟事務、向邦憲野村親方朝厚、向良弼國吉親雲上朝章、馬執宏豐平親雲上良全・

木　大　工　比嘉筑登之親雲上　石大工　金城筑登之親雲上　瓦大工　玉城筑登之親雲上

修建工料費錢

督工奉行併筆者粮錢折價共錢一萬五千十九貫九百七十五文

「料」。乙・伊共二「料」。甲「科」。「科」ハ「料」ノ誤り。

「全」。乙・伊共二「金」。甲「全」。「金」ハ「全」ノ誤り。

修建工料費錢

督工奉行併筆者粮錢折價共錢一萬五千十九貫九百七十五文

木細工三千百五十人五分四厘　工錢二萬五千七百七十九貫二百十文

石細工二千四百五十四人二分五厘　工錢一萬八千五百四十一貫八百五十四文

瓦細工八百三十六人七分八厘　工錢五千五百六十四貫五百八十七文

日用夫一萬七千九百二十人二分

雇錢三萬五千三百六十貫六百四十八文

九八　天使送賜レ之字蹟

(一)　龍樋之碑（甲・乙・伊）

道光戊戌中秋
源遠流長（クレシ）
林鴻年書

道光戊戌季秋
飛
泉
漱
玉
高人鑑題

(二)　崇元寺廟之額并掛床（甲・乙・伊）

(二) 崇元寺廟之額并掛床（甲・乙・伊）

一八二八

道光十有八年戊戌

克　昌　厥　後

冊封使者林鴻年 高人鑑 立

夙夜惟寅（レつつしミ）。祖考來恪（ス）。

春秋匪懈（レおこたラ）。子孫其湛（レたたフ）。

使者林鴻年拜書

道光戊戌季秋之月

以爲（ル）二天下有道之國（ト）一。

實惟（レ）前人無疆之休（さいわいナリ）。

使者高人鑑敬立

一八二八

(三)　首里聖廟之額並掛床（甲・乙・伊）

道光戊戌杪秋吉旦

金
聲
玉
振

林鴻年
高人鑑　敬立

聖澤溢レ二漫湖一、想行遠ク乘レ桴ニ。聲教當年敷キ、大海ノ廣居增シ、辨嶽喜レ憑レ高キニ、啓宇馨香□。此地景東山。

福州林鴻年謹題

道光戊戌季秋之月

就レ二冕嶽一以チ升レ堂ニ、至道高シ二於山一可レ仰グ。
規レ二辟雍一而テ立レ學ブ、斯文ノ富與レ海同流ス。

「杪」。乙「杪」。甲・伊「抄」。「抄」ハ誤リ。

「海」。乙・伊共ニ「海」。甲「流」。「流」ハ「海」ノ誤リ。

就ニ冕嶽一以升レ堂、至道高ニ於山一可レ仰。規ニ辟雍一而立レ學、斯文富與レ海同流。

「海」。乙・伊共ニ「海」。甲「流」。「流」ハ「海」ノ誤リ。

冊使翰林院偏修　記名御史高人鑑敬立

(四) 國學之額並掛床（甲・乙・伊）

一八三八

道光戊戌重陽

修　其　禮　物

三山林鴻年

道光戊戌季秋

澤　國　上　庠

錢唐高人鑑

道光戊戌杪秋
出日近ニ扶桑鳥趾一、光依リテニ暘谷一ニ早シ。
觀風陳ベニ采藻龍旂一、色映シテニ頖・宮一ニ新タナリ。

福州林鴻年書

道光戊戌九月
海島秀良知リニ北學一、
天朝聲教驗スニ東漸一。

浙・西高人鑑

「頖」。伊「頖」。甲「頖」。乙「頖」。「頖」・「頖」ハ共ニ「頖」ノ誤リ。

「浙」。伊「浙」。甲・乙共ニ「淛」。「淛」ハ「浙」ノ誤リ。

(五)　東苑之額掛床并詩（甲・乙・伊）

海
山　一　覽

道光戊戌中山東苑題額

小春初吉

閩中林鴻年書

「小春初吉、閩中林鴻年書」の十字を乙は欠く。

道光戊戌中山東苑題額

小春初吉

閩中林鴻年書

餘慶

志略載、苑內舊有茶亭一屋二楹、壁有レ箋、云麤茶淡飯飽卽休一。先王命二臣蔡某一所レ書。今失去。余味二此七字一、深佩二遺訓一。恬然有二安レ分知レ止之意一。於三以惜二天地有餘之物一、力貽二子孫一。有餘之福社宣二乎國祚綿長一、永膺二天慶一、書レ此以奉二中山賢王清鑒一。蓋頌下不レ忘二規期一無上悖二於古人之旨一爾。道光戊戌十月初吉。

浙西高人鑑拜題幷跋

東苑題句卽奉

山頭王氣尋二龍脉一

中山王　誨正

海面僊蹤接二蜃樓一

閩中林鴻年

道光戊戌小春初吉游

「小春初吉、閩中林鴻年書」の十字を乙は欠く。

「飽」。伊「飽」。甲・乙共二「鉋」。「鉋」ハ「飽」ノ誤リ。

「休」。甲・乙共ニ「林」。伊「休」。「林」ハ「休」ノ誤リ。

「某」。甲・乙共ニ「某」。伊「其」。「其」ハ「某」ノ誤リ。

「山頭王氣尋龍脉」。伊、中山王誨正ノ次ニオク。

「晩」。伊「晚」。甲「々」。乙「𣅀」。「々」・「𣅀」ハ晩ノ誤リ。

「中山王云々」ノ行、伊ハ「道光云々」ノ次ノ行ニアリ。

朝旭晩霞羅ニ八景一。
中山王東苑題奉ニ教正一
層巒疊嶂俯ニ三山一。

浙西高人鑑

「償」。伊「償」。甲・乙「價」。「價」ハ「償」ノ誤リ。

償我登臨願。崎山在ニ眼中一。望レ仙懷ニ古蹟一。觀レ海暢ニ雄風一。
辨嶽遠莫レ遠。久高東更東。從レ游多ニ賦手一。聲韻定ニ摩空一。

「園」。甲・乙「園」。伊「国」。「国」ハ「園」ノ誤リ。

道光戊戌小春行有レ期矣、適有ニ東苑之遊一、惠承
中山賢王索レ句、匆匆倚裝作レ此、草草殊甚。卽粲正。

閩中林鴻年

崎山直上路盤旋。韋曲高淩天尺五。梁園廣集客三千。
滄波浴レ日涵レ光遠。未レ到先知境已仙。老樹搖レ風盪影圓。流覽超然塵世界。晩鴉催レ返尚流連。

游東苑題奉
中山賢王　大教

浙西高人鑑

(六) 南苑之額掛床并詩碑（甲・乙・伊）

一八二八

桂
殿
蘭
宮

戊戌小春初吉

中山王招二游南苑一。岡巒起伏、蔚然深秀。因取二
唐王子安語一、題レ之以識二勝踐一。

閩山林鴻年

魚
鳥
親
人

梁簡文入レ華林園一、顧レ謂二左右一曰、翳然林木、便自有二濠濮ノ間一ニ
想覺レ鳥獸禽魚自來親レ人。
中山賢王、南苑亭榭、數楹臨レ山面レ水、潛鱗飛、
羽相對忘レ機。因節二其語一、題レ之奉二
大教一、時道光戊戌小春
浙西高人鑑拜題并跋

南苑題句奉
此地有二茂林脩竹一。
中山王　裁正
滌二筆於雪椀冰甌一。
閩中林鴻年

南苑題レ壁奉請
藏春萬卉碧成レ海。
中山賢王　誨正
消夏一灣涼入レ堂。
閩中林鴻年謹句并書

「人」。乙・伊「人」。甲ナシ。人ガ可。

「此」。乙「此」。伊「毗」。甲「北」。「北」ハ「此」ノ誤リ。「毗」ハ「此」ノ筆寫体。

「中山王裁正」ノ行「南苑題句奉」ノ次行ニ伊ハ置ク。

「冰」。乙・伊共ニ「氷」。甲「氷」。「氷」ハ「冰」ノ誤リ。

「中山賢王誨正」ノ行「南苑題壁奉請」ノ行ノ次行ニ伊ハ置ク。

「消」。乙・伊共ニ「消」。甲「清」。「清」ハ「消」ノ誤リ。

次行ニ伊ハ置ク。

「消」。乙・伊共ニ「消」。甲「清」。「清」ハ「消」ノ誤リ。

中山賢王　誨正

消夏一灣涼入レ堂。

「中山王南苑云々」ノ行、「道光戊戌云々」ノ行ノ次行ニ伊ハ置ク。乙ハ「林亭云々」ノ次行ニアリ。

閩中林鴻年譔句并書

道光戊戌小春朔游

中山王南苑題請一教正ヲ

林亭高占レ峯千尺。

山水平分地百弓

「輩」。三本「輩」。「輩」ハ「輩」ノ俗字。

淅西高人鑑

南苑有レ泉、甚清冽、介山前輩題レ之ニ曰ク。

育徳意深哉。今相隔幾四十年、時出ニ溥博一。蓋中山之流澤長矣。承ケ

甘醴一延レ齢ヲ。

賢王留宴。於レ是裒裏其側久レ之ヲ。留題ニ四字ヲ一、非レ謂ニ敢續一前蹤一、亦以申ニ善頌ヲ一、禱云レ爾。

道光十有八年小春八日

三山、林鴻年倚レ裝書并識ス

南苑之南、高岡下、瞰二黍稷一盈二疇土一、辟レ田治レ是。

勸耕臺

賢王之善教、敦レ俗也。是爲レ書。

三山林鴻年

離宮盤鬱枕二平岡一。此地如レ開二緣レ野堂一。秋盡軟莎猶疊翠。雨餘晩稻正分レ秧。
池臺靈秀鐘二佳氣一。花草精神媚二夕陽一。自笑夜游來秉レ燭。匆匆難レ辨露葭蒼。
戊戌小春初吉、游二南苑一、題レ壁七律一首、奉二
中山賢王一　正句

閩中林鴻年

識名翠色蘸二雲根一。萬木圍レ陰一逕昏。企石暗流泉作レ沼。當軒平剪樹爲レ門。
葉聲急戰風聲碎。雨氣遙連海氣渾。催二我詩心一思二典雅一。玉臺清味此中論。

維纜還來策レ騎游。三二生石上一話二名流一。魚龍變化參二奇態一。花草精神入二醉眸一。
蒼翠未レ妨衣上濕。煙雲盡向二畫中一收。好將二笠履一驕二坡老一。雅集曾留東海頭。

重游二南苑一、遇レ雨奉レ東、并謝卽請二
中山賢王教正。

「緣」。甲「緣」。乙「綠」。
「綠」ハ「緣」ノ誤リ。

「蘸」。乙「蘸」。甲「蘸」。
「蘸」ハ「蘸」ノ誤リ。

「曾」。乙「曾」。甲「魯」。
「魯」ハ誤リ。
「頭」。乙「頭」。甲「顯」。
「顯」ハ押韻カラ「頭」ガ可。

「魯」ハ誤リ。
「頭」。乙「頭」。甲「顯」。
「顯」ハ押韻カラ「頭」ガ可。

維纜還來策レ騎游。三叟生石上一話二名流一。焦龍變化參二吉態一。花草精神入二酣睡一。蒼翠未レ妨衣上濕。煙雲盡向二畫中一收。好將二笠履一驕二坡老一。雅集曾留東海頭。

重游二南苑一、遇レ雨奉レ東、并謝卽請二

中山賢王教正一。

閩中林鴻年留藁

盡日思レ窮未レ到レ山。一鞭遙指夕陽間。松扉聲扣二泉幽一咽。竹徑陰欹石疲頑。綠上平橋連二草色一。青浮列レ岫染二苔班一。林亭小憩眞幽絶。留戀翻遲莫二鳥還一。

游二南苑一題奉二

中山賢王教生一。

浙西高人鑑

(七) 久米村聖廟之額並掛床（甲・乙）

一八三八

道光戊戌杪秋

祖　豆

東　山

「杪」。甲・乙共ニ「抄」。
「抄」ハ「杪」ノ誤リ。

林鴻年
高人鑑　敬立

道光戊戌季秋之月

聖教覃二敷海外一。兩楹陳二俎豆一。
師資如レ在二客中一。五月近二宮墻一。

冊使翰林院編修　記名御史　高人鑑敬立

「墻」。甲「牆」。乙「嵣」。
「嵣」ハ「墻」ノ誤リ。

(八) 明倫堂之額並掛床（甲・乙）　一八三八

烝
我
髦
士

久米鄉校在二泉崎橋北一。是爲二明倫堂一。康熙五十七年程大夫順則請建者也。久米邨三十六姓、先自レ閔移レ此、以二地多一レ貴故一、又曰二唐榮一。觀風澂止レ心焉。數レ之計閩人持レ節、東來者、及余而三萍蹤暫合。梓誼攸レ深。特用二葩經語一。書以懸レ之、并跋二其後一云。

道光歲在戊戌　三山林鴻年

道光戊戌九月

風澂止レ心焉。數レ之計闔人持レ節、東來者、及余而三萍蹤暫合、梓誼攸レ深。特用二葩經語一書以懸レ之、并跋二其後一云。

道光歲在戊戌　三山林鴻年

道光戊戌九月

爲君子儒

古枕高人鑑

道光戊戌杪秋

游二聖門一難レ爲レ言。委也原也。如二觀レ海者一學二古訓一乃有レ獲。高矣美矣。若レ登レ天然。

侯官林鴻年

道光戊戌季秋之月中浣

族衍南閩猶下向二中原一歌中采菽上。

教宗東魯如下游二泮水一樂中搴芹上。

錢唐高人鑑

「杪」。甲・乙共二「抄」。
「抄」ハ「杪」ノ誤リ。

「杪」。甲「抄」。
乙「杪」。「杪」ガ可。

(九)　關帝王之額并掛床（甲・乙）

道光戊戌杪秋吉旦

剛
健
中
正

林鴻年
敬立
高人鑑

恨ニ社稷ノ三分ヲ一、目空シニ吳魏ヲ一。
識リニ綱常ノ兩字ヲ一、志在リニ春秋ニ一。

史官林鴻年謹書

域外懾レニ威名ヲ一、不レ數ヘニ同時瑜亮ヲ一。
古來存シニ正氣ヲ一、足レ參スルニ兩大乾坤ニ一。

冊使史官高人鑑敬立

(十)　天后宮之額并掛床（甲・乙）

古來存二正氣一、足レ參二兩大乾坤一。

冊使史官高人鑑敬立

(十) 天后宮之額并掛床（甲・乙）

一八三八

道光戊戌重陽

波

臣

效

順

冊使林鴻年 高人鑑 敬立

道光戊戌杪秋

東渡仰二慈雲一、幸託レ庇。同レ根視二予猶子一。
西歸詹二吉日一、喜還レ鄉。得レ路問二我諸姑一。

裔・姬孫鴻年敬立

道光戊戌季秋

濟レ困扶レ危億萬人。共叨慈蔭。
報レ功崇レ德廿八字。式炳徽音。

「杪」。乙「杪」。甲「抄」。「抄」ハ誤リ。

「裔」。乙「裔」。甲「裔」。「裔」ハ誤リ。

「困」。乙「因」。因ハ誤リ。

「徽」。甲「徽」。乙「嶽」。「徽」ガ可。

冊使高人鑑敬立

(十一) 龍王堂之額并掛床（甲・乙）

一八二八

道光戊戌杪秋穀旦

四　海　會　同

冊封使者　林鴻年　高人鑑　立

道光戊戌季秋

力護(リ)ニ封船(ヲ)一波浪靜(カナリ)。

恩宣(ノ)使節雨風調(フ)。

冊使高人鑑敬立

(十二) 天使館之額并掛床（甲・乙）

一八二八

「杪」。乙「杪」。甲「抄」。「抄」ハ誤リ。

春
生
卉
服

欽命冊封正使翰林院脩撰林鴻年立

道光戊戌季秋

湛
恩
汪
瀛

錢唐高人鑑

忠孝結二雲天一。安里橋頭思二故里一。
版圖收二島嶼一。三山峯外辨二神山一。

使官林鴻年

道光戊戌季秋

「使」。甲「使」。乙「候」。
「候」ハ誤り。

入レ簾ニ山暁巻レ慢ヲ。海秋客館、東西雙傑閣。
持シ節ヲ龍蟠ル二御書一。鳳翥ノ使槎、閩浙兩詞臣。

冊使史官高人鑑撰并書

海
天
遠
眺・

道光戊戌重九後一日

古杭高人鑑

道光成戌季秋

檻外ノ月明カニ凌ニ玉宇一。枕邊潮響憶キフ二錢唐一。

武林高人鑑

道光十八年戊戌杪秋

鯨波捧レ日ヲ三山朗カナリ。龍節宣レ風ヲ四海清シ。

福州林鴻年

「御」。甲「御」。乙「御」。
「街」ハ誤リ。
「兩」。乙「兩」。甲「雨」。
「雨」ハ誤リ。

「眺」。甲「眺」。乙「眺」。
「眺」ハ誤リ。

「杪」。乙「杪」。甲「抄」。
「抄」ハ誤リ。

(十三) **護國寺之額并掛床**（甲・乙）　一八三八

道光戊戌題

波上寺

枕

流

林鴻年

題

日下筍崖開二麗景一。

護國波上寺

雲清米島出二澂波一。

福州林鴻年

(十四) **臨海寺之額并掛床**（甲・乙）　一八三八

題

鯨波捧レ日三山朗。

龍節宣レ風四海清。

福州林鴻年

臨海寺
潮
音
道光戊戌杪秋
林鴻年

句題

近レ水夜聞魚唄遠シ。
臨海寺
登レ臺秋望鴈書來ル。
福州林鴻年

「杪」。乙「杪」。甲「抄」。
「抄」ハ誤り。

九九　洪濟寺碑（甲）

一八三九

萬靈塔

明治廿五年一月記

由緒

他府縣人本縣ニ於テ死亡シ、爾來埋葬地不分ニテ祭祀セザル者ノ魂魄ヲ招キ、永久施餓鬼祭執行セン爲メ、天保十四年癸卯一月、舊鹿兒島藩在番官ヨリ（姓名不詳）建設セシメタリト、傳說アリ。

一〇〇　小祿之墓所碑文（甲）

一八四六

夫居宅墓地大切成處ニシテ、各風水善惡ニヨリ、家門ノ盛衰モ致シ出來ニ、其係ル所不レ輕由候得ハ、取仕出方風水ノ法ニ隨ヒ、無ク變易ニ不ニ相守ラ一ハ不レ叶ハ義ニ候、然ルニ此墓造營程久敷、風水之樣躰傳ヘ聞カネハ、最初之恰好于テレ今ニ相替候モ不ニ相知一シテ、心ヲ付、見格護モ難シレ成リ。因レ玆ニ陰陽師唐榮中議大夫、神山里之子親雲上蔡能述ヘ見セ樣躰承候處、一帶之風水宜候ヘトモ、抱護之樹木憔悴且修補等之砌取違モ候半ハバ、門之構唐定規ヨキ所ニ少シ相迦候間、樹木植付門之構モ相直シ候、畢竟風水ノ樣躰不レ存ルセ所ヨリ、彼是等閑之義出來可レ致ス、此節圖帳相調門之構其外前後左右遠近ノ山林ニ至リ、ヲノヲノ風水名所蔡能述申候趣、委敷クわしく相記置候之條、向後見廻り亦ハ修補等ノ節々、右帳引當ヲ以テ相シラヒ往々風水所ニ損壞スルニナク、猶茂盛之方一心ヲ付見格護アリ度候。此段子々孫々永ク傳失ナクシテ先人之遺跡彌イヤ尊トク家門ノ幸ヒ益厚カランコトヲ希フマヽ、石ニ刻ミ記シ置モノ也。

道光廿六年丙午二月

十一代之孫馬允中敬立

マ、石ニ刻ミ記シ置モノ也。

道光廿六年丙午二月　　十一代之孫馬允中敬立

一〇一　馬允中之碑（甲・乙・伊）

一八四八

夫れ居宅墓地は大功成處にして、各風水之善否により、家門の盛衰も致シ出來一其係る所不レ輕由候得ば、取仕出方風水の法に隨ひ、無ク變易一不レ相守一ば不レ叶儀ニ候。然るに此墓造營程久敷風水之様躰傳へきかねば、最初の恰好于レ今相替候も不ニ相知一して心を付、見格護茂難レ成リ、因って茲に陰陽師唐榮中議大夫、神山里之子親雲上蔡能述へ見せ様躰承り候處、一帶之風水宜く候得共、抱護之樹木憔悴且修補等の砌取違も候半、門の構唐定規よき所に少し相迦候間、樹木植付抱護を堅め門の構相直候ハヾ、何篇不足なく全備の段有レ之レ早速諸木植付、門之構も相直候、畢竟風水の様躰不レ存之所より彼是等閑の儀出來可レ致と、此節圖帳相調べ門之構其外前後左右遠近之山林に至り、をのをの風水名所蔡能述申候趣、委敷相記置候之條、向後見廻亦は修補等の節々、右帳引當を以相しらへ、往々風水所ニ損壞一なく猶も盛の方へ心を付見格護あり度候、此段子々孫々ニ永く傳失なくして先人の遺跡彌尊とく、家門の幸ひ益厚からんことを希ふまま、石に刻み記し置もの也。

于時道光貳拾六年丙午二月

十一代の孫馬允中敬立

一〇二　仲之川（甲）

一八六三

此川の泉は、源もと遠く岩根より混々として湧出、雨天にも濁りなく、旱天にも水勢不レ異。たぐひ稀なる靈源にて、上下の兩村用水存分に相達し、且雨遠き節ハ、他村よりも汲得、時によりてハ、

禁中の御用水にもなり、誠に重寶の川なるに、當六月の大雨に西表の石垣破壞におよび、因レ茲頭々中老中見分しければ、石垣のみならず川の內外一躰相弱、殊に東南表は地ふく弱く大石を以掛積不レ致れば、保ちがたくと議定し、入粉賦らせたるに、現分四万貫文餘に及び、村向にては償ひかたくに如何せんと、案じ煩ふ處に、幸ひ內金城村無系、宮城筑登之親雲上、新垣之親雲上兩人手元にして、外に人數四十五人組合、右入料を償ひ、御褒賞の御位頂戴し度との願意有レ之、其旨奉レ奏處に、難レ有御許容を蒙り、秋八月工を起し、冬十一月成就し、則ち首尾申上たてまつるに、右面々一階宛の御意を賜ぬ。かく大石を以堅固に築立、自然の岩石のごとくなりたるは、畢竟大君の御仁德ならずや、されば、御高恩の程幾久しく忘却なく、川の內外奇麗清淨に

「筑登之親雲上」「宮城之親雲上」ノ「之」ハ「筑登之」ノ略。

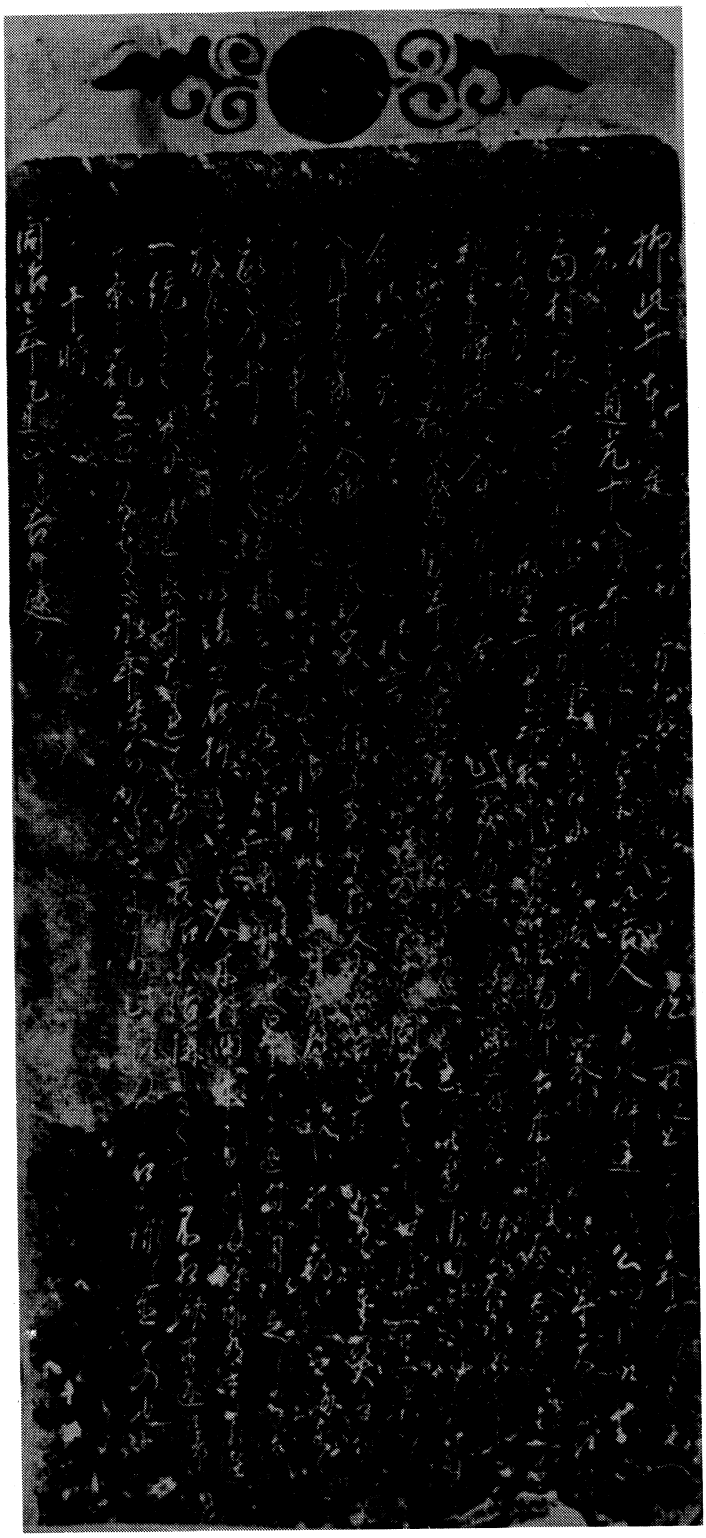
して、外圍所に至り、蹈荒せしめす嚴重守護あるべし。
仍而碑の文如レ件。

附錄

此時樋川も、西表の石垣破壞、川内其外にも所々相弱、是又内案に奏して修理を加へぬ
于時
同治二年癸亥十二月吉日建立

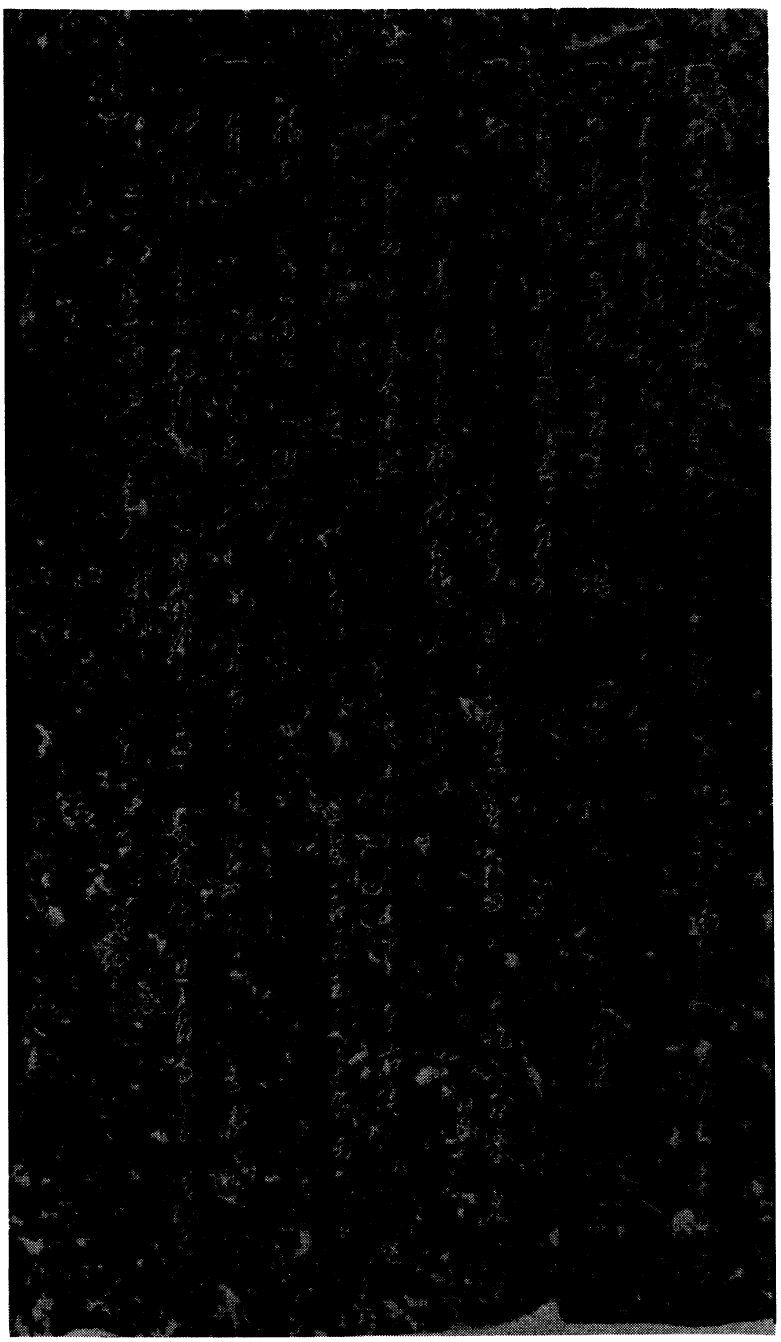
一〇三　楚邊湧田井碑（甲）

一八六五



一〇三　楚邊湧田井碑（甲）

一八六五



抑此井、本は是より南の方、拾間程の所にありて、然々取仕出もなく、年久しく用へ來りしか、道光十八戌年、冠船御渡來の節、唐人泉用水辨達の爲、公向御取仕出を以

抑此井、本は是より南の方、拾間程の所にありて、然々取仕出もなく、年久しく用へ來りしか、道光十八戌年、冠船御渡來の節、唐人泉用水辨達の爲、公向御取仕出を以當村へ授けせられ、所中格別重寶相成ける處漸々泉ちいさく罷成、旱天之節は用水差支申により、咸豐十申年、村中申合、陰陽師、唐榮中議大夫志多伯里之子親雲上諱廷佐、入見分訴を奏して、此所を堀せしに、終に靈源を探り出し、大泉混々として湧出たくひ稀成水勢、旱天にも不レ相替一泉と見へたれば、此邊湧田といひし名目、今秋其實を得たる哉と、祝言いはざるものはなし。困レ茲其年の七月廿一日工を起し、八月十九日成就、入料も纔貳千五百四十四貫五百五拾文にて造りなしけるか、重寶は幾久しく所中の爲のみならず、時により御用辨にも相成へし、況哉那覇の地は海近く、家々の井戸都て塩氣にて、天水を貯へ用ひし故、旱天に逢時は用水乏しく、憂ひ煩らふこと多かりしに、以後は右樣の節々久米村西東よりも汲得、用水無レ支相達し、一統の、重寶無レ此上一良井なれば、常々取始末結構しなくては不レ相濟一、早速取締ケ條、高札立置ける處に、永年保ちかたきにより、此節改めて石に錄し置もの也。

于時

同治四年乙丑正月吉日建之

取締之條々

一、井は清潔肝要の條、水を汲者は氣を付、はめ石内は勿論、下表えも泥土塵芥等不レ二相疊一様、其外何篇奇麗の計得、可レ二入念一事。

一、井近邊え遊戯の者相集候ては、蹈荒し依体は積羽をも取損可レ二差障一の條、童子其外無用の者共、井邊徘徊堅可レ二差留一事。

一、井より北の方え通路いたしたる處に、風水の故障に付差留置の条屹と可レ二相守一事。

但貳行違背之者は科錢貳拾貫文。

一、井の下畠敷の義、去申年井敷替の節迄は、田方秒しありけるか、右場所地ふく堅め置すんは、泉横流の基にて、地主相談を以、當分通畠に召成置の条、右畠井より拾間の所迄、土堀取こと、一切可レ令二停止一事。

一、有間敷事にハ候得共、萬一井内にて沐浴又は積羽石杯取損候者は、甚不届の仕形にて、科錢百貫文申付、猶所レ犯の品に應じ、吟味の上可レ處二嚴科一候。且又右等の事を致二見分一押へ置候者も、同三拾貫文以上、是又吟味次第の事。

以上

乙丑正月吉日

泉・崎・村・

泉崎村、三本共ニナシ、原拓ニアリ。

泉崎村、三本共ニナシ、原拓ニアリ。

以上

乙丑正月吉日

泉・崎・村・

一〇四　海藏院碑（甲）

一八六五

夫以阿彌陀如來者、司於于西方一、搆九品淨土一、救穢土之群迷一、示於于拔苦與樂之正路一、導卽身成佛本一。故日秀上人刻尊像於石經一、營小堂於于辻村一、安置之一。雖レ然至レ今、俗家如魚鱗一連。又在道路傍一、恐レ有塵穢一。是故受三公命一、於于斯地一、崇敬之一。控十方門一建立道場一、温レ故惟新。廟堂巍々乎如レ舊。神威赫々兮如レ在、仰願一切衆生、二世安樂。可レ令所レ願成就給一故也。

一〇五　天使送賜之字蹟

(一) 龍樋之碑（甲・乙）　一八六六

同治丙寅季秋
靈脈流香
榕城趙　新　同題
滄江于光甲

(二) 圓覺寺掛床（甲・乙）　一八六六

同治丙寅秋九月
試廻レ頭來便登二覺岸一。
誰向二頂上一曾見二圓光一。
福州趙新題

(三) 崇元寺廟之掛床并額（甲・乙）　一八六六

誰向二頂上一會見二圓光一。

福州趙新題

(三) 崇元寺廟之掛床并額（甲・乙）

一八六六

同治丙寅九月

廸惟前光、是彝是訓。
昭哉嗣服、宜君宜王。

福州趙新題

(四) 首里聖廟之掛床（甲・乙）

一八六六

同治丙寅季秋朔

明
德
惟
馨

冊封副使于光甲

同治丙寅秋九月

海亦可シ二浮看一ス。此日春誦夏絃、問フレ俗豈殊ニ鄒魯一。
居ルレ之何陋ナルヘン、願ハクハ諸生體シ二明用一ヲ、達國不ンシ二獨リ文章一ヲ。カナラ

冊使趙新敬書

(五) 國學之掛床（甲・乙）

一八六六

同治丙寅秋九月

民之秉ルレ彝ヲ好ムヲ二是懿ノ德ヲ一。
聖有リ二謨訓一ヲ教フルニ以テス二人倫ヲ一。

福州趙新題

(六) 明倫堂之掛床（甲・乙）

一八六六

同治丙寅秋九月

化シレ民成スレ俗ヲ、其必由ルレ學ニ。
經シレ天緯スレ地ヲ、是謂フ二之文ト一。

福州趙新題

同治丙寅秋九月

經レ天緯レ地、是謂ニ之文一。

福州趙新題

同治丙寅秋九月

爲ニ四方一觀ニ禮之邦一。

是レ三歲興賢之地。

福州趙新題

(七) 關帝王之掛床（甲・乙）

一八六六

同治丙寅秋九月

惟レ帝精神、常在ニ天地一。

彼都人士、亦通ニ春秋一。

冊使趙新敬書

同治丙寅季秋朔日

嘗聞大勇於ニ五夫子一。

豈惟中國知レ有ニ聖人一。

滄江于光甲敬書

(八) 天后宮之掛床并額（甲・乙）

一八六六

同治丙寅秋九月

但將ニ忠信一羞ニ蘋藻一。

不ニ獨敬恭一式ニ梓桑一。

福州趙新題

同治丙寅季秋朔

孝

慈

聖

神

滄江于光甲敬書

(九) 龍王堂之掛床（甲・乙）

一八六六

同治丙寅秋九月

「恭」。甲「恭」。乙「恭」。「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

「令」。甲「令」。乙「令」。

令：メ　長江大河、而注ガ二諸海一。

令(メ)三長江大河(ヲシテ)而注(ガ)二諸海(ヘ)一。
能出(クチ)レ雲降(ラス)レ雨(ニ)故謂(フ)二之神(ト)一。

福州趙新題

同治丙寅季秋朔日

龍徳正中、無(ク)二遠弗(ル)レ届(いたラ)。
神威暨(き)訖(こつ)、有(リ)レ感斯(ニ)通(ズ)。

滄江于光甲敬書

(十) 天使館之額并掛床（甲・乙）

同治丙寅仲秋

八　度・　紀　恩

冊封正副使　趙新　于光甲　同立

「令」。甲「令」。乙「今」。「今」ハ誤リ。

「弗」。乙「弗」。甲「弗」。「弗」ハ誤リ。

「度」。乙「度」。甲「度」。「度」ハ謂リ。

同治丙寅秋九月

雲樹ニ萬家ノ新ニ雨後一。
海天一色暮潮ノ秋。

福州趙新題

萬里滄江舊夢醒。浮雲遇レ眼雨初停。乘レ槎欲レ問ニ歸時路一。高擧ニ金罇一酹ニ客星一。

○

勝跡何從辨ニ有無一。蒼茫海角月輪孤。羣搜博採ニ史臣筆一。爭似ニ當年王會圖一。

同治丙寅季上澣步前輩徐澄齋先生韻偶成二首書以誌レ感。

渤海于光甲

申鄉氏題

同治丙寅秋九月

天語表ニ恭藩一、秉レ禮合レ稱ニ今魯國一。
海濱崇ニ樸俗一、采レ詩宜レ入ニ古唐風一。

福州趙新題并書

同治丙寅秀秋上浣

滄海曾經看ニ初日一。朝升長虹夕霽。

「歸」。甲・乙共ニ「鰥」。「鰥」ハ「歸」ニ同ジ。「星」。乙「星」。甲「里」。「里」ハ誤リ。

「輩」。甲・乙共ニ「輩」。「輩」ハ「輩」ノ俗字。「渤」。甲・乙共ニ「澩」。「澩」ト「渤」ハ同字。

「恭」。甲・乙共ニ「恭」。「恭」ハ「恭」ノ誤リ。

「浣」。甲・乙共ニ「院」。「院」ハ「浣」ノ誤リ。

「新」。乙「新」。甲「親」。「親」ハ誤リ。

福州趙新題并書

同治丙寅秀秋上浣・

「浣」。甲・乙共ニ「院」。「院」ハ「浣」ノ誤リ。

滄海曾經看二初日一。朝升レ長虹夕霽レ。
蓬山不レ遠喜二好風一。帆引二甘雨一車隨レ。

滄江于光甲書

(十一) 護國寺之掛床（甲・乙）

一八六六

同治丙寅秋九月

帝字偶摹・ス天竺ノ帖。
大觀不レ羨レマ廣陵ノ濤。

福州趙新題

「摹」。乙「摹」。甲「摹」。「摹」ハ誤リ。

(十二) 東苑之額（甲・乙）

一八六六

同治丙寅孟冬

嶽
色
潮

聲
閩趙新題

(十二) 南苑之額并掛床詩文（甲・乙）

一八六六

中山王鑒正
念
曲
宜
勤
福州趙新
丙寅孟冬
有
濠
濮・濮
間

「濮」。乙「濮」。甲「濮」。
「濮」・「濮」ハ共ニ
「濮」ノ誤リ。

想
趙新題

濮間

「濮」・「濮」ハ共ニ「濮」ノ誤リ。

想
趙新題
王
度
儒
修
隸奉
中山王鑒政
于光甲
浣
香
亭
丙寅孟冬、初游(メビ)二南苑亭(ニ)一、適落成(ス)。尚未(ダ)レ題(セ)レ額(ニ)。擬(ス)レ奉(ズルニ)二
中山賢王教正(ニ)一。
滄江于光甲

題并書

一　十　二　時　皆　吉　羊

中山王正隷

于光甲

中山王鑒正

世篤ニ忠貞一辟爾爲レ德。

天壽平格王ニ此大邦一。

趙新

同治丙寅孟冬中澣

花鳥縈レ紅、蘋魚洊レ碧。

飛泉挂レ鶴、複道盤レ龍。

趙新

同治丙寅孟冬中澣

花鳥縈レ紅、蘋魚漾レ碧。
飛泉挂レ鶴、複道盤レ龍。

三山趙新題

同治丙寅孟冬中澣

水深魚極樂。心遠地自偏。

三山趙新題

中山王鑒正

爲レ龍爲レ光、其德不レ喪。
肯堂肯構、厥基允孚。

滄江于光甲

題南苑水亭

一樹薇華來二鳳子一。半橋楊柳護二魚兒一。

于光甲倚裝書

於レ是百姓滌レ瑕盪レ穢、而鏡至清、形神寂漠。
耳目弗レ營、嗜欲之源滅、廉恥之

「喪」。甲・乙共ニ「爽」。「爽」ハ「喪」ノ誤リ。
「肯」。甲「肯」。乙「肯」。「肯」・「肯」共ニ「肯」ノ誤リ。
「樹」。甲・乙共ニ「尌」。「尌」ハ「樹」ト同ジ。
「薇」。甲「籔」。乙「薇」。「籔」・「薇」ハ「薇」誤リ。
「華」。甲「㚔」。乙「㚔」。「華」ガヨロシ。
「廉」。甲「廣」。乙「廉」。「廣」・「廉」ハ「廉」ノ誤リ。

心生、莫レ不二優游一。而自得二玉潤一而金聲。是以四海之內、學校如レ林、庠序盈レ門、献酬交錯、俎豆莘莘。下舞上歌、蹈レ德詠レ仁、登降飫宴之禮既畢、因相與嗟歎。元德讜言、宏說咸含、和而吐レ氣。頌曰、盛哉乎斯世。

同治丙寅孟冬中浣書奉

中山王鑒正　福州趙新

乘レ槎來二萬里一。高歩二玉峰巔一。民樂知二豐歲一。時清紀舜天。奇材餘福木。瑞德沛二靈泉一。好問敦二龐俗一。歸陳鯆座前。憶自登レ樓日。群山遠送レ青。望レ雲指レ北斗。邀レ月過レ南屏。刀贈レ環同解。箏催レ酒不レ停。

「歲」。甲・乙共ニ「嵗」。
「嵗」ハ「歲」ノ筆寫体。
「德」。甲・乙共ニ「悳」。
「悳」ハ「德」ト同ジ。
「靈」。甲・乙共ニ「霊」。
「霊」ハ「靈」ノ筆寫体。
「敦」。甲・乙共ニ「敳」。
「敳」ハ「敦」ノ筆寫体。
「龐」。甲「龐」。乙「龐」。
「龐」・「龐」ハ「龐」ノ誤リ。
「歸」。甲・乙共ニ「皈」。
「皈」ハ「歸」ト同ジ。
「環」。甲・乙共ニ「琄」。
「琄」ハ「環」ノ誤リ。
「不」。甲「不」。乙「系」。
「系」ハ「不」ノ誤リ。

却憐ニ離別ノ意一。今古一長亭。

望レ雲指レ北斗。邀レ月過レ南屏。
刀贈環同解。箏催レ酒不レ停。

「環」。甲・乙共ニ「琄」。
「琄」ハ「環」ノ誤リ。
「不」。甲「不」。乙「系」。
「系」ハ「不」ノ誤リ。

却憐ニ離別ノ意一。今古一長亭。

俚言書奉

中山王教正

滄江于光甲

澄レ神定レ慮、端レ己正レ容。秉レ筆思レ生、臨レ池志逸。虚拳實腕、指齊ニ掌空一。意在ニ筆先一、文向ニ思後一。分ニ間布白一、無レ令ニ偏側一。墨濃失レ神、采過瘦露骨、相點畫調勻。上下均平、遞相顧揖。勿レ使ニ頭輕尾重一。不レ可ニ左短右長一。上稱下載、東映西帶。省ニ此微言一、書法進矣。石奉ニ

「點」。甲「點」。乙「點」。
「點」・「點」ハ共ニ「點」ノ誤リ。
「遞」。甲「遘」。乙「遘」。
「遘」・「遘」ハ「遞」ノ誤リ。
「映」。甲・乙共ニ「暎」。
「暎」ハ「映」ト同ジ。
「西」。「鹵」ハ「西」ト同ジ。

中山王鑒政一。

滄江于光甲

一〇六　蔡氏大宗墳碑（甲）

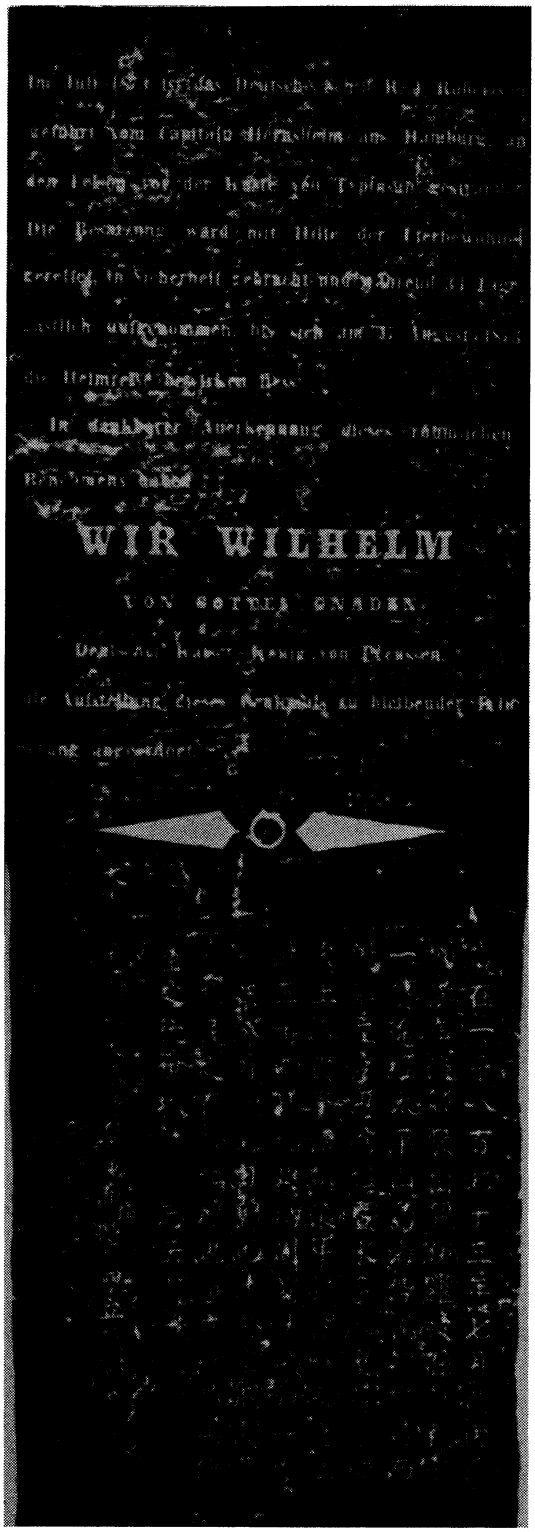
年代不明

此墓萬曆年間、先王尚尊、諱豐欽、賜二九世祖紫金大夫蔡堅一也。墳坐レ北向レ南、前有二十間之餘地一、卽爲二內明堂一。後有二十間之小林一、是爲二衛護山一。左無レ嫌右無レ妨。骨体兼全、地理合レ方。而其地俗名二湯屋前一。湯屋之名昔結レ屋、此處旅客相集沐浴。故名レ之。自レ堅至二修・曆一過二八世一、續承二安用一、殆及二二百有餘年一。奈至二嘉慶五年一、那覇東西兩村頭目等、令二人結一造草屋于前餘地一。修卽延二請一、地理師一、遣レ看二其風水一。師云、造二房于前一、則破二內堂一、以致二墻面之禍一。構二屋于後一必失二護山一、以生二踏躡之病一。又有レ妨二隣墓一。風水此二穴一、宜レ禁二結屋一矣。因レ此修具二文官家一、請敦二其屋一。隨蒙二恩准一、着令二毀去一。嘉慶八年、又聞二西村頭目等一、要レ立二學校于其地一。修卽與二彼村頭目等一確議禁止。奈不二聽從一。不レ已再具レ文稟二于公家一、永停二止之一。夫墳者、專係二子孫之榮衰一、則不レ可二以不一レ謹。今爲二子孫一者、追二感王恩・祖德一、永教二奕世一、孫々無レ碍二風水之憂一。故銘レ石以垂二不朽一矣。

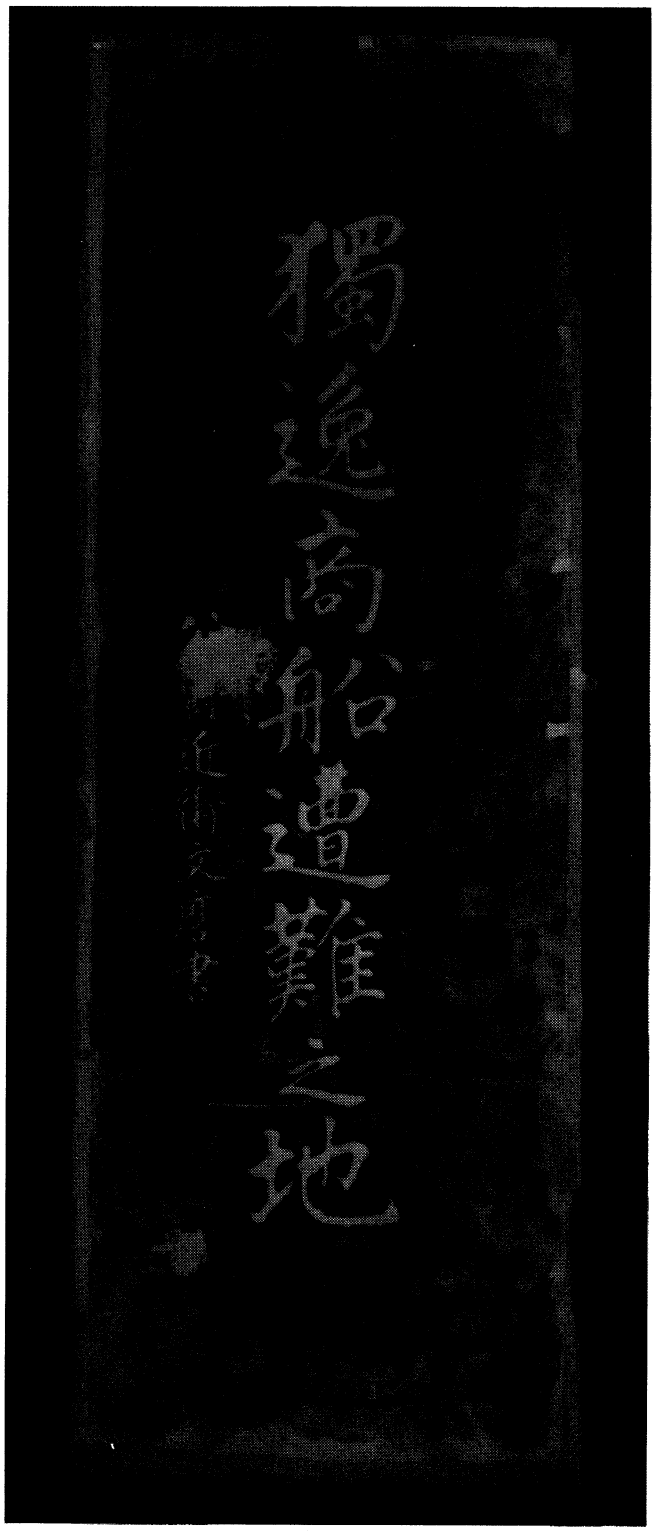
「朽」。「杇」ハ「朽」ノ誤リ。

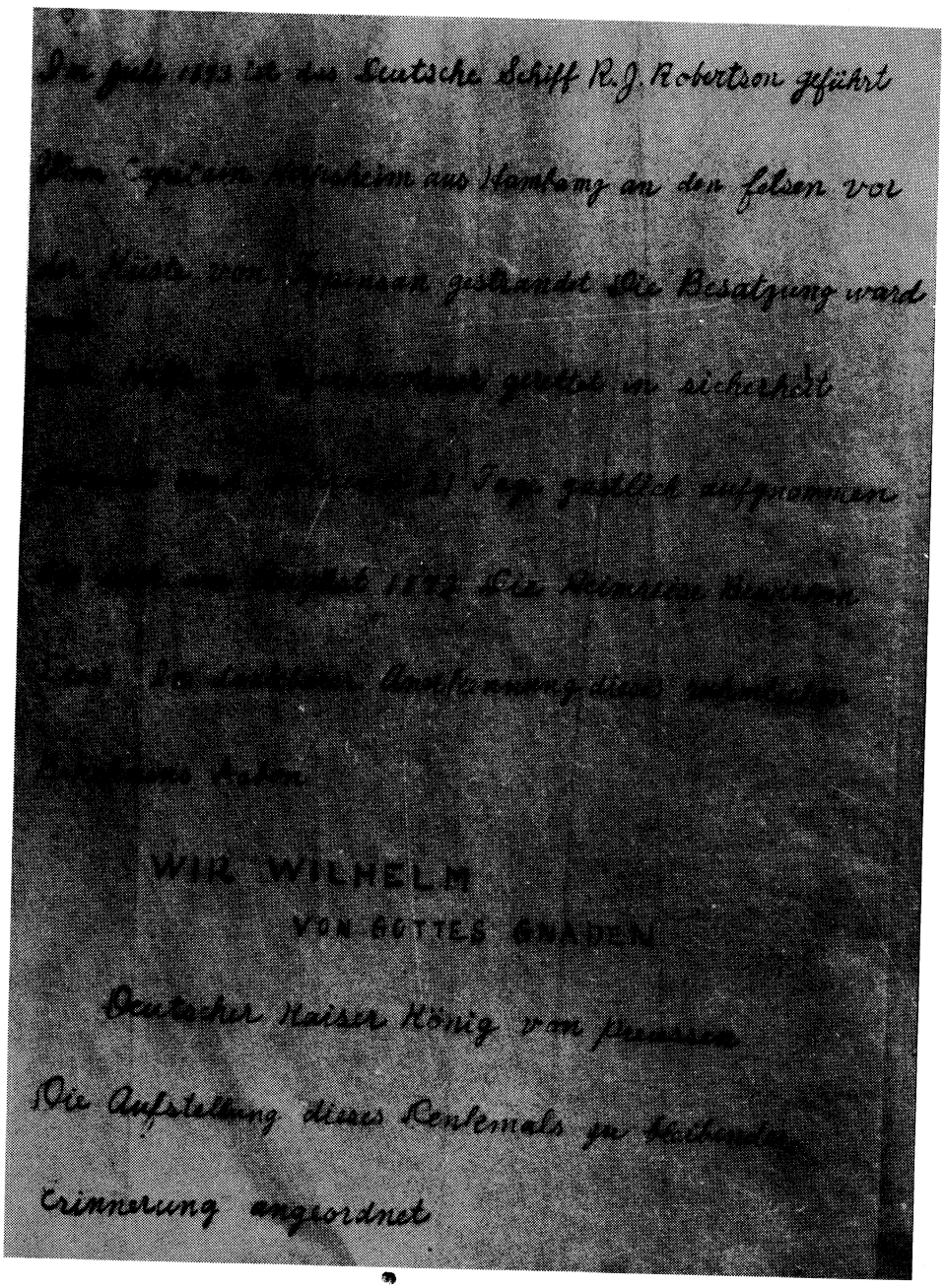
一〇七　獨逸皇帝感謝の碑（甲）

一八七六



一〇七　獨逸皇帝感謝の碑


獨逸商船遭難之地


WIR WILHELM
VON GOTTES GNADEN

此書獨逸、日本ノ兩語ヲ以テ同義ナル二通ヲ記ス。則

獨逸國皇帝陛下。琉球藩所屬太平山島ニ碑ヲ建ヘキ樣、被ニ仰出一候旨ヲ旌表シ候。此碑ハ蠟石ニシテ、花崗石ノ臺石ヲ据ヘ、其高サ一メートル九十三、幅一メートル、而シテ獨逸ト淸國兩語ノ銘ヲ左ニ揭ク。

歲在二一千八百七十三年七月間一。由二德國漢布海口一、駛一出兒伊羅被孫夾板船一隻一、途經二太平山島一。海沿悞觸二礁石一而毀。船主享思嗐摸、暨水手人衆荷二蒙彼處一。土人從二驚濤駭浪中一、措二諸衽席之上一、且三十四日之欵納周旋、始終如レ一。迨二是歲八月十七日一、歸而述二於衆一。朕聞甚嘉二島民之存レ心仁厚一也。乃立二碑島側一。俾下垂二之後世一。以誌不レ忘云。

大德意志國奉天了運皇帝布國主威立燕御筆

此ノ碑ノ末ニ記名シタル

獨逸國皇帝陛下ノ小軍艦ツイクロトフ號艦長海軍少佐フオン・ラクヒユ明治九年三月廿日臺石ヲ据ヘ、同年三月廿二日同人ノ保護ヲ以テ祝式ヲ擧行シ、之ヲ貴重ナル太平山ノ地方役員ニ相渡シ候。此書ノ一通ハ臺石ノ中ヘ藏メ、一通ハ那覇ニ於テ琉球藩王殿下ニ渡スヘク候也。

下ニ渡スヘク候也。

於太平山
明治九年三月廿二日
獨逸國皇帝陛下
小軍艦ツイクローフ艦長
海軍少佐
フオン・ライヒユ

碑陰

獨逸皇帝感謝碑六十周年記念式典之際建二立之一。

昭和十一年十一月十四日

主催　宮古郡教育部會

賛助　大阪在住縣人有志

式典費寄付者芳名（壹百圓以下省略）

大阪市中央市場
大阪青果株式會社　伊勢谷忠次郎　山田忠策　古賀善次
塩野義三郎　平尾喜代松　宮里三郎　下地玄信
山中運輸株式會社　仲宗根玄愷　我喜屋宗信　有澤潤
徳永芳次郎　竹内萬兵衛　三木佐助

碑側　大津喜次郎
　　塩野吉兵衛
大阪市住吉區アベノ筋三丁目二六
石匠　新谷石材店刻

獨逸商船遭難之地
公爵　近衛文麿書

一〇八　與那國島祖納村字兼久碑（甲）

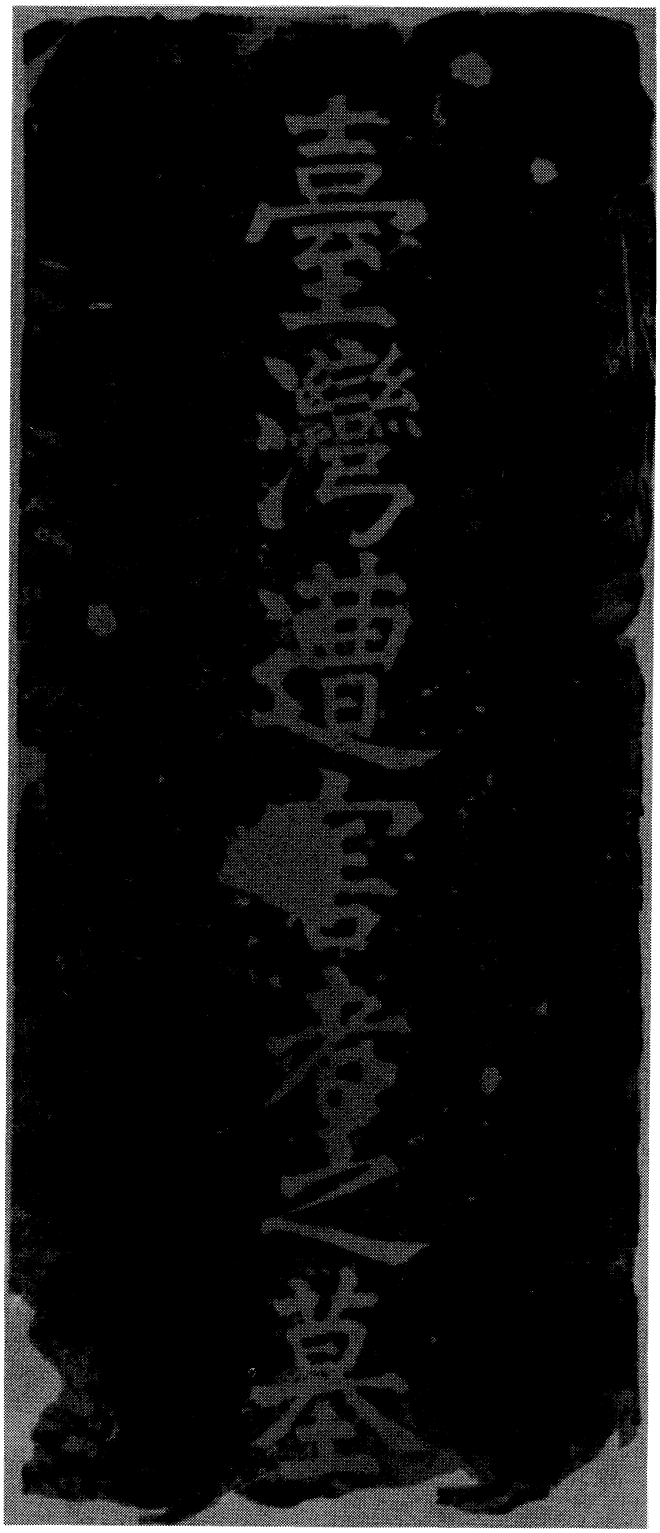
一八八九

明治廿年丁亥七月。余恭奉二本島與人之職一赴任焉。再來孜々不二敢怠一、常汲々用二心慮一於濟民之業一。抑爲二本島之周回五里有余一。而四面皆渺茫大洋也。故有レ逢二凶年一、則無レ所レ求レ食。唯空仰レ天待二餓死一而已矣。豈可レ無二豫防之策一焉哉。於レ是余按二地圖一察二地理一、且巡二閲實地一、本島南方有二沃田一。其反別凡廿五町二反四畝有余。而島中第一之田地也。稱二其所レ謂田原一。又有二一溪流一、名謂二田原川一。而其下流連二續於海一焉。然從二海面一低四尺。故退潮則川水注レ海、進潮則遡レ川。一進一退殆無レ期。故少有二風潮一、水漫々汾二入於田原一、一面如レ海。而不二流去一。故耕耘失レ便、田稻十分所二収得一於二七分一。或五分或毫不レ可二收拾一。損凶甚不レ勘也。就レ中川邊之人家、潮水相漲、家畜爲二溺死一、菜蔬爲二枯槁一、飲水爲二濁一、一時之損害、關二島中之休戚一。矧暴風怒號、巨濤逆立之時哉。眞島民之憂歎可レ想矣。以レ是余不レ忍二熟視一、則定二計畫一、更議二川流之開鑿一、於二島中父老一。皆悉翼二賛其議一。故不レ問二男女一。以二同年九月廿二日一、着二手川流之改鑿一、以二同廿四日一、竣レ工焉。其水道廣九尺、深六尺乃至九尺、長三町七間也。亦舊川之海岸

築二提防一、高二間、長三拾五間、横七間也。而今也流水溶々乎直流二去於海一、堤防堅固、無二洪波氾濫之憂一、五穀成熟、耕耘無レ所レ失レ便矣。且又數百年來屬二不毛一、嘗闢二不レ開墾藝一、得二田地三町九反八畝余一。又塡二充舊川一得二實地一町貳反六畝有余一。其裨益豈不レ尠也。伏望二後來進士一、余察二納微衷一。永終保二持此業一、以稱二島民之意一矣。因茲書二川流疏通之由來一、銘レ石以爲二紀年一。

明治廿二年己丑卯月吉旦

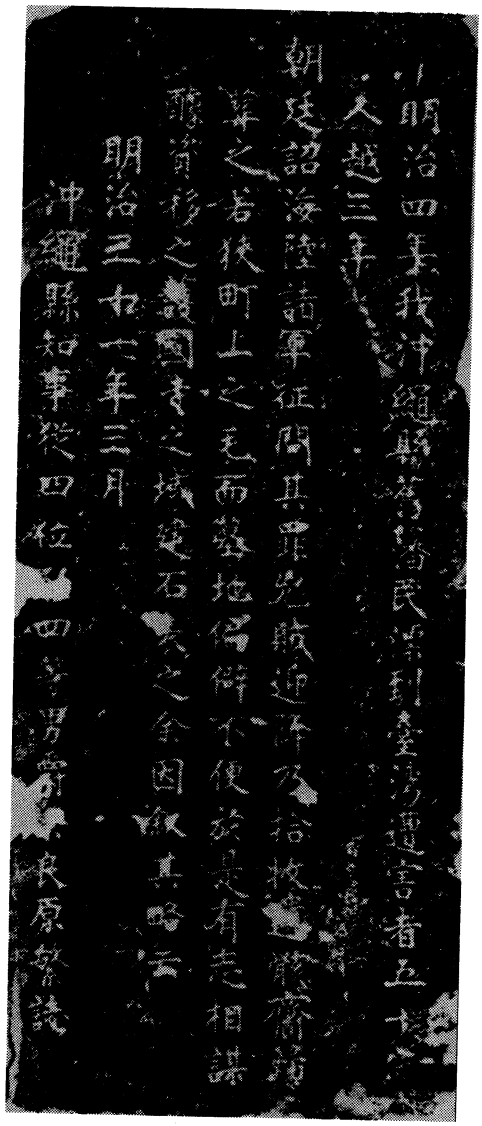
當島詰與人松茂姓　大濱當行
其時詰目差毛孫姓　野原盛保
仝毛裔姓　大濱安師
仝詰筆者長榮姓　仲里信輔
仝憲章姓　池村英眞
其時惣代理　冨里加那
仝　譜久山武慶志
仝　前嵩宇登武津
仝　東濱茂志比
仝　田島保久利



一〇九　臺灣遭害者之墓（那覇・護國寺境内）

一八九八

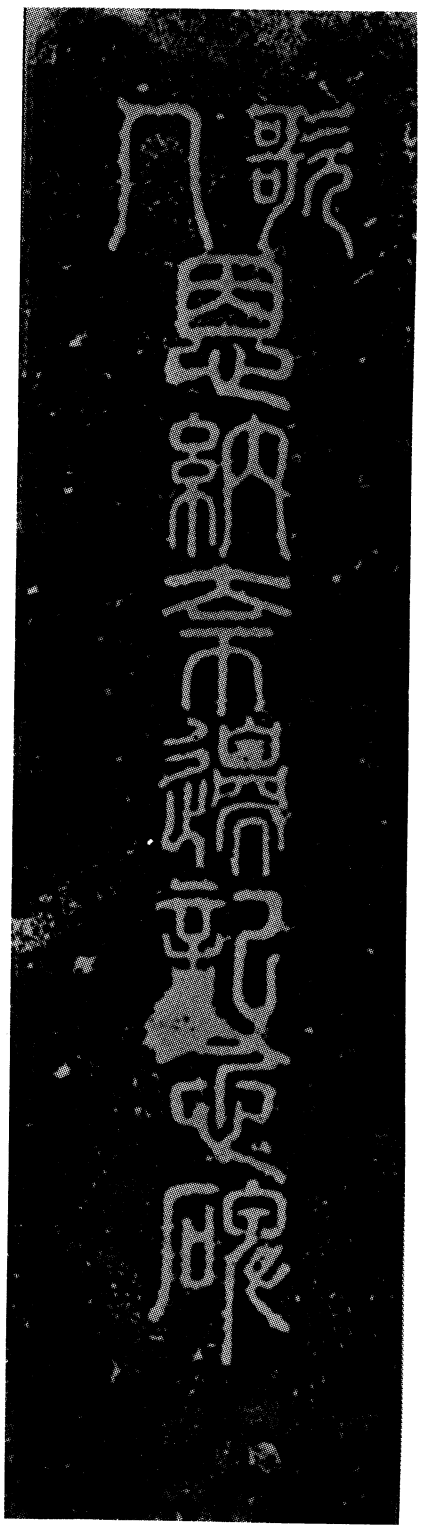
東濱茂志比
田島保久利
仝
仝



明治四年、我沖繩縣舊藩民、漂二到シ臺灣一遭害者五十人、越エテ三年朝廷詔シ二海陸都軍一、征二問シ其罪ヲ一、兇賊迎ヘ降ル。乃チ拾二收シ遺骸ヲ一、齎シ二歸ル之ヲ一若狹町上之毛ニ一。而ルニ墓地偏僻ヘンヘキ不便ナリ。於チ是ニ有志相謀リ、醵シ資ヲ移シ之ヲ護國寺之域ニ一、建テ石ヲ表ハスレ之ヲ。余因テ叙シテ二其略ヲ一云フ。

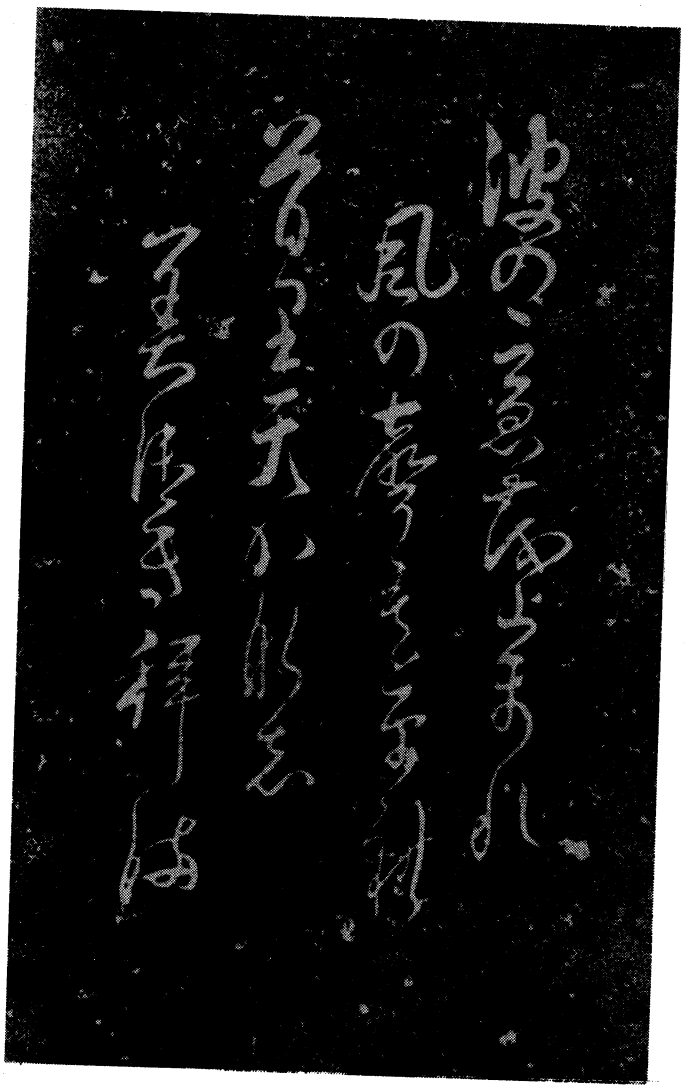
明治三十一年三月

沖繩縣知事從四位四等男爵　奈良原繁誌



一一〇　歌人恩納奈邊記念碑

一九一五

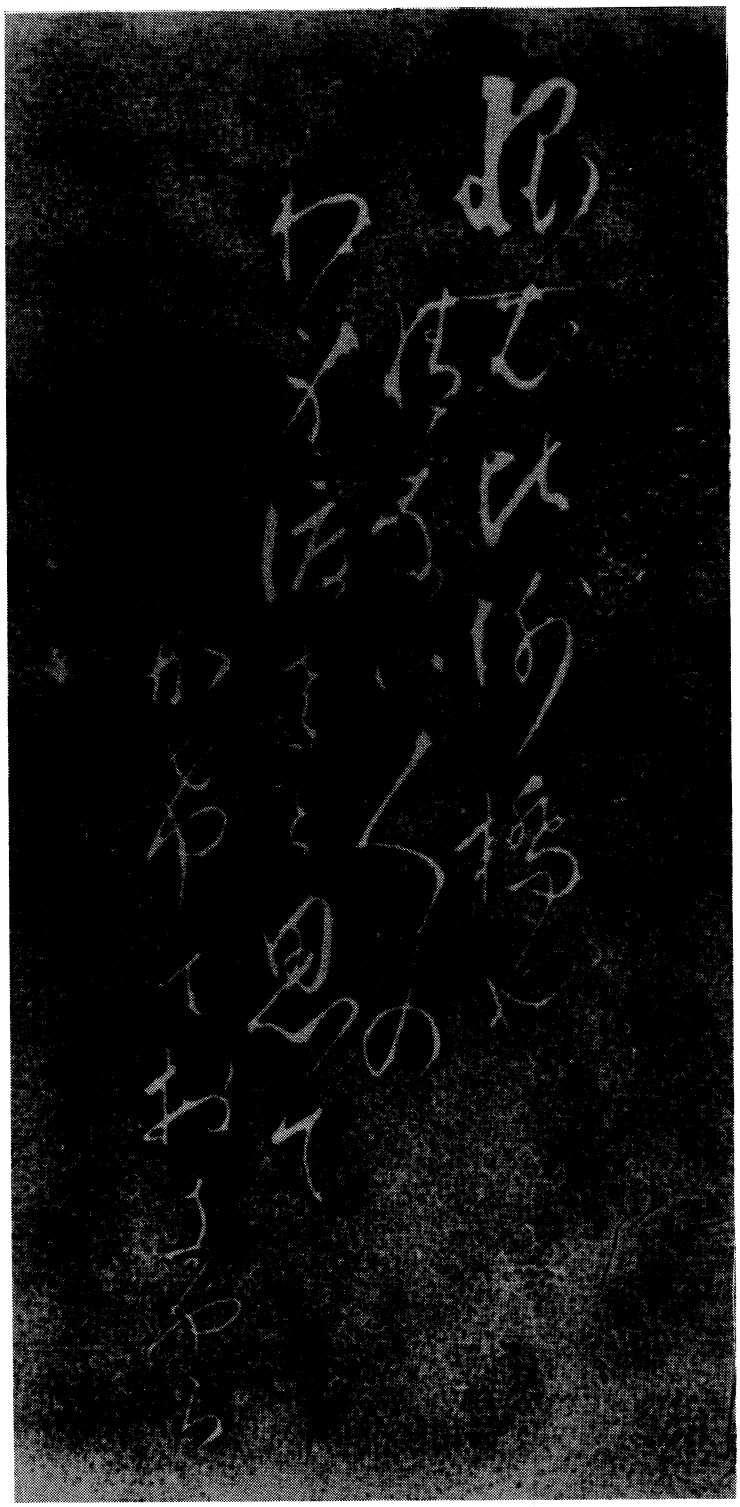


波のこゑもとまれ
　風の聲もとまれ
首里天かなし
　美御き拜滿

首里天かなし
美御き拝満

一一一　よしや歌碑

一九一五



恨む比謝橋や
　情ない人の
わ身渡さと思て
　かけておきやら

一一二　産業恩人記念碑

一九一六

野國蕃初先生

先生ハ北谷間切野國村ノ人ナリ。貿易船ノ總管トナリテ、支那ニ使シ、彼地ニ於テ、蕃薯ヲ見其ノ補助食糧トシテ、重要作物タルコトヲ知リ、慶長十年歸國ノ際、薯苗ノ持渡リテ鄉閭ニ植エ、次テ野里砂邊等ノ近邑ニ傳ヘタリ。儀間親方眞常比事ヲ聞キ、往イテ薯苗ノ分與ヲ乞ヒ、且之ガ栽培ノ方法ヲ問フ。總管快ク之ヲ諾シテ懇切ニ傳授セリ。其後蕃薯ハ國中ニ播布シ、爲メニ海島ノ民永ク饑餓ヲ免レ、人口彌繁衍セリ。寛政元年ニ至リ藩廳ハ其功績ヲ追思シテ裔孫ヲ士籍ニ列セシム。

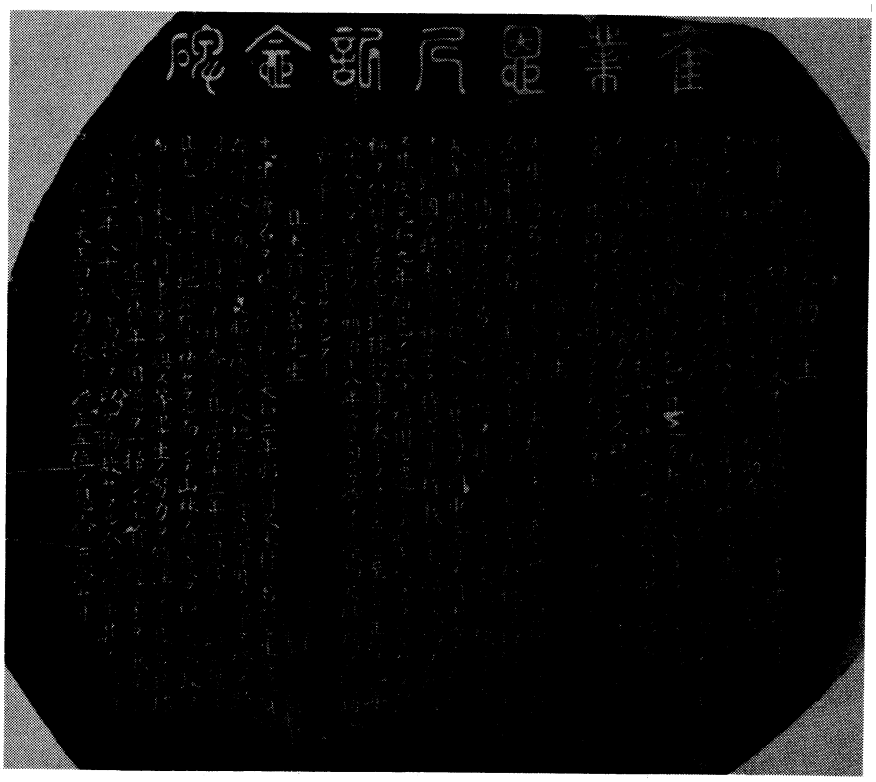
儀間眞常先生

先生ハ唐名ヲ麻平衡ト稱シ、大城々主眞武六世ノ裔孫ニシテ、弘治三年生誕ス。尚寧王代父ノ家統ヲ繼ギテ、眞和地間切儀間地頭職ニ補セラル。貿易船ノ勢頭ヲ拜命シテ屢支那ヘ使セリ。慶長年間野國總管ノ移入セシ甘藷ヲ、國中ニ廣メ、同十六年薩州ヨリ歸國ノ時、木綿ノ種子ヲ持渡リテ植栽シ、木綿織物ヲ創始ス。其後元和九年領邑ノ

民ヲ福州に遣シテ、製糖法ヲ學バシメ、黑糖ヲ創製シテ、遂ニ琉球物産ノ大宗タラシムルニ至レリ。正保元年八十八歳ヲ以テ易簀、明治十八年農商務卿ヨリ織物及砂糖ノ遺功ニ對シ、重ネテ追賞セラレタリ。

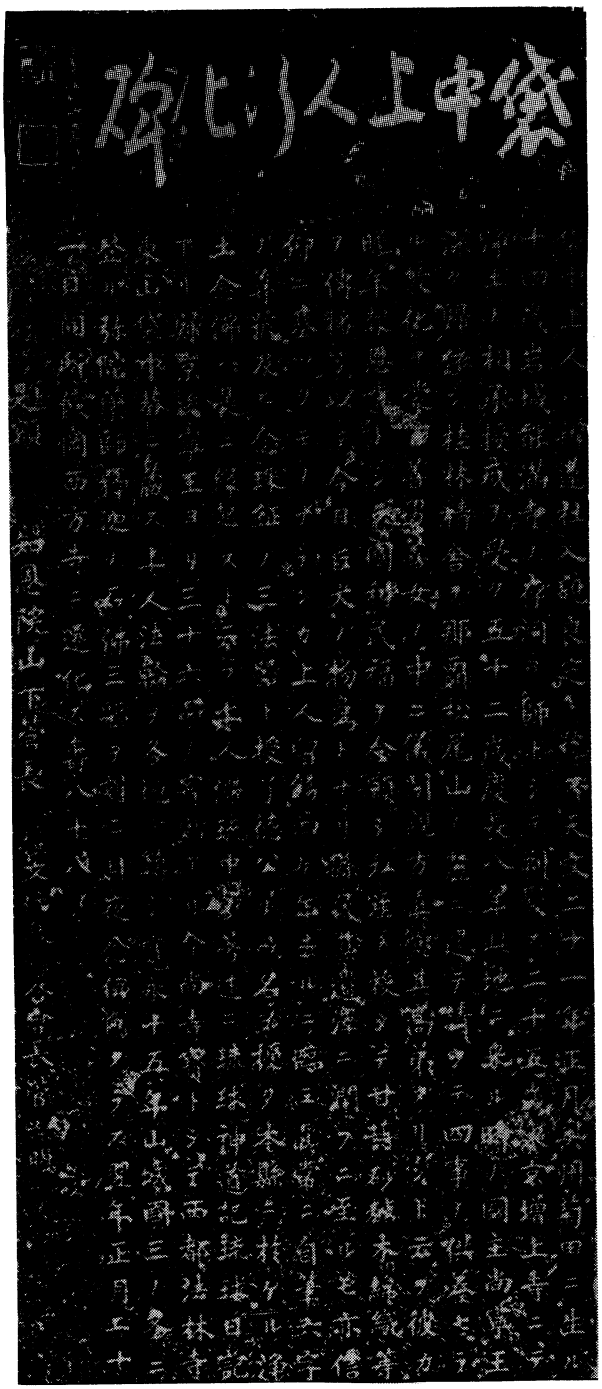
具志頭文若先生

先生ハ唐名ヲ蔡温ト稱シ、天和二年那覇久米村ノ名門ニ生ル。進貢存留役ト爲リテ支那ニ使シ、彼地ニ於テ實理實用ノ學ヲ修メ、歸國後尚敬王ノ國師ヲ拜命シ、且享保十三年三司令官ノ榮職ニ陞リ、具志頭間切總地頭職ニ補セラル。而シテ山林ノ制度ヲ樹テ、農政ヲ布キ、土木水利事業ヲ興ス等、畢生ノ努力ヲ傾注シテ、疲弊琉球ノ復興ヲ圖リ遂ニ積年ノ困憊ヲ一掃シテ、空前ノ偉業ヲ成就シ、寶曆十一年八十歳ノ高齡ヲ以テ、物故セラル。今人猶ホ其ノ鴻勳ヲ景仰ス。大正四年功ニ依リ贈正五位ノ恩命ニ浴セリ。


産業恩人記念碑

一一三　袋中上人行化碑

一九二四



袋中上人ハ辨蓮社入觀良完ト號ス。天文二十一年正月奥州菊田ニ生ル。十四歳岩城能満寺ノ存洞ヲ師トシテ剃髪ス。十五歳東京増上寺ニテ二尊上ノ相承授戒ヲ受ク。五一

袋中上人ハ辨蓮社入觀良完ト號ス。天文二十一年正月奥州菊田ニ生ル。十四歳岩城能満寺ノ存洞ヲ師トシテ剃髪ス。十五歳東京増上寺ニテ二淨土ノ相承授戒ヲ受ク。五十二歳慶長八年此地ニ來ル。時ノ國主尚寧王深ク歸依シ、桂林精舍ヲ那覇松尾山ノ麓ニ建テ、請フテ四事ノ供養セラル。教化ヲ蒙ル善男善女ノ中ニ、儀間親方眞常高弟タリシト云フ。彼カ晩年報恩業トシテ國利民福ヲ念願シ、私産ヲ投シテ甘藷砂糖木綿織等ヲ傳播シ、以テ今日巨大ノ物産トナリ、縣民其遺澤ニ潤フニ至ルモ、亦信仰ニ基ツクモノナランカ。上人留錫四ケ年去ルニ臨ミ、眞常ニ自筆六字ノ尊號及ヒ念珠鉦ノ三法器ヲ授了、德公ト戒名ヲ授ク。本縣ニ於ケル淨土念佛ハ、是ニ緣起スト云フ。本人滯琉中、著述ニ琉球神道記、琉球日記アリ。歸京後寧王ヨリ三十六品ノ寄贈アリ。今尚寺寶トシテ、西都法林寺東山袋中莖ニ藏ス。上人法輪ヲ各地ニ轉シ、寛永十五年山城國三ノ峯ニ登リ、彌陀・藥師・釋迦ノ石佛三軀ヲ刻ミ、日夜念佛ヲタエス。翌年正月二十一日同所飯岡西方寺ニ遷化ス。壽八十八

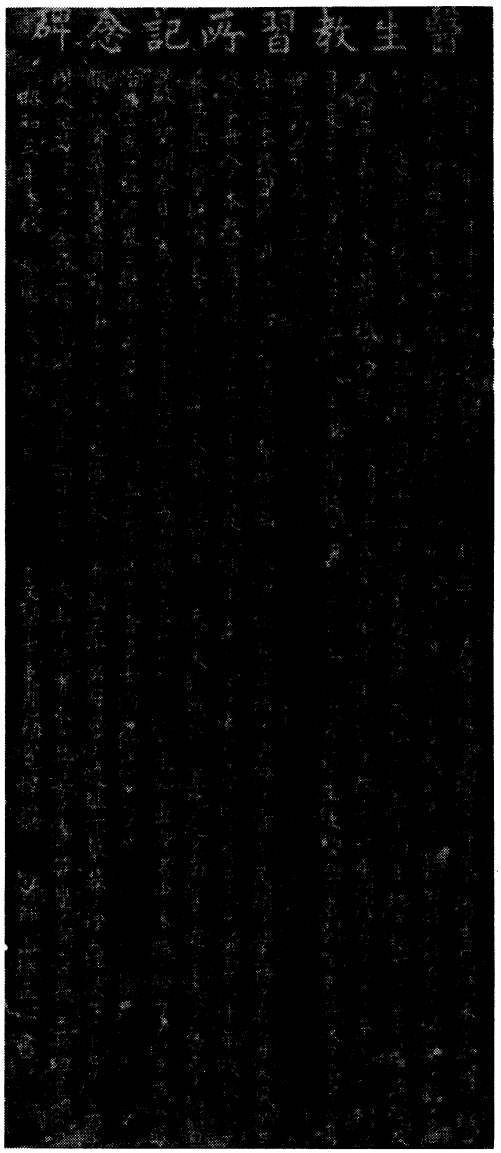
題額　智恩院山下管長　撰文　佛教聯合會長　管深明

書　儀間眞常十六代孫田名眞宣

大正十三年十月二十一日桂林寺跡ニ建立

一一四　醫生教習所記念碑

一九二八



醫生教習所記念碑

明治十八年二月沖繩縣醫學講習所ヲ新設ス、蓋置縣後日尚淺ク、縣民ノ衞生思想未タ幼稚ノ域ヲ脫セズ、寒村避地ニ至ツテハ、殆ト醫藥ノ仁澤ニ浴セサルヲ以テ、汎ク子弟ヲ教養シ、之ヲ賑恤救護スルノ必要ヲ認メタレハナリ。是年六月、校舍ヲ下天妃ニ移シ、同二十二年、醫生教習所ト改稱シ、同三十四年地ヲ松下町ニトシテ、病院及教

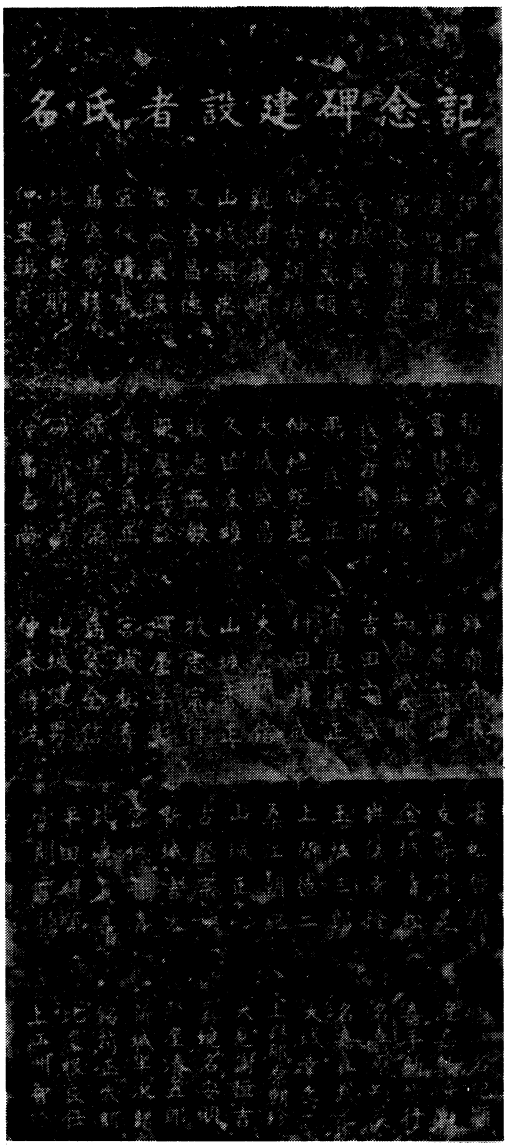
幼稚ノ域ヲ脫セズ、寒村避地ニ至ツテハ、殆ト醫藥ノ仁澤ニ浴セサルヲ以テ、汎ク子弟ヲ教養シ、之ヲ賑恤救護スルノ必要ヲ認メタレハナリ。是年六月、校舍ヲ下天妃ニ移シ、同二十二年、醫生教習所ト改稱シ、同三十四年地ヲ松下町ニトシテ、病院及教習所ヲ新築シ、大ニ其規模ヲ擴張セシカ、同四十五年醫術開業試驗法改正ノ結果、閉鎖セラルルニ至レリ。創立ヨリ是ニ至ル歲ヲ閱スルコト二十八年、卒業回數ヲ重ヌルコト二十三次、在籍生徒約五百名、開業免許狀ヲ受クル者實ニ約二百名ニ上レリ。

惟フニ本教習所ノ開設ハ、恰モ縣治草創ノ時ニ際シ、人心ノ傾向官場ト吏僚ヲ貴ンテ、民間ノ業務ヲ喜バザル風アリ。從ツテ世人ノ本教習所ヲ視ルコト甚タ重カラス、是以諸生ノ來リ學フ者自ラ褒貶ノ外ニ立チ、螢雪三十年孜孜トシテ養性ノ學術ヲ研鑽シ、營營トシテ方藥ノ天職ニ沒頭セリ。夫レ大政維新ノ皇化、遠ク南陸ニ迨ンテ、悉ク舊來ノ陋習ヲ破リ、開明今日ノ盛ヲ效スモノ、本教習所ノ微力亦與ラストセンヤ。況ヤ本所出身者中、本職ノ餘力ヲ以テ、或ハ政治界ニ、或ハ經濟界ニ、縣治ノ發展縣民向上ニ、貢獻セシ者、多士洵ニ儕儕タルヲヤ。

顧レハ滄桑幾變遷、同窓ノ士ニシテ、既ニ鬼籍ニ入リシ者約五十名、母黌ノ遺址亦草莽ノ裡ニ埋沒セントセリ。及チ同人胥謀リ之ヲ金石ニ錄シテ以テ後昆ニ貽サントス。

波上ノ淸嵐永ク其芳ヲ傳ヘ、箏崖ノ潮音長ヘニ其功ヲ頌ヘヨ。

昭和三年季秋　登極ノ大禮擧行ノ日。　文學士東恩納寬惇撰　醫師　山城正心書



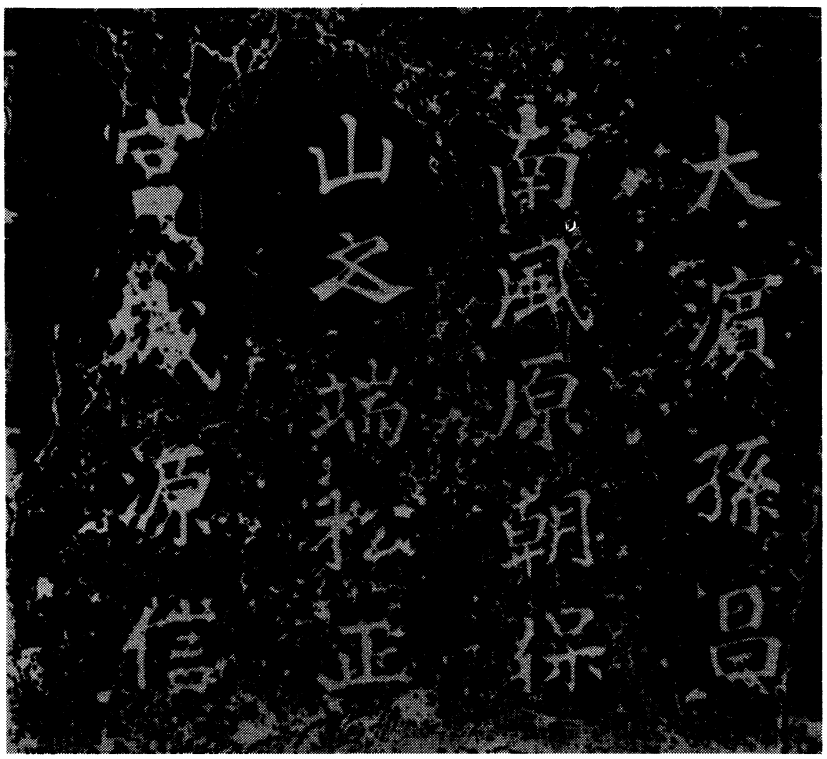
記念碑建設者氏名（裏面）

伊禮正次　稻福金成　鉢嶺清懷　濱松哲雄　饒平名紀順
渡口精鴻　當川盛淳　富原守昭　友寄隆晃　渡嘉敷唯動
富永實忠　友寄英傑　知念誠太郎　金城清松　嘉手納清行
金城良榮　我如古樂一郎　吉田安盛　與儀清隆　名嘉原知晨
平良眞順　平良　正　高良愼正　玉城三郎　名嘉眞武光

仲吉朝端　仲地紀晃　村田精成　上間德二　大城幸之一

仲吉朝端　仲地紀晃　村田精成　上間德二　大城幸之一
親泊康順　大城盛昌　大嶺　信　桑江朝紀　上與那原朝珍
山城興忠　久田友雄　山城秀正　山城正忠　大見謝恒吉
又吉昌德　牧志正敏　牧志宗得　古堅宗煥　眞境名安明
福永兼保　照屋孚詮　照屋孚彰　新城吉太　照屋清五郎
宜保晴成　喜瀬眞正　宮城松青　宮城普喜　新城半次郎
島袋常精　新里仁榮　島袋全信　比嘉賀善　銘苅正太郎
比嘉良則　砂川　清　山城健男　平田嗣順　比屋根良任
仲里朝貞　仲高嘉尙　仲本將佐　當間重祿　上江州智綸

金城良榮　我如古樂一郎　吉田安盛　與儀清隆　名嘉原知晨
平良眞順　平良　正　高良愼正　玉城三郎　名嘉眞武光

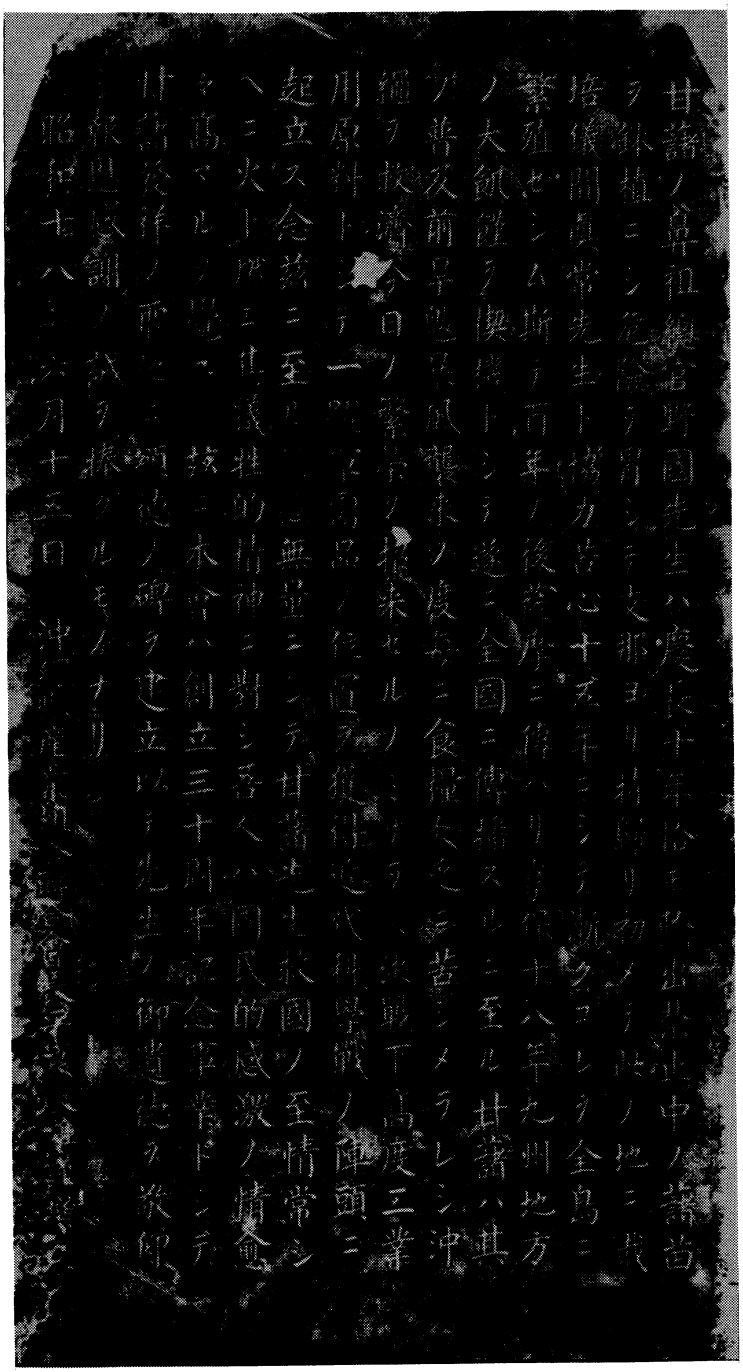


記念碑建設者氏名（側面）

大濱孫昌
南風原朝保
山之端松正
宮城源信

一一五　産業界之恩人野國總管之墓

一九四三

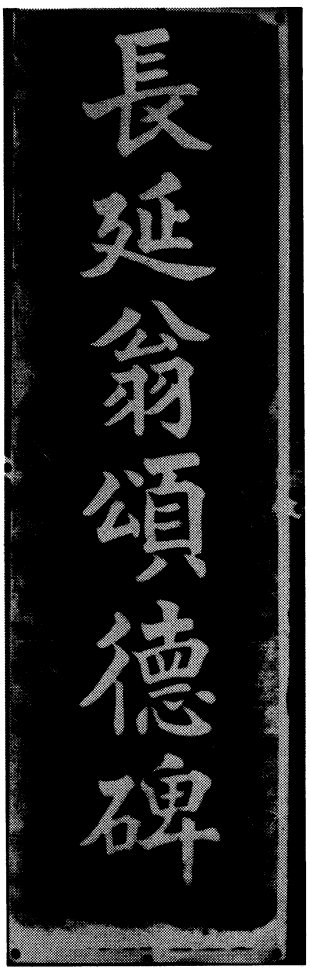


産業界之恩人野國總管之墓

甘藷ノ鼻祖總官野國先生ハ、慶長十年恰モ輸出禁止中ノ藷苗ヲ鉢植ニシ、危險ヲ冒シテ支那ヨリ持歸リ、初メテ此ノ地ニ栽培、儀間眞常先生ト協力苦心十五年ニシテ漸クコレヲ全島ニ繁殖セシム。斯テ百年ノ後薩摩ニ傳ハリ、享保十八年九州地方ノ大飢饉ヲ楔機トシテ、遂ニ全國ニ傳播スルニ至ル。甘藷ハ其ノ普及前、旱魃暴風襲來ノ度毎ニ、食糧欠乏ニ苦シメラレシ沖繩ヲ救濟、今日ノ繁榮ヲ招來セルノミナラズ、決戰下高度工業用原料トシテ、一躍軍需品ノ位置ヲ獲得、近代科學戰ノ陣頭ニ起立ス。念茲ニ至ル、轉感無量ニシテ、甘藷先生救國ノ至情常シヘニ火ト燃エ、其犧牲的精神ニ對シ、吾人ハ國民的感激ノ情愈々高マルヲ覺ユ。茲ニ本會ハ創立三十周年記念事業トシテ、甘藷發祥ノ聖地ニ頌德ノ碑ヲ建立、以テ先生ノ御遺德ヲ敬仰シ、報恩感謝ノ誠ヲ捧グルモノナリ。

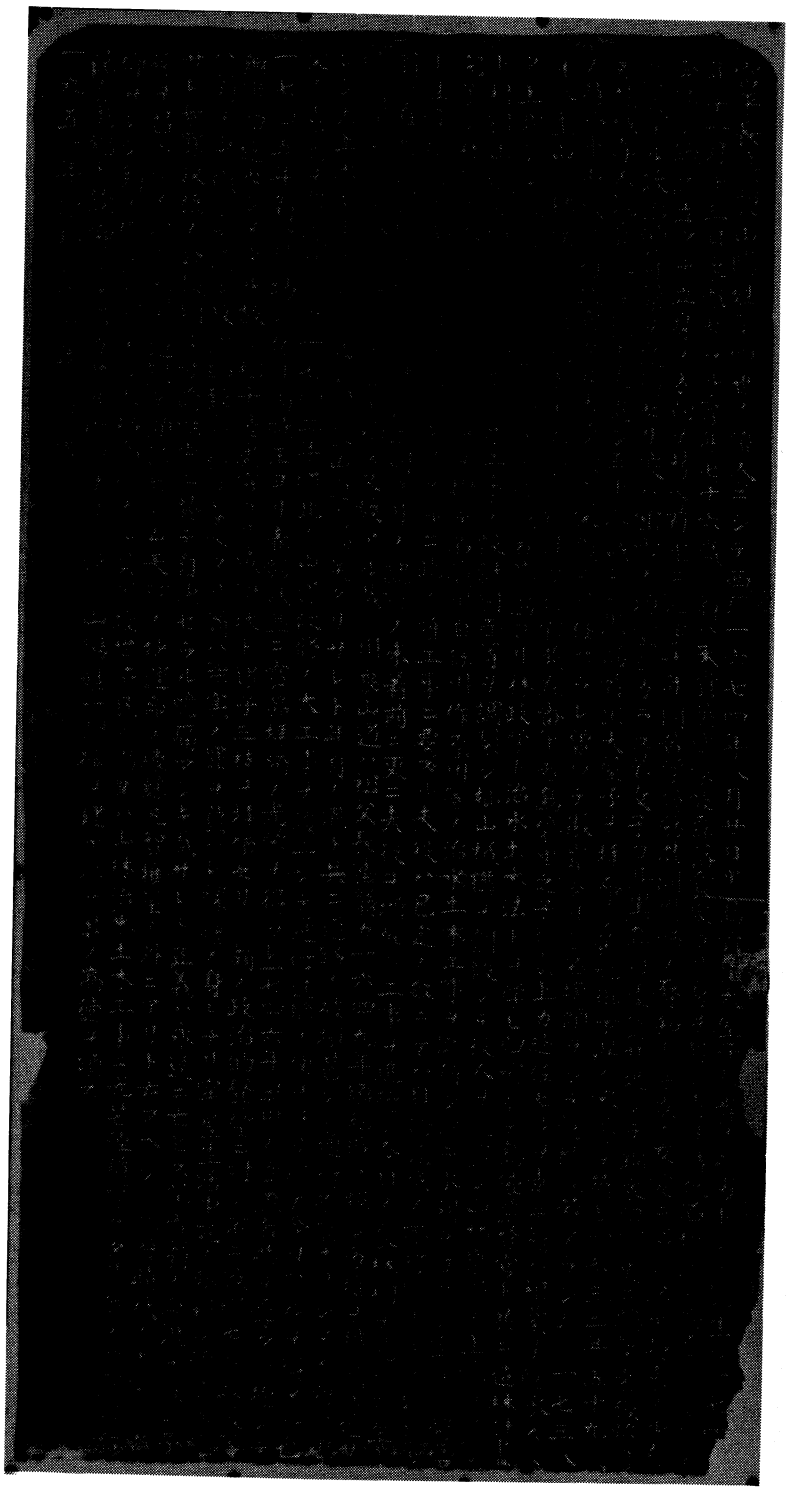
昭和十八年六月十五日　沖繩縣産業組合聯合會長平良辰雄謹撰

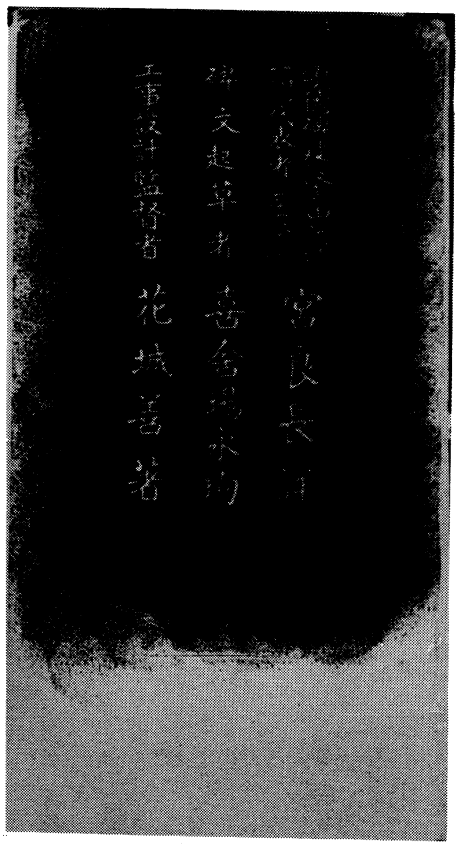


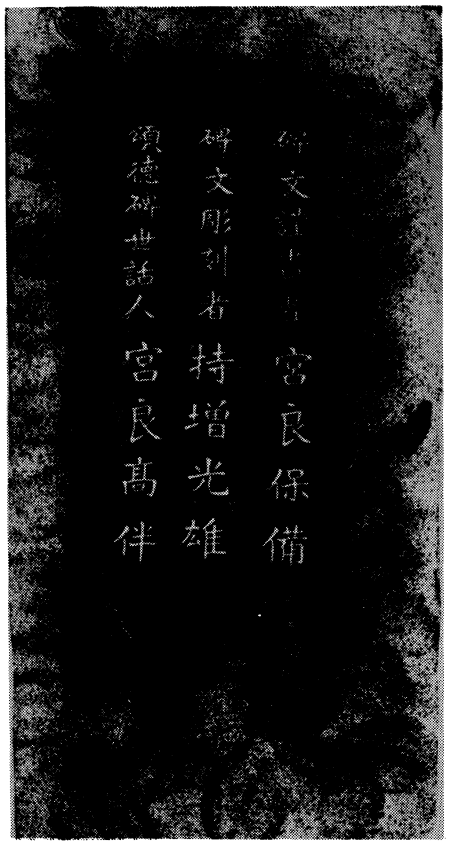


一一六　長延翁頌德碑

一九五一







宮平長延翁ハ山陽姓第四世ノ偉人ニシテ、西暦一六七四年八月廿日黒島首里大屋子長幸ノ二男トシテ誕生シ、一七四九年十一月十三日永眠セラル、享年七十六歳。翁ハ天資英邁、豪放磊落貧家ヨリ身ヲ起シ青年時代石垣頭ノ侮辱ヲ受ケテ發憤シ、蹶然立ツテ立身ノ方向ヲ替ヘ首里ニ遊學十年間、苦學勉勵其間恩師ノ辱知ト學友ノ友愛ニ浴シ、以テ將來スル有意義ナル政治的背景ヲ獲得セリ、彼ハ螢雪ノ功空シカラス若文子ヨリ黒島目差ヘ昇進シテ、綿衣歸鄉更ニ脇筆者假脇目差花城與人筑登之座敷ト累進シ、五十三歳ニハ黒島首里大屋子ヲ拜命シ、黄冠御下賜ノ榮譽ヲ荷ヒ、一七三二年五十九歳ノ時八重山最高行政官タル大濱頭ノ榮職ニ敍任セラレ、曾ツテ傲岸タリシ石垣頭ヲシテ愕然瞠若タラシム。一七三八年八重山ノ林政並ニ治水土木工事ノ指揮監督官兼在番筆者島袋里之子親雲上カ赴任セルヲ幸ニ、翁ハ祖業ヲ繼承スヘク上國シテ今歸仁按司並ニ斯道ノ權威者蔡温ヨリ、林政學ト治水土木法トヲ學ビ、歸鄉シテ島袋監督官ト共ニ造林計畫ト村別山境界圖面及ヒ治水土木工事ノ設計圖面等ヲ調製シ、杣山機構ヲ創設シテ役人ヲ配置シ、山林原野ノ土地測量ヲ完了シ林政ノ大事業ニ百年ノ計ヲ樹テ、名藏川白保川作原川等ノ治水土木工事ヲ繼行シ、以テ水利ヲヨクシ寶庫ノ開拓ト生産增強ニ全魂ヲ打チ込ミタリ、然ルニ此ノ難工事ニ要スル夫役ハ、已定ノ數ニテハ目的達成ノ不可能ナルヲ知レル翁ハ、在番監督官ト協議ノ結果、上司ヨリノ認可ノ未着前

達成ノ不可能ナルヲ知レル翁ハ、在番監督官ト協議ノ結果、上司ヨリノ認可ノ未着前ニ更ニ夫役ヲ増加シ、工事ヲ進行シ今日ノ良林相ヲ見ルニ至ル。噫翁ヲ讃ヘテ八重山ノ蔡温ト稱ス又故アル哉。川良山道ハ祖父長重翁カ一六四九年頃私財ヲ投シ、萬難ヲ排シ開通サレシ大土木工事ニシテ、之レ川良山道ノ嚆矢タリ。サレト年月ノ流ト共ニ道路ノ破損甚シキタメ、翁ハ祖父ノ素志ヲ貫徹スヘク一七四二年頃、通行不能ナリ此ノ山道改修ノ大工事ヲ竣工シテ、通行運輸ノ便ヲ計リ以テ今日アルヲ得タル也。一七四五年翁ハ勳功ニ依リ尚敬王ヨリ表彰状並ニ賞品拝領ノ光榮ヲ得ラレ、一七五六年奥州ノ漂流者共ヲ厚ク介入シテ、無事歸還セシメタル故ニ、松平陸奥守ヨリ感謝状ト銀子三枚ヲ拝領セリ。翁ノ政治的聲望ニ對シ常ニ嫉視セル政敵等ハ翁ヲ中傷シテ、遂ニ政治的致命傷ヲ與ヘタリ。翁ハ無實ノ罪ヲ負ハレ縲紲ノ身トナリ、牢屋生活中死ノ勝利ヲ頓悟諦觀サレ、無罪釋放ノ公報到ル寸前、獄中ニ於テ自決セラル。噫痛マシキ哉。サレト正義ハ永遠ニ亡ヒス、萬古翁ノ血流ヲ汲ム子孫ヲ昌ヘシメ、以テ翁ノ遺烈ヲ顯彰セシム、天理ノ妙運命ノ綾絲凡智推量ノ外ニアルト云フヘシ。嗚呼時代ノ太陽ト讃仰サレシ翁ノ、偉業高潔ナル人格高邁ナル具眼救世濟民ノ鴻業ハ、山林治水土木工事ニ光芒陸離燦タリ、翁ノ遺德ハ后昆ノ龜鑑ト欽仰シテ惜カサル所以ナリ。茲ニ。

増強ニ全魂ヲ打チ込ミタリ、然ルニ此ノ難工事ニ要スル夫役ハ、已定ノ數ニテハ目的

山陽姓一門碑ヲ建テ以テ其ノ高德ヲ頌ス。

一九五一年昭和二十六年八月吉日

（碑　側）

頌德碑建設者山陽姓
一門代表者　醫學士　宮良長詳

碑文起草者　喜舍場永珣

工事設計監督者　花城善著

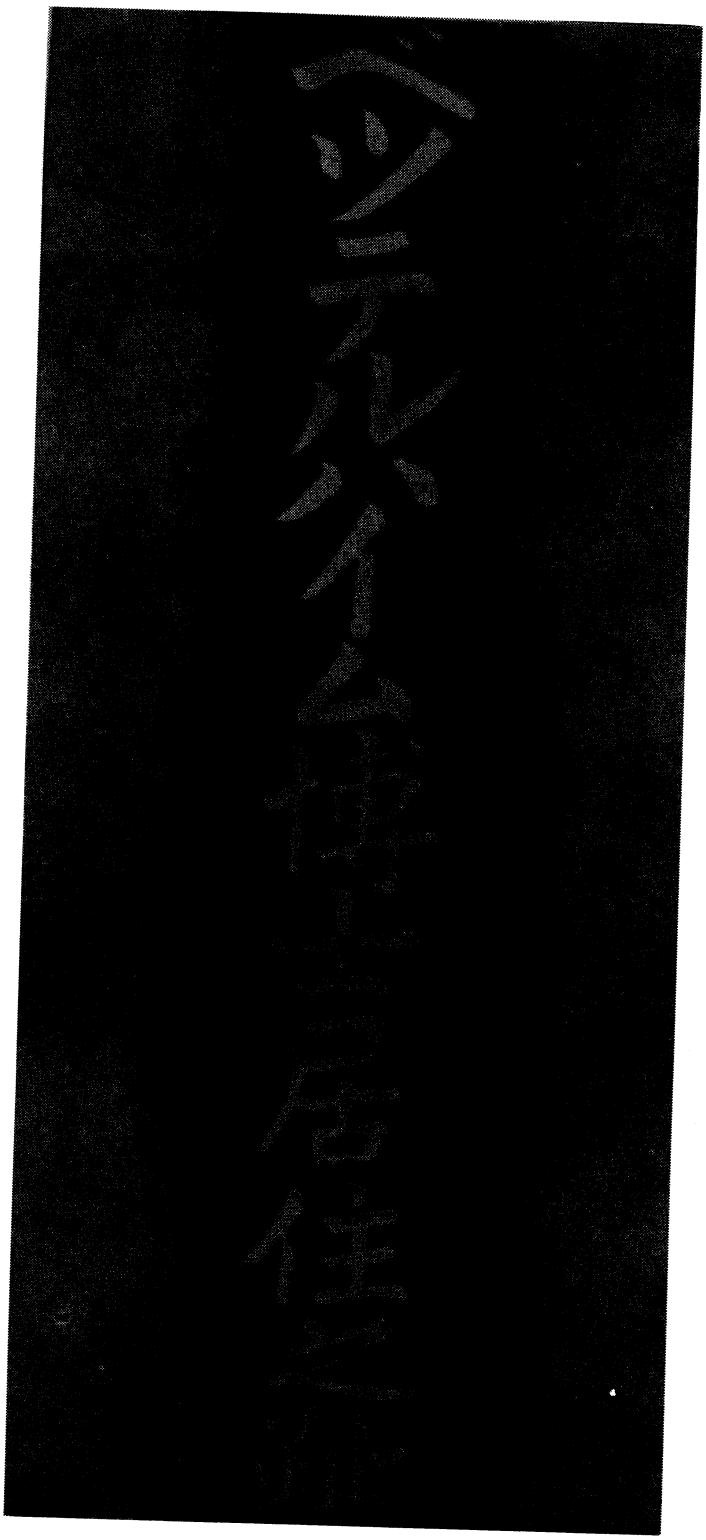
碑文謹書者　宮良保備

碑文彫刻者　持增光雄

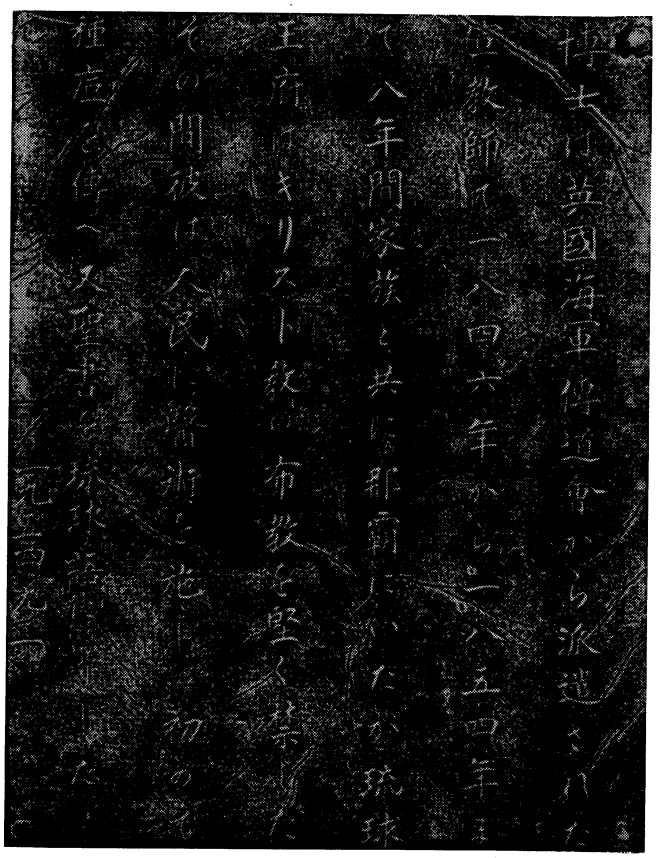
頌德碑世話人　宮良高伴

一一七　ベツテルハイム博士居住之趾の碑（波の上護國寺内）

一九五四



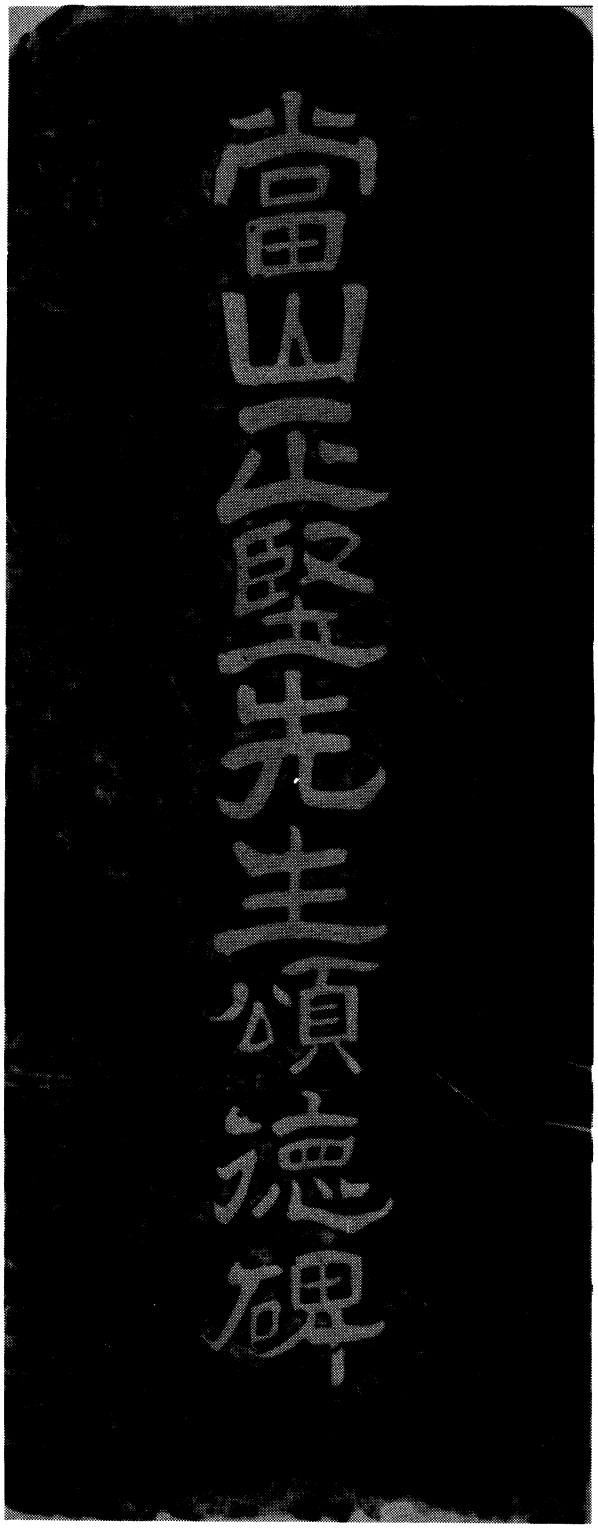
博士は英國海軍傳道會から派遣された宣教師で、一八四六年から一八五四年まで八年間家族と共に那覇にいたが、琉球王府はキリスト教の布教を堅く禁じた。その間彼は人民に醫術を施し、初めて種痘を傳へ又聖書を琉球語に譯した。　一九五四、九、一

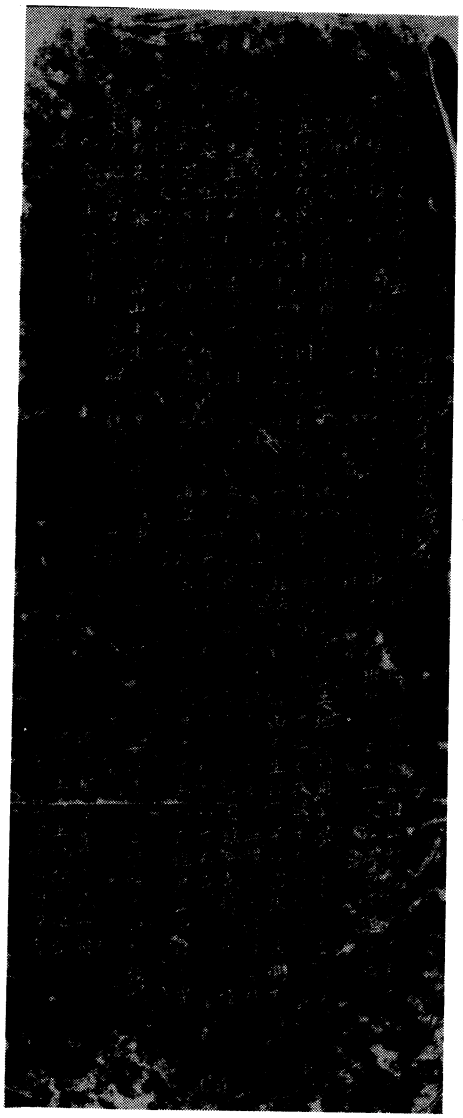


一一八　當山正堅先生頌德碑（本島最北端茅打バンタ）　一九五八

一一八　當山正堅先生頌徳碑（本島最北端茅打バンタ）

一九五八





故當山正堅先生頌德の記

ここは戻る道と云ふ、昔道のない斷崖絶壁で村の人は、岩のさけ目に打ち込んだ杭や、木の根を頼りに、農耕に往來していた。もし途中で人に出會ふと、一人は戻つて道をゆづらなければならなかつたので、その名がつけられたと言ふ。

このように通行困難なため、肥沃な土地をもちながら、土地の利用が思ふようにならない宜名眞住民の生活は、困窮を極め、年々不就學兒童がふへてゆく狀態であつた。

ここに、大正元年十二月邊戸小學校長として赴任された當山先生は、その窮狀を默視できず、戻る道を切りひらくことの急務を、再三要路の人々に訴へたが、無謀だと退けられた。先生はそれに屈せず、自ら陣頭に立ち、村民を勵ま

ここに、大正元年十二月邊戸小學校長として赴任された當山先生は、その窮狀を默視できず、戻る道を切りひらくことの急務を、再三要路の人々に訴へたが、無謀だと退けられた。先生はそれに屈せず、自ら陣頭に立ち、村民を勵まし、あらゆる困難を克服して、遂に大正二年十一月三日、住民福祉のための一大事業が成しとげられたのである。

今や戻る道も公道として改修され、諸車の往來しげく、荒蕪地であつた邊土上原は、豐かに稔る沃野と化してゐる。

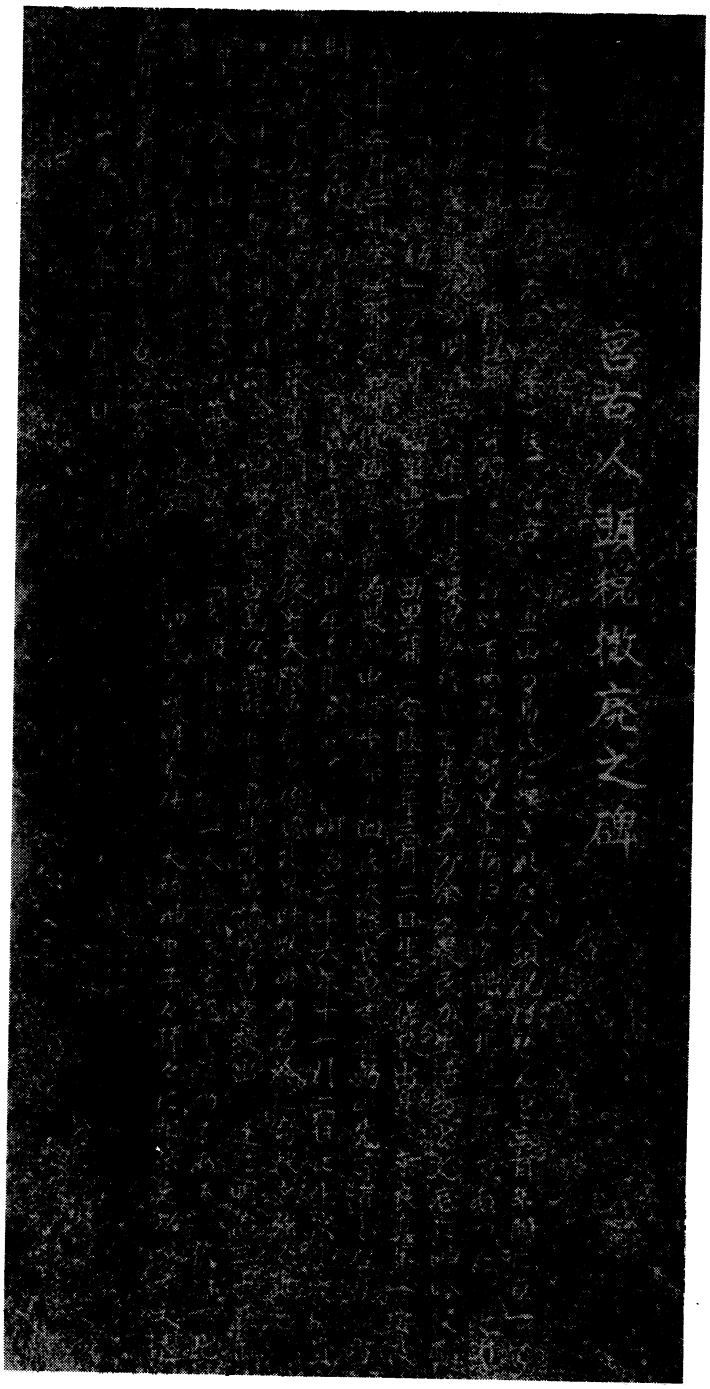
その基を築いた當山先生の偉業を頌へ、「沖繩のデンマークを築け！」と絶叫された教へを永く記念するため、この碑を建てるものである。

一九五八年八月吉日

邊土宜名眞區民一同
邊土上原土地改良組合
端芳　犁宮城邦弼謹書

一一九　宮古人頭稅撤廢之碑

一九六四



慶長の役（西暦一六〇九年）後、宮古、八重山の島民に課された人頭税は殆んど三百年間に亘つて施行された税制で、課税額の苛酷な點において世界税制史上稀に見る酷悪非道な税であつた。この人頭税は廢藩置縣後の明治三六年一月迄課税が續いて、先島五万余の島民が生活のどん底に呻吟快腦したが「撤廢運動」が起り、福里出身、西里蒲（安政三年三月二日生）、保良出身、平良眞牛（安政六年十二月三日生）那覇の城間盛安、新潟縣の中村十作の四氏決然立つて運動の先導者となり、當時の交通不便に加え幾多の障害と官權の彈壓を排除して、明治二十六年十一月二日に上京して、貴族院議員公爵近衞篤麿、東京專門學校長侯爵大隈重信を始め、政界財界の有名人に窮狀

を強く訴え、明治二十七年第六回帝國議會に沖繩縣宮古島々費輕減及島政改革請願書を提出、遂に明治三十五年宮古、八重山の稅制改革の立法を實現し、「人頭稅撤廢」の一大偉業を完遂したのである。依つて此處に「宮古人頭稅撤廢之碑」を建立して、四氏の犧牲奉仕の大精神を子々孫々に相傳え、以つて永遠に其の美德を顯彰するものである。

一九六四年十一月三日

（碑側）

記念碑建設責任者　城邊町長　友利隆彪
仝　碑文製作者　砂川中學校長　下地馨
仝　右彫刻者　田島俊三
仝　設計責任者　黑島秀雄

索
引
新垣……二三九
新垣筑登之……二三〇

索引

あ

赤田村……二〇四
あくかべ（赤頭）……八九
安慶田親雲上……三〇〇
安里筑登之親雲上普寛（満自謙）……一五八
安里橋……一二七
安里親雲上清本……一二八
阿山（あざん）……一五七
あすたべ（三司官）……九六、九七
あたにや太郎……一二四
阿丹川……二九九
あ　ち……一一五
安仁屋親雲上長義（童能秀）……二〇一
あはこんの大やくもい……一二二
阿波根親方……三〇〇
阿波根真界……一二一
阿波根朝英……三〇〇
阿波根朝章……三〇〇
甘井崎……一七八
安室里之子親雲上（向文郁）……二九八
天久通事親雲上（あめくつうじぺーちん）……一五九
新　垣……三三九
新垣筑登之……二三〇
新垣仁屋……二八〇
安良城親雲上……三〇〇、三〇一
安良城朝喬……三〇〇
安良城朝得……三〇〇
有沢潤……三六七
児伊羅波孫爽板船（アールイーロバートソン）……三六六
粟国里之子親雲上安族（毛長美）……一八三
粟国筑登之親雲上朝誉（向禎図）……一八四
粟国筑登之親雲上朝智（向央也）……二二五
粟国良昌……三〇〇
安　徽……二八九
安国山……五九
あんし（按司）……一〇三、一〇五、一一三、一一四
あんしへ……九六、一〇二、一〇三、一〇五
安　陽……六一

い

伊江按司……三〇〇
伊江按司朝良……一九〇
伊江王子朝美……一八九
伊江親方……三〇〇
伊江親方朝郷（向和声）……二〇八、二一一
伊江親方朝叙（向和声）……一九〇、一九二、一九七、二〇一

伊江親方朝睦（向天迪）……一二三、二一一、二八〇
いけくすくの大やくもい……一二二
池城親方……一五一
池城親方安憲……一二八、一三一、一三四
池城親方安倚（毛天相）……一六一、一六六
池城塩太郎……一二一
池城大臣……一〇八
池城親方（毛国珍）……一五〇
池原筑登之喜増……一五〇、一五三
池村英真……三七〇
池村里之子親雲上安富（毛鴻勲）……三一二
伊佐筑登之真俊（麻大勲）……三一二
石垣親雲上安親……一七一
石奉行（石ふきやう）……一二三、一二四、一二八、一三五、一三六
石嶺筑登之親雲上伝福（以璇作）……二〇四
伊舎堂親方盛富（翁自道）……一七九、一八三
伊舎堂親雲上守浄……一三一
伊舎堂親雲上盛元（翁宏烈）……二九五
蘭承順……二九五
泉崎……一八一、一八二
泉崎橋……二一四、三二六
医生教習所……三八二、三八三
伊勢谷忠次郎……三六七
板良敷……一八一
一翁寧公……九五
糸満親雲上嗣昌（孫継盛）……一五八
糸嶺親雲上篤孝（蘭承順）……二九五
伊渡村正宣……三〇〇
稲福金成……三八四
稲福邑……二五八
稲嶺親方翁自儀……一四七、一五〇、一五二
稲峯親方盛方（翁自儀）……一五五
伊野波親方盛紀……一二八、一三一、一三四
伊野波親方盛平（毛克盛）……一五六、一五八
伊野波親方魏美才……一五一
伊波親雲上薫嘉茂……一五一
伊波筑登之親雲上興将（雍其鴻）……一八三
伊丕顕……二一七
維楊汪……一四三
伊良波筑登之親雲上真途孫（麻温理）……一七九
伊良波親雲上……三〇〇
伊良波親雲上朝標（向起鰲）……一六七
彝倫堂……三一一
威立燕（イルヘルム）……三六六
伊礼正次……三八四
岩　城……三八一
印結啓……二九四
印　山……二五九
殷死良……二〇四
印箱山……二五九
殷有慶……二一二
浦　添……一一五

板良敷……一八一
一翁寧公……九五
殷有慶……二一二

う

上里筑登之親雲上忠隔（任吾孝）……二〇四
上江洲（うえす）子由次……一二九
上原筑登之吉和……二〇八、二一一
上原仁屋……二〇三
上間可雲親上正憲……二八四
上間親雲上（金崇沢）……一五二
禹　王……二〇〇
宇堅親雲上……一六三
禹　貢……二七七
于光甲（うこうこう）……三四六、三四七、三四九、三五三、三五五、三五七、三五九
内金城（うちかなぐすく）……二五九
内金宮……一六八
宇地原（ばる）親方良屋（馬延楷）……一五八
宇地原（ばる）通事親雲上（鄭廷極）……一六七
うちまの大（おお）やくもい・まとく……一〇六
内嶺里之子（し）親雲上賢親（夏瑞鳳）……二〇八
宇　平……一八一
思亀（うみかみ）……一二一
うらおそいのおやかた……一一八
うらおそいまぎり（し）……一二一
浦崎政興……三〇〇
浦崎政行……三〇〇
浦　添……一一五
浦添按司重義……一三四
浦添王子朝憙……三一二
浦添親方重良……一三四
浦添親方良意（馬献図）……一七九、一八三
浦添郡……二〇六
浦添里之子（し）親雲上朝宜（向宜功）……二三八
雲　峰……一三九

え

裔王敬……二〇四
英克明……二二五
栄蔡修……二九五
穎志明……二八〇
英　祖……八七、一二〇
永　楽……五九、七二、八三
衙護山……三六〇
燕……二三三
円　覚……二一〇
円覚寺……三四六
円覚禅寺……六九、七二、七四、七五、七七、八〇
延　幹……二〇八
円鑑池……二一〇
袁文煕……二九五
殷死良……二一五
印箱山……二〇四
……二五九

お

王可章……一四一
王可法……一四一、一七六～七
翁　寛……三一二
汪　公……一九四
翁宏烈……二九四、二九五
汪　楫……一四五、二八八
翁善述……三〇三、三〇五
翁延棟……三〇三、三〇四
大宜味……二二八
翁欽忠……一九七
大限重信……四〇一
大嵩鄭……七〇
大里王子……一五一
大里王子朝亮……一二八、一三一、一三四
大里城……二一八
大さとの大やくもい・まふとかね……九七
大里府……一九一
大城幸之一……二八五
翁自儀……一五五、一七七
大　城……二六〇
大城盛昌……三八五
大津喜次郎……三六八
大浜安師……三七〇
大浜孫昌……三八六
大浜当行……三七〇
大浜親雲上宗在……一七一
大美御殿大親……二〇四
大見謝恒吉……三八五
大嶺里之子親雲上（鄭秉哲）……一九八
大嶺信……三八五
大やくもい……一〇三、一一〇、一一五
大やくもいた……九六、一〇三、一一四
おきなは……一〇六
沖　縄……三八二、三八七、三八八
翁長筑登之親雲上武充（蔡汝沃）……二九五
翁長親雲上……三〇〇
翁自道……一七七、一七九、一八三
奥小姓（おくこしょう）……一〇四
奥浜朝常……三〇三、三〇五
奥浜朝和……三〇三、三〇五
奥浜里之子（し）親雲上朝和（向月彊）……三〇三、三〇五
奥浜親雲上朝常（向自明）……三〇三、三〇五
奥間大親……一八九
奥間子（し）寛法（慎良憩）……一五九
奥間里之子（し）親雲上能安……二一三
奥平親方……三〇三
奥平親方安三（毛鴻基）……二〇一
御鎖側官（おざすのそばかん）……二〇二
落平樋……二九四
小渡筑登之親雲上元敦……一七一
夏瑞鳳……二〇八
加　勢……二八〇

大津喜次郎……三六八
大浜安師……三七〇
奥平親方安三（毛鴻基）……二〇一
御鎖側官（おざすのそばかん）……二〇二
落平樋……二九四
小渡筑登之親雲上元敦……一七一
大浜頭（かしら）……三九二
おもろ……一〇三
親里親雲上良赴……一二八
親泊康順……三八五
おろく……一〇七
小禄親方良和（馬応昌）……二八〇
恩河里之子（し）親雲上朝顕（向永秀）……二一二
恩納親方安治……一二八
温良直……一九二
夏瑞鳳……二〇八
加　勢……二八〇
かたはの大（おお）やくもい・しふこるかね……一〇三
嘉地親雲上（粱津名）……一六二
勝連按司……三〇〇
勝連親方盛祐（毛応鳳）……一八三
勝連筑登之親雲上馬世紛……一四一
かつれんの大やくもい　まふとう……一〇七
嘉手納清行……三八四
嘉手納筑登之親雲上寛通（喩嘉義）……二〇一、二〇八
夏徳宣……一五一
加　那……二三〇
かなぐすく……一〇七
金城筑登之親雲上……三一二
金城（かなぐすく）筑登之親雲上宜方……一五二
金城（かなぐすく）筑登之親雲上宜次……一四七、一五〇
金城（かなぐすく）之親雲上……二八四
金城（かなぐすく）仁也……一五〇、一五八
金城（かなぐすくに）于也原好……一六一
金城（かなぐすくに）于也宣易……一六一
金城（かなぐすく）村……一三一
我那覇子（し）宗庸（呉永配）……一八四
金　松……九五
我如古于也（にや）信寿（白著文）……一六一
我如古楽一郎……三八四

か

懐　機……五九
海　宝……二八八
かうちの大（おお）やくもい、たるかね……一〇三
垣花親方朝理（向和憲）……一八三、一八九
かきのはなち（垣花地）……八九、一〇六
垣花里主……三〇〇
垣花村……一八二
我喜屋宗信……三六七
岳原筑登之親雲上宣弥（湛令職）……一六一
郝必智……二九四、二九五
掛保久里之子（し）盛寛（毛成謀）……二一一
鹿児島……三三五

兼城……一九九、二一八
兼島親雲上兼満（葉慕蓍）……一七九
兼城親方朝典（翁寛）……三一二
かハかミの大やくもい・またる……一一五
蒲戸……二三〇
上江洲筑登之親雲上由精（本善長）……一九七
上江洲筑登之親雲上由精（李善長）……一九二
上江洲智綸……三八五
上儀保……二八四
嘉味田可親雲上昌郁……二八四
嘉味田親雲上昌房（楊文弼）……二〇三
神谷親雲上慶重（曹憲）……一六一
神山蔡能……二三六
神山筑登之子親雲上蔡能……三三六、三三七
神山筑登之宗善（梅春伝）……一八四
上与那原朝珍……三八五
亀谷筑登之親雲上長祥（明世昌）……三〇三、三〇五
亀谷長祥……三〇三、三〇五
嘉陽親雲上正元（伊丕顕）……二一七
唐王子安……三二一
加良川……二八二
華林園……三二二
漢王……一一五
幹官……一七八
顔子……三一一
顔氏……三一一
漢字典主……二一五
韓昌黎……二九三
管深明……三八一
寒水川……二五七
寒水川村……一三一
官大夫……一七六
関帝……一九三
漢帝王……一九三
漢唐……五九
漢文総司……二一三
管理建学事務総奉行……二八〇
魚竜雲……九五
翰林院……一四二、一八八、二四七、二五〇～二、二六七、三二一、三二六
寒林道……一三九

き

菊隠閑……一一七
菊田……三八一
喜舎場永珣……三九四
喜舎場筑登之親雲上朝木（向良翰）……一六七
喜如嘉親雲上……三〇〇
宜寿次親方……三〇〇
きすすの大やくもいいぬたるかね……九七
喜瀬真正……三八五
喜瀬筑登之親雲上直休（朱宏興）……一五六
北谷間切……三七七
儀間地頭職……三七七
儀間親雲上蔡修……二九五

顔　子……三一一
喜瀬真正……九七
……三八五

喜瀬筑登之親雲上直休（朱宏輿）……一五六
北谷間切……三七七
北　谷……二一七
北谷王子（尚弘才）……一五〇、一五二
北谷王子朝愛（尚弘才）……一五八、一六一
北谷王子朝騎（尚徹）……一九二、一九七、二〇一
吉延瑞……三〇三、三〇五
喜名里之子親雲上兼定（葉嘉慶）……二二五
喜名里之子親雲上兼寧（葉嘉祥）……二〇一
喜名親雲上兼敬（葉自㬎）……一八〇
宜名直……三九九
宜名真筑登之親雲上邑致（郝必智）……二九五
喜納筑登之広重……一五〇
宜野座親方朝泰（向延宝）……二八〇
宜野座筑登之親雲上嗣春（承祖）……一七九
宜野湾……一八九
宜野湾親方朝雅（向得功）……二二九
儀保川……二八三
宜保晴成……三八五
宜保仁也……一六七
宜保親雲上聖器（阮大鼎）……二一九
儀間真常……三七七、三八七
儀間親方真常……二三二、三七七、三八一
儀間子真敞（麻朝佐）……一八四
儀間筑登之親雲上真裕（麻時春）……一八三
儀間地頭職……三七七
儀間親雲上蔡修……二九五
儀間親雲上満京……一三九
儀間村……二六〇
宜　譲……二二四
喜屋武掟親雲上……一六三
喜屋武親方朝祉（向文竜）……二八〇
喜屋武筑登之元健（蔣全保）……二一七
牛黍桑……一八三
球　陽……六七、七〇、七二～三、一〇一、二一〇、二二四、二二八、二三五
虞以作……二〇四
堯……一二七、一五七
堯賓舜……一一五
ぎょうしゅん……九六
堯　舜……一七九
玉楊朴……二一一
御　史……三一七、三二六
許天錫……七二
金……二三三
董瓦官……一七七
金鑑炤……一九七
金鑑手……一九八
金弘謨……二一七
金継祖……二八〇
金継祖栄田親雲上安政……二八〇

金氏……二八三
金氏栄田親雲上安政……二八三
錦州李鼎元……二六七～二七二、二七五、二九一
近習頭……二〇四
金城……二一二、二三〇、二五九、二九八、三〇三、三〇五
金城清松……三八四
金城筑登之……一二九、三〇四、三〇五
金城筑登之親雲上……二九八、三一二
金城にや……一三二
金城仁也……一五〇
金城仁屋……一五三
金城村……三三九
金城良栄……三八四
金武枢……二一三
金正華蔡彬……一七六
金正春……一七六
金世銘……一七六

く

久志安之……三〇〇
久志安授……三〇〇
久志安睦……三〇〇
具志堅邑……一四六
具志頭親方文若（蔡温）……一九二、一九七、二〇一、二〇八、二一一
具志頭文若……三七八
久志親雲上……三〇〇
具志親雲上……一九三
具志頭間切……三七八
具志頭文若……二九五
虞紹英……二二九
城田親雲上天裕（毛維基）……一八九
城之大按司志良礼……四〇二
城辺町……一〇六
くすくまの大（おお）やくもい・まいくさ……一一五
くすくまの大（おお）やくもい・またる……三八五
久田友雄……二三三
屈姈……一六七、二二八
国頭……一一七
国上思五郎……一〇三
くにかみの大（おお）やくもい・しふたるかね……一一五
くにかミの大（おお）やくもい・ま五ら……一五三
国吉親雲上（梁鏞）……三一二
国吉通事親雲上朝章（向良弼）……三一六
久米郷校……二四九
久米島……一四〇、一七五、二七九、三七八
久米村……三一六
久米邨……八八
くもことまり（雲子泊）……三九二
黒島首里大屋子……二七九
黒島秀雄……四〇二
黒島目差……二四九
建署総理……二七八
愚宗……

くわうとくじ……一一八
桑江朝紀……三八五

貝志頭文若……三七八
黒島目差……三九二

くわうとくじ……一一八
桑江朝紀……三八五
媧　氏……二三三
桷不村（くわふそん）……六六
訓詁師……一八七

け

渓隠安潜……六二
倪　寅……六一
迎恩亭……一五四、一八二
啓聖祠……三一一
慶生泰……六二
景　泰……一九五
経文魁……三一二
桂林寺……三八一
桂林精舎……三八一
けす……一〇六、一一四
げす……八九、一一四
阮維新……一五八、一五九
建閩宗……一八三
源河里之子（し）親雲上朝亮……二八三
軒　羲……二四七
硯　山……二五九
阮　瓚……一七七
憲　章……二一五
建署総理……二七九
愿　宗……二四九
阮大鼎……二一八
憲　臺……二〇七
阮延嘉……一七六
源　徳……九五

こ

呉……二三三
興永栄……二〇八
講解師……一八七
侯　官……三二七
幸喜通事親雲上（陳其瀾）……一五九
幸喜親雲上盛命……一三五
孔　氏……二四六、三一一
衡士栄……一八三
江自煥……一七六
孔子廟……一四三、一八六
荒神堂……七一
高人鑑……三一五～二一、三二三、三二六～三二
工正官……一七七
江蘇長州……二九一
幸地親方良象（馬延器）……一六六
高　帝……二〇〇
洪得勲……二八〇

考右按……一九五
黄　老……二四六
小　湾……二〇七
呉永配……一八四
越来王子朝奇（尚綱）……一六七
越来親方道定……一二八、一三一、一三四
越来親方毛国珍……一五一
古賀善次……三六七
国　師……二二九
小城山……二六〇
国　相……一九七、二一二、二九五
国相法司……一九二
国　場……一六五
国場筑登之親雲上幸道（習国琦）……一五六
国場親雲上王可法……一四七
護国寺……三七二
護国波上寺……三三三
護佐丸盛春……二〇五
呉師虔……一七七
古謝按司朝熹（向世盛）……三一三
小平橋……三〇四
五　典……二〇二
東風平……二一八
東風平親方安度（毛惟新）……三一二
東風平思次郎……一二一
こちひらの大やくもい……一二三
こちひらの大やくもいまうし……一〇六
東風平府……一四六
東風平村……一九九
近衛篤麿……四〇一
古波蔵按司朝宗……一三九
古波蔵親雲上……二九五
古波蔵親雲上程順則……一五六
小波津里之子親雲上（毛鴻勲）……二三〇
胡秉仁……三一二
古見首里大屋子長休……一七一
古見目指安固……一七一
呉　良……九五

さ

斉……二三三
蔡応瑞……一七六
蔡　温……一八三～四、一九二、一九七、二〇一、二〇八、二一一、二二〇、二三九、三七八、三九二
蔡其棟……一九二、一九三
蔡　堅……三六〇
蔡　宏……一九五
蔡国器……一七六
斉　鯤……二八六～九、二九二
蔡　鐸……一三四、一七七
薩　摩……三八八

東風平恵次郎……一二二
斉　鯤……二八六～九、二九二

蔡　鐸……一三四、一七七
蔡　芝……一七七
蔡　氏……三〇七
察侍紀……二一六
蔡汝沃……二九五
蔡　培……二一一～二
在番頭……一七二
在番監官……三九三
蔡　宸……七三
西方寺……三八一
先　島……四〇一
崎原里之子親雲上恒孝（英克明）……二二五
崎間筑登之親雲上……二〇一
作原川……三九二
佐久眞盛珠……三〇〇
冊　封……一三四
冊封正使……一九四、二四七、二五〇、二五二、三三一
冊封副使……二三五、二五一～二
冊封琉球国王正使……一四二
冊封琉球国王副使……一四五
佐久本朝願……三〇〇
さしき（佐敷）……八九、一〇六、二二四
察侍紀官……二〇七
薩　州……三七七
察　度……八七、一八九、二六〇、二六二
薩　摩……三八八
さとぬしべ（里主部）……八九、一〇五
里ぬしべ……一〇二
里主べ……九六、一〇三、一一六
佐渡山親方（毛光国）……二九八
佐渡山親方安春（毛光国）……二九五
佐渡山親方安村（毛承翰）……一六一
佐渡山親方（毛国瑞）……一四七、一五〇、一五二
査秉徳……一七六
座間味筑登之親雲上秀博（片秉衆）……一八三
山　英……一三九
賛儀官……三一二
三司台……一七八
三司令官……三七八
山東膠州……二九一
山陽姓……三九二、三九四
三良山城……一六三
三離橋……一七一

し

子　羽……二一七
塩野義三郎……三六七
塩野吉兵衛……三六八
識　名……九〇
識名親方（毛見竜）……一五二

識名親方安依（毛見竜）……一五六
識名親方朝栄（向汝楫）……二〇八、二一一
識名親方盛命（毛起竜）……一六六
識名里主……三〇〇
識名親雲上……三〇〇
識名親雲上安親……一三一
志喜屋親雲上道賢……一三五
侍紀官……二一〇
紫巾官……一七七、二〇七、二一〇、二一四、二一六、二八一、二九七
紫金大夫……一七五～六、一九五、二八〇、三一〇
紫金大夫蔡堅……一七五、三〇六
志堅原親雲上宗相（孟内儀）……一五六
侍　講……二三五、二四七、二五一～二
師　谷……二一七
子思子……三一一
持増光雄……三九四
四川涪州……二九一
志多伯里之子親雲上諱廷佐……三四三
実録錦纂修官……二六七
しまおそい大さと（島添大里）……八九
島　尻……一六七、二〇〇
島添大里……二六〇
島　袋……二一二
島袋監督官……三九二
島袋里之子親雲上……三九二
島袋常精……三八五
島袋全信……三八五
島袋筑登之清全……一三六
島袋筑登之親雲上……二一七
島袋筑登之全識（袁文煕）……二九五
下儀保……二八二、二八三
しもしまじり……一〇六
下しまじり（下島尻）……八九
下地玄信……三六七
下天妃……三八二
志茂渡親雲上真浄……一三二
しやうねい……一一三
釈周雍……七〇
釈檀渓……九九
しやなの里主……一〇四
謝名村（じゃなむら）……一八九
修……三〇七
周　易……一七五
重　温……一六八
周　公……一七五
周　煌……二三五、二三八～四〇、二四二～五、二四八、二五一～三、二五五～六
周国俊……一三一、一七六
秀才若……一八七
秀才陳……一九二
秀才等……一八七
向其聖（しょうきせい）……一七七

秀才等……一八七
重次……一六八
修葺奉行……一八〇
秀昌……一六八
修造奉行……一九七
習得功……二八〇
叔梁公……三二一
宿藍田……一七六
種桂……七七、八〇
種桂叟……六八
首里……七八、八五、八六、八八、九六、一〇〇～三、一一三～四、一一六、一二三、一三三、一九九、二〇二、二一四、二二四、二三八～九、二八三、三一〇、三九三
守礼之邦……一四三
舜天……八七、九八、一〇〇、一〇八、一一五、三一〇
舜禹……八七
春秋……一七五
昭威……二二四
正一品……一四二、一四五
向元良……一七七
尚円……二六〇
尚円王……二二四
向永秀……二一二
向延宝……二八〇
向央也……二二五
向其聖……一七七
向宜功……二二九
尚敬……一七〇
尚敬王……三七八、三九三
向傑……二一一
向傑察……二一〇
向倹徳……二三九
尚元……一〇八
尚元魯……三一二
常健……二一一、二三一
尚弘毅……一五一、一七七
向克階……一八三
向弘烈……二〇七、二〇八
向氏……二八三、二八四
向自彊……三〇三、三〇五
向自明……三〇三、三〇五
尚周……二一二、二七九
尚周義村王子朝宜……二一二、二八〇
向受祐……一八一、一八三
向松……二〇四
向承訓……三〇三、三〇四
尚象賢……一七六
向汝楫……二〇八、二一一
尚真……六五、七五、七七、八〇、二六〇
尚真王……六七、七二、八一、八二、八七

尚真帝王……一三七
尚　清……九六、九八、一〇〇、一三九
尚清王……一八九
向積善……一八三
向世盛……三一二
蔣全保……二一七
承　祖……一七九
尚宗賢……一八九
尚　尊……三六〇
尚大烈……二九七
尚大烈読谷山王子……二九七
尚大烈読谷山王子朝効……二九五
尚　忠……二二四
章朝佐……二一七
尚　貞……一二七、一三〇、一三三、一四六、一七一
向禎図……一八四
向延棟……二〇四
尚　徹……一九二、一九七、二〇一
向天迪……二一二、二七九、二八〇、二八一
松堂親雲上……一七九
松堂親雲上（陳其湘）……一八〇
向得功……二二九
尚　寧……一一五、一二〇、一三三
尚寧王……三七七、三八一
向文思……一八一〜三
向文郁……二九八
向文竜……二八一
向邦憲……三一二
向邦正……二九七
城間盛安……四〇一
城間太郎金……一一七
城間筑登之清安……一五六
城間筑登之親雲上清安……一六一
城間筑登之親雲上清安（欽安善）……一六七
城間尓也……一八四
城間親雲上朝紀……二八四
尚　祐……一七七、一七九、一八三
尚　容……三〇三、三〇四
向良顕……一九〇
向良弼……三一二
向和憲……一八一、一八三、一九〇
向和声……一九〇、一九二、一九七、二〇一、二〇八、二一一
署総理司……二八一
徐澄斎……二五五
徐葆光……一八五、一八八、二九〇
しより……一二一
白川浜……二六三
白保川……三九二
城田親雲上天祐……二二四
神応寺……二九七
新里親方馬正輝……一四一
親里里之子親雲上紹里（温良直）……一九二

新里親方馬正輝……一四一
親里里之子(し)親雲上紹里（温良直）……一九二
親里里之子(し)親雲上朝行（向積善）……一八三
新里仁栄……三八五
新里筑登之親雲上知通……一三二
新里親雲上良起……一三五
神山蔡能……三三六、三三七
進　士……一四五、二六七
紳士鍾瑾……一七六
新城吉太……三八五
新城半次郎……三八五
秦　皇……一九二
新谷石材店……三六八

す

瑞　興……九一
瑞　泉……一八五
水入山……二五七
瑞芳室宮城邦弼……三九九
鄒　魯……三四八
末吉(すえし)親雲上（蔡温）……一八四
瑞慶覧里之子(し)親雲上安旨（毛維沢）……二八〇
砂川清……三八五
砂川中学校……四〇二

せ

正議大夫……一七六、一八三、二〇八、二一〇
聖　書……三九六
浙　西……三一八～二〇、三二二～三、三二五
世持橋……一六五
世持済橋……一六六
勢　頭……二〇四
勢頭佐敷仁也……一四一
勢頭山……二五九
摂　政……一五五、一五八、一六一、一六六、一七九
勢理客……一五一、一五三
勢理客橋……一五一、二〇七
勢理客親雲上賢全……一三五
全　魁……二三六～八、二四〇～三、二四七、二五〇、二五二、二五四、二五七、二五八、二八九
仙　岩……八七
仙岩叟……八七
銭　唐……三二七

そ

宋……二三三
総　官……二三二、三八八
双亀橋……二二〇
崇元寺……九二、九四

滄　江……三四七、三四九～五一、三五三、三五五、三五七、三五九
曽　子……三一一
曽　氏……三一一
総地頭職……三七八
増上寺……三八一
宗　仁……一三七
総奉行……一二四、二九八
添継御門……一〇〇、一〇二
楚水氏……一七九
そのひやぶ……八四
そんとん……九六、一一三

た

大　禹……一三〇
泰久王……二〇二
太　史……二八八、二九〇
大親官……二二五
太　祖……一〇〇
太祖高皇帝……七二
大中大夫……一三九
大　夫……一七六
太平山……八二、二五九、三六六
太平山島……三六六
平良恵若……二六四
平良恵政……二六三
平良真牛……四〇一
平良真順……三八四
平良正……三八四
平良辰雄……三八八
平良筑登之親雲上幸佐（習得功）……二八〇
平良親雲上恵治……二六四
平良親雲上恵通……二六三
臺　湾……二四八
高江洲筑登之親雲上……二一二、二八三
高江洲にや……一六三
高奉行……二一八
高真佐利屋……二六三
高真佐利屋原……二六三
高嶺親方盛富（毛光炳）……一六六
高宮城里之子実春（真尊仁）……二一二
高安仁也……二三〇
高安尓也常安……二一一
高吉建永……三〇〇
高良憲恒……三〇〇
高良慎正……三八四
多嘉良里之子親雲上……二一三
高良親雲上盛伝（毛景文）……二〇八、二一一
沢　岷……九〇
沢岷親方朝衛（向傑）……二一一
沢子大臣……一〇八
大工廻親雲上……三〇〇

平良恵政……二六三
沢子大臣……一〇八
大工廻親雲上……三〇〇
竹内万兵衛……三六七
竹田筑登之親雲上長宣……一三二
嵩原安応……三〇〇
嵩原安英……三〇〇
嵩原安輝……三〇〇
嵩原親方安執（毛国棟）……二一二、二八〇、二九五、二九八
嵩原安郁……三〇〇
高原親方安依（毛見竜）……一五八
嵩原里親雲上……三〇一
嵩原里主……三〇〇
嵩原親雲上孝良（文克彩）……一五六
田島親方翁平治平……一五一
田島俊三……四〇二
田島保久利……三七〇
多田良親雲上……一五一
多田良親雲上宣親……一三一
田多良親雲上宣親……一三五
立岸……二五七
立岸村……一三一
棚原親雲上……一五一
谷田親雲上元旦……一三五
田原……三六九
田原川……三六九
たまおとん（玉稜）……七八
玉陵段（たまおどん）……一三九
玉城……三一二
玉城三郎……三八四
玉城親方……三〇〇
玉城筑登之親雲上……二八〇
玉城親雲上朝薫（向受祐）……一八三
たまぐすくの大やくもい……一二二
玉寄筑登之長賢……一五三
たるかねもい・たくしの大いやくもい……八九
痰庵……六一
檀渓……一〇一

ち

ちうさんわう……一一三
智恩院……三八一
筑登之座敷……三九二
地頭……一二八、二三二
知花親方……三〇〇
ちへねん（知念）……八九、一〇六
長史……七六～七、二一七
長史司……一三九、一四七
長史大夫……一四一
長重……三九三
趙新……三四六～五五、三五七

長生……二一五
趙世勲……一七六
長白全魁……二三六〜八、二四〇、二四二、二四七、二五〇、二五二、二五四、二五七、二五八
趙文楷……三〇六
中華……八一
中議大夫……二九五、三三六〜七、三四三
中国……五九
中山……一五四、一六〇、一六五、一九六、二二四
中山王……九六、九八、一〇五、一〇八、二三六〜七、三〇八、三三七
中山王府……一四六
中山国王……六二
中山府……六七、九一、一〇〇
柱延材……一八三
知念里之子親雲上政喜（東維藩）……二一七
知念誠太郎……三八四
知念筑登之親雲上……二八〇、三〇三、三〇五
知念筑登之親雲上定常……二〇八、二一一
知念仁也……二三〇
知念尓也定良……二一一
知念尓也定食……二〇八
陳其湘……一七九、一八〇
陳義……七二〜四
陳昌言……一九三
陳初源……一七六

つ

ツイクローフ……三六七
通事……一七六、二〇〇
通事官……一四三
津覇親方朝房（向松）……二〇四
津波古尓也……一六一
津覇里之子朝臣（向廷棟）……二〇四
津波親雲上重好……一三五
鶴城……一六八

て

停雲楼……二五五、二七一
鄭嘉訓……二九五
鄭玖……七三
鄭謙……一九五
鄭謙査……一九五
鄭弘良……一二八
鄭国柱……一八三
鄭国楨……二〇八、二〇九
鄭師谷……二一七
程順則籠文……一五五
程君順則……一八七
程順則……一七六、一七七、一八七、一九四
鄭章観……二八一
鄭職良……一七六
程泰祚……一七六
独逸……三六六〜八
独逸皇帝……三六七
徳国……三六六

陳初源……一七六
鄭章観……二八一

鄭職良……一七六
程泰祚……一七六
鄭廷極……一七七
鄭秉哲……一九七、一九八
鄭文奄……二〇〇、二一二、二二〇
程　璉……七二～三
汀志良次村……一五八、二〇四
哲　王……一九九
照屋清五郎……三八五
照屋筑登之……二六三
照屋筑登之親雲上全洪（陶思倹）……一五六
照屋筑登之親雲上長好（明元徳）……一九二、一九七
照屋孚彰……三八五
照屋孚詮……三八五
天　后……二三三、二四九
天后莆田……二四九
天　尊……一九四
天孫氏……二三八
天徳山円覚禅寺……二一〇
天徳禅関……二一〇
天女堂……二一〇
天女橋……二一〇
天妃宮……一四三、一九四

と

独　逸……三六六～八
独逸皇帝……三六七
徳　国……三六六
唐……一二三
湯……一七五
東維藩……二一七
唐　栄……一六八、一九八、三二〇、三三六～七、三四三
当川盛淳……三八四
洞　観……一〇九
同　治……三四〇、三四三
東体義……二一七
童能秀……二〇〇～一
東浜茂志比……三七〇
桃原（とうばる）筑登之知念尓（に）也……一九八
当原（とうばる）筑登之親雲上……一九三
当間重禄……三八五
当銘親雲上翁能賦……一四七
頭　目……二六三、三六〇
当山正堅……三六八
当山筑登之忠炉往（克恭）……二〇四
渡嘉敷唯動……三八四
渡嘉敷親雲上真房（麻時秀）……一八四
徳　王……二〇二、二〇三、二二四
督饗官……一七七
徳　公……三八一

督工官……一七六
督工奉行……二一一、二八一
徳　田……三〇〇
渡口港……一七八
渡口精鴻……三八四
徳永芳次郎……三六七
渡久原兼列……三〇〇
当蔵むら……三〇〇
当蔵村……二八二
渡慶次筑登之賀勢（薛肇新）……三一二
登根里之子親雲上（金鑑手）……一九八
渡地村……一八二
督工官……二〇〇
渡名喜……二八五
漁名喜親方（武得績）……二九七
渡名喜里親雲上宗有……二八四
渡名喜里之子親雲上庸定（殷有慶）……二一一
渡名喜親雲上宗珍……二八四
泊　港……二一四
泊高橋……一六〇
泊　橋……二一四
泊　村……一六〇、二六二、二六三、二八〇
富島親雲上良連（馬文彬）……一九二、一九七
富永実忠……三八四
富原守昭……三八四
冨村里主……三〇〇
友寄英傑……三八回
友寄隆晃……三八四
友寄筑登之英宪……一二九
友寄親雲上子供……一五〇
友寄親雲上（葉慕永）……一五〇
友寄親雲上景友（平氏）……一九五
友利隆彪……四〇二
豊平（とよだいら）親雲上良全（馬執宏）……一六六、三一二
豊見城……一五七、一六五
とよみくすく（豊見城）……七九、八九
豊見城按司……三〇〇
豊見城王子朝匡（尚裕）……一七九、一八六
豊美城思符多……一二一
豊見嶺親雲上盛幸……二〇六
とよみくすくの大（おお）やくもい……一二二
とよミ城の大（おお）やくもいまうし……一一六
豊見城真牛金……一一七
とよミもり（豊見森）……八八
豊見親……二六三

な

仲　井……一六五
仲井真（ま）通事親雲上（鄭国柱）……一八四
仲栄真筑登之親雲上兼廉……二〇一
中頭（なかがみ）……一六七
長嶺親雲上崇宣（武和心）……二〇三、二〇五

富原守昭……三八四
仲栄真筑登之親雲上兼廉……二〇一
長嶺親雲上崇宣（武和心）……三〇三、三〇五
仲村親方……三〇〇
仲村渠仁屋……二〇四
仲村渠尓也宜房……二〇八、二一一
仲村渠筑登之親雲上……二〇四
仲村渠親雲上……三〇一
中村柄仁也……一五八
中村十作……四〇一
仲村朝富……三〇〇
仲本秀才（陳昌言）……一九三
仲本将佐……三八五
仲本筑登之兼教（経文魁）……三一二
仲吉朝端……三八五
今帰仁……二二九
今帰仁按司……三九二
今帰仁王子朝忠……二二四
今帰仁親方重倫……一三四
今帰仁宗真……一三七
名城親雲上政安……一五三
名蔵川……三九二
名　護……二二八
名護按司……三〇〇
名護親方（程順則）……一九五
名護里之子親雲上良世（馬国器）……一九七
名護太郎金……一一七
中頭（なかがみ）……一六七
中くすく（中城）……七九
中城（なかぐすく）……二〇五
長廻（ながさこ）……二九四
長廻筑登之親雲上（ながさこ）……二九四
仲里信輔……三七〇
仲里朝貞……三八五
仲宗根康茂……二二五
仲宗根玄慢……三六七
仲宗根筑登之親雲上康茂（孟宗紀）……二二五
仲田親方朝重（向世俊）……一五八、一六一
仲高嘉尚……三八五
長田筑登之親雲上全満……一七一
仲地紀晃……三八五
中西筑登之親雲上常政……一三五
長浜子孫……一九七
名嘉原里之子盛設（毛増寿）……二一七
名嘉原知晨……三八四
仲程筑登之親雲上通方（呂用裕）……一八三
仲松里之子庸昌（殷死良）……二〇四
仲松筑登之親雲上弥備（洪得勲）……二八〇
名嘉真武光……三八四
仲三重城……一九四
長嶺里之子親雲上崇永（武弘謨）……三〇三、三〇五
長嶺筑登之宗勝……一二九

なこの大やくもい・またる……一一五
那　覇……一二七、一五四、一九四、一九九、二〇七、二一四
那覇官……二九四
奈良原繁……三七二
南　槐……一三九
南山府……六七、二六〇

に

西里浦……四〇一
西平親方宗紀（孟開基）……三一二
西平親方朝叙……一九一
西平良全……三〇〇
西銘筑登之親雲上宗定（建開宗）……一八四
二浄土……三八一
日秀上人……三一三、三一四
尼　父……二四七
饒波親雲上（梁鼎）……二〇一
饒平名紀順（によへな）……三八四
任克恭……二〇四
任吾孝……二〇四

ね

祢覇親雲上……三〇〇

の

能満寺……三八一
野　国……二三一、二三二
野国親方正恒……二三二
野国総管……三七七
野国蕃初……三七七
野国親雲上（楊応春）……二九七
野国村……二三二、三七七
野崎筑登之親雲上真充（麻其俊）……一八四
野原盛保……三七〇
野村親方安察（毛慎思）……一九二
野村親方朝厚（向邦憲）……三一二

は

馬為顔……三〇八
沛　公……二〇二
馬異才……二九五、二九八、三〇二、三〇四
梅祖光……一九七
梅春伝……一八四
馬允中……三三六～八
はえばら……八九
南風原掟……一八〇
南風原親方守周……一八〇
南風原親方守周（阿天秩）……一七九
南風原朝保……一四六、三八六
南風原府……一四六
浜松哲雄……三八四
漢布海口（ハンプルグ）……三六六
馬応昌……二八〇
萩原村……一三一

馬応昌……二八〇
萩原村……一三一
伯陽父……一八一
馬獻図……一七七、一七九、一八三
覇江……一八一
馬国器……一九七
巴志……二二四
馬歯山……二九三
馬執宏……三〇三、三〇五、三一二
馬世竜……二一六
鉢嶺清懐……三八四
鉢峯親雲上喜知……一二八、一三五
鉢嶺親雲上喜知……一五六、一五九
波照間親雲上……一七〇
馬徳懋……三一二
花城里之子親雲上朝恒……二八三
花城善著……三九五
花城与人……三九三
花くすくの大やくもい・ま五ら……九七
花くすくの里主……一〇四
羽地……二二八、二二九
羽地郡……二二〇
波平親雲上栄紀（毛従福）……一八〇
馬文瑞……二一二、二八〇
馬文彬……一九二、一九七
浜松哲雄……三八四
漢布海口（ハンプルグ）……三六六

ひ

比嘉……二一二、二三〇、二八〇、三〇三、三〇五、三一二
東恩納寛惇……三八三
東恩納盛顕……三〇三、三〇五
東恩納里之子盛顕（翁善述）……三〇三、三〇五
比嘉賀善……三八五
比嘉筑登之……一三六、二三二、三〇三、三〇五
比嘉筑登之安次……二八〇
比嘉筑登之方房……一四七、一五二
比嘉筑登之親雲上……一八四、一九八、二〇一、二〇四、三一二
比嘉筑登之親雲上春凭……二八四
比嘉仁屋……三〇三、三〇五
比嘉良則……三八五
費錫章……二八七、二九二
比謝橋……三七六
比謝村……一七八
眉洲嶼……二四九
比曹娥……二三三
筆架山……二五九
筆山……二五九
宓妃望夫君……二三三
比屋根良任……三八六
南風原府（はえばる）……一四六

平等……二七八
平等宝口……二八二
平尾喜代松……三六七
平田嗣順……三八五

ふ

涪陵周煌……二三八～二四〇、二四三、二五一、二五二、二五三、二五六、三三七～九
フォン・ライヒュ……三六六
奉行……一七九、一九〇、三〇一
福里……四〇一
副使……一九四
福州……三一八、三四六～八、三五一～四
福地親雲上（蔡培）……二一二
副通事……一九七、二一一、二二一、二二五、二二九
福永兼保……三八五
譜久山親方朝見（向倹徳）……二二九
譜久山武慶志……三七〇
副与力……二二五
武弘謨……三〇三、三〇五
冨里加那……三七〇
武氏……二八四
藤原国善……六二
武自勇……二一八
扶桑山……一六八
普都……二四〇
福建莆田……二九〇
武得績……二九八
古堅宗煥……三八五
古堅親雲上盛冨（麻永茂）……一九六
武和心……三〇三、三〇五
文若……一八二
文鎮山……二五九

へ

平安名可親雲上盛恩……二八四
薛肇新……三一二
辺土上原……三九九
辺土宜名真……三九九
辺土小学校……三九八
享思嘻摸（ヘルシスヘイム）……三六六
弁財天女……一六八
弁財女天堂……二一〇
弁連社入観良完……三八一

ほ

豊欽……三六〇
法司……一五一～二、一五八～九、一六〇～一、一六六、一七七、一七九、一八三、一九二、一九七、二〇一、二一四、二三九、二八〇、二九五、二九七
法司官……一七七、二〇八、二一一、二一二、二二〇
法司衙……二八一
方冊蔵経……二一〇
報得……一九九
真壁按司……三〇〇
真壁筑登之親雲上守信……一二九、一三六
真壁可親雲上……三〇一

扶桑山……一六八
法司官……一七七、二〇八、二一一、二一二、二二〇
法司衙……二八一
方冊蔵経……二一〇
報得……一九九
宝樋……二八二、二八三
法林寺……三八一
彭湖……二四九
保栄茂親方盛祐（毛応鳳）……一七九
外間里之子正登（章朝佐）……二一七
北山府……六七
葆光……一八五、一八八、二五五、二九一
渤海……三五二
保良……四〇一
本善長……一九七

ま

まうしかね・かうちの大いやくもい……八九
前伊江親方……三〇〇
麻永茂……一九七
前川安郁……三〇〇
前川里之子親雲上朝休（向克階）……一八三
真栄城筑登之徳康（玉楊朴）……二一一
前嵩宇登武津……三七〇
前摩文仁親方満恒……一三九
麻温理……一七九
まかねたる・くにかみの大いやくもい……八九
真壁按司……三〇〇
真壁筑登之親雲上守信……一二九、一三六
真壁可親雲上……三〇一
真壁朝佐……三〇〇
真壁朝祥……三〇〇
牧志……一八二
牧志正敏……三八五
牧志宗得……三八五
麻其俊……一八四
真喜与山……一三九
麻元楷……二六〇
真境名安明……三八五
麻時秀……一八四
麻時春……一八三
麻大勲……三一二
真玉城……二〇三
ま玉ばし……八九
真玉橋……一六五
真玉橋親方朝近（向弘烈）……二〇八
ま玉ミなと……八八
又吉里之子盛庸……二〇六
又吉昌徳……三八五
又吉全方……三〇〇
又吉仁也……二三〇
麻朝佐……一八四

松尾山……三八一
松平陸奥守……三九三
松田筑登之親雲上恵典（顕志明）……二八〇
松　茂……三七〇
麻普慶……二六〇
摩文仁……二一八
摩文仁按司……三〇〇
摩文仁按司朝信……一三九
摩文仁親方満恒……一三九
摩文仁親方満辰……一三九
まふにの里主……一〇四
麻平衡……三七七
真和志村……二〇四
真和地間切……三七七
満　洲……二八八、二八九

み

三木佐助……三六七
御　嶽……二九九
美里王子……三〇〇
美里親方安満（毛秉仁）……一九二、一九七、二〇一
港川筑登之親雲上守方……三〇三、三〇五
港川筑登之親雲上守方……一三五
湊川孟順……三〇三、三〇五
嶺仁屋……二八〇
宮　古……四〇一、四〇二
宮古郡……三六七
宮古島……三六三、四〇二、四〇三
都巡検……二四九
都通事……一九二、一九五、一九七、二〇〇、二一三、二一五、二一九
宮城掟親雲上……一七九、一八四
宮城親方忠真（翁欽忠）……一九七
宮城筑登之……一五〇、二八五
宮城筑登之親雲上……一九三、二三〇、二八二
宮城筑登之呂有信……一四七
宮城親雲上（毛応竜）……一四七、一五〇、一五二
宮城邑……一九〇
宮里三郎……三六七
宮里筑登之親雲上兼当……一二九
宮里村……一六三
宮　城……二三〇、二八二、三三八
宮城源信……三八六
宮城松青……三八五
宮城筑登之広重……一五三
宮城筑登之親雲上……二三〇
宮城仁也……一六七
宮城橋……一九一
宮城普喜……三八五
宮平筑登之汀志……二〇四
宮平筑登之親雲上知儀（衡士栄）……一八三
宮平長延……三九二
毛応鳳……一七九、一八三
毛維基……二二五、二二九

湊川孟順……三〇三、三〇五
宮平筑登之汀志……二〇四
宮平筑登之親雲上知儀（衡士栄）……一八三
宮平長延……三九二
ミや平の大（おお）やくもい・まいくさかね……九七
宮良高伴……三九四
宮良長詳……三九四
宮良親雲上長亮……一七一
宮良保備……三九四
閩……三五五
明元徳……一九二、一九七
閩　人……一九四
明世昌……三〇三、三〇五
閩　中……三二〇、三二三、三二四

む

無　系……二八五
武弘謨……三〇三
むた比屋根……一六三
村田精成……三八五
武和心……三〇三

め

明倫堂……一八七、二七八、三二六
銘苅（めかる）正太郎……三八五
銘苅（めかる）筑登之親雲上春方（駱喩義）……一六七

も

毛応鳳……一七九、一八三
毛維基……二二五、二二九
毛惟新……三一三
毛維沢……二八〇
孟開基……三一三
毛景文……二〇七、二〇八、二一一
毛健元……二一四
毛鴻基……二〇一
毛光国……二九五、二九八
毛鴻勲……二三〇、三一二
毛興祚……一七八
毛国珍……一七七
毛国棟……一七七、二一二、二八〇、二九五、二九八
毛　氏……一一一、二八四
孟　子……三一一
毛従福……一八〇
毛慎思……一九二
毛成謀……二一一
毛世輝……三〇五
孟宗紀……二二五
毛増寿……二一七
毛　孫……三七〇
孟孫子……三一一
毛泰永……一五一、一七七
毛超群……二一三

毛長美……一八三
毛秉仁……一九二、一九七、二〇一
毛邦俊……二〇一
毛輔徳……二九九
毛良茂……一七七
牧浩橋……一七八
本部……二一六
本部按司朝智（向文思）……二二八
森川……一八三
もろこし……一八九
九六

や

八重山……三九二、四〇一、四〇二
八重峯……一七〇
屋嘉比里之子政宜（東体義）……二一七
屋嘉比親雲上重治……一三五
屋宜親雲上（鄭国楨）……二〇九
屋部親方有光（鄭章観）……二八二
屋部港……二二八、二三九
屋部里之子（鄭文竜）……二〇一
屋部親雲上（鄭文竜）……二一二
山内親方昌方……一三一
山内親方盛方……二一一、二〇六
山川親雲上重景……一三一
山城興忠……三八五
山城秀正……三八五
山城正心……三八三
山城正忠……三八五
山城健男……三八五
山城筑登之正命（胡秉仁）……三一二
山城筑登之親雲上恒因（與永栄）……二〇八
山城親雲上清忠……一七一
山田……二〇五
山田忠策……三六七
山中運輸株式会社……三六七
山之端松正……三八六
やらさもり……一〇五
やらさもりくすく……一〇六
屋らさもりくすく……一〇七

ゆ

佑実……一九七
右筆……二一五
友弟……一三八
湯屋前……三六〇
喩嘉義……二〇八、二一一

よ

葉永盛……二〇一
葉嘉慶……二二五
葉嘉祥……二〇一
雍其鴻……一八三
読谷山間切……一八〇
よむたもさの大やくもい……一二二
世寄橋……一六五、一六六

山城興忠……三八五
葉嘉慶……二二五
葉嘉祥……二〇一
雍其鴻……一八三
楊応春……二九八
葉自奐……一八〇
楊大壮……二一五
揚文弼……二〇四
楊文彬……二一五
葉慕蒋……一七九
与儀清隆……三八四
与座村……二一八
吉田安盛……三八四
吉田里之子親雲上安興（金弘譲）……二一七
吉浜筑登之親雲上実孝（眞紹英）……二九五
吉　見……一七〇
よそいもり……八八
与那覇親雲上……三〇〇
与那原親方（馬異才）……二九八
与那原親方良応（馬異才）……二九五
与那原親方良綱（馬徳懋）……三一二
与那原親方良頭（馬文瑞）……二一二、二八一
与那原筑登之春村（駱得恭）……二〇八
読谷山……一三九、一七八、二〇五
読谷山按司朝以……一三九
読谷山王子朝宗……一三九
読谷山太郎……一二二
読谷山間切……一八〇
よむたもさの大（おお）やくもい……一二三
世寄橋……一六五、一六六
寄上森……一六八
与力役……二二五

ら

駱　氏……二八三
駱得恭……二〇八
藍　玉……一二一

り

六　経……一八七、三一〇
李善長……一九二
竜　王……一九四
流　虬……二三三
琉　球……五九
琉球語……三九六
りうきうこく……一一三
琉球国……八七、九一
琉球神道記……三八一
柳思英……一七七
竜　潭……二一〇、二七九
梁簡文……三二二
梁律得済氏……一六一

領長史……一七九
梁珍材……一七七
梁　鼎……二〇一
梁鼎廷……二〇〇
梁　能……七二～四
良親雲上雍挙祚……一五一
梁邦基……一二九、一三六、一七七
遼　陽……二八八
梁鏞国吉……一五〇
臨海寺……一八二、二四三、二九二、二九三
臨海橋……一五五
林　公……一九四
林鴻年……三一四～三一七、三一九、三二一、三二六～三三四
林　氏……二四九
麟　焻……二五五
藺承順……二九四、二九五
林麟焻……一四五、二九〇

ろ

魯　益……一七七
呂用祐……一八三

わ

和宇慶親雲上……二〇〇
若文子（わかてくく）……三九二
湧稲国親方盛昌（毛邦秀）……一五六
湧田村……一三九
和　氏……二〇〇
汪検討……二五五

和字攷索引……三〇〇
若文字（わかてくく）……三九二

著者略歴

大正　六　年　長野県に生まる
昭和二十五年　東京文理科大学漢文科卒業
昭和三十七年　文部省の派遣講師として沖縄にわたる
現在　信州大学教育学部助教授

著書

筆順辞典
甲骨学研究序説
現代の書写・書教育
沖縄文化の研究
文字から見た沖縄文化の史的研究

琉球国碑文記

定価　一九五〇〇円

昭和四十五年三月二十日　印刷
昭和四十五年三月三十一日　発行

著者　塚田清策
発行所　財団法人　学術書出版会
東京都千代田区神田神保町一ノ六〇
赤石第一ビル内

発売所　啓学出版株式会社
東京都千代田区神田猿楽町二ノ三ノ一
萩原ビル
電話　東京（二九一）六一五五―七
振替東京　一〇九二八六

© 1970 塚田清策　印刷所　三美印刷　製本所　徳住製本